

令和3年第1回（3月）定例会

東伊豆町議会会議録

令和3年 3月4日 開会

令和3年 3月22日 閉会

東伊豆町議会

令和三年

第一回〔三月〕定例会

東伊豆町議会議録

令和 3 年第 1 回 東伊豆町議会定例会会議録目次

第 1 号 (3月4日)

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会の宣告	3
○議会運営委員長の報告	3
○開議の宣告	4
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告	5
○施政方針	6
○一般質問	16
楠 山 節 雄 君	16
内 山 愼 一 君	33
栗 原 京 子 君	45
笠 井 政 明 君	56
鈴 木 勉 君	65
○散会の宣告	77

第 2 号 (3月5日)

○議事日程	79
○出席議員	80
○欠席議員	80
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	80
○職務のため出席した者の職氏名	81

○開議の宣告	8 2
○議事日程の報告	8 2
○一般質問	8 2
稲 葉 義 仁 君	8 2
山 田 直 志 君	9 0
西 塚 孝 男 君	1 0 9
藤 井 廣 明 君	1 2 3
○発議第 1 号 東伊豆町議会委員会条例の一部を改正する条例について	1 4 4
○発議第 2 号 東伊豆町議会会議規則の一部を改正する規則について	1 4 5
○議案第 4 号 東伊豆町財政調整基金設置条例の一部を改正する条例について	1 4 6
○議案第 5 号 東伊豆町お試し移住体験施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	1 5 2
○議案第 6 号 東伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	1 5 5
○議案第 7 号 東伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例について	1 5 7
○議案第 8 号 東伊豆町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	1 5 8
○議案第 9 号 東伊豆町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	1 6 0
○議案第 1 0 号 東伊豆町営海浜プールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	1 6 2
○議案第 1 1 号 東伊豆町都市計画審議会条例の一部を改正する条例について	1 6 5
○議案第 1 2 号 東伊豆町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について	1 6 6
○議案第 1 3 号 東伊豆町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例について	1 6 8
○議案第 1 4 号 公の施設の指定管理者の指定について（北川地区防災センター）	1 7 0
○議案第 1 5 号 令和 2 年度東伊豆町一般会計補正予算（第 1 2 号）	1 7 1
○会議時間の延長について	1 8 0
○議案第 1 6 号 令和 2 年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）	1 8 1
○議案第 1 7 号 令和 2 年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	1 8 5

○議案第 18 号	令和 2 年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	187
○議案第 19 号	令和 2 年度東伊豆町稲取財産区特別会計補正予算（第 1 号）	190
○議案第 20 号	令和 2 年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第 5 号）	192
○散会の宣告		195

第 3 号 （3月8日）

○議事日程		197
○出席議員		197
○欠席議員		197
○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名		197
○職務のため出席した者の職氏名		198
○開議の宣告		199
○議事日程の報告		199
○議案第 21 号	令和 3 年度東伊豆町一般会計予算	200
○議案第 22 号	令和 3 年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算	200
○議案第 23 号	令和 3 年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算	200
○議案第 24 号	令和 3 年度東伊豆町介護保険特別会計予算	200
○議案第 25 号	令和 3 年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算	200
○議案第 26 号	令和 3 年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算	200
○議案第 27 号	令和 3 年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び 西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算	200
○議案第 28 号	令和 3 年度東伊豆町水道事業会計予算	200
○散会の宣告		226

第 4 号 （3月22日）

○議事日程		227
○出席議員		227
○欠席議員		227
○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名		228
○職務のため出席した者の職氏名		228

○開議の宣告	2 2 9
○議事日程の報告	2 2 9
○議案第 2 1 号 令和 3 年度東伊豆町一般会計予算について	2 2 9
○議案第 2 2 号 令和 3 年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算	2 2 9
○議案第 2 3 号 令和 3 年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算	2 2 9
○議案第 2 4 号 令和 3 年度東伊豆町介護保険特別会計予算	2 2 9
○議案第 2 5 号 令和 3 年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算	2 2 9
○議案第 2 6 号 令和 3 年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算	2 2 9
○議案第 2 7 号 令和 3 年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び 西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算	2 2 9
○議案第 2 8 号 令和 3 年度東伊豆町水道事業会計予算	2 2 9
○動議の提出について	2 4 1
○日程の追加について	2 4 1
○発議第 3 号 議案第 2 1 号 令和 3 年度東伊豆町一般会計予算に対する附帯 決議について	2 4 2
○議案第 2 9 号 令和 3 年度東伊豆町一般会計補正予算（第 1 号）	2 4 3
○議案第 3 0 号 指定金融機関の指定について	2 5 6
○同意第 1 号 東伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任について	2 5 7
○同意第 2 号 東伊豆町教育委員会教育長の任命について	2 5 8
○議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について	2 5 9
○閉会の宣告	2 6 0
○署名議員	2 6 1

令和3年第1回東伊豆町議会定例会会議録

議 事 日 程（第1号）

令和3年3月4日（木）午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 施政方針

日程第 5 一般質問

1. 1 番 楠 山 節 雄 君

1) 新型コロナウイルス感染症に伴う町内経済活性化について

2) 施政方針について

3) タイムカプセルの掘り起こしについて

2. 10 番 内 山 愼 一 君

1) 経済対策について

2) ふるさと納税について

3. 5 番 栗 原 京 子 君

1) 新型コロナウイルスワクチン接種について

4. 2 番 笠 井 政 明 君

1) コロナ禍における対策について

5. 12 番 鈴 木 勉 君

1) プレミアム商品券事業について

2) コロナ禍における生活支援について

出席議員（12名）

1 番 楠 山 節 雄 君

2 番 笠 井 政 明 君

3 番 稲 葉 義 仁 君

5 番 栗 原 京 子 君

6 番 西 塚 孝 男 君

7 番 須 佐 衛 君

8 番 村 木 脩 君

10 番 内 山 愼 一 君

1 1 番 藤 井 廣 明 君

1 2 番 鈴 木 勉 君

1 3 番 定 居 利 子 君

1 4 番 山 田 直 志 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	太 田 長 八 君	副 町 長	鈴 木 利 昌 君
教 育 長	黒 田 種 樹 君	総 務 課 長	村 木 善 幸 君
防 災 課 長	竹 内 茂 君	企画調整課長	森 田 七 徳 君
税 務 課 長	福 岡 俊 裕 君	健康づくり 課 長	鈴 木 嘉 久 君
健康づくり課 参 事	齋 藤 和 也 君	農林水産課長	桑 原 建 美 君
観光商工課長	山 田 義 則 君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	国 持 健 一 君	書 記	吉 田 瑞 樹 君
--------	-----------	-----	-----------

開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

○議長（村木 脩君） 皆様、おはようございます。

令和3年東伊豆町議会第1回定例会の開会に当たり、議員の皆様におかれましては公私ともに大変お忙しい中、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会は、新年度予算を審議する重要な議会であります。議会として、町民福祉の向上や町の発展のために十分審議を尽くし、町民の要望する諸施策に対し反映すべく尽力していただきたいと存じます。

なお、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、議員各位におかれましては、本議会におきましてもマスクの着用と手指を清潔に保つなど感染症予防にご協力をいただくとともに、健康管理に努めていただき、議会運営にご協力を賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶とします。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、令和3年東伊豆町議会第1回定例会は成立しましたので、開会します。

◎議会運営委員長の報告

○議長（村木 脩君） 議会運営委員長より報告を求めます。

10番、内山議員。

（10番 内山慎一君登壇）

○10番（内山慎一君） 皆様、おはようございます。

議会運営委員会より、令和3年第1回定例会の運営について御報告いたします。

本定例会には9名の議員の方々より16問の一般質問が通告されております。一般質問の趣旨をよく御理解され、円滑に質疑、答弁がなされますよう御協力をお願いします。

なお、本定例会では一般質問について、時間は60分以内、一問一答方式で行います。終了後、新型コロナウイルス感染症対策として15分の休憩を取り、換気を行います。

また、町長には反問権の行使が認められております。なお、反問に要する時間は制限時間

の60分には含みませんので、御承知ください。

また、質問通告者の中で、掲示板の使用願いが14番議員より、資料配付の願いが11番、14番議員より出されております。

本定例会の提案案件といたしましては、条例の一部改正案が10件、指定管理者の指定が1件、令和2年度一般会計及び5つの特別会計の補正予算案、令和3年度の各会計の予算案がそれぞれ日程に組み込まれております。

なお、議案第21号から第28号までをそれぞれ一括議題とし、討論と採決は各号ごとに行います。

補正予算の説明に関しましては、一般会計はおおむね300万円以上で、特別会計はおおむね100万円以上で説明をすること、また、条例改正案等の説明には新旧対照表または説明資料等を用いるなどにより概要説明とすることが協議決定されました。

令和3年度予算案につきましては、一括上程後に町長の提案理由、担当課長の概要説明を受けた後に1つの特別委員会を設置し、付託案件の御審議をいただくことになります。

また、予算の大綱質疑につきましては行わないことが決定しておりますので、御承知ください。

以上の内容を踏まえて、本定例会の会期につきましては、本日より3月22日までの19日間とさせていただきます。

また、議会運営委員会の所掌事務調査につきましては、議会運営に関すること、会議規則・委員会条例に関すること、議長の諮問に関すること、以上3点を閉会中の継続調査としたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に、本定例会については重要な新年度予算の審議も含め、審議日程をこなしていくこととなります。議員及び職員の皆様には健康管理に十分留意され、スムーズな議会運営に御協力いただきますように切にお願い申し上げまして、議会運営委員会からの報告といたします。

◎開議の宣告

○議長（村木 脩君） これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（村木 脩君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
議事日程に従い、議事を進めます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（村木 脩君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、13番、定居議員、14番、山田議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（村木 脩君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月22日までの19日間としたいと思います。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。よって、会期は19日間と決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（村木 脩君） 日程第3 諸般の報告を行います。

議会閉会中に提出されました例月出納検査及び財政援助団体監査の結果に関する報告につきましては、既に送付しました。

また、議長の出席した会議等の報告につきましては、お手元に資料を配付しました。

会議資料につきましては、議員控室に置きますので、御覧いただきたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第４ 施政方針

○議長（村木 脩君） 日程第４ 町長より施政方針を行います。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 皆さん、おはようございます。

令和３年第１回議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には何かとお忙しい中、御出席を賜り厚く御礼申し上げます。

令和３年度の当初予算案、その他諸議案の御審議をお願いするに当たり、所信の一端と大綱を申し述べて、町民の皆様並びに議員各位に一層の御理解と御協力をお願い申し上げる次第でございます。

新型コロナウイルス感染症の感染対策の決め手となるワクチン接種につきましては、国の指示の下、高齢者の方々から順次、御案内、御予約いただき接種を推進してまいります。国からの指示、情報収集を行い、万全な接種体制を確保し、円滑な接種ができますよう準備を進めております。事業のスケジュールや詳細事項につきましては、今後、町のホームページなどにより御案内してまいります。

ワクチン接種におきまして、町民の皆様の御協力をお願い申し上げます。

未曾有の新型コロナウイルス禍に対応するには、財政出動の拡大が欠かせないものとなっております。政府の令和３年度予算案は、一般会計総額が３年連続で100兆円を超える規模の106兆6,097億円となり、９年連続で過去最大となっております。また、令和２年度補正予算により４月からの次年度を待たずに、１月より切れ目なく歳出需要に対応できるよう、15か月予算で経済対策を策定しております。

なお、国の予算では財源不足を補うための新規国債発行額は約43兆6,000億円と、当初予算ベースで11年ぶりに増加いたしました。政策経費を税収など借金以外の財源で賄っているかどうかを示す基礎的財政収支であるプライマリーバランスは、約20兆3,000億円の赤字となりました。国と地方の長期債務残高は令和２年度末に1,209兆円となり、過去最高を更新し、経済規模を示す国内総生産の２倍以上に当たり、財政悪化は一段と深刻であります。新

型コロナウイルスの収束が見通せず、政府の財政健全化計画目標の達成は極めて困難となっております。

国の令和3年度予算では、コロナ禍を機に構造転換を促す成長戦略を打ち出し、成長の原動力となるグリーン社会実現やデジタル化を重視いたしております。令和3年9月にはデジタル庁が発足し、政府主導によるデジタル化が推進されることとなっており、今後5年間で自治体のシステムは統一、また標準化が進められ、業務の効率化と住民サービスの向上を徹底していくこととされております。

当町におきましては、コロナ禍で変化を迫られる生活に対応するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、これまでに教育現場におけるGIGAスクール整備、シェアオフィス整備や避難所備品整備などの事業を、また感染症の影響を受けている方への支援事業などと併せて推進してまいりました。感染症対策事業につきましては、国の第3次地方創生臨時交付金を財源とし、補正予算を編成いたし、事業推進を図ってまいります。

町内の経済状況は、新型コロナウイルス感染症の影響によるところが非常に大きなものとなっております。言うまでもなく、宿泊・観光業はGoToトラベル実施の有無により大きく左右されるところであります。観光入り込み客が減少することとなりますと、税収の減少はもちろんのこと、町の活力そのものが失われ、その結果として福祉、防災、教育など様々な面で大きな影響が出てまいります。

町内経済への懸念、今後さらに続くと予想される人口減少や税の減収、社会保障関係経費の増加に加えて、多様化する町民ニーズや山積する行政課題に対応するため、また財政健全化を図るためにも、より一層の行政改革が必要であると考えております。

熱川支所の形態見直しや、ごみの有料化をはじめ、学校の統廃合や施設の廃止等、スピード感を持って改革に取り組み、持続可能な町として町政運営を行っていきたいと考えております。

このような状況の中、令和3年度の当初予算はこれまでにない大変厳しい編成作業となりました。

私は、就任以来、「みんなが安心して暮らせるまち、笑顔があふれるまち」を政治信条に、様々な場面を捉え、町民皆様の貴重な御意見を伺いながら、クリーンで開かれた行政運営に取り組んでまいりました。

令和3年度は私の任期最終年度となりますが、この基本となる方針をこれまでと同様に、

町内産業の振興発展、次世代の育成支援、移住・定住の促進、健やかで生き生きと暮らせるまちづくり、安全・安心な環境整備、広域行政への対応とし、着実に推進してまいりたいと考えております。

それでは、予算規模について申し上げます。

まず、一般会計の予算規模は51億7,500万円となり、令和2年度当初予算に対しまして7,500万円、1.4%の減となっております。当初予算の対比では減額となっておりますが、令和2年度からの繰越事業及び今後、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業を予算措置し、切れ目のない事業実施を図ってまいります。

次に、国民健康保険、介護保険など6つの特別会計は合計で33億8,985万1,000円となり、前年に比べ3.3%の増となりました。水道事業会計は、支出ベースで8億4,255万1,000円で、前年対比35.1%の増となっております。

一般会計当初予算の内容について申し上げます。

初めに歳入ですが、自主財源の根幹をなす町税では、町税全体では約2億6,000万円の減収を見込んだところであります。これは償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税について、一定の要件を満たす中小企業者等を対象に2分の1または全額を軽減するもので、約2億5,800万円の減収を見込んでおります。なお、これにつきましては全額、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金により補填されるところであります。また、固定資産税の滞納繰越分においては、令和2年度に徴収猶予した6,100万円を計上いたしておりますが、これを補填するために借入れをした令和2年度の徴収猶予特例債の償還に全額充てることとしております。

これらの特殊要因を除いた実質的な減収額は約6,300万円でございます。町税の約6割を占める固定資産税につきましては、令和3年度が評価替えの基準年度となり、3.6%の地価下落や家屋の経年補正を反映し、減額となることに加え、新型コロナウイルス感染症の影響により入湯税、町民税の個人・法人の減収を見込んでおります。

財源確保における重要な課題である町税の収納率向上を図るため、静岡地方税滞納整理機構の活用による滞納整理をはじめ、賀茂地区1市5町で構成する賀茂地方税債権整理回収協議会との連携を深めるとともに、納税者の利便性を高めるコンビニ収納により納期内納付を促してきたところですが、令和3年度からは、金融機関やコンビニエンスストアに出向いていただくことなく、スマホアプリにより町税が納付できる機能を導入することにより、さらなる利便性の向上を図り、税収の確保に努めてまいりたいと考えております。

地方交付税につきましては、国の予算額は原資となる国税の法定率分が減となりますが、国の加算により前年度を上回る額が確保されることとなっております。国・県からの情報に基づき試算した結果と合わせ、近年の実績も勘案し、前年度比1,000万円増の予算額を計上いたしております。

地方債につきましては、入湯税などの税目について減収分を対象に発行できる特別減収対策債が創設されたため、当町におきましては入湯税の減収に対応するため2,300万円を計上いたしました。地方債合計では、大型事業が完了したため、前年比9,390万円減の4億2,960万円といたしております。

なお、今回の当初予算編成におきましては、ふるさと納税基金を活用いたしておりますが、財政調整基金からの繰入れ措置はいたしておりません。これまで、当初予算で財政調整基金繰入金を予算計上し、決算剰余金を基金へ積立措置してまいりましたが、今回より近年の決算剰余金の状況から見込まれる金額を当初予算において繰越金に計上いたしました。これにより、歳入予算が確保されることとなるため、当初予算での財政調整基金繰入金を予算計上することなく編成いたしました。基金を確保することにより、今後の財政出動、税収等の減額に備えております

一方、歳出におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による減収、さらに今後も影響が続くことから、新型コロナウイルス感染症対応事業を除き、原則、一般財源の増額を伴う新規事業は認めないという予算編成方針の下、限りある財源をより効果的・効率的に配分いたし、必要な施策を着実に推進していくための予算を編成いたしております。

それでは、令和3年度の具体的な取組の概要を御説明いたします。

最初に、町内産業の振興発展についてであります。町の機構改革を実施いたします。現行の農林水産課、建設課及び観光商工課を再編いたすもので、観光商工部門と農林水産部門の連携強化を図り、地域産業の振興発展に、より迅速かつ柔軟な対応を図るため、観光産業課を新設いたします。なお、工事関係等においては、効果的かつ効率的な事業実施を図るため、建設課に農林水産関係整備部門を設置し、建設整備課を設置いたします。

当町の主力産業であります観光関係につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響から、令和2年度の入湯客数が前年度に比べ過去に例を見ない大幅な減となります。G o T o トラベルなど、国の強力な観光需要喚起策により、昨年8月以降は順調に回復傾向をたどってきましたが、12月になると新型コロナウイルス第3波の感染拡大の影響で、緊急事態宣言が11都府県に発令されたことにより、G o T o トラベルの中止から客足が急速に遠のき、

再び宿泊施設の経営悪化が懸念されているところです。

そのような中、インバウンドによる海外旅行者の誘客が見込めない状況もあり、国内需要の取込みを念頭に情報発信を行っていくことが重要となります。特に細野高原すすきイベント、雛のつるし飾りまつり、ほたる観賞の夕べ、ムーンロードなど主要な観光イベントについては、さらなる認知度アップを図り、コロナ禍にあっても安心して楽しんでもいただける環境づくりをしていきます。特に稲取細野高原につきましては、昨年より町の観光協会、稲取地区特別財産運営委員会において検討委員会を立ち上げ、その利活用や管理運営方法について議論を重ねております。

今後も新型コロナウイルス感染拡大の影響により、入湯客数の増減が繰り返されることが想定される中、必要な感染対策を講じながら、いち早く観光需要の取込みに対応できるよう、関係団体と連携を取りながら対応を図っていきたいと考えております。

商工関係ですが、昨年、新型コロナウイルス感染拡大の影響からの売上げ減少による資金繰り悪化については、日本政策金融公庫による融資のほかに、中小企業・小規模事業者向けの静岡県制度融資として「経済変動対策貸付制度」が創設され、多くの事業者が利用されております。この貸付制度は、引き続き延長されることから、資金対策が担保される状況となっております。町といたしましても、これらに関連する認定事務を着実に実施し、また利子補給についても引き続き予算確保を図っていきます。

コロナ禍において、新たに商売を始めたいということで、創業支援に対する需要が昨年より高まっております。これらについては商工会と協力し、創業セミナーを受講していただき、事業計画の策定を経て、開業までを支援する制度で、開業後も経営指導し、事業の継続を後押ししてまいります。

農業分野におきましては、農業経営振興会が行う各部会の自主事業を支援し、農業者の経営安定や所得向上に努めてまいります。5期目として昨年度から継続された中山間地域等直接支払制度は、引き続き9つの集落で今後も農村の景観保全活動が行われます。これらの活動に携わる方々への支援を実施してまいります。

水産業分野におきましては、伊豆漁協稲取支所が行う「資源を守り・育てる漁業」のための各種事業を支援してまいります。

次に、次世代の育成支援についてであります。

学校教育関係では、これまでの検討を踏まえ、小中一貫教育の方針により環境整備を進めたいと考えております。令和3年度には新型コロナウイルス感染症流行のために令和2年度

に開催できなかった保護者また地域の方々への説明会を実施し、御意見をいただく予定となっております。

また、町の少子化傾向が続いていることから、幼児教育施設につきましても運営方針を早急に判断する必要があるため、学校教育環境整備委員会におきまして、これからの幼稚園の在り方を検討していく所存でございます。

学校における外国語教育は、年々必要性が高まり、小学校においても必修化しております。そのため、当町でも国の制度を活用し、アメリカから講師を招いて小中学校はもとより、幼稚園においても英語の指導をしていただいておりますが、現在の講師の方が3年間の任期を終えました。このため新たなアメリカ人講師の推薦をいただいております。子供たちにネイティブな英語に触れてもらうため、継続して外国語教育を推進していきたいと考えております。

現在、国のGIGAスクール構想により追従していく中で、当町の学校施設においてもICT関連機器の導入を完了し、教育現場にて活用を図っているところであります。令和3年度は、この環境を最大限生かした教育を進めていくことを目標に、ICT支援員の配置を計画しております。教職員の研修とともに、学校のハード環境、ソフト環境、双方の活用支援を委託し、教育環境の充実を図っていきます。

社会体育関係では、令和2年度に町立体育センターの改修工事が完了し、3月8日から貸出しを再開する運びとなりました。アリーナの床やトイレ、照明設備など見違えるようにきれいになり、気持ちよく利用していただける施設となっております。コロナ禍も終焉を迎えていない昨今ではありますが、万全な感染防止対策をした上で、スポーツ等に御利用いただければと存じます。

次に、移住・定住の促進についてであります。

令和3年度はさらなる関係人口の構築に取り組んでまいります。その一環として、間もなく改修が終了するイーストドックを拠点にワーケーションの促進に取り組みます。当町を訪れる方の選択肢を増やし、多様な人材に当町に興味を持っていただくきっかけづくりとして、ワーケーションは有効な手段になるものと考えております。まず、令和3年度はモニターツアーなどを行い、ワーケーションに対するニーズを把握したいと思います。

また、現在利用されていない、ふれあいの森管理棟を芝浦工業大の学生が中心となり改修して、町内で活動する大学生等が滞在できる施設とし、若い人がより活動しやすい環境を整備するとともに、ワーケーションでの活用についても考えてまいります。

現在、移住を検討する際に、まち中に賃貸や購入可能な住宅が不動産市場にあまり流通していないという課題があります。既に運用が進んでいる1か月以内の滞在が可能なお試し移住施設は、賃貸や購入はできないことから、当町を気に入った場合には新たに住宅を探す必要があります。そこで、新年度より、空き家となったまま活用されていない住宅を町が借り上げて長期滞在を可能とし、移住を決めた際には、その住宅をそのまま賃貸または購入できるような仕組みの構築に取り組みます。現在、空き家になっている住宅を所有されている町民の方には、ぜひご協力をお願いいたします。

次に、空き家対策についてですが、町では平成27年度から空き家バンクを運用しています。しかし、現状では移住者から希望の多いまち中の物件の登録が非常に少ないことが課題となっております。そこで、新年度より空き家バンクに登録していただくことを条件に、空き家の家財道具の片づけについて費用の3分の2を補助する制度を開始いたします。空き家の所有者の方には、これをきっかけに、ぜひ空き家バンクへの登録を検討いただければと思います。

次に、健やかで生き生きと暮らせるまちづくりについてであります。

健康づくり関係では、身近な健康づくりのための各種教室を例年どおり行う予定となっております。町民の皆様におかれましては、自身の健康管理のために積極的に参加いただきまようお願いいたします。

保健事業では、健康寿命の延伸を目的に、賀茂地域が抱える健康課題である高血圧症や人工透析、認知症などに対し原因究明のための長期的追跡を行うコホート研究を、県が実施主体となり予定しております。

当町では高齢化率が46%を超え、年々高齢化が進展している状況の中、在宅の高齢者が体力を維持しながら自立した生活ができるよう支援するため、デイサービス・趣味活動等を実施する生きがい活動支援通所事業、さらに、在宅高齢者世帯等が退院後や介護などを必要とする場合、食生活と健康状態の維持向上ができるよう支援する高齢者等配食サービス事業を、継続して推進していきます。

また、コロナ禍の中、独居高齢者や高齢者世帯等において、緊急通報システムの貸与を進め、緊急時の対応及び日常生活の安全確保と不安の解消を図ってまいります。

令和2年10月1日より熱川郵便局において、公的証明書の交付と国民健康保険、後期高齢者医療、水道業務の届出ができるようになりました。町民の皆様の利便性の向上が図られるものと考えますので、御活用ください。

次に、安全・安心な環境整備についてであります。

防災関係ですが、2月に議員の皆様にご説明させていただき、本年3月に策定が完了いたします「東伊豆町国土強靱化地域計画」においては、当町に起こるとされている災害によるリスクを踏まえ、平時から様々な対策を講じてまいります。公共施設等の長寿命化を図るとともに、被害を最小限にすることを目的に、町の全ての計画とリンクして対策を講じる計画となっております。本計画に基づき、災害に強いまちづくりを進めてまいります。

近年多発している風水害、土砂災害等による停電への対応として、各家庭で停電時でも安定した生活が営めるよう、昨年度からポータブル発電機・蓄電池の購入に補助を行っています。令和2年度に補助金を活用し購入された方は、1月末現在115人となっております。

新型コロナウイルス感染症への避難対策として、町が指定した避難所への避難ではなく、感染予防の観点から、安全な場所に住む家族、友人、知人等への分散避難が重要となってきます。また、自宅が安全な場所であれば自宅で過ごすことができるよう、ポータブル発電機・蓄電池を備えることにより、災害時に発生する停電への対応が図られます。この補助制度は令和3年度も予算を計上しております。住民の皆様におかれましては、この補助制度を活用し、災害時における自助による対策として購入をお願いいたします。

また、この3月で防災行政無線の同報無線のスピーカーの入替えが終了いたしました。工事中におきましては、住民の皆様のご理解、ご協力をいただき、心からお礼申し上げます。今後は、屋外では同報無線の音声、屋内では県内の他市町ではまだ導入がされていないスマートフォンアプリ「コスモキャスト」や、テレビに文字情報で表示するテレビプッシュ「つくしチャンネル」の導入をお願いいたします。

次に、消防関係ですが、地域の消防防災の要である消防団につきましては、導入から30年を経過する第3分団のポンプ自動車を、普通免許で運転ができるポンプ車に更新する予算を計上いたしました。これにより、免許制度の改正で、平成29年6月以降に自動車免許を取得した消防団員においても運転が可能となります。

また、消防団におきましては、本年1月、東伊豆町消防団再編計画を策定し、消防団を取り巻く環境変化に沿った組織、体制等について随時見直しを行います。このため、団本部及び分団長会議で協議した内容を踏まえ、本定例会に東伊豆町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の改正案を上程してございますので、よろしくご審議をお願いいたします。

火災だけでなく自然災害も頻発する昨今、消防団の組織、体制の強化、見直しは急務とな

っております。消防団本部を中心に、団員の負担の軽減を図りながら、消防力を低下させない施策を推進し、住民の皆さんが安心して暮らせるまちづくりをさらに進めてまいります。

次に、県営中山間地域総合整備事業においては、白田集落道、白田農道3号、稲取農道4号及び稲取排水路、ため池耐震対策整備が引き続き工事实施の予定となっております。

また、県営農道整備事業（稲取地区）は完成予定であり、地形的ハンデを克服し、高付加価値や少量生産による所得向上が図られるところであります。

稲取・入谷地区で施工しております町道入谷天城1号線改良工事は、令和2年度で完了いたします。今後は、賀茂農林事務所が整備しています一般農道整備事業の完成により、河津町長野地区から奈良本地区まで、国道135号のバイパスとしての活用が可能となります。

次に、大川地区から奈良本地区までの県代行事業・町道湯ヶ岡赤川線の早期完成、たびたび通行止めとなる国道135号の機能強化、また大川地区と伊東市を連結するバイパスの実現に向け、国・県に対し粘り強く要望してまいりたいと考えております。

片瀬・白田地区協議会の皆さんで決定されました白田漁港の津波対策整備事業を継続実施いたします。沿岸住民の生命と財産を守り、安心して暮らせるよう早期完成に努めてまいります。また、完成後は機能保全計画を策定し、施設の経済的な維持管理による長寿命化を目指します。

次に、広域行政への対応についてであります。

河津町との一部事務組合で運営しております東河環境センターのし尿処理施設につきましては、施設の長寿命化を図るため、令和4年度から実施予定の基幹的設備改良工事に向け、令和3年度に実施設計を策定いたします。

また、ごみの減量とリサイクルの推進、ごみの搬出量に応じた費用負担の公平化、厳しい財政状況の中での施設の維持・整備に要する財源として、ごみ処理費用の有料化を検討してまいります。

下田市、河津町、南伊豆町との一部事務組合で運営しております伊豆斎場につきましては長寿命化工事を、令和2年度から実施しております。工事期間中は施設運営について町民の皆様にご不便をおかけすることとなりますが、御理解と御協力をお願いいたします。

賀茂地区の1市5町にて実施している幼児教育アドバイザー共同設置事業は、幼児教育施設はもとより、つなぎとなる小学校からの評判もよく、令和3年度も継続して実施していくこととなりました。

また、指導主事の共同設置事業につきましても、継続事業として実施し、学校指導体制の

充実を図っていく所存であります。

次に、主な特別会計でございますが、国民健康保険、後期高齢者医療保険関係では、被保険者の健康増進のため、特定健康診査等の拡充など、保健事業を推進するとともに、引き続き県及び広域連合と連携を深めながら健全な制度運営に努めてまいります。

介護保険関係では、令和3年度から3か年を計画期間とする第8期介護保険事業計画がスタートいたします。「支え合い、助け合う社会福祉の充実」を基本理念とし、引き続き地域包括ケアシステムの推進等に取り組むとともに、持続可能な介護保険制度の確保を図ってまいります。また、この期間の保険料につきましては、現在の介護サービスの状況や今後の給付費及び介護認定者の推計と介護報酬改定等を総合的に考慮し、現在の基準月額4,840円を据え置くことといたしました。この基準月額を定めるための条例改正を今定例会に上程させていただきますので、御審議をよろしくお願いいたします。

平成15年に運用を開始した町営風力発電所については、昨年12月に耐用年数を経過いたしました。近年は故障が多発し、現在は3基とも停止している状況であり、改善は見込めないことから、令和3年度中に解体撤去する予定であります。解体に当たっては町の財政負担をできるだけ軽減できるように努力をしてまいります。

最後に、水道事業会計についてですが、まずは、ご心配をおかけしておりました取水場・浄水場の災害復旧工事もほぼ完了し、被災前の安定した稼働状況に戻りましたことを御報告申し上げます。

水道事業の経営状況につきましては、コロナ禍の影響もあり、事業を取巻く環境は厳しさを増しておりますが、水道事業ビジョンなど、各計画に沿って施設の更新や維持管理を計画的に進めることで、ダウンサイジングなどコスト削減を図り、健全で効率的な経営が求められております。

新年度には、新規井戸活用のための整備工事や測量・地質調査の結果を踏まえ、新白田浄水場の基本設計にも着手する予定であり、その他、老朽管路の更新にも計画的に取り組んでまいります。

料金収入の減少、更新需要の増加という状況の中、中長期的な視点に立った経営戦略が重要でありますので、適切な資産管理を実施しながら、収支改善に向けた料金収入の確保など経営基盤の強化にも取り組み、住民の皆様に安全で安心な水を提供していきたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

以上、令和3年度の町政運営に対する基本的な考え方と主要な施策について、その概要を

御説明申し上げました。町民の生命・財産を守り、「みんなが安心して暮らせるまち、笑顔があふれるまち」の実現のためには、新型コロナウイルス感染症が収束しなければなりません。感染対策の決め手となるワクチン接種が始まりますが、1人1人の感染防止が必要であるとともに、多くの観光客を迎え入れする当町においては、各事業所においてもそれぞれ感染防止を徹底しなければなりません。

感染症対策を最優先とし、社会経済情勢の変化や新たな行政課題に柔軟に対応しつつ、町民の皆様の声に真摯に耳を傾け、町民と行政が一体となって事業を進める協働のまちづくりを推進し、新たな発展のために誠心誠意取り組んでまいります。議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げまして、令和3年度の施政方針といたします。

◎日程第5 一般質問

○議長（村木 脩君） 日程第5 一般質問を行います。

持ち時間は、質問、答弁を含め60分以内で、本定例会は一問一答方式により行います。

また、町長の反問権については議長の許可の下、行使することが可能です。なお、反問権行使に要する時間は、持ち時間60分に含めませんので、御承知おきください。

◇ 楠 山 節 雄 君

○議長（村木 脩君） 1番、楠山議員の第1問、新型コロナウイルス感染症に伴う町内経済活性化についてを許します。

1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） おはようございます。

私は3問通告してありますので、一問一答の形でお願いをしたいと思います。

まず1点目、新型コロナウイルス感染症に伴う町内経済活性化について。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響で10都府県が緊急事態宣言下にあり、個人を含め町内の観光関連産業を中心に大変厳しい状況下にあります。感染者数は減少していますが、

緊急事態宣言の発出されている都府県では、当面解除をしない方向が示されています。

そこで、以下の点をお尋ねします。

1点目ですけれども、第1波、第2波当時よりさらに厳しい状況下にある現状を踏まえ、今まで実施してきた町単独の支援策も含め、今後、町内事業者や個人に対する支援策の考えは。

2点目、観光協会、商工会、農漁業、そうした関係団体への振興に対する支援策の考えは。

すみません、この質問書を作った当時は10で、現在は6府県が解除されていますので、実際には4都県という形になります。よろしくお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 第1問の答弁を。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 楠山議員の第1問、新型コロナウイルス感染症に伴う町内経済活性化につきましては、2点からの質問になっておりますので、順次お答えいたします。

まず、1点目についてですが、今まで実施いたしました支援策につきましては、町内で事業を営む事業者を主に、経済変動対策貸付利子補給事業、休業事業者協力金事業、新型コロナウイルス感染症対策事業継続化支援金事業、プレミアム商品券発行事業、新規参入者支援補助事業、感染症対策備品等購入費補助事業、緊急誘客対策事業を行っており、総額で約2億円を超える規模の経済対策を行ってまいりました。

今後の支援策につきましては、国の第3次新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び静岡県地域臨時交付金を財源といたしまして、個人事業主を含めた町内事業者への事業継続を支援するための新型コロナウイルス感染症対策事業継続化支援金事業、町内の消費喚起を図ることによりまして、事業者の支援を行うプレミアム商品券発行事業、町内経済活性化のため起業・創業を促す新規事業参入者支援補助事業、町内全事業者の事務所・店舗等で感染予防対策の徹底を促すための感染症対策備品等購入費補助事業を計画しており、総額で1億2,500万円の事業規模となる予定であります。また、経済変動対策貸付利子補給事業につきましても継続的に支援してまいります。

次に、2点目についてですが、観光協会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大による収益悪化の影響を受け、会員からの会費の納入がままならないことから、昨年9月に補正予算を組み、支援したところであります。今後につきましては、新型コロナウイル

ス感染症の状況により、その必要性を検討し、関係団体と協議の上、対応してまいりたいと考えております。

また、商工会については、組織の維持体制の上で問題があるとの意見は出ていないことから、支援は特に考えておりませんが、ケース・バイ・ケースでの対応になるかと思います。なお、農業・漁業関係団体に対しましては、団体より個人事業主への支援を中心に考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 1 番、楠山議員。

（1 番 楠山節雄君登壇）

○1 番（楠山節雄君） 昨年 9 月に第 1 波、2 波の影響を受けて、町は臨時交付金等を使って大きな支援をしたと思います。今回、当初予算の概要説明みたいなものを受けて、資料もいただいたんですけども、町長どうでしょう、今 3 波で、まだ 1 都 3 県はさらに 2 週間緊急事態宣言が延長されるということが決まりましたというか、その方向で今進んでいます。そうなってくると、当然、G o T o キャンペーン等も実施ができない状況下がまださらに続くということで、私は 1 波、2 波のときより本当に厳しい状況下に置かれているなというふうに思いますけれども、その辺の認識をまずちょっとお聞かせいただけますか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 自分の意見は、今、楠山議員が言ったように、1 波、2 波の時よりそれ以上、もう比較にならないほど厳しい、そういう感覚でございます。

○議長（村木 脩君） 1 番、楠山議員。

（1 番 楠山節雄君登壇）

○1 番（楠山節雄君） そうであれば、前回 9 月に支援策をたくさん講じていただきましたよね。国からの第 3 次、これは県も含めて 1 億 5,000 万程の交付金、これについては使途なんかも示していただいて、リモートだとか、教育関係だとか、観光も含めて支援策を示していただいているんですけども、町長、先ほど観光協会の支援、商工会の支援なんかもケース・バイ・ケースで行っていくというお返事をいただいたんですけども、ここの中に示されていない、例えば前回行った大学生等への支援、それから小中学校の給食の関係の支援、それから、前回は楽天ですとか、そういう企業を使った観光に対する支援、こうしたものが予算化をされて実施をしてきたところなんですけれども、今回の中にはその辺が示されていないということだと、今後、例えば補正対応でそれらを実施する、そのお考えというのはどうなんでしょう。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） まず、第1波、第2波とこの第3波、国・県からの臨時交付金、この額が全然違います。やっぱり2波のときと比べて今回は大体2分の1ぐらいです。1波には2億9,000万、そして今回1億5,000万ぐらい。そういう中で、やっぱり限られた財源の中で、財政が厳しいもので、基本的には国と県からの交付金を使った中で今回やっております。

今回、議員の皆様も知っているように、経済対策財源と言いましたけれども、この1億2,500万、国の地方交付金が1億1,000万ですから、ほとんど経済対策に使っております。その中で、財源があれば当然いろんなことに使えたんですけども、優先順位という言い方はおかしいですが、まず経済を立て直す、そしていざといったときにはワーケーション、いろんなことをやっていかなきゃなりませんもので、その中で優先順位が自分自身は高い中でこういうふうやってきたと考えております。

それでまた、国からの交付金とかになれば、今言ったこともやっていきたいと考えております。自分自身の考えとしては、もう国も金がないので、多分、第3次が終わって、新年度、第4次の臨時交付金、こんなことは厳しいのではないかなと考えております。しかしながら、いざというときはやっぱり、そのときは、もう申し訳ないけれども財調を崩した中でやっていかねばならないなとは考えております。

そういう中で、財調はできるだけ使わない方向でやっていく。ただ、最終的にどうしても出動しなければならないと考えたときは、議員の皆さんと相談しながら、この町の経済、いろんな中でやっていかねばならないと考えております。そのときはまた財調を取り崩した中でこの経済の立て直しはやっていきたい。そのときは多分町単独になると考えております。

以上です。

○議長（村木 脩君） 1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） さらに延長される1都3県については、東伊豆町だけでなく、本当に観光地伊豆にとってドル箱的な存在の地域なんですね。関西方面が解除されたことによって館山寺温泉等についてはよかったという声もう本当に圧倒的なんです。そういう状況下がさらに2週間、それも確約されたものじゃなくて、まだ不確定ですよ、さらに延長するかも分からない。G o T oもさらに先延ばしになってくるでしょう。

そうした場合に、前回実施をしたようなものは、町として実施をすべきじゃないかとか、するべきだというふうに思っています。町長の言われるように、町の財政状況が厳しい

という、そのことが見え隠れする部分なんですけれども、その辺は本当に真剣に、事業者ですとか、あるいは町民の声を本当に聞いて実施につなげていただきたいなというふうに思います。

それと、学校給食の関係については、町長、公約の中でうたった部分ですので、この辺は町長は最終年だとかという書き方だとか、見方をしていますけれども、その辺、ぜひ道筋をつけるというお考え方はありませんか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 給食につきましては、公約で言いました。今の現状の中で優先順位というのは、何しろ経済を立て直さなければ基本的にそっちにお金が回らないもので、やりたいことはやりたいが、優先順位は、取りあえずこの町の経済を立て直すことが最優先だと考えております。

公約の実現が厳しいのは、大変申し訳ないと思っておりますけれども、ある程度そういう財源が見込まれれば、それをやっていきたいと思えます。現状を見ますと、自分自身の考えといたしましては、基本的にはもう余地はないと考えております。もう国もお金がないです。日本全国を見たときに、もう70%の人がほとんどコロナ関係ないですよ、そして30%の人がコロナの影響を受けている。ましてうちの町は観光です、観光はマスコミがちょっと取り上げるだけで、ほとんど飲食だけです。飲食だけとなると観光に対しては全然分かりません。

そういう中で、観光の方に対しても、国に対してもそのアプローチをもっとやってくれと言っています。今回、入湯税につきましては、私が直接、特別対策債をつくっていただきました。これは自分がやった中で、総務省に行った中で総務大臣も次官もいましたし、そこでも入湯税のことを言いました、そういう中で、入湯税について分からなかったですよ。今回、特別対策債を設置した中で、やっぱり声を上げることは大事ですから、観光ももっと声を上げていただければ。本当に観光は疲弊しています、それは誰でも分かっていますから、そういう中でやっていただきたい。

楠山議員が言ったように、基本的には緊急事態宣言が解除されてもG o T oキャンペーンはやらないともうはっきり言っていますから。だから、まずは県に県内独自のバイ・シズオカをやってもらいたいということは、昨日も旅館組合も来ましたもので、それは積極的にまた県のほうに言っていきたい。バイ・シズオカ、それからまたG o T oトラベル、順番にやっていきたいと考えています。

今言ったように給食につきましては、申し訳ないんですけれども、経済をまず最優先した

中で、ある程度財源ができましたらそれはやっていきたいと考えてございますもので、その辺は御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 楠山議員、給食は通告外になっているから、今、町長は答弁されましたけれども、通告外のほうはよしてもらいたいと思います。

1 番、楠山議員。

（1 番 楠山節雄君登壇）

○1 番（楠山節雄君） うちの町の農業だとか漁業なんかも、やっぱり観光に本当に密接をしているんですね。ですので、観光関連産業が基盤としてしっかりと成り立っていないと、町の成り立ちというんですか、経済の成り立ちがいかないと思います。

そこで私、観光振興の部分の中で、前に町長にお話をしたと思うんですけれども、提言をして、ぜひそういう形が取れるかどうか検討していただきたいですけれども、医療従事者は大変な厳しい状況で、支援はいろいろ、様々な声は聞こえてきているんですね。実際に何か伴っていないという部分の中で、応援の気持ちだとか、そういうものはあるにしても、形として表れてきていないなというふうに私は感じています。

町長に前にちらっとお話をしたかも分からないですけれども、今、感染症をしっかりと押さえ込む、あるいはワクチンの接種をしていかなきゃならないという局面にありますので、今すぐにそれができるということじゃないですけれども、その目鼻が立った時点で、ぜひ医療従事者関係の無料招待、これらをぜひ、ほかの市町の観光地が手を上げる前に、ぜひこれを打ち出していただきたいと思います。ほかの市町がそういうものを打ち出した後にやっても効果半減してしまうでしょうし、東伊豆町温泉郷というところがいい温泉地だというイメージを持ってもらう意味でも、そうした取組が私は必要じゃないかなというふうに思いますけれども、町長のお考え方をお聞きしたいと思うんです。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 本当に医療従事者に対しては心から感謝申し上げたいと思います。本当に一生懸命頑張って対応していただいております。これに対しましては心から感謝申し上げます。

まず、民間の方がいろいろやったじゃないですか、感謝を申し上げるという中でね。まだうちの町はそういうものをしていないんですよ。民間の方にいろんなことをやっていただいた中で、当然、医療従事者に対しましてはそういう気持ちもあります。あとは財源の関係

ですから、基本的には、楠山議員は我が町でも受け入れたらどうかという中でその医療従事者もうちの町にどれだけいるかとか、例えばうちの町の人とかよそからうちの病院に来た人を招待するのとかいろいろなことも考えられるもので、そういった中で、財源が許せばそれはやっていきたいと思いますけれども、まずは町内の方のことをまず第一に、エゴか分かりませんが、まず町内の住民の方を、申し訳ないけれども、まずある程度やった中で、あとは余力を見た中で町内業者これは町単独だけれど住民、町内に勤務している人、事業者いろいろ絡めた中で検討しなきゃならないことが多々あると思いますので、まず提案として検討させていただきたいと思います。

○議長（村木 脩君） 1 番、楠山議員。

（1 番 楠山節雄君登壇）

○1 番（楠山節雄君） ちょっと1 点質問し忘れたものですから、町長の考え方を聞きたいんですけれども、感染症対策の補助事業の中で、備品に対する補助で今現在進んでいると思いますけれども、備品だけじゃなくて、本当に消耗品みたいなものを大量に扱う福祉施設ですか、そういうところというのは前回と同様の50%だとかという、今10分の9ですね、備品関係は。50%、前回補助率が2 分の1、この辺のことは考えなくていいんでしょうか。

事務的な煩雑みたいなものが前回あって、その反省の上に立って備品という形をとったと思うんですよ。担当課とすると本当に大変な作業かなとは思いますが、町民の、あるいは事業者の困難なことを考えると、ぜひその辺は、私は対象の中に含めていただきたいと思いますけれども。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 楠山議員が言ったように、今回は事務が煩雑になるということで、期間も短いという中で、備品だけにいたしました。消耗品のこともこちらに来てますもので、これは新年度につきましては、備品プラス消耗品、これは十分やっていいのかなと。事務が結構事務的に、観光課、商工観光課、これは大変煩雑しておりますもので、これ以上負担かけないという中で、今回は備品だけにさせていただきました。新年度につきましても、その辺は十分考慮してもいいじゃないかと自分は考えておりますので、その辺は御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 1 番、楠山議員。

（1 番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） 先ほどの医療従事者の無料招待も含めて、ぜひ観光協会の役員と役員会、それらの中に観光課長も入っていただいて、そうした人たちがどんな考え方の中で支援をしていただきたいのか、今のこともちょっと提案して、ぜひ観光振興のために基金の取崩しがもしかしたら必要になってくるのかも分かりませんが、町の基幹産業でありますので、それをお願いをして、1問目は終了したいと思います。答弁は結構です。

○議長（村木 脩君） 次に、第2問、施政方針についてを許します。

1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） 2問目ですけれども、施政方針について。

町の羅針盤とも言えるべき新年度予算の時期になりましたが、どのような方針で予算編成を行ったのか、以下の点をお尋ねします。

1点目、新型コロナウイルス感染症の影響で、歳入面では自主財源となる町税に大きな影響が出ると予想されますが、どのような方針で積算を行ったのか。

2点目、町内経済の活性化のためにどのような対策を講じているのか。

3点目、町の財政基盤に大きな影響を持つ財政調整基金の現状をどのように認識をしているのか。

よろしくお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 楠山議員の第2問、施政方針については3点からの質問となっておりますので、順次お答えいたします。

まず、1点目についてですが、新型コロナウイルス感染拡大を受け、本年1月、10都府県に緊急事態宣言が再発令され、GoToキャンペーンが令和2年12月に停止されるなど、町の主要産業である観光業は先行きが見通せない極めて厳しい状況となっております。

町税につきましても、経済活動が急激に落ち込む中、固定資産税及び入湯税を中心に、前年対比で大幅な減収となることが見込まれ、国及び県が発表する各種統計情報等を加味した上で、産業形態が類似する近隣市町の状況を踏まえ、積算したところでございます。

なお、リーマンショック以来の大幅な減収が見込まれる一方、令和2年度税制改正において中小企業等を対象とした固定資産税の特例措置が講じられたことから、この措置による減

収額は国費で補填されることが決まっております。

次に、2点目についてですが、税収の落ち込みが明確の中、町内経済の活性化対策を図る上で、その財源は不足しておりまして、国や県の臨時交付金に頼らざるを得ない状況であります。当面は、当初予算成立後、国の第3次の臨時交付金を財源に活性化対策を行っていきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、3点目についてですが、静岡県町の部における財政調整基金の現在高は、標準財政規模に対し平均約30%で推移しております。このことから、これまで当町の財政調整基金の目標残高を当町の標準財政規模に対し30%といたしておるところで、金額では約10億円となります。

当町の財政調整基金の令和2年度末の見込み現在高は7億4,104万9,000円であります。これは令和元年度における標準財政規模34億9,055万1,000円に対する割合では21.2%となります。

現状では目標数値を下回っております。経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足するとき、災害により生じた経費の財源または災害により生じた減収を埋めるための財源に充てるために、今後さらなる基金の積み増しが必要であると認識しております。

○議長（村木 脩君） 1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） ちょっと専門的というか、数値的なものになりますので、答弁は担当課長等で結構です。

まず、徴収猶予は固定資産税としました。それが一応滞納繰越分で6,300万円計上されています。ただ、徴収猶予ですから免除じゃないもので、払っていただかなきゃならない、1年先になって、3年度にはそういう方たちには支払いをしていただくということが前提になると思うんですけれども、さっき私、もう全員がそうだと思うんですけれども、本当に厳しい状況下の中で、そうした滞納繰越分が収入として計上されていますけれども、本当にそれらがしっかりと確保できるのか、私は甚だ不安だなというふうに思いますけれども、そのことと、特別徴収の落ち込みがあまりされていません。これは皆さん方公務員ですとか、あるいは銀行関係、そうしたしっかりとしたというか、大きな企業、事業者については特別徴収がされて、多分、遅滞なく納付がされてくると思いますけれども、そのほかの事業所、例えば旅館ですとか、そういうところもこの特別徴収の対象になっていると思うんですけれども、そうしたところの影響というのは出てくるんじゃないかなと思いますけれども、取りあえず

その辺をちょっとお聞かせいただけますか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 当初予算編成におきまして、楠山議員の心配、大変ありがたく思います。そういう中でも予算編成いたしました。その辺の根拠というか、その予算編成をどのようにしたかということを担当課から説明いたさせますので、よろしく願いいたしたいと思っています。

○議長（村木 脩君） 税務課長。

○税務課長（福岡俊裕君） それでは、ただいまの楠山議員の質問に対してお答えいたします。

まず、徴収猶予6,400万円が令和3年度に繰り越されておりまして、その納付がされるのかどうかという御質問でございますが、現在、令和2年の税制改正によりまして、厳しい経営環境にある中小企業等に対しまして、令和3年度課税の1年分に限り、固定資産税の事業用家屋及び償却資産の課税標準額がゼロまたは2分の1となる措置が講じられておりまして、令和2年2月から10月までの任意の3か月間の売上げが前年の同期間と比べ50%以上減少しているものはゼロに、30%以上減少しているものは2分の1に軽減されることとなっております。

申請期日は本年2月1日までとなり、既に受付は終了しておりますが、集計段階では2億4,000万円を超える申請がされております。

軽減対象になる方に限らず、徴収猶予の対象になった方にも様々な財政支援のメニューが用意されており、これらを活用しながら猶予された納期限までに納付していただきたいと考えているところでございます。

一方、事情によりまして融資等が受けられず、徴収猶予以外に選択肢がない事業者に対しましては、地方税法第15条の9第1項による徴収猶予を申請してもらうことになります。さらなる猶予を申請してもらうことになりますが、令和3年度は延滞金の免除ができないこと、納税の先送りになる懸念があることから、計画的に納付していただくよう促していきたいと考えているところでございます。

続きまして、個人住民税の特別徴収の落ち込みについてでございますが、今回の予算では、公的年金が増額となると見込まれる一方、営業等、不動産及び給与所得が減額の見通しであり、加えて基礎控除の見直しによる控除額の増額により、個人住民税の現年課税分は普通徴収で0.26%、特別徴収で6.91%の減、個人住民税の現年課税分の合計で4.58%の減となる見込みと考えております。

以上でございます。

○議長（村木 脩君） 1 番、楠山議員。

（1 番 楠山節雄君登壇）

○1 番（楠山節雄君） 町長の行政報告の中で、一定要件を満たす償却資産、それから事業家屋についてはゼロまたは2分の1ということで、この金額が2億5,800万減少するということです。厳しい環境下の中で、こういう中小企業者以外の人たち、一般の納税者と言われる人たちにもコロナの影響というのは及んでいると思うんですけども、その辺はこの固定資産税の減額の中に入っているのか、入っていないのか、その辺は、入っていないんだっただろう、入っているんだっただらこのぐらいよというふうな、そういう見方をしたのかなということちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（村木 脩君） 税務課長。

○税務課長（福岡俊裕君） これまでの納税の推移を見ますと、事業者の下落は激しい一方、厳しい状況ではありますが、個人の影響は限定的であると考えておりまして、その中でも感染症の影響により納付が厳しい方につきましては収入の下落の度合い、あとは資産状況等確認した中で個別に対応を図っているところでございます。

○議長（村木 脩君） 1 番、楠山議員。

（1 番 楠山節雄君登壇）

○1 番（楠山節雄君） 徴収猶予を受けている人間がさらに厳しくて、徴収猶予も、それから現年発生する分について納付というのが困難の場合には、さらに徴収猶予の適用が受けられるというお話ですけども、その中で、前回の部分については延滞金等については免除がされていると思うんですけども、今回はかかるという判断でしょうか。そうしますと、延滞金の率がすごい高いわけなんですよ。

私が昔、事務的なものを行ったときは、最初の1か月7.3、2か月以降は14.6と本当に高利貸しの利息になっていると思うんですけども、そうしたものを課税されて、さらに納付が困難になっていくのかなと。例えば法的にどういうふうに出ているのか、ちょっと分からないんですけども、町長が認めるものについては延滞金を免除する、延滞金の免除申請みたいなものは出してもらうにしても、そうした形の中で処理対応はできないんでしょうか。

○議長（村木 脩君） 税務課長。

○税務課長（福岡俊裕君） 令和2年度につきましては、徴収猶予の特例制度が設けられまし

て、こちらのほうは延滞金免除、担保が必要ないという制度として制度設計がされました。これに合わせまして現行の徴税法による徴収猶予につきましても延滞金なし、担保不要という形で令和2年度は対応しております。ただし、令和3年度につきましては徴収猶予に関する国・県の取扱いに準じた通知というものが発出されております。これにつきまして国・県の取扱いにつきましては、新型コロナウイルスの影響によりまして特に影響が大きい場合、軽減ができるものとされておりますが、通常8.8%の延滞金に対して軽減後の延滞金1.0%の適用というものが考えられます。ただし、これについては減額をすることが困難という形になろうかと思えます。

固定資産税などは、資産を保有している限り毎年課税されることになりますので、安易な徴収猶予が納税の先送りによる事業者負担の増にならないように計画的な納付を働きかけていくとともに、新型コロナウイルス関連の財政支援を活用することにより、この難局を乗り切っていただきたいというふうに考えております。

○議長（村木 脩君） 1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） 町長の施政方針の中にも静岡地方納税滞納整理機構ですとか、賀茂地区の組織、これらを活用して税収の確保に努めるということが書かれています、先ほど報告がされました。これ通常下でしたら、納税できないような、誠意ある対応がされないような、そうした納税者に対してはやっぱ厳しい措置、処理をしなければならないと思うんですけども、本当にこのような状況下の中で、払いたくても本当に払えないという状況が生まれてくると思うんですよ。こういうものを、なかなか処理ができないからといって、こういう機構をお願いをするだとかという考え方は、私はぜひ安易にそういう形はとらないでいただきたいと。本当に納税者に寄り添った形の中で、先送りという心配も当然税務課長も持っていると思うんですけども、そうじゃなくて、金利を軽くするために分納、あるいは早めの対応、そうしたことがこの納付につながっていくことだなというふうに私は理解をしていますけれども、この辺の機構の活用を町長はどういうふうに考えていますか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 滞納整理、これはもう悪質な債務者です。基本的にはコロナでなったから送る、そういうことは考えておりません。あくまでも県の滞納整理機構、1市5町の協議会、これはあくまでも悪質な債務者に対しましてやっている案件でございますので、安易にこのコロナだけによってなったから送る、そういう気持ちはございませんもので、その辺

は御理解願いたいと思います。

○議長（村木 脩君） 1 番、楠山議員。

（1 番 楠山節雄君登壇）

○1 番（楠山節雄君） すみません、大切なことを忘れていました。

町長の考え方をお伺いしたいんですけれども、風力発電の撤去費用 1 億2,000 万、当初予算で計上していますよね。今、それらを本当になくしたいという思いの中で、民間への事業継承だとか話が進んでいて、いろいろ説明会等も私たちは受けているんですけれども、可能性とすると、民間事業者への移行が、私はあるなど。もちろんそれは近隣住民への被害だとか、そういうものをしっかりと対策、住民の理解をもらうということを町長述べられていますけれども、そういう形が将来見えているのかなと私は思っているんですけれども、その中で当初予算計上した意図、意味を教えてくださいなと思います。私は補正対応でその辺はいいんじゃないかなというふうに思っていたので、当初予算に上げられたということにちょっと違和感を感じていますけれども、お考え方をちょっと。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） これは補正かどうか分かりません。しかし、町といたしましては、これは将来のことを考えて 1 億2,000 万、これは全て除却に使います。償却期間10年の中でこの 1 億2,000 万を返す、将来のまちづくりにとっては大変負担がかかる。これはもう全協で言わせてもらったと思います。

これはある程度、議会の皆さんと相談した中でやっていくとか、最悪のことを考えた場合は挙げていかなきゃならないのかなと、そういう考えの基に当初予算に挙げさせていただきましたけれども、町といたしましては、皆さんの理解を得た中で、やるからにはメリット、デメリットがあると思います。どちらが今後を最優先できるか。その中で、これからを考えると、この 1 億2,000 万円というものは町の財政に対してすごい負担がかかってくる。これから町をあずかる為政者は大変厳しくなると考えております。

これからエコの起債の返還が始まります、し尿処理も始まります、斎場も始まります、これは全てもう決められておりますので、そういう中で、これにまた1,000 万近くのやつが来ると、これからこの町を運営していく大変さがあるなど自分は考えておりますもので、その中でメリット、デメリットは必ずありますよ、そうなればまた皆さん方に考えていただいた中で、今後の町を考えていく中で判断していただくしかないかなと私は考えております。

当初予算に上げたのは、あくまでも最悪の場合を考えての場合でございます。補正でもい

いじゃないかということと言われましたけれども、基本的にはある程度、今年度の中でそれがなくなれば減額すればいいことですから、それが補正となると、なかなかまた大変かなという中で、当初予算に挙げさせていただいた現状でございます。

以上です。

○議長（村木 脩君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） 風力発電事業の解体について、町として民間事業への移譲を目指しているにもかかわらず当初予算に挙げたのはなぜかということだと思いますが、これ民間、町どちらが解体するにしても、とにかく解体までの期間が長引けば長引くほど維持管理の費用がどうしても出ていってしまいます。ですので、町で解体するということになった場合は速やかに着手して、少しでも町の支出を抑えようという意図で当初予算のほうに計上させていただいておりますので、あくまでも次善の策ということで、現段階では民間への移譲を目指しているということでございますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 1 番議員さん、この風車の問題、編成方針ですから入らないようにしてもらいたいなど。これはまた個々に質問している方がいますので、この予算編成方針の中でそれが個別に出てきちゃうと、当然、あとの方の答弁もその形になってきますので。通告に風車というものが出ていないものですから、その辺については考えて質問をしていただきたいなど。

1 番、どうぞ。

（1 番 楠山節雄君登壇）

○1 番（楠山節雄君） 施政方針ということで、当初予算全般について私は質問なものですから、風力オーケーかなというふうに解釈をしました。

分かりました。じゃ、そういうことであれば、風力についてはほかに質問する方が、私と同じような内容を質問するかどうかは分かりませんが、そこにとどめておきますけれども、ただこの1 億2,000万という数字は、民間事業者が解体費用の数字を挙げたものとはちょっと高めかなと思いますので、最悪町がこうした形を取らざるを得なかった場合には、ぜひ安価にできるようなことで対応していただければと思います。

以上で2 問目を終了します。

○議長（村木 脩君） 次に、第3 問、タイムカプセルの掘り起こしについてを許します。

1 番、楠山議員。

(1 番 楠山節雄君登壇)

○1 番(楠山節雄君) 3 問目です。タイムカプセルの掘り起こしについて。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい状況の下、明るい話題提供をするため、昭和59年1月4日の庁舎建設時に埋設したとされているタイムカプセルについて、以下の点をお尋ねします。

1 点目です。町はタイムカプセルの所在や場所を承知していますか。

2 点目、所在の確認ができている場合、掘り起こしを行うお考えは。

3 点目、所在不明等の場合は、広く町民等に情報提供を求めるお考えは。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長(村木 脩君) 第3問の答弁を求めます。

町長。

(町長 太田長八君登壇)

○町長(太田長八君) 楠山議員の第3問、タイムカプセルの掘り起こしについては、3点からの質問となっておりますので、順次お答えいたします。

まず、1点目についてですが、庁舎建設時に埋設したとされているタイムカプセルにつきましては、東伊豆町誌や東伊豆町の町民憲章制定の募集資料、また庁舎建設に関わった役場職員のOBの証言から、庁舎の定礎の中に埋められていることを確認しております。

次に、2点目についてですが、庁舎建設に関わった役場職員のOBに確認したところ、タイムカプセルの中には、庁舎のパンフレットや当時の新聞、流通通貨などのほか、町民憲章制定の募集資料から町民憲章の採用者氏名の記録が納められていることと確認できております。

庁舎の定礎の石版が容易に取り出すことができないよう庁舎に取り込まれていることや、また、一般的に定礎のプレート裏の定礎箱は、将来、不特定多数の地域住民や子孫に建物のルーツを示すため、取り壊しが困難な素材が使われ、建物を壊すときまでは取り出すことができないようにされていることから、現在は取り出すことは考えておりません。

次に、3点目についてですが、所在が確認できておりますので、情報提供を求める予定はございません。

○議長(村木 脩君) 1 番、楠山議員。

(1 番 楠山節雄君登壇)

○1 番(楠山節雄君) 今、町長から答弁を受けて、驚愕というか、驚きを隠せません。建物

を取り壊さないということですか。

私が聞いているのは、町民憲章の碑の下側に埋設をされているということですので、もちろん費用はかかると思います。ですけれども、町民憲章の碑を取り除けば、その中に埋設がされているんじゃないのかな。建物を取り壊すときとかという、そういうタイムカプセルのやり方は何かおかしいなと思いますけれども、もう一度すみません、町長、答弁お願いします。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 基本的には、定礎を動かすときというのは、大体建物を取り壊すときでございますもので、そういう答弁になりました。そんなことでいいと思います。タイムカプセルの中身はこういう内容で、例えば当時の子供たちがこうやってそれらが入っているとかがそういうことが確認されれば、可能性がある。しかし、現状では掘り起こし、定礎を取ってまでタイムカプセルを掘り起こす、そういうことは考えていないということでございます。以上です。

○議長（村木 脩君） 総務課長。

○総務課長（村木善幸君） タイムカプセルの場所なんですが、先ほど町長から説明もいただきましたが、庁舎建設の記念として町民憲章を制定した中で、町民憲章を募集する募集要項等の資料によりますと、その中に憲章全文を採用するときは、表彰状並びに金5万円を贈呈し、庁舎の定礎の中に埋めるタイムカプセルの中にその名を記録しますという表示がございますので、ほかの資料等もいろいろ調べたんですが、この資料の中からタイムカプセルの場所については、定礎の中ということで推定いたしておりますので、町民憲章の碑の下にという資料は確認できておりませんので、町としてはタイムカプセルの場所は定礎の中というふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（村木 脩君） 1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） 本当に定礎ということになると、建物の取り壊し等が発生をした場合ですよね。そういうときじゃないと、そこにたどり着けないということじゃないですか。地震が起きてから建物が壊れるなんていうことは当然考えていませんけれども、そうなってくると、本当に耐用年数が来てぼろぼろになってということですから、本当に100年だとかそういう時代を経ないとタイムカプセルの掘り起こしはできないということになるんですよね。実は今回情報提供をいただいた方、役場のOB、町誌の中でタイムカプセル納め式、プロ

ンズ像の除幕式だとか、こういうことが行われたよという記載がされて、実は伊豆新聞にも、私は1回しか行かなかったんですけれども、その方は何回か足を運んでくれて、当時の記事がきっとあるわけだということですから、探しましたけれども、今は伊豆新聞のほうもデジタル化が進んで、新聞をその当時のやつを引っ張り出すことはできなくて、当時のデジタル化の内容もその偉い人が調べてくれたんですけれども、やっぱり発見ができないような状況で、ただ、そのOBの職員の方は自分が埋めていったのを町民憲章の碑の下で、あそのスロープになった高いところからクレーン車で収めたというやつを記憶しているということでしたので、総務課長は定礎のということで先ほど申し上げましたけれども、その辺の食い違いが出てきているものですから、町民にこの辺の情報を、多分その当時小学生、中学生ですとか、そういう人たちからも寄稿を頂いているでしょうし、それから、あと小中学生の寄稿産団連の寄稿の関係を載せる人たちの寄稿、そうしたものが多分私の記憶の中でもうっすらとあるんですけれども、そういうことですから情報を、例えば広報ひがしいずの中から求めるという考え方はありませんか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 私も勘違いして、定礎の下かと思ったんですけれども、その定礎が取り込まれているということと、こちらが調べた中では、定礎の中で取り込まれている、それで今そのような壇上での答弁になったと考えております。

そんなようにそういう方も、もう何十年前も、50年以上も前になるんですかね、そういう意識の違いがあるという中で、一つそういう中で広報でそういうタイムカプセルのこと、それを聞くと別に問題ないと考えている。

町といたしましては、タイムカプセルについての情報という中で、これは取りあえずやる、やらないはともかく、そういうことが一番、またいろいろな意見がありますもので、定礎が取り込まれている。取り込んでくれる、やったということもありますので、それは明確にしたいもので、これはまた広報の中でいろんなことを調べていきたい、そうやっていきたいと考えています。

以上です。

○議長（村木 脩君） 1番、楠山議員。

（1番 楠山節雄君登壇）

○1番（楠山節雄君） 心配なのは、今回私が一般質問の中で、タイムカプセルのことを一般質問の議題として挙げていたとき、やっぱり周りの議員さんからも、え、何だ、そんなこと

があったのというふうな驚きの声を聞いているんですよ。これらを今回取り上げないと、そうしたものがあるということ自体も後世に伝えられていかないなということで、今回は一般質問として取り上げさせていただきました。ぜひ広報で広く町民の皆さん、記憶をしている方ももしかしたらいるのかも分かりませんので、ぜひ情報提供をしていただければ大変ありがたいと思います。よろしくお願いします。

以上で質問を終わります。

○議長（村木 脩君） 以上で、楠山議員の一般質問を終結します。

この際、11時25分まで休憩とします。

休憩 午前 11 時 11 分

再開 午前 11 時 25 分

○議長（村木 脩君） 休憩を閉じ再開します。

◇ 内 山 慎 一 君

○議長（村木 脩君） 10番、内山議員の第1問、経済対策についてを許します。

10番、内山議員。

（10番 内山慎一君登壇）

○10番（内山慎一君） それでは、私、2問の質問をさせていただきます。

まず、第1問目は、経済対策についてということでお願いします。

コロナ禍で首都圏を中心にいまだに緊急事態宣言が発出されて、観光を主幹産業としている町の経済の落ち込みは著しく、観光業をはじめ住民生活は一層厳しさを増しております。

そこで、次の点について伺います。

まず第1点目は、観光客の誘客対策と観光関係業界への経済的な支援は。

2点目が、一般家庭への経済支援は。

3点目については、令和3年度の建設関連工事はどのようなものがあるか。特に観光事業を中心にお願いします。

○議長（村木 脩君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 内山議員の第1問、経済対策については、3点からの質問になっておりますので、順次お答えいたします。

まず、1点目についてですが、観光客の誘客対策につきましては、緊急事態宣言などで人の移動制限がかけられている関係もあり、思うような誘客対策が講じられない状況であります。

町におきましては、地方創生臨時交付金を財源とした第2次誘客対策観光協会補助金といたしまして、令和2年10月から令和3年3月までの誘客対策に3,000万円を予算化しました。しかし、12月中旬以降に感染が急拡大し、1月7日には町内宿泊客の7割から8割を占める1都3県に対しまして、緊急事態宣言が発令されたことから、予算執行が約半分にとどまっております。

このようなことから、事業効果等も勘案し、次年度に繰り越して、コロナ禍の状況や、また、町内宿泊施設の受入れ態勢も見ながら、今後、誘客対策を実施していく予定であります。

観光関係者の支援につきましては、商工関係者と同様に、事業者の資金繰りを支援する経済変動対策貸付利子補給事業、及び貸付事務に係る認定事務を引き続き行います。また、前年対比で収益が下がった事業者に対しまして、事業の継続を促すために支援金を支給する新型コロナウイルス感染症対策事業継続化支援金事業を、次年度早々に実施できるように考えております。

そして、現在、事業者から多くの反響を呼んでいる感染症対策備品等購入費補助事業については、施設内でコロナ対策の徹底を図ってもらえるよう、収容規模に応じまして備品に対する補助を行っております。納入に時間がかかるとの声を踏まえまして、次年度まで期間延長できるよう予算化していきたいと考えております。

次に、2点目についてですが、一般家庭への支援策といたしましては、プレミアムの商品券発行事業を令和3年度の上半期に実施する予算化を図っております。しかしながら、町では財源等の制約もありまして、国の地方創生臨時交付金及び静岡県地域臨時交付金を使って、収益が落ちている事業者や、個人事業主を優先に支援していきたいと考えていることから、一般家庭への直接的な支援は考えておりません。

次に、3点目についてですが、令和3年度の建設関連工事といたしましては、当初予算案

の概要で御説明したとおり、主要事業の一つであります地域基盤整備事業として、約3億7,900万円を措置いたしております。

主な工事といたしましては、農林水産業費で、白田漁港の津波対策整備工事、土木費では、社会資本整備総合交付金を活用しての湯ノ沢草崎線のり面对策工事や橋梁補修工事、並びに湯ヶ岡赤川線改良工事等の継続事業、また、河川関係では電源立地交付金を活用した湯ヶ岡山田水路改修工事があります。

また、地域の基盤整備事業以外では、旧介護予防施設の拠点解体工事や防火貯水槽改修工事などを当初予算に計上しております。

なお、水道事業会計では、約2億8,200万円の工事事業費を計上いたしております。

○議長（村木 脩君） 10番、内山議員。

（10番 内山慎一君登壇）

○10番（内山慎一君） まず、第1点目の関係の、誘客の関係と観光協会への支援についてですけれども、観光協会の支援については、継続化支援金というか、そういう形のもので補いをつけるということで、8,200万の予算がついております。これは宿泊業、飲食業、その他の事業者ということですが、その中でちょっと確認していきたいのは、その他の事業者の中に、実際にわさび田だとか、あるいはイチゴ農家だとか、あるいは漁業者とか、そういう方についても都会の料亭だとか宿泊業の需要が少なくなって、魚価が下がっているようなことがあるわけですが、その人たちも対象になるかどうか、まずそれを第1点、確認をさせていただきます。

それと、この関係で、いずれにしても、あと商品券の事業の関係、それから備品の購入費用というようなことがありますけれども、こういう中で取りあえずはやっていただけるということですが、この関係についてはまた後ほどありますけれども、観光客の誘客については、町長お話ししたように、ほとんど緊急事態宣言ということもありますけれども、思ったより何もないんですね。当初予算の中でもそういう形のものが見受けられないものですから、その中で、昨日あたり伊東市のほうでは、県内の皆さんが伊東に宿泊する場合については、1人5,000円の宿泊費の補助を3,500円にするといったようなことも、伊東版のG o T oキャンペーンというか、単独でありましたけれども、そういう形のを当初の中でも行うようなことを考えられるかどうか、それがまず1点、それも伺います。

それから、旅館業者の皆さんに聞くと、実際にこの間観光協会と、それから商工会とも懇談会をやったわけですが、その中で、旅館側も実際に今度は緊急の解除が過ぎた後、

例えば6月だとか、また国のG o T oが始まるようなことがあって、その後がむしろ心配だよということの話があるわけです。そういう中で、私は、旅館が中心の町ですから、旅館のほうにお客が入れば、飲食店、それから小売店等、あるいは建築関連についても、建物の修理をするとか改築するとかそういうものが出てくると思うものですから、いずれにしても、6月以降、秋に向かった形のG o T oというか、そういうものを単独で町が考えていただけるのかどうか、その辺のことについてをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） まず、伊東がやっているような地域、これは何とか町は考えておりません。基本的には全て観光協会と相談して施策を追っておりますもので、そういう考えはないことを理解していただきたいと考えております。

それで、当面は基本的には壇上で言ったように、繰越し一千四、五百万がありますもので、当面はそれをいつがいいかというのは現場に任せたので、それをやった中で、さらに内山議員には当時、その後の対策が必要になれば、これは町としては指示していかなければならないと考えています。そのときは多分町単でもやらなきゃならないかなと、財調を崩した中でもこれはやらなきゃならないなと考えております。それだけ観光のほうも自分なりに頑張っておりますもので、頑張っている以上は町はなるべく廃業しないような方向で町としては支援していければ、そういう考えでございますもので、御理解願いたいと思います。

1点目につきましては、事務的なことでありますもので、担当課長より説明いたさせます。

○議長（村木 脩君） 観光商工課長。

○観光商工課長（山田義則君） ただいま質問がありました、事業継続化の支援金についての支給対象者の関係でございますが、農業者、漁業者、対象に含まれるかと、その他に含まれるかという御質問ですけれども、その他の事業者に含まれます。ちなみに、今回の事業継続化につきましては、全ての町内事業者ということで対象を考えておりますので、御理解のほうよろしくお願いします。

○議長（村木 脩君） 10番、内山議員。

（10番 内山慎一君登壇）

○10番（内山慎一君） まず、関係業界の持続化給付については、私が質問したように、農漁業についても対象になるということで、従来はその50%の壁があったんですけれども、今度は15%となるものですから、ぜひそのことについてスムーズにまたいけるようによろしくお願いします。

それから、誘客については、実際に私も何もないので、こういう状態の中で本当に倒産が出てくるようなことになると困るなということがあって質問したわけですが、町長、緊急事態の宣言が回避されて、それからこれからのものは観光協会と十分相談をして、当然単独でG o T oのキャンペーンというか、そういうものを町長自身も考えておるということで、安心をしました。ぜひこの間の商工会なり、あるいは観光業者との懇談会の中では、当然、いずれにしても、倒産の瀬戸際になっているようなことで、わらにもすがるような状態なわけですから、十分そういうお助けをしてあげていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それで、2点目の一般家庭への経済支援については、実際に職場だとかを解雇されたり、あるいは休業状態であったり、それから年寄りの世帯、年金の世帯、ひとり親の世帯、それから子供の養育世帯のことを伺ってみると、大変生活に困窮をしているような状況があります。うちの町については、今までも一般家庭についてはほとんどそういう支援というか、実際に昨年、国が一人当たり10万円の関係と、それから町のほうで専門学校だとか、大学生についての支給を3万円支給していたことがあったんですけれども、今私が申し上げたことの一般家庭については、ほとんどゼロ支給なわけですね。そういう支援がなかった。

そういうことで、実際に近隣の市町村を見ると、全世帯に一律で現金をお配りするとか、あるいは商品券を配るとか、そういうことの考え方も、西伊豆あたりが前回のときも何か一律に商品券を配ったとかそういうことがあったんじゃないかと思います。

それから、今回のものについても、下田とか河津については、水道料金を全世帯期限を切って、これも支援とかじゃなくて、期限を切って免除しているような部分もあるんですね。そういうことがまずできないのかどうか。

それから、もう一度専門学校だとか大学生のいる家庭だとか、そういうものにそういう工夫ができないのかどうか。だから一律の全世帯に支給するような格好のものができるのかどうか。それと、水道料金だとかそういうものについて免除を考えていけるのかどうか。

それともう一点は、専門学校だとか大学生のいる家庭、そういうところにそういうものの支援ができないのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 気持ちは分かります。もっと財源が豊かであれば当然、国さえやっていないものは、国以上に財政が厳しいものは、国の財政厳しいでしょう。その中で、町といったしてもやりたいのはやまやまですけれども、基本的には財源がもうない。そういうものを

御理解願いたいと思います。

水道の減免、これは自分たちも考えました。その中で、今回3次になると考えた中で、まず優先順位といたしましては、まず経済の立て直し、これがまず第一だなという中で、今回挙げた。行く行くまた3次、これ以上また臨時交付金があれば、それは一つの考えとなってくると考えておりますけれども、今現状ではなかなか町としては厳しい。要するに、国のほうでは岸田前政調会長が生活困窮者に対しましてやるような方向を言っておりますもので、国のほうの動向を見た中で、国がある程度見てあげる。町はそれは見られればいいんですが、財源的な厳しさがありますもので、その辺はやりたいのはやまやまですけれども、財源は大変厳しいものでできない。その辺は御理解願いたいと思います。全て言ったことは、財源が許せばもうやっていきたいと思います。現状では厳しい状況で、御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 10番、内山議員。

（10番 内山慎一君登壇）

○10番（内山慎一君） 町長、財源がないと言ってしまおうとおしまいになっちゃうものですから、私も町長が対象になる臨時交付金があれば、考えていきたいということがありましたからあれですけれども、取りあえず近隣の市町村で行っている水道料金の云々と。それから、専門学校、大学生等を支援の形ぐらいは何とか見せていただくことができないのかなということをもたもう一度お尋ねします。

それと、一律のものというのは、商品券の事業の困窮する家庭にも、それから経済的な要因としても当然しっかりした施策なんですけれども、私はそういうこともなかなか商品券も買えないようなところの皆さんのところに、一律商品券を、例えば5,000円とか1万円とか、クーポン券を全世帯に配るような、格好のことが、今町長言われるように、財源があればやっていただきたいというようなことを要求を今しているような考え方であるものですから、そこらについても、先ほど町長の言葉の中で十分分かりましたけれども、もう一度水道料金だとか、そこらの専門学校云々と、こんな形のものが、見通しが若干あるのかどうか、そこらをお聞きしたいと思います。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） まず、はっきり言って現状は大変厳しいなという認識でございます。大学支援、これは河津がやりましたけれども、新聞報道が10万だかある。いろんな考え方、うちの町はもうその前にやっており、金額少なくとも。そういうような金額の多さはともか

くといまして、まずは最初にやったということは理解していただきたいと思います。再度やればそれはいいんでしょうけれども、それこそ財源の関係もありますもので。

さらに水道の減免につきまして、これは検討いたしました。やるなら基本料金しかない中で、やったので、どれぐらいになるか分かりませんが、ある程度相当な金額なことだけは、検討したことだけは理解していただきたいと思います。

各町によって、施策の中でどういうものが優先順位が先かなという中で、臨時交付金の使い方をやっている中で、取りあえず町といましては、何しろ経済を立て直したい。そういう中で、当然個人さんにもやりたい。まず、経済を立て直したい、ある程度経済を立て直すには、循環している中で、生活が厳しい方もいると。多少言っていただければと考えております。

基本的には、国のほうに関しましても、そういう方に対する2回目の直接給付金。国は考えていないとはっきり言っています。それだとまた国の財源が破滅に向かうんじゃないかなと今考えておりますもので、やりたいのはやまやまだけれども、財源が伴うということだけは理解していただきたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 10番、内山議員。

（10番 内山慎一君登壇）

○10番（内山慎一君） それでは、2点目の家庭の支援については、ぜひ検討していただけるものについてはよろしくお願いします。

それから、3点目については、建設工事等については、官の工事は先ほど町長言われたように、道路だとか河川、それから水道とかそういうものについて、多岐にわたって老朽したものとか、そういうものについては、十分やっていくということで、私心配したのは、去年の中で町民の体育センターとか、幼稚園の結構大きな工事が終わってしまって、ほとんど工事が無いというようなことがあるものですから、できれば5年計画でやる国土強靱化事業というか、そういうものに該当するようなものを、今年からできれば、そういうものに当てはめてやっていただきたいということが1つと。

それから、もう一度建設関連業者とか、それから一般家庭についても、今度はコロナの関係で自分の家を造作するような格好について、リフォームの制度とかそういうものがあるんですけれども、実際も従来使ってしまったというようなことがありますから、その従来使ってしまった制度を増額して、再度住宅リフォームの、例えばあと20万増額するとか、そうい

う格好のことで、制度を新たに改革するというようなことのものをできるかどうか、その辺のことが1つ。

それから、先ほど述べたもう一点は、個人でなくて旅館業等の改築の工事、先ほど小さい設備業者ですけれども、もう少し改築をしなきゃならないような格好のものの工事の支援制度を今後つくっていくようなことを考えているかどうか、考えていけるのかどうか、その辺について2点、お願いします。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 内山議員の提案、ほとんど財源に関わってくるもので、ここで検討はしますけれども、そうやってやりますよとはっきり言えないことだけは理解願いたいと。

それで、今回の町の事業、もうほとんど補助金事業でございます。単独事業は今、言っているように介護予防拠点施設の解体。それと、あと消防に対する貯水槽の工事。基本的にはコロナによってより財源が厳しくなったもので、事業をやるにはある程度国・県の補助金を使ってやらなきゃならないということだけは理解願いたいと思います。それで言いました、そういう中で、それは検討いたしますけれども、それがいつやるかというのは、コロナが終息しても経済がどれだけよくなるか、それによったスピードによってなってくると考えておりますので、その辺は御理解願いたいと思います。

3、リフォームに関しまして、上限20万ということを上げるのは結構需要がありますもので、この辺はなかなか上限20万、それと一回使ったら今のところ使えないとなっております。その中で、リフォームにつきましては、補正をやっているような状況ですから、これはある程度見込みが収まったなら、今のようなまた考えもあるのかなと考えておりますもので、現状ではなかなか20万上げることを同じ業者が何回も使うということは、今の財政状況では厳しいのかなと考えております。

以上です。

○議長（村木 脩君） 10番、内山議員。

（10番 内山慎一君登壇）

○10番（内山慎一君） 今の1番目の問題については、これで終了いたします。

それで、2点目のふるさと納税についてをお願いします。

○議長（村木 脩君） 第1問目はもう終了と。

次に、第2問、ふるさと納税についてを許します。

（10番 内山慎一君登壇）

○10番（内山慎一君） ふるさと納税について、冒頭にありますように、町民税だとか入湯税が激減しているような状態であります。そういう中で、先ほど来、町長、財源がないということで、いろいろ施策はできないということについて、できれば私はふるさと納税を利用して、これは税収というか寄付でありますけれども、それをさらに大きくするような格好のことを考えていくことが、今度の場合が当初予算にも1,500万ですか、そこらのものしか盛っていないものですから、そこらの点で増加策を考えているのかどうか、それについてお聞きします。

○議長（村木 脩君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 内山議員の第2問、ふるさと納税についてお答えいたします。

ふるさと納税につきましては、財政面や地域振興の面からも強化を図っていく予定です。新年度予算には、昨年度から議員の皆様にご相談をさせていただきました、広告料を増額計上させていただきました。加えまして、電子感謝券の導入やポータルサイトの追加、また、令和4年度からの記念品更新の際には、送料を別とした価格設定を行い、競争力を高めていく予定であります。

以上のような対策によりまして、ふるさと納税の増額を図ってまいりたいと考えております。

○議長（村木 脩君） 10番、内山議員。

（10番 内山慎一君登壇）

○10番（内山慎一君） 私は、先ほど町長が財源がないというようなことの中で、いずれにしても、これは私ども議員のほうからも総務経済委員会のほうから提案させたものがあります。そういうものを考えていただければ、もう少し今年の予算が1,500万でなくて、実際にふるさと納税の関係は平成28年が2億6,100万円、それから29年が1億7,900万円、それから30年が1億3,400万円、令和元年が1億5,900万、そういう中で推移しているわけです。そういう中で、確かにコロナの関係もありますけれども、そういうこともさておいて、私ども経済常任委員会のほうではいろいろ協議した中で、課題を見つけて、課題は例えば写真だとか、キャッチコピーに魅力がない、それから魅力ある記念品が少ない、それから記念品の寄付額の幅が広いというか、そういうこと。それから、宿泊券が実際に78.4%を占めているということで、こういうものを見ると、まだ記念品の中身だとかそういうことも含めて検討せざる

を得ないかな。その検討を町のほうにお願いして、財源を減らすような格好のことをさらに考えてもらうということですが、その辺のまず考え方というか、課題に対して町のほうはどういう対処の仕方、あるいはどういうものに考えて持っていきたいのかどうか、そこらについて議論をしたのかどうか、まずその辺をお聞きしたいと思っています。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 内山議員が言っているふるさと納税、財源というやつは大変容易ではない。何回も言っているが財源が大変厳しい中で、このふるさと納税を増やした中で町政運営していかねばこれから厳しいかなと考えております。

それで、私、このコロナ禍の中で、ふるさと納税減ると考えておりました。そしたら伸びているんですね。何回も言った、このコロナによって疲弊している業種、国民のほんの一部で、ほとんどの方はコロナに影響したようなやつで、ふるさと納税は伸びておりますもので、それも一つのひずみ感が一部の業種では全然困窮しているのに、コロナによってはもうけるところもある、これもやっぱりひずみじゃないことを私は考えておりますもので、そのひずみに対しては国は何とか飲食の6万円はとんでもないことを考えております。その業種に對しましては、割合に對しましては、やるのが普通じゃないかと考えております。

飲食1日6万というのはちょっといかなものかと考え、これは国策でございますけれども、幾らやってもしょうがないということでございますので、国のほうもちょっと考えていただきたい。

ふるさと納税はこれから貴重な財源となりますもので、町といたしましては、これをより強化していきたい、その考えでございます。そうすると、今言ったどのように反映したか、また総務課長より答弁させます。よろしくお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 総務課長。

○総務課長（村木善幸君） ふるさと納税の強化につきましては、ただいまの内山議員からありましたように、令和2年12月に町議会の総務経済常任委員会より調査報告をいただいておりますのでございます。その中における課題、意見、提案において、現在の町の担当である財政係とは別の体制を確立されたいということで、町としての窓口と事業の統括は、財政係としても事務や実務作業は業務に専念できる体制をつくるべきであるとされております。また、その指摘の中には、写真やキャッチコピーに魅力がないとの課題もいただいております。

これらを踏まえまして、令和3年度の当初予算におきまして、ふるさと納税業務委託料、これから契約があるもので、正確な数字は控えさせていただきますが、三百数十万円を委託

料として計上しております。これによりまして、委託内容として、チョイス、楽天、パレット、さとふるのホームページの更新、パンフレット作成、問合せ対応、寄付の受付、記念品の発注管理などを予定しております。これにより、魅力的なホームページやパンフレットの作成に加えて、町の担当職員の事務の軽減を図ることができると考えております。

職員の事務軽減が図られることにより、広告の強化や認定事業者との連携を持った商品の開発、写真加工、ホームページの更新に力を入れていくことが可能になると考えております。

加えて、令和3年度におきましては、さとふるというふるさと納税のサイトの追加、それから去年、議会の皆様には協議をいただきました広告強化ということで、ふるさとチョイスの自治体の特別枠の申込みを、予算を増額した中で計上をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（村木 脩君） 10番、内山議員。

（10番 内山慎一君登壇）

○10番（内山慎一君） 今、町長のほうからも、貴重な財源にしたいということのお話がありまして、それから具体的なものについては、我々議員のほうから出した今の課題とか、それから提案、そのほかのことについても盛り込んで考えてくれるということがありました。そういう中で、もう一度議会の提案というのは、財政係とは別にちゃんとその係、あるいは室を設けてほしいことが一つと。それから、目的を明確にしたふるさと納税ということで、細野高原だとかそういうものについてよくしてほしいということが、そういうものについてのメニューを増やすとか、あるいは寄付額についてももう少し区分を設けてやったらどうかということと、それから魅力あるものということは一長一短にできませんけれども、これも産業団体に諮って、十分そういう活用をお願いしたいこと。それから、送料の負担等については、検討されたいということ。ほかの地域だと大体送料は負担をしているような状況です。

それから、ふるさと納税は町の援者にするために、いろいろ新聞だとかそういうものを発行するような取組もやったらどうか、そういう点はしたわけですが、私が最終的に言いたいのは、まず独立した室を設けてもらう形ができるのかどうかということと、それから、先ほどいろんな具体的な形を総務課長のほうから話しされましたけれども、ぜひそういうものの2点を専門スタッフだとか室をつくってやることと。それから、記念品だとかのそういう紹介だとかそういうものも、専門スタッフとして使ったような格好で、文書だとかキャッチフレーズとかそういうものが充実した格好の中で、ふるさと納税が増えるような格好のこ

とをしていってもらいたいということをお願いしたいです。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） まず、専門の職員を置くのは多分厳しいと思う。現状の中でやったので、委託をかけた中で、その委託の方がほとんどやってくれと考えておりますもので、そういう中でふるさと納税に対する専門の職員を、これは今の現状の中では厳しいかなと考えています。それによって、委託会社であったり委託でやっていたと。

その中で、今、観光協会のほうでもふるさと納税の検討会なんかできております。そこにも何回か投げて、よりよくふるさと納税を上げていこうという機運も盛り上がっておりますので、当然議会から提案されたことも、一度にはできません、これは徐々にやっていく。今回は委託と言った。送り賃、これも結構ということを知っておりますもので、それはちょうど令和4年度にやるようなことを検討しておりますもので、なるべく議会から提案されたことは、よければそれをどんどんやっていきたいと考えておりますもので、まず町といたしましては、取りあえず専門の職を置く、それは今のところは厳しいなということだけは御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 10番、内山議員。

（10番 内山慎一君登壇）

○10番（内山慎一君） 今、町長言われたように、室まで行かないにしても、専門スタッフを設けて、これでしたような格好の中で考えていく。それから予算づけもしていただいたということで、私はこの当初予算で1,500万が、2億でも2億5,000万になるような格好の努力をしていただきたいということで、質問を終わります。

以上です。

○議長（村木 脩君） 答弁はよろしいですか。

（「いいです」の声あり）

○議長（村木 脩君） 以上で、内山議員の一般質問を終結します。

この際、午後1時まで休憩とします。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時00分

○議長（村木 脩君） 休憩を閉じ再開します。

午前に引き続き一般質問を行います。

◇ 栗 原 京 子 君

○議長（村木 脩君） 5番、栗原議員の第1問、新型コロナウイルスワクチン接種についてを許します。

5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） こんにちは。よろしくお願いいたします。

私からは、新型コロナウイルスワクチン接種についてを質問いたします。

ウイルスという目に見えぬ敵によって当たり前の日常は失われ、私たちの生活は大きな影響を受けました。

新型コロナウイルス感染症による死亡者や重症者の発生をできる限り減らし、感染拡大の防止を図るためのワクチン接種がいよいよ日本でも始まりました。多くの困難が予想される大事業であり、円滑に実施されることが重要です。

そこで、東伊豆町におけるワクチン接種について以下の点を伺います。

（1）ワクチン接種のスケジュールは。

（2）どのような形で接種を行っていくのか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 栗原議員の第1問、新型コロナウイルスワクチン接種については2点からの質問ですので、順次お答えいたします。

まず、1点目についてですが、ワクチンの接種につきましては、2月17日より国が定めた医療機関への先行接種が始まりました。その後、医療従事者の方々を優先に順次開始される予定です。

町民の皆様への接種につきましては、4月以降、高齢者の方から順次接種できるよう準備

を進めているところですが、ワクチンの配分量や配分時期により予定が決まるため、情報収集に努め、遅滞なく接種が開始できるよう進めてまいります。

次に、2点目についてですが、当町におきましては、高齢者の方の接種につきましては、保健センターと役場の2か所を利用して集団接種を計画しております。

接種の申込みについては、75歳以上の方から予約受付を始めまして、その後65歳以上の方からの予約受付というように段階的に行い、混雑の軽減を図り、熱川地区の方は保健センターへ、稲取地区の方は役場で接種していただくよう予約をいただく予定です。予約の方法は、電話にてコールセンターにさせていただく方法と、LINEを利用して行う方法を予定しております。

しかし、今後のワクチン配分量や配分時期により、高齢者の方の枠組みの細分化など、柔軟に対応していきたいと考えております。

高齢者の方々の接種スケジュールがある程度決まった段階で、一般の方々に接種につきましてはの案内をさせていただきますが、集団接種だけでなく、個別接種も可能にできるよう調整をしてまいりたいと思います。

○議長（村木 脩君） 5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） 今、町長のほうから御答弁をいただきました。

このワクチン接種は本当にまだ流動的な部分が多くて、なかなか自治体で、市町で計画を立てるのが困難な状態で、本当に不安な中、走りながらいろんなことが決まっていくという状況で、はっきり決めるというのはなかなか難しい状況かもしれませんが、でも、もう接種、高齢者の部分がすぐ始まりますので、ちょっとこれからは細かいことについて質問をさせていただきたいと思います。

まず、スケジュールについてなんですけれども、現在、ワクチンの量、数については、アメリカのファイザー社とモデルナ社、また、イギリスのアストラゼネカ社で、日本の全国民が2回接種できる分の量の確保は契約上できているということでした。けれども、様々な要因で現在ワクチンの供給が遅れています。

これ、世界で一気に始めていますもので、日本にやってくるのが本当に、河野大臣なんかは、6月から高齢者はしっかりできるようなこともおっしゃっていますが、全て見込みということで、本当にどうなるかは開けてみないと分からない状況の中でなかなか悩ましいんではありますが、まず、2月26日に発信された情報では、6月末までに65歳以上の高齢

者全員に2回接種できる分のワクチンが配送が完了する予定ということでしたが、それ以前に4月5日の週に県に1箱、これは1箱にファイザー社の場合は195本入っていますので約975回分になりますが、これが4月5日の週に県に1箱、4月12日と4月19日の週にそれぞれ県に10箱、自治体に、町に来るのは4月26日の週に1箱というのが一応今のところ予定にはなっているようですけれども、この少しずつ届いた分に対して、東伊豆町としては高齢者の方に先行接種をしていくことになるのかなと思いますけれども、その場合の優先順位なんかは国で示されるのか、それとも市町のほうでこういう順位を決めていくのか、そこら辺を教えてください。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 本当に栗原さんが、これ、ワクチンは大変今重大なことと考えています。その辺事務的なことがありますもので、担当課から答弁させますので、よろしくお願いします。

○議長（村木 脩君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（鈴木嘉久君） それでは、ただいまの栗原議員の質問の中で、26日のところから市町に配布が始まるという取組の中で、どのような形で対応していくかということなことかと思います。

現在、静岡県に配布されるという量が、通知として来ていますが、4月5日の週に2箱、それから12日の週に10箱、19日の週に10箱ということで、合計22箱が静岡県に4月に配布されることとなっております。2回接種分という形でこれを捉えてくださいということになっていますもので、対象者の人数としては、これを割り返しますと、静岡県全体で1万725人分の2回分という配分量になります。35市町で仮にこれを案分した場合、1市町当たりですと306人分ぐらい。それから、人口の比率でもし考えた場合になりますと、うちの町の場合だと0.3%ぐらいになってしまいますので、30人分程度というようなことになります。現在、県のほうでは、これをどのように調整して各市町に配分をするのかということ調整している段階ですので、現時点ではうちの町にどれぐらいの量が届くかというのはまだ確定をしていない段階です。

ですけれども、高齢者の方全体に、例えば30人であるとか、300人分のワクチンを一斉に予約というような形はとても合理的でないかなと思いますので、さらに細分化した形で、与えられるワクチン量に従って調整をかけたいと思います。その場合には、調整については市町村のほうで行うということで、県のほうから、もし26日の週以降に東伊豆町にこのぐら

いのワクチンが配分されるという量が確定しましたら、その時点でまた庁内で協議をさせていただいて、優先順位を設けながらお知らせをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（村木 脩君） 5 番、栗原議員。

（5 番 栗原京子君登壇）

○5 番（栗原京子君） なかなかその優先順位を町で決めていくというのも大変な作業かもしれませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

また、ワクチン接種の接種券とか、あと、問診票などが同封されると思うんですけども、その郵便物というか、チケットなんかはいつ頃から配送を予定されているか教えてください。

○議長（村木 脩君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（鈴木嘉久君） 4 月の下旬から、もし仮にワクチンが配分されて接種が必要となってくると、その前に接種券等の配布が必要になってくるということで、町のほうでは、接種券の郵送等については、3 月下旬を目標として作業を進めていこうと考えております。もちろん問診票とかそういうもの、それから、いろいろそれに伴って副反応についての説明書であるとか、そういう必要な情報も同封した中で郵送をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（村木 脩君） 5 番、栗原議員。

（5 番 栗原京子君登壇）

○5 番（栗原京子君） 3 月下旬を予定されているということでしたが、これ、2 回接種ですよ。高齢者の方に 2 回分の接種券を一遍に送るのか、1 回ずつ間を空けて送っていくのか、なかなか 2 回分を管理するのが、どこかへやっちゃったりとか、1 回目のときに、どっちを持っていくんだろうと迷ってしまったりとかという事案が出てくると思うんですけども、そこら辺はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（村木 脩君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（鈴木嘉久君） 接種券を 1 回ずつ送付するとかということですが、予定としては 2 回分を同時に送付する予定でいます。予診券等につきましては、要するに問診票、それにつきましては 1 回目と 2 回目と同じものということで、1 回目はこれ、2 回目はこれというような別々のものにはなっていないものですから、一応 2 回分を同時に送付をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（村木 脩君） 5 番、栗原議員。

（5 番 栗原京子君登壇）

○5 番（栗原京子君） ありがとうございます。

問診票も一緒のものなので、本当に書くほうが、高齢者の方たちが分かりやすいような、これが1回目の問診票だよ、2回目の問診票だよとスタンプを押すとか、何かいろんな形で分かりやすいようにしていただけたらと思いますし、また、1回に2回分を同封して郵送するということですので、接種忘れがないような、また、そこら辺の検討もぜひしていただけたらというふうに思います。

また、高齢者の方だけ先に送付が行くと思うんですけれども、その後、一般の高齢者以外の方たちがその後のグループになると思うんですが、その中で基礎疾患のある方というのが優先順位に入っています。これは御本人の手挙げ方式だということで、そこら辺の対応も予約のときにどういうふうにしていくのか、そこら辺のお考えをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（村木 脩君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（鈴木嘉久君） 優先順位ごとに郵送するというのは、小まめに分けてやっていきたいというような考えはそのとおりです。

基礎疾患については、我々のほうで全体の情報をつかんではおきませんので、手挙げというか、そういう形になろうかと思うんですけれども、同封される書類の中に、基礎疾患とはどういうものかというような案内のもので、明確に病名であったりとか、そういうものを示した資料を入れさせていただきたいと思います。予約の際に、基礎疾患の何々を持っているというような形で、電話の予約になろうかと思いますが、そういうような申出をしていただく以外にはなかなか把握をする方法がないものですから、その辺のところを上手にすみ分けができるかということで、もう少し検討させていただければというふうに考えております。

○議長（村木 脩君） 5 番、栗原議員。

（5 番 栗原京子君登壇）

○5 番（栗原京子君） この基礎疾患の分は本当に大変だと思いますけれども、よろしくお願いいたします。

スケジュールにつきましては大体教えていただきましたが、どのような形でこの接種を進めていくのかについて、ちょっと細かく伺いたいと思います。

まず、予約方法が先ほど、電話とあとLINEを使ってということでしたけれども、回線なんかも増やして対応して下さるようにはなっていると思いますけれども、例えば自分で電話できない方、例えば在宅とかで介護認定の重い方とか、そういう方については、どの方が予約をするような形になるのかちょっと確認させてください。

○議長（村木 脩君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（鈴木嘉久君） ワクチン接種につきましては任意という形なものですから、確実に本人さんの打ちたいという意思が必要になってくるということで、基本的には本人からの申出という形になろうかと思いますが、今おっしゃられたように、本人が例えば電話をできないであつたりとか、そのときでも、本人さんが意思確認ができていれば、介助していただける方とか、そういう方からの連絡の下で可能かというふうに思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） それと、このワクチン接種に当たって皆さんが一番心配されていると思うんですけれども、副反応が出ることに對して皆さんとても不安が大きいかなとは思っていますけれども、会場でもしそういう副反応が出た場合の対応について教えてください。

○議長（村木 脩君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（鈴木嘉久君） 接種会場は集団ということで行います。当然、お医者さんの方がおられる会場ということで、その中でももう少し細かく言いますと、2レーンといいまして、打てるチームを2つつくりまして、対応していこうというふうな形で考えております。仮に接種されている間にショック症状等が出た場合には、もちろん応急の処置ができるような医薬等の資器材は現場に装備をしておく。ショックの場合には、お医者さんのほうでショック症状に対するボスミンという、対応をする注射等を打っていただける状況をつくっておきます。

それと、集団接種をしているその日にちに、今、救急体制を取ることを考えております。接種日に、その接種時間帯に救急搬送ができる病院を最初から用意しておいて、体制づくりをして接種を行うというようなことで対応してまいりたいと考えております。

○議長（村木 脩君） 5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） もしショック状態を起こしたときの対応も、そこまで考えてくださ

ているのであれば、受ける側はとても安心かなと思います。

ただ、ふだん高齢者の方で病院にかかっている方は多くいらっしゃいますけれども、ちょっと心配だから、自分のかかりつけのお医者さんで打ってもらいたいわという方もいらっしゃると思うんですけれども、そこら辺の対応を町ではどう考えていらっしゃいますか。

○議長（村木 脩君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（鈴木嘉久君） 今現在は、ワクチンの性質上、かかりつけさんで受けないという状況で、今すぐに受けられる状況にはないかなというふうに思います。どうしてもファイザーの場合は、1回に1つの小瓶に5人分という形でやっていますので、1人の方がかかりつけで受けないというときに、それで可能かという、それではちょっとワクチンの無駄が出るということで、現段階では、かかりつけですぐに打つということにはちょっと対応ができないですかね。ただ、個別接種が可能になってくる時期になったときに、かかりつけ医という形は可能になるのではないかなというふうに考えております。

○議長（村木 脩君） 5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） そのワクチンの量の問題もありますし、また、市町を例えば超えちゃった場合にワクチンをどちらでという問題もいろいろ、いろんな課題があると思います。ただ、やっぱりかかりつけで打っていただきたいという方はいらっしゃると思うので、こういう面でかかりつけ医で打っていただくのは難しいという御案内、できれば集団接種でお願いしたいという御案内も一緒に入れてもいいのかなというふうには思います。

それと、高齢者の部分なんですけれども、なかなか足が不自由だったり、体が不自由で集団接種の会場まで行けない方は結構いらっしゃると思うんです。例えば、御家族と一緒に支えてあげながら歩ける方はいいんですけれども、もっと歩行が大変な人、また、車椅子の方だったりというのは、御家族とかではなかなかその会場まで行くのは難しいかなというふうに考えられます。そこら辺の方の対応、御本人が接種を希望される場合には、どういうふうに町としては対応する予定でしょうか。

○議長（村木 脩君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（鈴木嘉久君） そういう想定もしようかなというのはもちろんありまして、歩行困難な方などについては、巡回等をしながら訪問で対応しなければならないですが、先ほど言ったようにワクチンの特性もあります。一度打てる状態にしてしまうと、常温でももう6時間しかワクチン自体がもたないというのがありますので、しかるべく日にちの指定で

あったりとか、接種時間の予定というものを立てない限りは、巡回というものが成立してこないかなというふうには思います。また、担当していただく先生とか、その場合には、集団接種をしている間に、別にもう1チームをつくれるかという問題がもう一つあるんですけれども、この辺はそういう方にも対応しなければいけないということの観点の中で、今後、先生方とお打合せをさせていただいて、どのような形が可能かというようなものを探っていきたいというふうには思っております。現段階では、お答えはそのぐらいにさせていただきたいというふうに思います。

○議長（村木 脩君） 5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） この接種については、本当に始めてみて、初めてここが課題だと出てくるとも思うんです。なので、シミュレーションをやっている自治体や医療機関もあるんですが、その中で高齢者の場合は問診票への記入漏れだったりとか、予診の段階でその対応にとっても時間がかかってしまうのが課題だという声が上がっているようであります。スムーズな接種のために、事前のそういう問診票のチェックなどが必要じゃないかなとは思いますが、そこら辺はどうお考えでしょうか。

○議長（村木 脩君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（鈴木嘉久君） 問診票のひな形は既に出来上がっているところです。

内容を見まして、実は昨日、唐突に副町長のところに問診票をぱっとお渡しして、記入をするときにどのような疑問点があるかなということでちょっとお伺いをしました。非常に書きにくいような状況が見受けられました。私どももそれを思いまして、案内のときには十分な説明をしておかないと、やはり現場で混乱を来すかなというふうに思います。

それから、実際に書いていただいても記入漏れがあった場合、現場で必ず対応をしていかなければならないですけれども、非常に煩雑な感じを受けたものですから、実際に記入チェックに人数を割いて、現場の受付をした段階で、予診票のチェックという形で担当する者をつけて対処していきたいというふうに考えております。

○議長（村木 脩君） 5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） 先ほどから、いろんな場面でやはり人員の確保というのが本当に大変だなというふうに感じております。医師、また看護師、またはその他事務の方、本当にたくさんの人数が必要になるのではないかと思います。そこら辺の人材の確保というのはで

きているのでしょうか。

○議長（村木 脩君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（鈴木嘉久君） 接種体制で人材の確保ということですが、医師、看護師などの接種をしていただく従事者の方につきましては、町内の医療機関に御協力などをしていただいて、確保が可能というような状況になっております。

その他の事務等のスタッフにつきましては、任用職員等を充てたりとか、それから当番制という形を取りまして、先日、管理職の方々にはお願いをさせていただきましたけれども、集団の接種が始まった時点で各課から応援をいただいて、5名程度の職員を現場に配置いただくというようなことで、今全庁体制でワクチン接種に当たるということで、町長からの御指示もありまして、そのような形で対応していきたいというふうに考えております。

○議長（村木 脩君） 5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） それで、高齢者以外のところなんですけれども、結構、私は対象なのかどうかと思っている方がいると思うんですけれども、妊婦さんとか、あと授乳中の方に関しては、このワクチン接種についてはどう考えたらよろしいでしょうか。

○議長（村木 脩君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（鈴木嘉久君） Q&Aの読み下しでいきますと、妊婦の方、それから授乳期等の方については、接種は可能であるというふうにされています。

ただ、問診の中には、妊娠をされているとか、授乳期だとかということの問いがあるものですから、そこは先生の判断が必要なんだろうなというふうに今考えております。その上で、接種という形になろうかと思えます。

○議長（村木 脩君） 5番、栗原議員。

（5番 栗原京子君登壇）

○5番（栗原京子君） 本当に様々な疑問点、様々な人が、様々な疑問を持っていらっしゃると思うんですけれども、このワクチンに対しての相談窓口のようなものは町として設置されるのかどうか。予約のとは別にそういうものがあるのかどうか教えてください。

○議長（村木 脩君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（鈴木嘉久君） ワクチンの関係につきましては、予約も含めてコールセンターというものを設置する予定でおります。実際に、現在もうコールセンターの人に関しては研修の体制に入っていていただいておりまして、ここで一般的な相談も受けられるように今体

制づくりをさせていただいておりますので、疑問点があった場合でもコールセンターでお答えができるような形に進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（村木 脩君） 5 番、栗原議員。

（5 番 栗原京子君登壇）

○5 番（栗原京子君） ありがとうございます。

本当にいろんなまだ決めかねている、まだはっきりと決まっていない中でいろいろ教えていただいて、ありがとうございました。

最後に町長に伺いたいんですけれども、国のほうでは、さらに新しい接種記録システムというものを導入して管理する方針が打ち出されていますけれども、これ、事務負担は本当にさらに増加すると見込まれますし、また、いざスタートしてからも予期せぬ事態も起こり得る可能性もありますし、現場としては本当にかなり混乱して、負担が大きくなることが予想されると思います。

このワクチン接種というのは、本当にスピードも大事なんですけれども、何よりもやっぱり町民の方が安心して、そして安全に、確実に受けていかれるということが一番大事ではないかなというふうに、大切だなと思うんですけれども、それにはやっぱり万全の態勢で、人員を含めて臨むことが大事だと思いますが、もし、これからまた人手が足りないときなどは、人員を増やして対応していただけるのか。また、いろいろと様々変化していく、刻々と状況が変わっていきますけれども、こういう状況に柔軟に、適切に町として対応していけるのかどうかを、町長の決意を最後聞かせていただきたいと思います。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 本当、このワクチンは、自分はもうこのコロナは消えるのではないかと考えております。やっぱり一人でも多くの町民にこのワクチンを打てるような、そういう状況をつくっていききたいと考えております。

その中でも原課が言っているのは、取りあえず本当に一番困っているのは、もう場合場合ですごい変わっていくんですね。もう方針がどんどん変わっていくもので、現場が一番困っております。それなので、できるだけ町としては、国から出たらすぐにそれに対応できるような、そういう措置を取っていききたい。

それには、やっぱりこれをやるには全庁的なことでやらなければ、とても間に合いませんもので、先ほど課長が言ったように、先般の管理職会議の中で、始まったら各課から 5 人、そういう中で不便をかけないような方向でやりましょうということをやりました。それなの

で、予期せぬようなことでまた人数が増えれば、これは本当に命に関わることですから、そのときは、もう財調を崩してでも人材確保はしなければならないと一番考えております。

そして、財政は大変ですけれども、何しろ現場が必要であるならば、どんどん変えなさいという、そういう指示も出しました。やっぱりこのワクチンに対しては本当皆さんも注目しているし、そして、なるべく多くの方に打ってもらいたいと考えています。

先般、医療関係の会議に出させていただきました。そうすると、やっぱり地元のお医者さんたちも大変すごい協力的なもので、そういう面では私は安心いたしておりました。しかし、一番危惧しているのは本当にワクチンがちゃんと供給どおり来るかな。それが一番不安でございます。

そういう中、先般新聞で見たときに、公明党さんがオンラインを使った中で、一応地方議員の中で、一応現場の声を聞いた中でやっていると聞いておりますもので、当然、公明党さんのほうから国のほうに対してワクチンの供給、これを間違いなくやっていただきたいということも願えれば大変ありがたいと思っている。

町といたしましては、何しろ住民が安心して打てる、そういう状況をつくらなければなど考えておりますので、それだけの覚悟を持った中でこれは取り組んでいきたい、そう考えています。よろしくお願いいたしますと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 5 番、栗原議員。

（5 番 栗原京子君登壇）

○5 番（栗原京子君） 本当にこのワクチン接種、本当にたくさんの方に御負担をかけながら進めていくべき事業でありますし、また、失敗は許されないといえますか、時間に追われるワクチンの期限なんかもありますし、かといって、じゃ、供給がはっきりしないという部分もありますし、大変な中での事業になりますけれども、これが本当に感染拡大の決め手になる事業ですので、ぜひよろしくお願いいたしますと思います。

また、ニュース等が先行してしまっ、町民の方の中には、じゃ、自分たちの町は一体どうなんだろうというふうに思っている方もいらっしゃると思うので、そこら辺の情報発信も併せてお願いできたらと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（村木 脩君） 以上で、栗原議員の一般質問を終結します。

この際、換気のため13時45分まで休憩とします。

休憩 午後 1時30分

再開 午後 1時45分

○議長（村木 脩君） 休憩を閉じ再開します。

◇ 笠 井 政 明 君

○議長（村木 脩君） 2番、笠井議員の第1問、コロナ禍における対策についてを許します。
2番、笠井議員。

（2番 笠井政明君登壇）

○2番（笠井政明君） 私は事前に通告してあるとおり1問になっておりますので、よろしく御答弁のほうをお願いいたします。

それでは、コロナ禍における対策について。

新型コロナウイルスが流行し始めて約1年経過し、ワクチン接種等の予定も立ち始めて、もうこのコロナというところで、ちょっとようやく出口が見え始めているように私は感じております。そのような状況を踏まえまして、以下の点をお伺いいたします。

1点目、これは毎度聞いていますが、町内の感染症対策、もう一度、どのように考えているか教えてください。

2つ目、G o T oトラベルの再開が現時点で未定ですけれども、再開後の対策と取組について教えてください。

3つ目、マイクロツーリズムの観点から、1市5町独自で行うG o T oトラベル、G o T oイートの取組を提案しますが、検討の余地はあるかどうかお願いします。

○議長（村木 脩君） 第1問の答弁を求めます。
町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 笠井議員の第1問、コロナ禍における対策については3点からの質問ですので、順次お答えいたします。

まず、1点目についてですが、国内における新型コロナウイルスの感染拡大から約1年が経過し、町はその間、ホームページ、また、回覧での町民への注意喚起及び情報提供、新しい生活様式の周知、公共施設の貸出し制限、町の観光協会を通じまして、保健所による宿泊施設の方を対象にした感染対策研修、夏季繁忙期の海水浴客対策検討と駅構内等でのポスターによる啓蒙、また、医療機関・介護事業へのマスク提供、町内事業所を対象に感染防止対策費用への助成等を行ってまいりました。今後も手指消毒や飛沫防止のためのマスク着用など、基本的な個々の感染症対策をしていただくとともに、ワクチン接種による集団免疫獲得を目指し、その推進を感染症予防対策の中心と考え、体制づくりをしているところでございます。

次に、2点目についてですが、新型コロナウイルス感染拡大が収まらない中、観光支援策のG o T oトラベルの全国的な一時停止も継続されており、観光業が主産業である町の経済にとっても大変厳しい状況が続いていると言わざるを得ません。

そのような中、国の今年度第3次補正予算が成立し、G o T oトラベル予算も1兆円強追加されたことから、今後の医療環境及びワクチン接種の状況にもよるとは思いますが、G o T oトラベルの再開に期待を寄せ、また、早期再開に向けて町からも要望を行っているところでございます。

そのG o T oトラベル再開後の町としての対策ですが、先ほど、内山議員の第1問目で触れましたが、第2次誘客対策観光協会補助金の今年度執行残、約1,500万円を財源といたしまして、取り組んでいきたいと考えております。

具体的には、G o T oトラベルが再開されれば、当面は、昨年10月以降のような入湯客の増加が見込まれると予想されるところですが、国としては追加経済対策を6月末までとすることを基本想定としていることから、国からの割引率が下がってきたときには、宿泊料金の割引や、また、地域クーポンの発行など、お客様に対しましてインセンティブを与えるような対策を講じていきたいと考えております。

次に、3点目ですが、マイクロツーリズムに関しましては、星野リゾートの星野会長が提唱している旅行形態で、3密を避けながら近場で過ごす「地域内観光」と称する旅のスタイルが、ウイルス拡散のリスクを減らしながら、観光需要にもつながるものと理解しております。

1市5町独自で行うG o T oトラベルの提案ですが、1市5町で行う場合、その財源について各市町からの拠出金で賄うことになってしまいますが、負担割合や、また、宿泊環境による地域

格差の問題、各市町の思惑等もあり、調整が難しい面も予想されます。

しかしながら、御提言いただいた内容につきましては検討の余地もあると思いますので、各市町に投げかけてみようかと思います。

1市5町独自で行うG o T o イートの提案につきましては、商工会にも相談してみましたが、6月30日までG o T o イートが延長されていることもあり、制度が重複してしまうことや、G o T o トラベルも再開されていない中、店舗側の登録が少ないことが想定されることなどから、現時点では考えておりませんので、御理解をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 2番、笠井議員。

（2番 笠井政明君登壇）

○2番（笠井政明君） はい、すみません。ありがとうございます。

そうですね、G o T o トラベルの再開後の対策については、先ほど、内山議員の中でも述べられていたとおりになりますが、いつ再開になるかというところと、今後例えば再開された場合、全国で同じように、いつかいつかというところであると思います。これはもう県レベルとかでも、市町村もそうだと思うんですけども、より魅力的な観光施策がなければ、やはり呼び込むのは難しいと思います。難しいと思うんです。

そのときに、1,500万円を繰り越して対策費に充てますということでしたが、以前の補正のときに説明があったと思いますけれども、エージェンツ系が多かったかなというところがありまして、そうすると、財力のあるところがやはり強くなってしまいますよねというところがあります。懸念しておりまして、僕がお伺いしたいのは、その状況下、再開した場合に、その1,500万円を使ってということでしたけれども、競争力、同等に戦えるだけの準備ができますかということの一つ聞きたいと思います。

2つ目は、旅行形態が大分変わってきています。例えば、国が示していますデータベース、ビックデータ、V-R E S A Sを見ると一目瞭然なんですけれども、今までは、家族旅行とかカップル旅行というのが非常に増えていたと思いますが、単独の一人旅というのが前年対比で300%ぐらい増えています、旅行形態として。となってくると、また観光の力の入れ方というのも変わってくると思うんですけども、その辺はどう考えているか教えてください。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 基本的には、町の姿勢といたしましては、観光、現場の声を最優先した中でこれはやっていきたいと考えております。その辺は担当課長から説明させますが、そういう中で一人旅が多い。これは、これから取り入れていかなければと考えておりますが、

一人旅を重点にやるか、2名のほうに力を入れるか、これはまた今までの観光の現場と相談しながら、これはやっていきたい。

G o T o トラベルの再開に関しましても、政府のほうは、緊急事態宣言が解除されてもG o T o はすぐやらないと言っております。そういう中で最初にまずバイ・シズオカ、これによってまずは静岡県にそういう施策を打ってもらった中で、G o T o キャンペーンが再開した中で町は乗り遅れないような、そういうふうな方向でやっていきたい。そういうので、やっぱりアンテナを高くした中で、どこの町にも後れを取らないような方向でやっていきたいと考えております。

あとは担当課長に説明させます。

○議長（村木 脩君） 観光商工課長。

○観光商工課長（山田義則君） 第2次誘客対策の事業で約半分の予算、これに関して繰越しを予定しております。令和2年度で使えなかったというものが、ネットエージェント系のもの、これがかなりを占めていまして、あとは雑誌関係のリアルエージェント、ここら辺の予算がちょっと使い切れなくて繰越しということになります。

その1,500万円の財源で戦えるかなという御質問ですが、確かに金額が多ければ多いほど、割引率が大きければ大きいほど集客があるということは承知はしておりますが、取りあえず次年度様子を見た中でこの1,500万を使って、足りなければ、また皆様のほうに御提案をさせてもらって、ここら辺につきましては、やはり観光業に携わっている方、また、協会等の意見を聞きながらやっていきたいと原課のほうでは考えております。

以上です。

○議長（村木 脩君） 2番、笠井議員。

（2番 笠井政明君登壇）

○2番（笠井政明君） はい、ありがとうございます。

当然、割引率が大きければ勝てるという、当然の話なんです。だけれども、日本全体どこ自治体を見ても、観光地と言われるところでなかなか財政的に裕福なところは少ないと思います。

じゃ、どうなってくるかというと、僕、この1年でコロナ禍になって、皆様、旅行、外出ができなくなったりとか、旅行が行けなくなったりとかしたときに、じゃ、何を求めていますかということを、要は皆さん考えましょうよと。例えば、今コロナ禍で緊急事態宣言がかかっているのは1都3県ですよ、今現状でいうと。ということは、残りの43道府県は出て

いないわけですよ。その人たちは、旅行をしていいんだけど、何で観光業は上がっていないんでしょうかというところなんです。そのところを町とか観光協会、ちょっと考えていただきたいと思います。僕は、単純に世の中の人々の目というのがあると思います。例えば、旅行には行ってもいいよ、要は緊急事態出ていませんから、気をつけて動かしようにと国が言っているんだけど、なかなか周りの目、感染になったらどうしようということがあって、大っぴらに今までどおりの旅行ができない。これは新型コロナウイルスが本当に発症率が低くなれば、今までどおり戻るとは思います。僕は個人的にはそこまでは戻らないと思います。そうなってくると、旅行形態は今までどおりいけないので、誘客対策をするほうもしっかり考えなくてはいけない。となってくると、さっきのバイ・シズオカの話が出てきましたけれども、静岡県下の県民に対して、静岡県下に泊まってやりましょうという形になりましたけれども、これは地域の人たちが地域の魅力を知らない、なかなか誘客ができないわけです。浜松の人が伊豆に来るとか、伊豆の人が浜松に行くのはそうそうないのであれなんですけれども、伊豆の人が伊豆に来るのはよさがなければ来れない。なので、ただ、来てもらわないと、観光業も、飲食業も、その他の商店も経済が成り立たないのは分かっていると思います。なので、僕が言ったのは3番目の話になります。

マイクロツーリズムというのは、星野グループの社長が提唱したと言っておりますが、昔から僕はあると思っています。それは、例えば昭和の時代ですよ。新婚旅行に行くなら箱根、熱海、これもマイクロツーリズムだと思っています。これが戻ってきたのかな。じゃ、何で皆さんそこに行ったかという、そこに魅力があったからじゃないかなと僕は思っております。

なので、今回のこの2番目、3番目というのは、Go Toトラベル全国的に、さあ、元に戻りましたよ、旅行しましょう、経済回しましょうとなったときに、お金で割引をすればそれは来てくれるけれども、そこじゃないところの魅力発見を今のうちにしておきませんかというお話です。これが1年間あったと思うんだけど、その辺は、町と観光協会では何か新しい魅力発見とかはやってきたかどうかということも教えてほしいと思います。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 今、模索している中で、そういうことは自分自身はやっていないと感じております。

それで、昔はやっぱり観光形態がマイクロツーリズム、それはそのとおりですよ。それ以降は、いろんな視野が広がってきた中でそこが見捨てられて、それでいろんなところができ

た。それで、今度はそこに行けないから、またマイクロツーリズムということになり、また、近くの外出の中でその魅力をつくりましょう。やっぱり基本的には自分のところに魅力がなければ人は来ません。

そういう中で、今回はこの1年間そういうことをやらなかったことは、これは誠に申し訳なかったと感じております。それは当然自分の地域への魅力づくり、これをやらなければ観光客は来ませんので、それはまたこういうことがあったので再度、もう一回、地域の魅力は何か、これをやっていただくような指導はしていきたいと考えております。この1年間、そういう町の魅力づくりに対しまして検討をしてこなかった。これは誠に申し訳なかったと思っておるので、今後はそれは積極的にやっていきたい。それが原点でございますから、その辺はもうきっちりとやらなければならないと考えておりますので。

以上でございます。

○議長（村木 脩君） 2番、笠井議員。

（2番 笠井政明君登壇）

○2番（笠井政明君） ちょっと厳しめに言ってしまいましたけれども、この地域の魅力というのはここ1年の話ではないと思うんですよ。例えば、僕が観光協会にいたときに、入湯客数が100万人を切ってしまったときにも、地域の魅力を活性化して元に戻そうという形があったと思います。

なかなか魅力というのは今からつくるものではなくて、あるものを、じゃ、どのように見せていくんですか、見せ方の話だと思っております。だから、僕が提案した3番目になるんです。

伊東市みたいに、例えば単独で予算を使って、補正予算を使ってだと思うんですけれども、やっていただく。これも一つだと思うんですが、当町においては医療従事者だったりとか、福祉の介護従事者だったりとか、サービス業の方々が多いですよね。旅館さんの従業員の方も多いんだけど、先ほど言ったように、なかなか遠くまではちょっと旅行に行くとか、行くことが難しい。だけれども、これが例えば西伊豆町に1泊2日で泊まります。西伊豆町の方が東伊豆町に来て1泊2日で泊まりますということと、山梨県、長野県に行くというのでは大きく変わってくると思います。当然、宿泊もできない方もいるので、このG o T o トラベル、G o T o イートというのは、僕の中では、セットで共通クーポンみたいな形でやっていただいたら非常にいいんじゃないかと思います。例えば、先ほど、町長最初に言いましたけれども、地域差がありますと。確かに東伊豆町は宿泊施設が多くて、逆に言っちゃうと

西伊豆町とか、松崎町とか、南伊豆町とかは宿泊施設が少ないとかね、河津町とかね。となってくると、じゃ、宿泊のほうがいいんじゃないかという話が出てくるかもしれないですけども、逆に言っちゃうと、日帰りおいしいものを食べる。例えば、この時期とかで西伊豆町のタカアシガニを食べたいというと、東伊豆町じゃないですよ。そうすると、やっぱりそこに日帰りでも行って、いつもはなかなか出さないけれども、伊豆に住んでいて、観光客値段じゃないけれども、ちょっと値段がするからなかなか出せないけれども、でも、食べたことないからちょっと行ってみたいとか、もうずっと食べていないから行ってみたい。そこで再発見することによって、その感動が全国に広がるように僕は思っているので、だから、まず地域の中やっていったらどうかなと思います。

来年度予算というか、予算にもありましたけれども、例えば商工会のクーポン、これも例えば1市5町でできないのであれば、町内の宿泊施設も使えるようにしたらどうかなというところがございます。今の話から言っちゃうと、1市5町のほうが動くと思うし、予算規模もでかいんだけど、町のところのやつで、商店だけじゃなくて、町の旅館とかに町内の人が1泊2日で使えたらなおいいんじゃないのと。予算的なところでそれが使えないんだということであれば、そういうのを次からも考えていただくすべにはならないかなということがあるので、ちょっと御答弁お願いします。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） この件に関しましては、2月頃、やっぱり自分と市町会長が要望活動に行ったときに、1市5町が何かの寄り合いがあったときに、下田市長から提案がありました、はっきりと。そのとき、下田バル的なものを1市5町でやらないかと。そのときはいろいろ検討したので、そのときはもう人口を一つの対象としてやったときに、うちの町が2,000万円近くもかかるような、そんな計算もあったもので、やっぱり言うことは簡単、やるとなると、あと煮詰めていかないと。言われたとき、私は1市5町でやるのか、伊豆全体、美伊豆でやったほうが私はそのほうがいい。今、タカアシガニだったので、戸田ですよ、沼津ですよ。だから、そういう中で、やっぱり1市5町でやるのは結構いろんな中で地域差、果たしてうちの町がどんだけいくか、予算的にね。そういうのはやっぱり美伊豆、伊豆全体でやったほうが、私はいいじゃないかと考えております。

しかしながら、笠井議員からそういう提案されましたので、うちの町の議員も同じような考えを持っている人がいますよということも、今度、1市5町で集まったときに言います。

ちょっと例ですと、下田バルが6月もやっていますもので、じゃ、6月に1市5町やって

みようかということはありません。まだ、これから話し合いでございます。その中で費用がどのくらいかかるか。または、それに対しましてどれだけうちの町が人が行くか。そういうことをいろいろ勘案した中でやっていきたいと考えております。

大変、非常にそれはいい提案と考えておりますもので、できればそこはやっていきたいと考えております。これはちょっといろいろな中で、また検討させていただければ大変ありがたいと思います。

そして、クーポンに関しては、ちょっと。

○議長（村木 脩君） 観光商工課長。

○観光商工課長（山田義則君） 町内で旅行関係、宿泊施設、クーポン使えないかというようなお話なんですけれども、これについては、プレミアム商品券で前回やったときに370店舗の利用店舗、施設がございました。その中に旅館関係もあったんですけども、ちょっと残念なことにPR等が足りない部分もありまして、利用が大変少なかったということで、議会のほうに、また次回プレミアムをやりたいということで御提案させていただきますので、そのときにはもっと企業側にもPRして、利用を高めてほしいということも、これは協会通じてなんですけれども、こちら辺も言っておきたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 2番、笠井議員。

（2番 笠井政明君登壇）

○2番（笠井政明君） すみません。ちょっと僕の勉強不足もありまして、申し訳ございませんでした。

先ほどの1市5町の話は何かといったら、要はある程度コンパクトなほうが動きやすいから提案したんです。賀茂郡下で首長会議ありますから、そのところで5人ですよ、6人か、6人ですね。6人なので、変な話、美伊豆でやるっていう、美伊豆で動くとなるとかなり時間もかかるし、予算の部分は分からないですけども、あるので、だからコンパクト、コンパクトにいきませんか。別に当町の中だけでやれば、町長一つで、やるやらないでできちゃいますから、予算はちょっと関係なしにね。できますから、要はそのフットワークの軽さ、時間的な問題だと思います。これからどんどん転がって行って、もしかしたら検討している間にフルオープンになるかもしれないし、そうじゃないかもしれないし、けれども、いいほう、悪いほう、最悪のほう、けれども、経済も回さなきゃいけないということも考えながら、いろんなことをいろいろ提案をして行って、予算の部分というのは当然多少

出るけれども、そこに対して逆に言っちゃうと、じゃ、企業さんが少し持ち直すとか、例えば、県とか国とか町が補助をしなくても、少し持ち直せるというところを、予算の通しができるかどうかというのの判断をしていただきたいということです。なので、これの提案というのは、そういうことがあると思います。

下田のバルを全部でというのも、僕もちょっと考えたんですけども、なかなか下田のバルも、下田が今回お金を出していますけれども、飲食、宿泊も入っていますけれども、これ全体でやるよという、なかなか実行委員会だけだと厳しいところがあるので、町長に今回こういうふうに投げかけたということです。

スピードを持ってやるとなると、やっぱり行政のトップが、みんなで、さあ、やろうとなると、スピードが速いと思います。民間だとやっぱり調整もあったりとか、民間のほうが早いときもあるかもしれないですけども、広域になると、さっき言ったように動きの悪さというのが出てきますので、だから、このミニマムなところで僕は提案させていただいたので、ぜひ検討していただいて、いい御報告をしていただけることを待ちながら、あと、G o T o トラベルの再開後、当町が立てる魅力づくりというのを次の議会ぐらいで町長の施政方針が聞きたいと思います。

以上で終わります。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） この1市5町に関しては検討させていただきます。やっぱり1市5町でやったほうがいいのか、それとも笠井議員の言う町単独でやったほうがいいのか。これはやっぱりいろいろありますもので、やっぱりある程度1市5町でお金を出してやらないと、費用対効果がなければ、それは単独でやったほうが良いと考えております。何しろ提案することは、提案いたします。その中でどうなるか分かりませんが、一番町が良いような方向でこれはやっていきたいと考えております。

さらにG o T o トラベルに関しましては、本当に出遅れのないように、やっぱり最初はG o T o トラベルが始まって、もう近場から埋まっていきますもので、客が来るのは間違いありません。その後いかにして生き残るかにはやっぱり地域の魅力、これをやらなければならないと考えておりますもので、その辺はまた再度観光協会に投げかけた中で、これはやっていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（村木 脩君） 以上で、笠井議員の一般質問を終結します。

この際、14時25分まで休憩します。

休憩 午後 2時11分

再開 午後 2時25分

○議長（村木 脩君） 休憩を閉じ再開します。

◇ 鈴 木 勉 君

○議長（村木 脩君） 12番、鈴木議員の第1問、プレミアム商品券事業についてを許します。
12番、鈴木議員。

（12番 鈴木 勉君登壇）

○12番（鈴木 勉君） 皆様、こんにちは。最後の質問者でございますけれども、よろしく
お願いいたします。

私、今回は2問通告してございます。よろしく答弁のほどをお願いしたいと思います。

第1問、プレミアム商品券事業について。

今年度交付された新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金については、町も
様々な事業を計画していると思います。特に、私は今回、町が前回実施したプレミアム商品
券事業についてをお伺いしたいと思いますもので、以下の点についてお答えをいただきたい
と思います。

1点目、プレミアム商品券の使用可能対象店舗のうち、実際に使用された店舗の割合は。

2点目、プレミアム商品券事業について、町民の声はどのように届いているのか。

3点目、今後、プレミアム商品券事業を実施した場合、大型店での利用について検討する
お考えは。

よろしくお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 鈴木議員の第1問、プレミアム商品券事業につきましては3点からの質問になっておりますので、順次お答えいたします。

まず、1点目についてですが、今年度実施されたプレミアム商品券事業の使用可能店舗は370店舗が参加され、そのうち186の店舗で使用されております。よって、使用された店舗の割合は約50%となっております。

次に、2点目についてですが、事業実施主体の東伊豆町商工会によると、町民の声についての内容は、「プレミアム率が高く、非常にありがたい」「もっと上限額を上げてほしい」「大型店で使えないのは不便」「新聞、回覧板等を見ていなかったのでは知らなかった」「使える店舗がない」などの意見があったとのこと。

次に、3点目についてですが、大型店で使用につきましては検討しておりません。

町では、国の第3次新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び静岡県地域臨時交付金を財源に、プレミアム商品券事業を令和3年度の上半期に実施するよう予算化を図っております。この事業の主な目的は、町内の消費喚起を図り、新型コロナウイルス感染拡大の影響で疲弊しております町内事業者の収益確保に向けた支援ですので、御理解をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 12番、鈴木議員。

（12番 鈴木 勉君登壇）

○12番（鈴木 勉君） 答弁ありがとうございます。

前回実施していただいたプレミアム商品券事業につきましては、町長の答弁の中にはちょっと特筆はなかったような気がするんですけども、本当に町民の声というのが非常に厳しいものがございまして、私はやはりこういう大事な事業ですから、1人でも多くの町民に喜んでもらえるような事業にしなければいけないんじゃないかなと思ひまして、今回あえてこのプレミアム商品券だけをピックアップしまして、一般質問させてもらうわけなんですけれども、やはり大事なことは町民の目線に一度立ちまして、それでこういう事業をしていって、どういうところを直していけばいいのかなという気持ちが私はするんですけども、私はそういう気持ちなんですけれども、町長はどうでしょうか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 前回の反省点といたしまして、私のほうは町民の声から、知らなかったよとか、遠いよとか、そういうことを聞きました。そういう中、今回の反省を含めた中で、町民から、議会からも要望があったのは、5,000円じゃちょっと高過ぎるから、もっと安く

して一般の人が使えるような感じも、3,000円にさせていただきました。

そして、今回いろんな啓蒙の中も、取りあえず今商工会だけなもので、じゃ、出張しようとか、そういうことも考えて、やっぱり、より町民が活用できるような方向でこのプレミアム事業、これをやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（村木 脩君） 12番、鈴木議員。

（12番 鈴木 勉君登壇）

○12番（鈴木 勉君） やはり大事だと思いますよね。

前回実施しましたプレミアム商品券の内容にちょっと触れさせていただきたいんですけれども、予算が4,000万円を町のほうで組んでいただいたわけなんですよ。プレミアム率が50%、それで、4,000世帯に活用をお願いするという目標の中で執り行っていたわけなんですけれども、この4,000万円の予算でプレミアム率50%ですと、どれぐらいの経済効果が生まれるのかなという形を考えると、プレミアム率50%、町民の方がこれを4,000万円のものを全て買うには8,000万円の予算が必要なわけなんですよ。ですから、両方合わせると1億2,000万というお金がこの事業によって町内の経済の中で動くという、経済効果が生まれるというのが計算上に出てくるわけなんですけれども、これを私は大変町の事業としては、地元のこういう参加する企業の人たちにとっては大変有効な事業者支援の事業だと、私は感謝を申し上げるし、そういう気持ちになる事業者も多いのではないのかなと思っております。

しかし、今、1億2,000万という経済効果が生まれるというこの事業に対しましても、実際に換金された額を見ますと7,142万円。これを1億2,000万円に対して、率としますと約60%が使われたという形です。ですから、ここに40%という金額が未消化になっているわけなんですよ。私はこの40%が非常にもったいないと思うわけなんですよ。だから、いろいろな要因があって買わなかったんじゃなくて、未消化の40%が生まれてしまったのではないのかなという気持ちがするんですけれども、やはりこういう事業を継続していくためにも、目標の100%というものを何としてでも達成していかなければいけないんじゃないのかなと思うわけなんですよ、これ、実施する町側の姿勢としてね。

だから、そのためにはやはりいろいろと頑張って施策を講じて、先ほどの答弁にもいただきましたけれども、改良する点は改良していかなければならないなと私思うんですけれども、どうですか、町長。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 前回の反省は、予算化した4,000万を实际使ったのは3,000万ですね。

そうすると、確かに1,000万のこの、もったいないという言い方を、せっかく予算化したのに使わなかった分があります。やっぱりこれは町としても真摯に反省した中で、それをいかに解消させるかという中で、今度この第3次臨時交付金を使っていきたいと考えております。

そういうので、いろんな面でまた商工会と連携を密にした中で、いろんな方、多くの方が使えるようにして、そういうので、この中にありますけれども、使用が少ない業種は、宿泊業だけにする、また夜の飲食とかあります。結構データをもう商工会持っておりますもので、こういう方も多く使えるような施策をこれはしていきたい中で、やっぱり今度の予算は全額使うような、そういう気持ちでやっていきたいと、そう考えておりますので御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 12番、鈴木議員。

（12番 鈴木 勉君登壇）

○12番（鈴木 勉君） いろいろお話ししている中にも、自分たちの中で町の声が聞こえてくる。本当に達成できなかったという要因の中には、本当に町民の厳しい声がございまして、いろいろと書いてあるんですけども、その内容についてはちょっと触れないんですけども、やはりこういう声に対しても、しっかりと受け止めていかなければならないんじゃないかなということも考えております。

そしてまた、一方では利用されました町民の声もございます。やはりプレミアムつきでよかったなという声と、もっと購入限度額を上げてほしいと。また、こういう事業があるのを知らなかったと、そういう方もおいでになりますし、それから、後で私たちは売れ残ったということが分かったんだけど、再募集もそういうときにはしていただきかったという声もあります。

いろいろ、こういう賛同する声もあるんですけども、やはり私はこういう事業をするには、賛成する方と反対する方、これはもう埋めようがないんじゃないかなと思います。どうしても買えない人というのはいると思うんですけども、一つの町がこういう企画をして、1億2,000万という経済効果をここに町の中に生み出そうという、こういうことにつきましては、やはり大事な企画ですから、全ての町民の方たちには参加が無理にしても、やはり100%を目指してやっていくべきだろうと思うわけなんですよ。

一つの改善策としては、私だけの考えなんですけれども、一世帯当たりの購入の限度額を引き上げる。今3万円なんですけれども、これを5万円にするとか。

(何か言う声あり)

○12番(鈴木 勉君) 2万円ですか。そうですか、ごめんなさい。じゃ、2万円を今言っていたみたいに5万円にするとかね、世帯の限度額の引上げをするとかというのも一つの方法じゃないかなと思うわけなんですよね。

それから、あと、プレミアム率を今の50%を100%に引き上げていくとかというのも一つの方法だろうと思うわけです。これ、やれというわけじゃないですよ。やはり喜んでもらって、町民に使ってもらって、そういう形の中でいって、どういう点を改善していったらいいのかなという点ですから、聞いていただければうれしいなと思いますけれどもね。

それから、この利用範囲を広げていく。今、店舗数370店舗ですか。380、400……。

(何か言う声あり)

○12番(鈴木 勉君) ごめんね、後でまた、資料を入れていきますから、あれですけれどもね、使える範囲を広げて、家賃の支払いだとか、駐車場の支払いだとか、それで参加店を募るわけなんですけれども、そういう形の中で、今の使用する範囲を広げていただけるという形も私は提案をしていきたいなと思うわけなんですけれどもね。

こういう突拍子もないのか、町としては受け入れられないのか分からないんだけど、やはり提案ですからね、こういう提案に対しては、町長、どうですか。

○議長(村木 脩君) 町長。

○町長(太田長八君) 大変、提案もらいました。

それで、金額に関しては、5万となるとやっぱりこれは結構不平不満の方が多くなるんじゃないかと、やっぱりある程度お金を持っている人はそれなりに、やっぱり上限いっぱい買いたいということが起きますし、さらに少ない人はそこまでいなくてもいいからという中で、やっぱりある程度の金額、今回2万という金額設定した中でやっておりますけれども、やっぱり困ったのはちょっと多いのかな、また検討させていただきます。

そして、あとは使い勝手ね。使い勝手、これはちょっと検討させてもらって、今までいろいろあった中で、今、駐車場とか家賃、こっちのほうに使えたらどうかということもありましたもので、それは検討する価値があるかなと考えております。それは検討させていただきます。

以上です。

○議長（村木 脩君） 12番、鈴木議員。

（12番 鈴木 勉君登壇）

○12番（鈴木 勉君） 今回の私の質問の中にもちょっと入っていなかったんだけど、先ほどのこういう一つの企画の中には、今回私たち議員のほうからも要望書が出たと思うんですけども、意見書ですか、要望書が出たと思うんですけども、やはり今1冊5,000円というやつをもっと3,000円分にしたらどうかとか、下へ下げたらどうかとかというアイデアもあるわけなんですけれども、それも今言ったみたいに、それぞれの私たちが出すアイデアなんですけれども、町のほうがどういうふう to それを受け止めてくれるかというのは、これからのことなんですけれどもね。

それで、大事なことはもう一つ、町民の声の中には、使える店舗がないんですという声が結構あるんですよ。先ほどの中で、使った店屋さんは、参加店が約370店舗。それで、換金だとかのそういう利用をされたところが186店舗というのが、私の手元の数字にあるんですけども、こういう店屋さんの使われた業種別の分類表というものもあるんですけども、そこへいきますと10種類の業種がございまして、店舗数がさっき言ったみたいになるんですけども、サービス店から始まってコンビニエンスストアまで10分類されているんですけども、町中の人たちが私は参加していただいているんじゃないかなと、登録していただいているんじゃないかなと思うわけなんですけれども、家賃だとか、駐車場の代金にもというのはこれには入っていないと思うんですけども、そういう中で、私はこれ以上の参加店とか、種類とかというのは、業種とかというのは難しいなと思うんですけども、先ほど提案したみたいに限度額を上げたならば、今まで使われていなかったような業種、一つの例で考えますと、建設業みたいにお金のかかる事業に、高額になれば使ったりすることもできるんじゃないかな。ですから、今は率からいくと、サービス店会だとか、コンビニエンスとか、飲食業の方たちが、ごめんなさい、それと、その他の小売業の方たちというのが非常に細かく使っていただいているんですけども、買う人にとれば、高額になれば高額商品、電気製品だろうか、分からないですけども、高額商品にも私は使えてくると、そう思うわけなんですけれども、そうすれば買う喜び、それを利用する喜びが町民の方たちにも出てくるんじゃないかなという気持ちがするわけなんですけれども。

私は、お客さんの声で、町民の声で、使ってもらえる店舗がないという声に対しては、使ってもらう店側の私はPRが足りないんじゃないかなと思うわけですよ。本当にこの事業については、今までの商品券と違って手数料がかからないわけですよ。今までは何かあると、

換金手数料というのを取られたんですけれども、今回の場合は換金手数料がないわけなんですよね。ですから、十分なこれを活用をできる店屋さんにとっては、やはりこれを取り込まなければ私はいけないと思うわけなんですよね。

一つの例なんですけれども、ある飲み屋さんがお客さんにプレミアム券を買ってきて、「うちの店にプレミアの分だけでもキープしてくださいよ」とか言って、これをPRする。アピールして、「うちの店で使ってください」とかと言う、そういう店屋さんもありますよという声も聞くわけなんですよね。私も元商人ですから、昔は、こういうものをどうやって自分の店が競争してでも取り組んで、売上げを伸ばそうかなと考えた時代はもう30年も前なんですけれども、あったわけなんですけれども、今の人たちにも、やはりこういう競争をすることに芽生えていただきたいなと思うわけなんですよね。

今私の手元にある資料ですと、地域商品券の一言広告欄というのがあるんですよ。これは17軒の店舗がこういうチラシを作って、うちの店で使ってくださいよということをやっているんですよね。だから、これをやはりもっと行政側としたら指導して、加盟店に、頑張っってこういうことをやっていきなさいよという指導をしていってもらいたいなと思うんですけれども、町長、いかがですかね。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 基本的には、これ、商店の自助努力だと考えておりますよ。

そして、町よりか、基本的には商工会が指導するのが筋じゃないかと考えております。当然、町といたしましても、そういうことやるけど主体は商工会が、今鈴木議員が言ったように、各自自助努力をした中で、こういうのは自分の店では使えますよということをやっているただければ、また違うと考えておりますもので、またその辺は、何しろこれが流通して、経済の活性化を願っておりますもので、より多くの方に使ってもらえるようなことを考えております。

そういう中で上限を上げたらどうかというのは、予算が限られておりますもので、その中で、例えば、5万円にするとまた使用する人も少なくなってしまうから、やっぱり町としては広くそういうことをやっていきたいと考えておりますもので、その辺はまた御理解願いたい。それと、また、財源がある程度出てきましたら、それはまた上限を上げたりして、それは考えていきたいと考えております。

それで、一番よかった家賃、そして駐車場、この辺は活用できれば、また違った意味でいいと思いますので、それはちょっと検討させていただきたいと、あとは商店の自助努力とい

う、やっぱり時代が違っても鈴木議員が言った30年前、本当に商店がもうしっかりして、自分で何とかしようという気持ちがありましたけれども、今のところ、またそういうことも町の方たちにもお願いしたいと感じております。

何しろ、いいあれですから、多くの方に使ってもらった中でやっぱり町内の活性化、これやっていきたいと思うし、町といたしましては予算を使い切る、そのような方向でいろんな面で啓蒙、これをやっていきたいと。商工会と連携しながらやっていきたいと考えておりますもので、このプレミアム、東伊豆町でやってよかったな、経済的によかったな、そういう方向で対応していきたいと考えております。

それともう1点は、要望で、当初5,000円ですよね。議会からの要望だから、全協で上がった中で、そして一応3,000円に変えたもので、その辺また御理解願いたい。5,000円から3,000円に変更したと、これは御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 12番、鈴木議員。

（12番 鈴木 勉君登壇）

○12番（鈴木 勉君） ありがとうございます。

今まで町長とディスカッションしてきたのは、前回行ったプレミアム商品券事業の反省についてでございまして、今回、また3次補正をいただいた臨時交付金においては、また同じような事業をするんじゃないかなという観点から、やはり今やり取りしたような中で、もし改良できる点があったら改良して行って、取り組んでいくということをお願いしたいなと思いますよね。

それから、この1問目については、最後の質問になりますけれども、やはり大型店で使えないという声も多くあるんですよね。ですから、地元の事業所の育成という、活性化といういろんなテーマの中でこの事業が行われているわけなんですけれども、ですから、大型店は使えないんですよということについては私も理解するわけなんですけれども、やはり消費者の方にとっては、そこが一番のネックになるんじゃないかなという声があるわけなんですよ。

ですから、できれば予算の中の何割かは、近い南伊豆みたいなところでも、大型店も使えるという企画もしているわけなんですけれども、同じ企画じゃなくても、やはりパーセンテージの率を変えてでも、プレミアム商品券の何割かは大型店でも使えますよという、将来ですよ、こういう事業をやるときには、町民の声としては大事なものだから、生かしていくと

かというお考えはありますか。最後ですけれども。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 町民の声は分かります、やっぱりそこが一番使いやすいですから。

町といたしましては、やっぱり町内ということの中で、勤めている方もいますけれども、そのやつはもう違うところへ行っちゃうもので、原則的にはもうやっぱり大型店は除きたい。そういう気持ちでございます。これは、私任期中は多分そういう気持ちでいると思います。また、首長が替われば違った考えになると思いますけれども、現状では私は大型店は含めない。そういうような方向でいきたいと考えている。あくまでも町内経済の活性化という中で考えておりますもので、その辺は御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 次に、第2問、コロナ禍における生活支援についてを許します。

12番、鈴木議員。

（12番 鈴木 勉君登壇）

○12番（鈴木 勉君） それでは、第2問、コロナ禍における生活支援についてをお伺いいたします。

全町民を対象に地域限定商品券を支給なされるお考えがございますかどうかをお伺いいたします。

○議長（村木 脩君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 鈴木議員の第2問、コロナ禍における生活支援については1点のみの質問になっておりますので、お答えいたします。

まず、現時点では、全町民を対象に地域限定商品券を支給することは考えておりません。

先ほど申しましたとおり、町では、国の地方創生臨時交付金及び静岡県地域臨時交付金を財源に、プレミアム商品券事業を令和3年度の上半期に実施できるよう予算化を図っております。

この地域臨時交付金を受ける要件といたしまして、新型コロナウイルス感染症拡大により疲弊した事業所等を支援・救済するための地域経済対策が事業対象となっております。よって、全町民を対象とする商品券の発行は、生活支援的な要素が強く、県の交付金事業の対象とはなりませんので、御理解をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 12番、鈴木議員。

（12番 鈴木 勉君登壇）

○12番（鈴木 勉君） 答弁ありがとうございます。

先ほど質問いたしましたプレミアム商品券は、事業所支援の観点から、町民のほうにも生活支援ができるんじゃないかなという形なんですけれども、今度の、私が言う地域限定商品券というのは逆で、生活支援をして、それから町内で使ってもらう、町内の事業所の支援になるという逆のパターンなんですけれどもね。ですから、プレミアム商品券というのは、自分がお金を出して買わなければならないんです。地域限定商品券というのは、町が支給するわけなんですけれども、その違いを分かっていたきたいなと思うんです。

質問に入りますけれども、今皆さんも御存じのとおり、1週間ぐらいの間のテレビを見ますと、シングルファザーが幼い子供3人を道連れにして、自分は飛び込んで助かったんだけど、一家心中を図ったりする。それから、さっきも昼間も見ていたんですけれども、シングルマザーが、3人いるうちの一番最後の5歳の子供を餓死させるという。こういう本当に起きてはいけない、起こしてはいけないような悲惨な事件が報道されているわけなんですけれども、こういう事件を見たとき、私感じるのは、やはり貧困が一つの原因にあるのではないのかなという感じがするわけなんですよね。こういう事態を国はやはり、自治体は救済していく責任が私はあるかと思うんですよね。

そっちのほうは国会議員にまた任せるんですけれども、本当に幸いというんですか、我が町では、悲惨な事件が起きておりませんことは本当によかったなという思いなんですけれども、このコロナ禍の中では、東伊豆町の経済状況や雇用関係などで非常に影響を受けて、困っている人たちが多くいると思うんですけれども、生活に困っているのは本当に事業者だけではないわけなんですよね。本当に日々の生活にも支障を来している人が多い。こういう人たちの声なんかは、国も町も事業所だけ、今やっている事業の中では、ごめんなさいね、物品の購入もしていただいたりもする。それから、休業手当も国が出したりする。ああいう新聞だとかを見ると、やはり今優遇されているのは事業者だけじゃないのかなという声が多いわけなんですよね。この町にもそういう声があるわけなんですけれども、そういう困っている人たちに生活支援を考えていかなければならないなと私は思うんですけれども、町長はどういうお考えですかね。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 個人的には、私はそう思いますよ。しかし、今回これ、商品券といっ

でももう基本的にはお金です。国のほうには、商品券1,000円やったとしても、それはもう現金1,000円やったとみなされますよ。そして、今回の3次の臨時交付金とか、県の交付金、これに関しては現金支給とか、そういうのは一切使えません。やるとしたら、もう財調を使った中で一般財源でやるしかございませんもので、それで大変厳しいかなと感じる。気持ちは十分分かります。

私はさっきも言いましたけれども、基本的には、テレビ討論を見ていましたら、岸田前政調会長が、一応生活困窮者に現金収支をやるような方向で、もし自分がなった場合ね、その方向でいきたいようなことを言っておりました。やっぱり国がその辺を面倒見てもらった中でやるのが筋じゃないか、それは町単独でやってもこれは厳しいもので、その辺は理解していただきたい。気持ちは分かります、それは、その辺は。

しかし、そういう中でやっぱり何回も言ったけれども、まずは経済がある程度活性化した中で、そういうところにもお金が行くような方向でこれはいきたいと考えておりますもので、やっぱり商品券であると、それはもう現金支給と私は一緒だと考えておりますもので、これはやるとしたら、もう財調を使うしかないかと思いますので、現状では厳しいなと考えております。

以上です。

○議長（村木 脩君） 12番、鈴木議員。

（12番 鈴木 勉君登壇）

○12番（鈴木 勉君） 町長、ありがとうね。

先ほどの答弁の中にもあったんだと思うんだけど、やはり全町民を対象にするのは、今の町の財政の中では無理なんだよという形が聞こえてくるわけなんですけれども、先ほどの内山議員の中でも、財源があればねという話が出たと思うんですけれども、今回もそういうことなんだろうなと思うんですけれども、今、自分のところの手元の資料に、地方創生臨時交付金の活用が可能な事業というのがあるんですよ、資料がね。その中には、困窮者支援等というのがありまして、生活困窮者に対する給付金には、この3次の交付金が使えますよというのがあるわけなんですよね。だから、新たに提案を申し上げたいのは、全ての町民には無理なんだろうと私も思うんですけれども、できればこういう限定された、今で言うと、言葉がいろいろと難しいから、一言で言えば、大勢の人たちがいるわけですよ、いろいろの方たちがね。また、言葉が過ぎるといけないから、まとめて、困っている人という形の中でやらせてもらうんですけれども、こういう人たちを私は救済したらいいんじゃないかなと思

うわけですね。それも、現金で支給するのが一番いいんですけれども、先ほど言ったみたいに限定つき商品券を、共通商品券を配布したらどうですかというのは、もらった人たちが、やはり商品券だったら町内の加盟の店屋さんでお買物をしていただける。先ほどの1問と2問がここでつながってくるんですけれども、それで、買物をすることによって、この共通商品券を使って買物をしたならば、近所の店とそういう人たちとがつながりができるわけなんですよね。それがまた近所の付き合いの広さとして、町民がやはりこの町に多くの人たちとの触れ合いができるという、大切な買物の場だろうと私は思うわけなんですけれども、それで、給付された商品券の額面以上の買物も、私は想定外のものが発生するんじゃないかなと思うんですね。

ワクチンの接種が先ほどの質問にもありましたんですけれども、始まりましたんですけれども、早期にこのコロナ禍が終息するとは私思われないわけなんですよね。そこで、町長が政治公約する、町民の生命を守り、みんなが安心して暮らせるまち、笑顔あふれるまち、これに一生懸命取り組んでもらえることをお願いいたしまして、質問を終わらせてもらいますけれども、町長、どうぞ。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） ちょっと訂正させていただきたいと思います。

国の臨時交付金、これは今のように使えるらしいですよ。しかし、県の交付金、これはそういうものに使えません。基本的には国のほうの1億1,000万、これはそのように割り当てられます。しかし、県のほうは使えません。

そういう中で経済対策でもう1億2,500万円使っておりますもので、そうすると、そこから、いろんな生活に困っている人たちに対する支出は大変厳しいかなとは考えております。やっぱり基本的には、ある程度全体の経済を活性化した上でそれをやる。支援をしていく。そういう中でやっぱりこれから多分国のほうがですね、まず、私はもうそういうことをやると考えております。そういうのでまた社協もいろいろありますもので、そういうところに相談しながらやっていただければまたありがたいと思うし、もしこの辺の臨時交付金が多少使い勝手が、残った場合はね、またそれも考えていけばいいのかなと考えて、今、現状はなかなか厳しい、それだけ御理解願いたいと思います。

以上です。

○12番（鈴木 勉君） ありがとうございました。

○議長（村木 脩君） 以上で、鈴木議員の一般質問を終結します。

◎散会の宣告

○議長（村木 脩君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後 3時02分

令和3年第1回東伊豆町議会定例会会議録

議 事 日 程（第2号）

令和3年3月5日（金）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

1. 3番 稲 葉 義 仁 君
 - 1) 廃棄物処理の方向性について
2. 14番 山 田 直 志 君
 - 1) 施政方針について
 - 2) 防災・消防問題について
 - 3) 町長の選挙公約に対する姿勢について
3. 6番 西 塚 孝 男 君
 - 1) 小・中一貫教育について
 - 2) 観光立町としての町の支援策は
4. 11番 藤 井 廣 明 君
 - 1) 町営風車撤去の諸問題について

日程第 2 発議第 1 号 東伊豆町議会委員会条例の一部を改正する条例について

日程第 3 発議第 2 号 東伊豆町議会会議規則の一部を改正する規則について

日程第 4 議案第 4 号 東伊豆町財政調整基金設置条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第 5 号 東伊豆町お試し移住体験施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第 6 号 東伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第 7 号 東伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第 8 号 東伊豆町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第 9 号 東伊豆町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第 10 議案第 10 号 東伊豆町営海浜プールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第 1 1 議案第 1 1 号 東伊豆町都市計画審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 2 議案第 1 2 号 東伊豆町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 3 議案第 1 3 号 東伊豆町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 4 議案第 1 4 号 公の施設の指定管理者の指定について（北川地区防災センター）
- 日程第 1 5 議案第 1 5 号 令和 2 年度東伊豆町一般会計補正予算（第 1 2 号）
- 日程第 1 6 議案第 1 6 号 令和 2 年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 1 7 議案第 1 7 号 令和 2 年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 8 議案第 1 8 号 令和 2 年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 9 議案第 1 9 号 令和 2 年度東伊豆町稲取財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 0 議案第 2 0 号 令和 2 年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第 5 号）

出席議員（12名）

1 番	楠 山 節 雄 君	2 番	笠 井 政 明 君
3 番	稲 葉 義 仁 君	5 番	栗 原 京 子 君
6 番	西 塚 孝 男 君	7 番	須 佐 衛 君
8 番	村 木 脩 君	10 番	内 山 慎 一 君
11 番	藤 井 廣 明 君	12 番	鈴 木 勉 君
13 番	定 居 利 子 君	14 番	山 田 直 志 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	太 田 長 八 君	副 町 長	鈴 木 利 昌 君
教 育 長	黒 田 種 樹 君	総 務 課 長	村 木 善 幸 君
防 災 課 長	竹 内 茂 君	企画調整課長	森 田 七 徳 君
税 務 課 長	福 岡 俊 裕 君	住民福祉課長	村 上 則 将 君
住 民 福 祉 課 参 事	木 田 尚 宏 君	健 康 づ く り 課 長	鈴 木 嘉 久 君
健康づくり課 参 事	齋 藤 和 也 君	農林水産課長	桑 原 建 美 君

観光商工課長	山 田 義 則 君	建 設 課 長	齋 藤 匠 君
教 育 委 員 会 事 務 局 長	梅 原 巧 君	水 道 課 長	鈴 木 貞 雄 君
水 道 課 参 事	前 田 浩 之 君	会 計 課 長	正 木 三 郎 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	国 持 健 一 君	書 記	吉 田 瑞 樹 君
--------	-----------	-----	-----------

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○議長（村木 脩君） 皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、令和3年東伊豆町議会第1回定例会第2日目は成立しましたので、開会します。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（村木 脩君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

議事日程に従い、議事を進めます。

◎日程第1 一般質問

○議長（村木 脩君） 日程第1 昨日に引き続き一般質問を行います。

◇ 稲 葉 義 仁 君

○議長（村木 脩君） 3番、稲葉議員の第1問、廃棄物処理の方向性についてを許します。

3番、稲葉議員。

（3番 稲葉義仁君登壇）

○3番（稲葉義仁君） おはようございます。

では、早速始めさせていただきたいと思います。

廃棄物処理の方向性について。

施政方針において、スピード感を持って取り組みたいとされておりますごみの有料化に関

連して、これからの１年間でどのように取り組んでいくのか。この辺りについてお伺いしたいと思います。

１、ごみの有料化実現に向けて令和２年度に実施した施策及び実施予定であったが、実現に至らなかったものは。また、令和３年度に計画している具体的な施策及びスケジュールは。

２、地域住民の理解を深めるため、また積極的な協力を仰ぐために必須と考えられる説明会の実施等、直接的な対話・意見交換が、新型コロナウイルス感染症の蔓延により難しくなっている状況がございますが、その辺りどのように対応していくお考えか。

３、令和元年１２月議会での一般質問において、非公式には投げかけているとされた河津町の焼却残渣等の受入れについて、その後の進捗等ございましたら教えていただきたいと思えます。

よろしく願いいたします。

○議長（村木 脩君） 第１問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 稲葉議員の第１問、廃棄物処理の方向性については、３点からの質問ですので順次お答えいたします。

まず、１点目についてですが、令和２年度は広報ひがしいず６月号にてごみ処理の現状について掲載し、その後、東河環境センターにおいて事業検討委員会を開催いたしました。委員１６名を委嘱し、ごみ処理料金の見直しについて３回の委員会を開催し、御協議いただきました。３月３日に答申をいただき、当町と河津町の１人当たりのごみ排出量は非常に多い状態であり、このごみの減量とリサイクル促進、またごみ減量に取り組んでいる人と、そうでない人との負担の公平性を図る意味からも、ごみ処理の有料化は有効な施策であり、近隣市町と同等の料金設定が妥当である。また、実施時期につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、経済状況を見極め実施することが望ましいとの御意見をいただきました。令和３年度は、広報ひがしいず５月号にごみの有料化について掲載をし、答申に基づき、具体的な処理手数料の決定、新たな指定袋の販売方法や更新時の対応など、河津町、また東河環境センターとともに協議してまいります。

次に、２点目についてですが、町民の皆様にご理解をいただくためにも説明会の開催は不可欠だと考えます。新型コロナウイルス感染症の状況が落ち着きましたならば、河津町と足並みをそろえ、実施してまいりたいと考えております。

次に、3点目についてですが、河津町が現在委託している事業所の契約のこともありまして、進展をしていない状況であります。

○議長（村木 脩君） 3番、稲葉議員。

（3番 稲葉義仁君登壇）

○3番（稲葉義仁君） 御答弁ありがとうございました。

令和2年度におきましては、私もいしましたが広報のほうへの記事の掲載と、先日いただきました検討委員会の答申が出たというところまでということで理解をいたしました。令和3年度、ここからなんです、町長の御答弁で改めて広報に状況等の説明をしながら、今度は具体的な手数料水準の決定、それから袋の売り方、その辺りを詰めていくということによろしいですね。説明会ももちろんというところで。

そこで、まず1点目としましてごみ収集に関して有料化というところで、具体的には周辺市町と一緒にような形でごみ袋に実際手数料を乗せて収集していくという形になるかと思っています。持込みの部分は別として。そうしますと、今までにないお金の流れというか、ごみ袋自体に別で手数料という形が乗かってきてそれを町が収受するという形になりますので、少しごみ袋の製作から配布まで、それから生産まで、今までと違う流れが多分出てきている課題があるかと思うんですが、その辺りについてはどうお考えでしょうか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） この点、基本的には河津町との合同でやるもので、河津町と意見を一致しなければならないもので、ここで東伊豆町の考えをちょっと述べられないもので、また機会がありましたら組合議会のほうで投げかけた中で、今回この席では河津町との関係がありますので、町の考えはちょっと御遠慮させていただきます。

以上です。

○議長（村木 脩君） 3番、稲葉議員。

（3番 稲葉義仁君登壇）

○3番（稲葉義仁君） そうですね。今回質問するに当たっていろいろ考えていたんですけども、河津町との兼ね合いもあって現段階で方向性は決められないということは了解いたしました。今までの流れで言うと、袋を作ってそれをそのまま原価に多少の利益を乗せて民間で普通に売っていただければ済んでいたものが、そこから幾ばくかの手数料という形でそれを町のほうに収受するという流れが必要になってきます。そうするとこの手数料を収受するタイミングというか、それによってどこかに一時的に資金が必要になったりというか、金銭

的な面での負荷がかかる部分が恐らく出てくると思います。一方で、その辺りを厳密に管理し過ぎるとそれはそれで今度は事務処理が煩雑になり過ぎて、結果的にせっかくいただいた手数料の大きな部分が事務処理の費用で消えてしまうということもあるので、この辺りのバランスの取り方というのは非常に難しいと思います。この辺り既に先行している自治体も周りにたくさんございますので、ぜひその辺も併せて無理のない範囲で効率的に決めていただければと思いますが、まだその辺までは話は全然出ていないということでもよろしいですよ。かしこまりました。

あと、有料化の水準の部分、これにつきましては、東河環境センター事業検討委員会、こちらからの答申でも周辺市町との手数料と大体同等の水準にそろえるのがよろしいのではないかとところで答弁をいただいているかと思います。そうすると、それなりの手数料が町のほうに入ってくるという形になるかと思いますが、現段階で言うと具体的な手数料を決めていない、手数料を決めた後の一方でこれによってごみの減量化ということも当然検討されているでしょうから、なかなか想定は難しいところかと思いますが、現在の廃棄物の収集に係っている費用がございすよね。平成30年度で言うと収集委託料が、30年度はちょっと異例なところなので、大体三千四、五百万ぐらいの収集手数料がかかっているかと思うんですけれども、そこと比較した場合にこのいただいた手数料の水準というかレベルがおおむねどのくらいのものになるのかというのは、何となくの見通しというのはついておりますでしょうか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 担当課長から説明いたさせますが、何しろ昨日もらったばかりですから、昨日の中で真摯に受け止めた中でやりますと言っておりますので、まだ全然河津町とも話し合っていないのが現状でございますもので、その辺は御理解願いたいと思います。今言われたようなことは当然組合議会の中で真摯にやっていくつもりでおりますもので、分かっている範囲で担当課長のほうから説明いたさせます。

○議長（村木 脩君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（村上則将君） ごみを有料化して料金を改定した場合にどれくらいの水準とすることですけれども、一応まだ単価も実際決まっていないし、手数料として町として頂く金額というのも決定されていない状況ですけれども、一応仮に近隣並みの金額にした際というものは一度試算はしたことはございます。この中で、30年度の売上げ実績というものに基づいてちょっと試算した数字があるんですが、袋を作るのに100万ちょっとの金額がかかっ

ております。で、近隣、伊東、下田並みの金額にした場合3,300万程度の売上げの金額になろうかと思いますが、それから製造の実績を差し引きますと2,000万前後の金額というのが手数料という金額になろうかなと、今の時点でのあくまで仮の数字ですけれども、その程度の金額というふうに考えております。

○議長（村木 脩君） 3番、稲葉議員。

（3番 稲葉義仁君登壇）

○3番（稲葉義仁君） ありがとうございます。

おおむねのところで言うと、そうすると収集にかかっている手数料の半分ぐらいは少なくとも規模感で言うとカバーできるかなという感じになるのでしょうか。で、この手数料の部分、これも先々の考え方なので今難しいところかと思うんですけれども、ただ有料化ということについては今までも町でもその必要性については何度も出ているかと思うのであれなんですが、実際にこの手数料というのをどういった形で管理して、というのは単純に一般会計に入れてという形でいくのか、それとも町長がおっしゃられているように、この廃棄物関係ではし尿処理からいろんな意味で大きな費用がかかってくるということも含めて何らかの形で別枠で管理をしていく考えなのか、ちょっとその辺のお考えお聞かせください。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 私がここで言いますと、やはり河津との関連がありますもので、やはり東伊豆町は河津町と整合性を取らなくてはならないもので、ここで私の考えを言ってしまうと河津さんにも迷惑をかけると思いますもので、ちょっとそれは控えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 3番、稲葉議員。

（3番 稲葉義仁君登壇）

○3番（稲葉義仁君） 事情は理解いたしました。ありがとうございます。

ちょっと質問の内容を変えまして、実際その辺りを検討しながら今度は実際住民への説明というところの段階に入っていくと思います。説明のところ、町長からはこのコロナの状況が落ち着いたらということで進めていきたいという御答弁を頂戴しました。昨年の状況等々を考えると状況が何をもって落ち着いたというのか、なかなか今後も難しいところかなとも感じておりますので、もちろんこういう緊急事態宣言下の中で説明会を開催しろというつもりはございませんが、ある程度そういう意味で状況が落ち着いている中であればしっかりと

した対策を取りながらやはり進めていく必要があると思われます。そういった部分において、これは2番の質問にも絡んでくるんですが、こういった形で説明会をやっていこうと考えられているか、ちょっとその辺りのお考えについてお聞かせください。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） この説明会におきましても河津町と同時並行でやっていくつもりであります。当然うちの町の状況だけではなく、河津町の状況も含めた中で両方の状況がこれならば説明会ができるなという中でそれは開催していきたいと考えています。当然そういう中では、まずは緊急事態宣言が発出されていないこと、静岡県レベルがどれだけになっているか、そしてまた現場の健康づくり課等いろんな防災課、様々な意見を聞いた中で、これならばいいんじゃないかという中で説明会は開催していきたいと考えています。これもやはり河津町とやはり合同でやらなければならないもので、河津町との意見等調整しながらこれをやっていきたいとそう考えておりますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（村木 脩君） 3番、稲葉議員。

（3番 稲葉義仁君登壇）

○3番（稲葉義仁君） そうですね。河津町と足並みをそろえてというところで、これすみません、また聞きであれなんですけれども、河津町のほうはこの有料化直接なのかどうなのかは別として既に多少説明会をやっているという話も聞いたりとかしているんですけれども、それはそれとして。説明会は多分一度だけじゃ終わらないと思うんですよね、当然。こういうことを考えていますということに対して何らかのリアクションというか疑問、質問というものが出てきて、それを持ち帰ってまたということと言うと、1か所の説明会に対しても最低でも2回ぐらい十分な理解をいただくには。で、2回がいいのか、3回がいいのかとここは微妙なところなんですけれども、そういう形で繰り返し御理解をいただけるように説明をしていくということが後々のこのごみの排出量の削減というところへの協力というのにもつながっていくんじゃないかと考えております。そのことと、東伊豆町全体を見てもやはりそれなりの広さがありますので、全員を一同に集めてというわけにはいかないと思います。そうすると地区地区でそれぞれにやってというスケジュールとしてはそれなりに期間がかかってくるかと思いますが、その辺りこの1年間でどの辺までという何か進捗というのは、やはりそれも河津町次第ということになるんでしょうかね。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 令和３年にやりたいのがやまやまです。それが何回とか、やはりコロナの関係でコロナが早く終息とかある程度見通しが立って、そうしていろんな中でやっても大丈夫という安心感、安全感が出てくればそれはやっていきたい。やはり基本的には地区別にやるべきではないかと考えております。説明は真摯に丁寧にやっていきたいと思います。そういう中でもやる前に５月の広報のまず言われているのがごみの減量化、これが絶対必要ですから、５月号には有料化と同時にこの年にはこういうことが示されるという中でまずはごみの減量化を率先してやっていただきたいということを言っていきたいと、河津町とはそういうことはまだ未定なのでちょっと答弁できませんのでその辺は御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） ３番、稲葉議員。
（３番 稲葉義仁君登壇）

○３番（稲葉義仁君） ありがとうございます。

難しいのは重々承知でまた繰り返になってしまうのですが、コロナがというのは確におっしゃるとおりなんです、この１年間でいろんな意味で消耗品からいろんな装備も含めて国からの補助もいただいた上でいろんな環境を整備していると思います。そういったものも使うということも含めて、多分今年はコロナが危ないからということで説明会が延期というのは多分あり得ないと思っておりますので、その辺りはぜひ慎重にということではあるんですが、進めていっていただきたいと思っております。

その点と、あとごみの収集ということを言うと、前回の質問でもちょっとお話をさせていただきましたが、先ほどから河津の絡みも出ておりますので、そういう点でいきますと、収集スケジュールのところ、ここについてはいわゆる可燃ごみで言うと伊東が週３回、私どもと同じような形で。松崎、下田、西伊豆等は週２回の収集でおそらく行っていると思います。減量を前提にというのもおかしい話なんです、ただこの部分がおそらく収集費、委託費に影響する部分もあると思うので、有料化の話と合わせて収集スケジュールの部分、この点について少し河津とお話をされる、そういったおつもりはございませんでしょうか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 当然、今、稲葉議員が言ったように収集スケジュール、これはもう河津町と話し合った中でなるべく負担のかからないような、まず町民の利便性を考えたり話し合っていきたい、そう考えておりますので御理解願いたいと思います。

○議長（村木 脩君） 3 番、稲葉議員。

（3 番 稲葉義仁君登壇）

○3 番（稲葉義仁君） ありがとうございます。

あと、3 点目の点、最終処分場の残渣の受入れの部分、具体的な進展はないということなんですが、河津のほうも実際今外に運んでいるものを契約を切るといってやはりいろいろ不安な部分は実際あると思うんです。大丈夫だと言っても。ちょっとその辺りはやはり具体的に、向こうが何を問題だと思っているのかということも含めて、これがどのレベルで公式でどのレベルが非公式なのかとか、現場の担当者レベルがいいのか、町長同士で話し合われるのがいいのか、ちょっとその辺りのバランスは私も何がいいのか分かりかねるんですが、ある程度具体的にその実現性に向けてできるのかできないのかということ、少し進めていく必要があると思うんですが、その辺りいかがでしょうか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） これについては、まずトップ同士がある程度話が煮詰まった中で、それで今一番やはり契約上というかやはりコロナ関係の中で話が進展していないもので、これでやはりある程度トップ同士が方向性が違ったら幾ら事務局が話をしてもしょうがないですから、トップ同士の方向性が決まったならばそれは下に下ろして検討させていく、そういう考えでございますもので、その辺は御理解願いたいと思います。

○議長（村木 脩君） 3 番、稲葉議員。

（3 番 稲葉義仁君登壇）

○3 番（稲葉義仁君） そうですね。この件についても前回質問させていただいたのが19年9月ということで、その後このコロナの状況とかいろんな意味合いでなかなかこういうことが話が進まないという状況はあったかとは思いますが、この有料化という話がやはりこうやって答申も出てきて進めていこうという状況という意味においては、町長同士でこの辺も含めてある意味今年度は話ができる環境が整ったのかなとも考えておりますので、ぜひこの辺りも含めて両町にとってベストな形でこの廃棄物処理というのを進めていっていただきたいと思います。

じゃこれで、ありがとうございます。

○議長（村木 脩君） 答弁はよろしいですか。

○3 番（稲葉義仁君） もしございましたら。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 稲葉議員が提案したこと、これは河津町と話していきたいと考えております。このごみは町の大きな事業でございますもので、これはもうできるだけ早くやりたいという気持ちですが、なるべく早くコロナが落ち着いていただければ、早めに河津町と話し合った中で説明会を開催して、早めに有料化していきたいというのが町の考えでございますので、その辺は御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 以上で、稲葉議員の一般質問を終結します。

この際、換気のため15分間、10時10分まで休憩とします。

休憩 午前 9時54分

再開 午前10時10分

○議長（村木 脩君） 休憩を閉じ再開します。

◇ 山 田 直 志 君

○議長（村木 脩君） 14番、山田議員より一般質問で掲示板の使用、資料配付の申出がありましたので、これを許可します。

14番、山田議員の第1問、施政方針についてを許します。

14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） すみません。議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

まず、町長の施政方針について伺います。

町長は、施政方針で熱川支所の形態見直しやごみの有料化をはじめ、学校の統廃合や施設の廃止等、スピード感を持って改革に取り組み、持続可能な町として町政運営を行っていきたいとの姿勢を示しております。

そこで、以下の点について質問をいたします。

1、熱川支所の形態の見直し、ごみの有料化、学校の統廃合の課題について、来年度、令

和3年度中にどのような作業を行い、どこまでこの問題を進めていくというお考えであるのか。

2、施設の廃止については、来年度予算で今後上程されますが、アスト会館のプールや風力発電所の解体撤去というものを計画しているわけですが、次年度以降に向けて廃止等を検討している施設等があるのか、この点をお伺いします。

3点目に、述べられた4つの改革のほかに、課題となるなど検討している課題があるのか、これについて伺っておきたいと思います。

4点目に、小中学校の統廃合を進めると、新たに使用する校舎等において改修整備が必要になると思われるが、その事業費と一般財源、補助金等の割合をどのように見積もっているのか、この点をお伺いしておきます。

5点目に、決算剰余金の取扱いを来年度から基金への積立てとせず繰越金に計上するようだが、基金の積立計画をどのように考えているのか。

6点目、投資的事業や施設の撤去事業に備えた資金確保の計画はあるのか、この点もお伺いします。

最後に、各種の起債を活用しておりますが、今後の償還額は財政運営の負担にならないか。

以上、7点について町長のお考えをお伺いします。

○議長（村木 脩君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 山田議員の第1問、施政方針については7点からの質問となっておりますので、順次お答えいたします。

まず、1点目についてですが、熱川支所の形態見直しにつきましては、令和元年7月に熱川地区の5地区でそれぞれ地区説明会を開催し、地区の皆様と直接に対話することにより御意見等を伺いました。御意見を伺いましたので、それに基づきまして第2回目の地元説明会を令和元年の秋に開催を予定しておりましたが、台風15号、19号の被害によりまして説明会を延期いたしました。その後、令和2年に入り新型コロナウイルス感染症の影響により地元説明会を開催することができない状況となってしまいました。

令和3年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止の徹底を図りながら、地元説明会を開催する方針であります。各地区の役員の改選もございますので、各地区の新任役員が決定いたしましたら、日程調整を図ってまいりたいと考えております。令和3年度開

催予定の地元説明会における意見を参考に、熱川支所の形態の見直しを検討していきたいと考えております。スピード感を持って行政改革を進めていかなければなりませんので、地元の意見を伺いながら令和3年度には熱川支所の形態見直しの方針を決定し、令和4年4月から新しい形態での熱川支所をスタートさせたいと考えております。

次に、ごみの有料化についてですが、稲葉議員の一般質問でもお答えしたとおり、令和3年度は広報ひがしいず5月号にて、ごみの有料化について掲載し、答申に基づき、具体的な処理手数料の決定、新たな指定袋の販売方法や更新時の対応など協議いたします。また、説明会の開催につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況が落ち着きましたら、河津町と足並みをそろえ、実施してまいりたいと考えております。

次に、学校の統廃合につきましては、小中一貫教育を目指し、進めていく方針であることは御承知のことと思います。本来であれば、今年度から小中一貫教育について保護者、また地域への説明会を開催し、皆様の御意見をいただきながら進めていく計画でございましたが、コロナの感染拡大によってこれまで開催できておりません。その対応策といたしまして、昨年末から教育委員会だよりを発行し、学校教育環境整備の経過と小中一貫教育についてお知らせを町内への回覧とホームページへの掲載、さらに教職員、保護者へ配布をさせていただいております。

小中一貫教育につきましては、少しずつ理解を深めていただけたのではないかと考えております。しばらくは現在の「おたより」を継続させていただきまして、来年度からは説明会を開催していく計画でおります。説明会にて小中一貫教育についての御理解をいただき、町の方方向性を決定していく所存であります。

次に、2点目についてですが、現在、公共施設の個別管理計画の策定を実施している最中ですが、アスト会館プール及び風力発電所の廃止撤去以外には当面の間、大きな施設の廃止は予定しておりません。このほか、令和3年度には花の咲く丘公園とふれあいの森展望台下のトイレの廃止を予定しております。また、そのほかに公園や観光トイレを中心に検討を進め、中長期的には幼稚園、小中学校、町営住宅などの集約の検討をしていきたいと考えております。

次に、3点目についてですが、施政方針におきまして、行政改革といたしまして熱川支所の形態見直しやごみの有料化をはじめ、学校の統廃合や施設の廃止を挙げておりますが、加えて、先日実施いたしました令和3年度の東伊豆町当初予算（案）議案発表におきまして、入湯税の引上げ、人員削減を挙げました。この6つの行政改革に対し、しっかりと道筋

をつけ、持続可能な町としての町政運営を行っていきたいと考えております。

次に、4点目についてですが、小中一貫教育研究会では、主に東伊豆町の教育として目指すべき方向性としての小中一貫教育について検討いたしました。教育の在り方や期待される教育の効果といったソフト的な内容が中心であったため、既設の一貫校の視察などは行っておりますが、具体的な施設像までは検討されておりません。また、学校施設につきましては、説明会を開催していく中で皆様の御意見を伺いながら決めていくという考え方でありましたので、具体的な施設については来年度からの説明会等を踏まえて計画していく予定となっております。

施設整備を行う場合は、当然国の補助申請をしていくこととなりますが、現在の学校施設の環境改善交付金の内容では工事費の上限が1施設当たり2億円、補助率が2分の1となります。また、起債につきましては補助裏の1億円に対しまして充当率90%、交付税措置は60%となります。具体的な施設像と事業費につきましては、今後の経過を報告しながら相談させていただきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、5点目についてですが、これまでに当初予算で財政調整基金繰入金を予算計上し、決算剰余金を基金へ積立て措置してまいりましたが、令和3年度当初予算より近年の決算剰余金の状況から見込まれる金額を当初予算において繰越金に計上いたしました。これにより歳入予算が確保されることとなるため、当初予算での財政調整基金繰入金を予算計上することなく編成いたしました。財政調整基金に積立てをしないが、取崩しも行わないため、結果といたしまして例年と残高は変わることはありません。当面は財政調整基金の目標残高であります当町の標準財政規模の30%となります10億円を目指しまして着実に増やしていきたいと考えております。

しかしながら、財政調整基金は経済事業の著しい変動等により財源が著しく不足するとき、災害により生じた経費の財源または災害により生じた減収を埋めるための財源に充てるとされておりますので、このような事態が生じたときには基金の取崩しを行いまして、基金残高は減少してしまいます。基金を取り崩す事態にも対応するため、歳入面では財源確保における重要な課題であります町税の収納率向上を図り、また歳出面では行政改革を推進し、限りある財源をより効果的、効率的に配分していかなければならないと考えております。

次に、6点目についてですが、本来でありますと特に大規模な投資事業を行うに当たっては、基金に積立てをし、事業の財源とすることが望ましいこととあります。当町におきましては、財政調整基金の残高10億円を目指すことに重点を置いております。今後小中一貫校に

向けました大規模改修などにはふるさと納税の充当も考えております。しっかりと積み立てていきたいと考えております。

次に、7点目についてですが、令和元年度から災害や同報無線、旧アスト会館解体などの大型事業が重なっておりますが、平成28年度から平成30年度の借入額は3億円から4億円程度となっております。起債対象事業により、年度によって借入額の差は生じます。令和3年度一般会計当初予算では、借入額4億2,960万円に対しまして、元金の償還額は5億3,381万2,000円となっており、起債残高は減少となりますが、償還額が借入額を上回るため、令和3年度単年度で見れば償還に財政負担がかかっている状況であります。しかしながら、この償還には普通交付税算定に算入されるものもあり、その分、普通交付税が増額となる要因となっております。今後、起債残高がこれ以上増えないようにバランスを図り、後年度、償還に交付税措置がない起債に安易に財源を求めないようにいたすことが重要であると認識しております。

○議長（村木 脩君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） ちょっと質問の中で一番最初に確認したいんですけども、町長は昨年度は行政改革というこの中で熱川支所の廃止と言っています。今年度は、熱川支所の形態見直しと言葉を変えたんです。これはどういうことですか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 令和元年に最初の説明会をしました。その中でいろいろな意見が出ました。そういう中で一応今廃止か、その中で検討した中で町といたしましては住民の要望を得た中でそうやって、将来的にはこれは廃止していきたいと考えておりますけれども、段階的にやっていくのがいいのかなという中で今回は見直し、そういうことになったもので御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 町長、私1点目から3点目の質問というのは基本的に行政改革の関連なんです。資料もここに掲示してあるんですけども、平成21年と平成30年の決算の比較ですけれども、歳入面で町民税が3億5,000万円の減収になるとか、国庫支出金の場合は地方消費税交付金等で行ったり来たりしていたりする部分があるんですけども、町長前から言

っているように基本的に町民税の減収と、支出のほうで見ると3款民生費の負担がここで10年間で3億2,800万増えているとか、実は人件費の部分は減っているんだけど、これは消防が組合のほうに移管したので町の人件費に乗らないだけで、負担金、補助及び交付金等のところで出てくるので、これ、行って来いみたいな話なんです。ただ、非常にこういう深刻な状況があって、この間も町長と毎年この議論をしているんです。実は去年もやっているし、おとしも毎回3月の議会でこの財政問題をやっているんです。だけれども、去年もはっきり言って進んでいないんですよ。コロナがあったからと言えばそうなんです、さっきからずっと言っているんだけど、ちょっと私は本当に本腰を入れてやらないと、去年町長が言ったように、3年から5年先に町が立ち行かなくなるんじゃないかということが本当にひしひしとそういう状況が出てきていると思うんです。

で、そこで町長、2つ伺いしていきたいのは、一つは、今回こうやって細かく聞いていくと町長からいろんなことが出てくるんです。施政方針になかったようないろんなこういうこともまだやるんですよというのが出てくる。僕は前から言っているんだけど、一貫して町としての行政改革の計画のパッケージが出てこないんですよ。出てきても支所の問題なんかでも、我々が知らないうちに廃止と言ったのが形態見直しに変わってたり、はっきりこれをやろうというものがないまま進んでいくから、熱川支所の問題にしてもそうなんですけれども、理解されていかないんです。今財政が厳しい、今、町として本当に町長が言うように町が持続可能な方向にしていこうとするならば、こういうことをやりたいですけれどもどうですかというパッケージの指定が何もないから前に進んでいかないんじゃないか。

また、ちょこちょこ施政方針で示したものは、翌年に言葉が変わっていても何も責められないやというようなことがあるんじゃないかと。全体のパッケージを議会にも町民の皆さんにも示すということがやはり今必要なんじゃないかということは、去年もこの議論をしているんですよ。でも町長何も言わなかった。結局コロナがあったからと言って、去年だってスピード感あって取り組みますと言ったけれども、コロナがあったからと言ってやらなかった。ここはまずパッケージの問題。全体計画としてどうしていくのかというのは示す必要が、どういう課題に取り組まなければいけないのか、それはどういう方向で取り組むのかということとを明らかにする責任があると思うんです。今、町長なんだから。そこが一つ。

2つ目の問題は、町長は去年も、おとしあたりもそうなんですけれども、スピード感を持って取り組むと言うんだけど、全然スピード感がないんですよ。例えば、町長、さっきの問題でコロナがあったからいろいろ説明会ができなかったと言うけれども、例えば去年

の6月に代わったのかな、下田の松木市長は。市長が代わってから市民との懇談会やっていますよね。市役所の中で、市役所の中ではあるけれども例えばうちの町は全然取り組まなかったけれども、新たな総合計画の策定についてもそういうものはどんどんやっていますよね。それは、松木市長が市政を担っていくために必要な考え方を市民に明らかにするために総合計画を新しいものにしていく、市としてどういう方向性で市政運営をやっていくのかという自分の姿勢を市民の皆さんにも理解していただくためには外せない課題だから、全然不要不急じゃないわけですよ。やっているわけですよ。

河津の岸町長もそれはごみの有料化という課題が正面にあったかどうかは別ですけども、一定の町民との懇談会とかはやるわけですよ。で、緊急事態宣言自体は東京等々に出ているけれども、今うちの町自体でそういう状況でない中でやはりソーシャルディスタンスなり必要な対策を取って、しっかり必要な会議をやらなかったらどんどん町民と町政の方向が離れていってしまうんじゃないですか。この2つは僕は町長、本当に考える必要がある課題だと思いますけれども、いかがですか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 首長、各考えがあります。しかし、コロナというのがどんな大事だか、やはりコロナを除いて仮に感染症対策を十分に取った中でやってコロナが出たらどうするんですか。コロナが出たら、いくら感染対策を十分にやっても、行政がやったらそれは行政はたたかれますよ。町民にももう迷惑をかけます。やはりそれは慎重に慎重にやった中でこれはやっていかなければならない。自分はそういう考えでいます。その中でスピード感が無いということが言われれば確かにそうでございます。松木下田市長も代わってからなんです。これはもうある程度のことをやっておりますけれども、これはまたそれは人との生き方、自分としてはこれ感染症対策を十分取っても、まずはコロナの患者を出さない、これを率先してまずは最優先していきたいという中で、スピード感が無いということは御理解願います。

パッケージに対しましては、それは私も申し訳ないと考えておりますけれども、熱川支所に関しましては議会の皆さんに言ったじゃないですか。住民とちゃんと真摯に受け止めたい、住民の意見を聞いた中で町もやりなさいと。今回そういうふうな方針でやっているんですよ。それと、ある程度4月になりましたら全協を開いた中で町の考えを示していきます。これでまたあと住民の意見を聞かないと言われますもので、今回住民の意見を聞いた中で、それは確かに議会のほうに言わなかったのは悪かった。しかし、今回3月に議会があったもので言っています。もう4月に全協を開いた中で町の考えを言うつもりであります。

そういう中で、行く行くは何回も言ったように熱川支所を廃止していきたい。その中でまた国のほうで熱川郵便局のほうでやっております、熱川郵便局の包括の中で役場業務ができないこともありますけれども、国のほうはこれも将来的には全部郵便局ができるような方向で動いておりますもので、そういうようないろんなことを懸案した中で廃止を今回言わなかったんですが、その辺は御理解を願いたいと思います。パッケージを示さなかったことは申し訳ないと考えております。

何しろ、コロナということはどれだけ大変なことか。やはりまずは感染者を一人も出さない、これが私まず第一だと考えておりますもので、その辺はまた御理解願いたいと思います。以上です。

○議長（村木 脩君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） そうしますと町長は、いずれにしても今のお話を聞いていると行政改革のパッケージの計画なりというものは今後お示しいただけるのかなという問題と、熱川支所については議会でも前回附帯決議等をつけてありますから、そういうこともよく尊重されてしっかり対応しているというふうに一応そこは理解をしていきたいと思います。ただ、町長、そういう町長のお話を聞いていてもやはり何かコロナをそれだけ言われると、例えば、今、東京、まだ首都圏には緊急事態宣言は出ているわけですがけれども、でも、こうやって我々はこの人数で議会もやっていますよね。やはり議会もいろいろな対策はしているんだけれども、そういうことを考えると、この地域の中で本当にコロナの患者さんが増えて、本当に町民が生活を不安、生命の危機を感じるような状況があるなら別だけれども、やはりある程度の状況を考えれば、いくら首都圏に出ていても町の状況がそうでなければ、本当に必要な会議をやらなければ、必要な説明会を町民に対してやらなければ、町民の皆さんとどんどん心が離れていくと思いますよ。地方自治の中で一番怖いじゃないですか。町民の皆さんの心が離れていくということが。

町長はここ本当3年間ぐらい行政改革の中でスピーディーにやる、スピーディーにやるということを言っているんだけれども、こういう中には本当に町民の皆さんに丁寧な説明をするとかそういう部分の姿勢が一貫して僕は見られないなと。スピーディーも大事。本当大事。だけれども、地方自治なんだから自分たちの町の、自分たちの生活がどうなろうとしていくのか、しっかり町民に町が説明するということが絶対に重要だと。これだけ懸案事項がいっぱいあるのでそれは大変なことだと思いますが、しかしそこを除いては前へ進んでいかない

ということを私は強調したいと思います。その点について、やはり町民の皆さんに対する丁寧な説明をしっかりとやるというその町長のお考えについてはいかがですか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） それは行政は住民福祉これは対話十分その重要性は分かります。その中で本当にコロナということは、確かにうちの町は町民の努力のおかげで発症者は少ないです。しかしながら、やはりいろいろ職員と相談しながらやっております。そういう中である程度の人が出るとこれはやったほうがいい、やらないほうがいいと中で判断しております。そういうので今回議会はこういういろいろと感染対策をしてこういった感じです。やはりある程度、説明会もある程度人数は来ます。人数制限できません。例えば、各地区で説明会をやったとき、人数制限をしたらおかしくなるもので、それは御理解願いたいと思います。やはりその住民との対話、これは大変重要だと自分も十分認識しておりますけれども、やはりうちの町はおかげさまでコロナの感染者は少ないのは住民のおかげで、そういう中で今後はある程度また緊急事態宣言が21日に解除されると思います。そうすると東京都の方も来ますけれども、静岡県は取りあえずある程度行き来してもいいですと言われておりますもので、その辺はまた人数とかいろいろなことを懸案した中でこれは再開していきたい、令和3年度は。そういう意識はございまして、住民との対話の重要性、十分認識しておりますのでその辺は御理解願いたいと思います。

○議長（村木 脩君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 町長、大変だと思うんだけど、僕は全部が町長とか副町長、総務課長以下全部行かなくても必ずしもいいんだろうと思うんですけども、それは手分けしてというのもあるので。だけれども、例えば熱川の問題なんかは町長よく知っているとおri言え祭典のあれがあるように小橋とかウワジョウだとかシタジョウだとか別にある程度分けて、町がやはり丁寧により多くの人の考えを聞こうということはできるわけなので、それはそういうことも含めてやっていただきたいと思います。

で、町長、次の主たる問題は4点目以降の課題の中心はやはり僕は財政資金の問題なんです。これは町長本当に基金条例を見直して決算の剰余金の取扱いを変えればそれはそれだけの話なんだけれども、今お伺いしているところで見ると非常に不安定な方向じゃないのかなというものを実感しています。例えば、もう教育委員会が学校の統廃合の問題で見て、伊豆市の土肥であつたり沼津の静浦とか見ているわけで、静浦あたりになるとほとんど全面

建て替えですけれども、かなり土肥は配管を含めた大規模改修、おおむね小学校に中学校の生徒が来たらトイレやいろいろなものを替えなければならないとか、逆の場合を含めてもう想定できるものというものはあるわけなので、そういう事業として必要になるものを想定していなければいけないと思うんです。もっと言えば、町の公共施設の総合管理計画、個別計画の策定というものはあるんだけど、しかしこれで見たっていろいろな整備に必要があるよというものは概略は出てくる。今、町民の皆さんからも、例えば一番分かりやすく言えば道路なんか何なんだと。道路が、アスファルトがひび割れをしてスクールゾーンであれ、いたりゾーンであれ文字が消えてしまっている。そんな道路がいっぱいある。白いガードレールが白くなくなっているガードレールもあるとか。

町長、昨日の施政方針の中で言ったけれども、いわゆる農免農道でやってきた道路も、東伊豆の町内に入ったらセンターラインも路側帯も何も消えている、本当に道路として機能するのかと、町民の皆さんはこういう形で町が劣化しているということをしみじみ感じているんですよ。だから、標準財政規模の30%の部分というのはやはり今後起こり得る大災害等々に、地震だけではない大災害に備えたときに町がやはり即財政出動して対応しなければならない課題にも応えるだけの体力を持たなければいけないから、この30%というものもある。だけれども、それが無い東伊豆町、たまっていない東伊豆町で、じゃ、基金に対して今町長も言われたような感じで、これから税金の未納の部分を頑張りますとか、行政改革で経費をあれしていきますというのはこれからの問題で、これはどうなっていくのかよく分からない話なんですよ。そんな形でやってしまったら、町長言われるように破綻と消滅が待っているんじゃないかと、かえって僕は不安になる。ただ、この問題は、基金条例の問題はこの後上程されますので、そこの問題にもなりますから、そこのところはそこに譲りますけれども、しかし行政改革ということもやらなければならないし、やる必要性はあるんだけど、でも、一方でこの資金または基金を増加していくという具体的な計画が何もないまま、この1年進んでいくのかなということについては大変不安を覚えますが、いかがでしょう。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 財調に関しましては確かに前回も……。私が就任当時、財調は2億近くでしたよ。それが現在の7億5,000万になっております。やはり国のほうに行けば東伊豆町最低財調10億が必要ですよと言われておりましたもので、もう何しろ10億、10億と言っております。しかしながら、こういう状況の中での人口減少いろいろな中でそういう生活面につきましてはそれはどんどん財調を崩してそれはいいでしょう。基本的にはそれがある程度

財調をためておかなければ、今回だって一応2億1,000万近く余って、多少は余力を残しております。ただ、残ったお金を全部突っ込むのではなくて、ある程度最低限新年度予算に必要な分だけは繰越し、残ったお金もまた戻すと。絶対に無駄遣いは、ここの財調の繰越しした金を全部使うそういう考えはございません。基本的には、あくまでも当初予算のやった中で足りない部分は繰り越した中でやっていった中で、その仕組みが違っただけでございまして、何も繰越しを全部使う、そんなことは考えておりません。基本的には、今まで何回やってもそうしても毎回財調を取り崩せ、取り崩せとそういうことを言われますもので、ほかの自治体を見ましてもこういうことをやっている自治体もございますもので、それならば単調に分かりやすくやった中で、財調が今回決まる、財調は多分2億ですから9億ぐらいになりますけれども、それをまた取り崩せば何億ですよ。この繰返しですから、やはりその辺はある程度財調がどれだけ年々たまっているかということを知るようなほうにしたほうがいいのではないかということをしたら町民も誤解を生みますもので、どういう町政運営をやっているのかということでもた誤解を生みますもので、今回は条例改正でまたお願いした中で。

確かに、山田議員が言っているように学校に関しましては決まっています。これは基金をこれからつくるべきかはそれは考えております。将来的に見据えた中でそれは必要ではないかと考えております。これからどんどんまた、自分は町民のおかげで過疎債にはなりませんけれども、この1市5町全てうちの町を除いて過疎ですよ。過疎債をもらっております。うちの町は本当に町民のおかげで過疎になっていませんけれども、ほかの1市と町は全て過疎です。そうすると、まちづくりにおいて、過疎と過疎でないは全然違いますよ。その代わりうちの町がどんどん遅れていくと考えています。やっぱり過疎債を使うというのは、どれだけまちづくりに対して有利か。そういう中で、やっぱり町民が頑張っているおかげで、うちは過疎にならない。これはもう立派なことでございますから、それはすばらしいことですが、しかし、まちづくりにおきましては、この過疎債というのは本当に大変な有利なことでございます。それをまた認識していきたいと。また、これからもやっぱり町はある程度稼ぐじゃない、歳入を得る方法、これもやっていかないと私はならないと考えております。じゃないと、どんどん人口も減っていけば、また当然いろんな面でまた経費も変わってきますもので、学校に関する基金、これは積み立てていきたいと考えておりますので、その辺は御理解願いたいと思います。

○議長（村木 脩君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 町長のやっぱり僕は答弁を聞いていると、少なくとも町長は1期目、2期目ということではないんですよ。もう4期目ですよ。だから、確かに町長が十何年前に2億ぐらいしかなかった本当に減った時期から7億4,000万なりになったと、それはそれで一定評価はしますよ。ただ、私がいつも言うのは、でもこの間、少なくともこの10年を見ると、実数の単年度収支というのが、やっぱり1億、2億赤字になってきたというのは事実だし、それを基金を繰り入れて何とかやってきた、はっきり言って自転車操業をやってきたわけですよ、それ自身は。だから、基金もたまらなくなってきたわけですよ。だから、そういう自転車操業をやってきて、今きているんであって、だから、その責任というのは、やっぱり僕は町長にあるんですよ。

今話を聞いていると、何か「我が亡き後に洪水よ来たれ」というような、そういうお話を聞いているような感じに私はなるんだけど、本当に基金だってためておかなければ、これからの町を維持することも、学校の統廃合や、あるいは事業を進めることだってできなくなるんでしょと。もっと町税が減り、もっと3款のやっぱり民生費、高齢者がもう46%を超えている後期高齢者であれ、介護保険のところであれ、負担は必ず増えるわけなんだから、そういうことを考えた町長の姿勢がやっぱりはっきり見られないというのは、本当に「我が亡き後に洪水よ来たれ」という、もうそういう気持ちなのかなというふうに思うんで、すみません、短くお願いします。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） これは大事なことですから言わせていただきます。

やっぱり私は何回も言っているように、行革はやっぱり歳入が必要な中で、やっぱり歳出も抑えないといけないですよ。そういう中で、議員の皆さん方たちも町の財政状況を見ていただく中で、今後の施政運営をやっていきたいと考えております。やっぱり本当に何回も言っている、町民には必ず言われますよ。町長は必ず金がない、金がないと言われると。しかし、これはあくまでも余分な金は使いたくない、やっぱり必要なお金は使いますよ、それはそれなりに。しかしながら、やっぱりこれからのまちづくりにおいて、もう何が起こるかわからない。やっぱり一番は東日本大震災が起きました。そしてリーマンショックが起きました。そして今度はコロナです。もう何が起こるかよく分かりませんもので、やっぱりできるだけ無駄遣いはしない。そうすると、たしかに農免道白線が消えている、これは自分も認識しておりますよ。やっぱりやってやりたいんだけど、やっぱりできるだけそのへんは何回も要望が来ております。そういう中で、本当に気が重くて申し訳ないなということで

やっておりますけれども、やっぱり無駄遣い、これはやっちゃいけないと考えております。

その中で、何回も言ったように、町としてもこれからは歳入を得るような方法を考えていかなければ、どんどん歳入は減っていきます。やっぱり住民の人口が減れば税も減ってきます。そういう中で、町として何かしてやっぱりお金を得る方法、これはやっぱり議員の皆さん方も一緒になって考えてもらいたいと考えております。そして歳出も減らす方向、この辺もやっぱりあるし、たしか議員の皆さん方には、町民からの要望、対応が多いと思います。しかし今回の一般質問にありました。申し訳ないけれども、本当にお金がない、お金がないという、議員の皆さん方には本当に心苦しいとは思っておりますが、これが現状でございます。町民の方も、町長はお金がないと必ず言っている。その中で、確かな情報の発信が皆さんに分かってもらえないのは自分の不徳の致すところでございますけれども、その辺はまた町民の方々に改めてこの東伊豆町の現状、これを説明していった中で、また皆さん方とまちづくりをやっていききたい。そう考えておりますので、その辺は御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 次に、第2問、防災・消防問題についてを許します。

14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 第2問、防災・消防問題についてお伺いします。

頻発している自然災害に対する対応等について伺います。

1点目に、災害情報を伝達する「コスモキャスト」や「つくしらチャンネル」の普及が進んでいないようだが、その対応をどう考えていますか。

2点目に、消防団再編計画を策定したようだが、検討する計画で実施する中身が少ないように思うが、いかがか。

3点目、今後の消防団の位置づけや整備の方向が見られないが、位置づけやその役割はどうなのか、その点についてお伺いします。

○議長（村木 脩君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 山田議員の第2問、防災・消防問題については、3点からの質問ですので順次お答えいたします。

まず、1点目についてですが、スマートフォンのアプリ「コスモキャスト」につきまして

は、現在、833件の登録となっております。

コスモキャストのアプリをインストールしたものの、うるさいということで、アプリをアンインストールされる方もいると聞いております。

町といたしましては、この暴風等気象条件に左右されず、屋内で同報無線の内容が確認できる先進的なシステムと考えておりますので、引き続き、住民の皆様に導入していただけるよう、周知、また、啓蒙を図ってまいりたいと考えております。

次に、テレビプッシュ「つくしらチャンネル」についてですが、現在、導入件数が73件、本年度9件となっております。

本年度につきましては、この新型コロナウイルス感染症の影響で、代理店であるI K Cによる各家庭へのセールスができなかったことから、実績値において低迷しておりますが、引き続き、I K Cによる各家庭へのセールス及び町における周知啓蒙を図ってまいりたいと考えております。

ちなみに、同じシステムを導入しております伊東市におきましては、204件の実績があると聞いております。

次に、2点目についてですが、今回策定した消防団再編計画において、実施する中身が少ないとの御指摘ですが、これまでの消防団の組織、また、体制から見ますと、大きな前進と考えております。

まず1つといたしまして、消防団自らが分団、車両の統廃合の課題に対し正面から向き合い、今後の消防団、分団の組織、体制につきまして協議し、一つの計画に取りまとめたことであります。

2つ目に、報酬、手当の個人支給に伴う、各分団の運営、体制の見直しを図ったことであります。

3つ目に、これまで選手選考、また、財政負担等で課題となっていました操法大会について見直しを行いまして、安全管理を徹底した火災、自然災害を想定した教育訓練体制づくりに着手いたしましたこと。

4つ目には、車両、資機材等の整備におきまして、可搬積載車の更新をやめることによる体制づくりに着手したこと。

細かなことでは、まだまだいろいろな面での改革を進めており、長期にわたりまして消防団が維持できるよう、計画に基づきまして、また、その時々状況に応じまして、改革を進めていくこととなっておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、3点目についてですが、消防団の位置づけや、また、役割が変わることはありません。

これまでと同様、消防組織法に基づきまして、火災、自然災害等への対応を図ることとなります。

○議長（村木 脩君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） まず、町長、防災の問題なんですけれども、同報無線の見直しの問題の中でも、やっぱりいろいろ出てきたのは、とにかく多重化した状況で確実に町民の皆さんに情報を伝達するということの重要性があるかと思うんです。いろいろ整備はしたけれども、まだ行っていないというのが、今の到達状況です。

私もそう感じているんですけれども、この間も町内の方何人からもお伺いしているのは、新しく高性能のスピーカーになったんだけど、外に出てもやっぱりかえって聞きづらいというような声はたくさん聞きます、それは。

そこで一つ御提案しておきたいのは、この間を埋めるということが私は大事じゃないかなと思うんですけれども、そこで例えば稲取だと、前みたいにハイキャットにいろんな防災の情報が入ってきていないという苦情も聞いているんですけれども、この辺の問題と、あと同報無線にはサイレンが整備されていますよね。各公民館なりで押せばサイレン、この間、片瀬の公民館であったんですけれども。例えばこれは藤沢市の例なんですけれども、やっぱり同報無線のサイレンを活用して、やっぱりウーと鳴ることで、まず危険な状況があるんだということを知らせる。当然、その後について言うと、いろんなものを持っていないわけだから、藤沢市では言えば災害情報に対する伝言ダイヤルを設けて、そこへ電話することで、今のサイレンにおいて何が危険なことがあるのかということを確認できるようにしている。こういうことも、50年とは言わないけれども20年先ぐらいになったら、ほとんどの方がスマートフォンになったり、そういうものに慣れていて、コスモキャストというようなやり方もいいのかもしれないけれども、今の段階ではそういう状況にない段階で、少なくとも必要な状況を今直さないといけないと思う。

おととしの災害時みたいに、町の同報無線は聞こえなくて白田川が氾濫の危険性があるとテレビで見てみんなが避難するって、こういう状況はやっぱりよくないわけですよ。それもテレビを通じて情報を得たからいいとはいうものの、しかしそれさえ見ない人もいない。そうすると、全ての人に情報を、しっかりと危険が及んでいることを伝えるためには、こういう藤沢の取組というのも一つ考えられるのではないかなということを申し上げた

い。今のやっぱり状況は低すぎるので、当然それを一定期間カバーしないと、これはどうしようもない状況が存在するというふうに思います。

2つ目に消防の問題なんですけれども、やっぱり災害の問題、この間の消防団の機能別団員の問題だとかいろんな問題があつて、私が言いたいのは、町長言われたように今回の再編計画のいいところもあるというふうにしたとして、私が不十分だと思うのは、やっぱり国のほうでいわゆる消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律ができて、その後、消防審議会が答申をして、これは令和元年12月13日付で重点の取組事項というようなことで、地域防災の中での消防団の在り方、または、それを充実させていこうという、この視点が、じゃ一体この再編計画の中にあるのかなというふうに見ると、確かに言われたように、自分たちでやったという部分もあるのかもしれない。しかし、今消防団のいろんなものを再編、見直すんだということであれば、この新しい地域防災の中での消防団の位置づけというものをしっかり位置づけて、それに対してやっぱり装備や訓練や、そういうものの在り方を見直しておかなかったら、こういう国の方向が出ている中身と違った下のレベルで話が進んでいたら、これは町としては力になっていかないと思うんですよ。これはやっぱりこの点を加えないと、本当に今の消防団の見直しというものについての私は本道から外れてくると思いますが、いかがですか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） まず、1点目、これ本当にいい提案だと思う。私も以前、サイレンを鳴らして、それからやると、それはマスコミで見たこともあります。これは大変いい提案でございます。やっぱりまずサイレンで危険を知らせた中で、あとはきめ細かにアプリを、コスモキャストでやる。これは早速実施していきたいなとは考えています。このサイレンによる危機の認識をさせること、これは大変すばらしい提案だと考えております。これはちょっとやっぱりできる方向で、ちょっと検討させていただきたいと考えております。

次に、消防団の関係、これは本当にまた担当課長から説明をいただきますけれども、本当は基本的には、たしか国からそういうことが出ております。私も消防団に対する国の委員になっております、一応。その上で、一番は賞与の関係でございます。やっぱり今までお金が直接個人に払わなくて、各分団にというと、うちの町は率先してまず個人にやっているという中で、これは後でいいやと考えていましたもので、これは消防団が一生懸命練って、再編計画を。それでたしか国のほうの整合性ですか、そういうこともある程度加味した中でやったもので、いいと考えております。これもまた消防団のを、ちょっと担当課長から説明いた

させますので、よろしく。

○議長（村木 脩君） 防災課長。

○防災課長（竹内 茂君） それでは、まず同報無線の件ですが、各公民館にはサイレンはついておりませんが、同報無線の中にサイレンが鳴らせるようになっていますので、それは御理解いただきたいと思います。

消防団につきましては、今回策定した再編計画には、細かなところではそういうふうなのはうたっていませんが、今、うちの消防団については、今まで火災というものが前面に出ていたんですが、当然、2年前の台風災害とか、これから発生する地震災害等を踏まえて、そういう講習会とか訓練も入れていこうという見直し、指導本部が中心になって今後そういう訓練を取り入れていくということで考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（村木 脩君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 議長、2問目了解。

○議長（村木 脩君） 次に、第3問、町長の選挙公約に対する姿勢についてを許します。

14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 町長の選挙公約に対する姿勢についてお伺いします。

町長は、今任期最後の予算と公約を見比べると、幾つか対応されていない施策について見受けられます。そこで、以下について質問します。

1点目は、「買物の足となる送迎車の運用を図ります」「防災無線を各家庭へ導入します」「介護施設の充実を図ります」「皆さんの声を反映させるために各地に出向きます」「給食費の無料化をします」など、町民の非常に期待もあったという公約ではなかろうかと思うんですけども、これらが進んでいないということについて、どのようにお考えか。

2点目に、「Uターン者の就業支援します」ということも実現はしていません。しかし現在、観光や介護、建設などの各産業分野の皆さん、人手不足ということが非常に深刻だというふうにも聞いています。就業の支度金制度などを設けることなどして、今からでもこれは取り組むということも考えるべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（村木 脩君） 町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 山田議員の第3問、町長の選挙公約については、2点からの質問とな

っておりますので、順次お答えいたします。

まず、1点目についてですが、「買物の足となる送迎車の運用を図ります」につきまして、町営の自主運行バスだけでは町民の皆様の生活の足を確保するのは難しいとの観点から、就任以来、路線バス以外の方法を検討してきました。平成23年度には、商工会に委託して買物支援宅配事業を実施し、令和元年度には、山梨県富士川町においてオンデマンド交通を視察いたしました。さらに、令和元年度には、町民の移動手段について検討するため、町民アンケートを実施いたしました。これらの検討の中で、町民がいつでも外出に利用できるオンデマンド型の移動手段を確保することが理想であると考えております。視察等を通じまして自主運行バスと比較しても相当な費用がかかることが分かりまして、現時点での導入は難しいと判断しております。

今年度については、県の壮年熟期が活躍するいきいき長寿社会づくり事業といたしまして、高齢者の移動・外出支援についてセミナーなどを開催いたしまして、運転ボランティアの育成を検討するなどいたしており、今後、先進地の事例なども研究しながら、当町において実現可能な外出支援について検討していきたいと考えております。

次に、「防災無線を各家庭に導入します」については、私はこのようなことは言っておりません。私は、「防災無線を各家庭に導入を検討します」と言っておりますので、その辺は御理解願いたいと思います。

導入を検討するとの考えのもと、担当課を主に防災行政無線（同報系）の更新工事に伴いまして、受令機の導入について町の整備方針を決め、議会特別委員会におきまして議論いただき、無線の特性を踏まえ町の財政負担、住民の個人負担等の検討の結果、新たなシステム「コスモキャスト」また、「つくしらチャンネル」を導入したところでありますので、御理解をお願いいたします。

次に、「介護施設の充実を図ります」につきましては、介護保険の施設整備につきまして、地域包括ケアシステムの構築を踏まえまして、認知症高齢者や介護が必要な高齢者等が住み慣れた自宅や地域での生活を継続できるよう、3年を1期とする介護保険事業計画の中で、認定者の推移や特養の待機者、また、将来の介護需要、また、そのために必要な保険料水準等を推計しながら基盤整備を定めるものですが、現状の需要や保険料の上昇等を総合的に考慮した中で、新規の施設整備につきましては計画に計上していない状況でございます。

次に、「皆さんの声を反映させるため各地に出向きます」につきましては、月に1度オープン町長室を開催し、また、各種イベントにできる限り足を運び、町民の皆様と直接対話を

行い、また、区長会におきましても、毎月、区長の皆様から各区の状況や、また要望などをお聴きする時間を設けまして丁寧に対応してきました。しかしながら、御指摘のとおり正式に各地に出向いての公聴を実施できていないことにつきましては、大変申し訳なく思っております。

次に、「給食の無料化」についてでは、御質問のとおりいまだ実現できておりません。

私の心情といたしましては、現在も実現したい気持ちに変わりはなく、財政的なめどが立てば実行に移したい気持ちに、何ら変わりはありません。

しかしながら、就任以来、国内景気、または様々な要因で不安定となりまして、当然町の経済状況も苦しい状況が続いております。

現在の財政状況を踏まえますと、任期中の実現が大変厳しいと考えております。

次に、2点目についてですが、令和元年度から実施している移住就業支援金事業につきましては、Uターンの方も対象としております。この制度は、東京23区内に過去10年のうち5年以上住んでいるか、または東京23区外で埼玉、千葉、神奈川から23区に通勤している方が、当町に移住し、県に登録済みの町内企業に就業した場合には、単身で60万円、2名以上だと100万円を補助する仕組みとなっております。残念ながら現在まで該当者がありませんでした。今後、必要に応じて対象地域を広げたり、また、要件を緩和することも検討したいと考えております。

○議長（村木 脩君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 3期やられた町長の公約だから、やっぱり皆さんは確実にできるんだろうというふうに信じて投票される、投票行動に影響があったと思うんです。財政的に厳しいものがあるのもある面分かりますけれども、そこは非常に残念な部分だと。

ただ一つ、送迎車の問題なんかについて言えば、本当に工夫していただかないと、自主運行バスは稲高生なんかの数も減ってきて、どんどん赤字の負担が増えるという状況がありますので、総合して検討していただきたい。

それと、Uターンの問題については、私は20万円ぐらいの支援でもいいし、移住というか、言葉がなくてもUターン支援ということでやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 本当公約に関しまして、全てできないところは私の不徳の致すところ

ろでございますが、できる限りのことはこの3年、あと1年ありますけれども、やったつもりでございますもので、その辺は御理解願いたいと思います。

それで、買物難民、これが本当に町としてはやりたいですが、言ったときに3,000万円ぐらいかかったんですよね。そうしている中でやっぱり……

○議長（村木 脩君） 以上で山田議員の一般質問を終結します。

この際、11時25分まで休憩とします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時25分

○議長（村木 脩君） 休憩を閉じ再開します。

◇ 西 塚 孝 男 君

○議長（村木 脩君） 6番、西塚議員の第1問、小中一貫教育についてを許します。

6番、西塚議員。

（6番 西塚孝男君登壇）

○6番（西塚孝男君） 私の質問は2問から成っていますのでよろしくお願いします。

それでは、1問目、小中一貫教育について。

新型コロナウイルス感染症で生活環境が変わり、子供たちも不安定な生活をしている中で、以下の点について伺う。

1、中学生のクラブ活動はどのようになっているのか。

小学校6年生は、夢を持って中学校へ進学をします。そのときに自分の好きなクラブ活動の人数が少なくクラブ活動ができない状況の中、稲取・熱川地区に小中一貫校を整備されるのか、お伺いします。

○議長（村木 脩君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

○町長（太田長八君） この質問は教育関係でございますので、教育長より答弁いたさせます。

○議長（村木 脩君） 教育長。

（教育長 黒田種樹君登壇）

○教育長（黒田種樹君） 西塚議員の第1問、小中一貫教育についてお答えいたします。

中学生のクラブ活動はどのようになっているのか。小学校6年生は、夢を持って中学校へ進学をします。そのときに自分の好きなクラブ活動の人数が少なくてクラブ活動ができない状況の中、稲取・熱川地区に小中一貫校を整備されるのかについてですが、昨年からの新型コロナウイルス感染症流行により、学校においても、感染防止のための新たな生活様式が求められました。子供たちは様々な制約を受け、不安な気持ちを持ちながらも学習に励み、行事等の活動に精いっぱい取り組んでおります。

お話の中学生の部活動ですが、健康チェックや手洗い、用具の消毒などの感染対策を徹底しながら、長時間にならないよう配慮をして行っております。

対外試合は、競技会や大会の多くは中止となりましたが、賀茂地区内近隣の学校との練習試合については、感染状況への配慮や感染対策を行いながら実施している状況です。

部活動は、生徒の心身の成長や豊かな人間性を育む場であることから、学校教育の一環として位置づけられております。

中学校生活で希望する部活動ができなくなることは、入学する小学校6年生はもちろん、中学生にとっても大変残念なことです。生徒数の減少から、これまでの部活数の維持が困難となってきました。

学校教育を考える上で部活動は大きな課題であり、東伊豆町小中一貫教育研究会では、その問題も含めて、これからの学校の在り方を検討していただきました。昨年度まとめられた報告書では、「部活動の選択肢が少ない状況は課題である」との意見もありましたが、「小中一貫教育により学力向上への取組の充実を図ること」「地域と一体となった学校づくりをより明確にした教育環境を整備すること」「東伊豆町における小中一貫教育の在り方は、熱川・稲取両地区に施設一体型の小中一貫校を設置することが望ましい」との提言をいただいております。

教育委員会としては、研究まとめを受け、さらに学習指導要領で求められている「学校と社会が連携した教育の一層の進化」という点を踏まえて、地域と一体となった学校づくりを最重点と捉え、子供たちの教育を支えてきた熱川・稲取両地区の持つ歴史や文化、地域の特色を最大限に生かし、そこに暮らす子供と大人の新たな教育の基盤を再構築するために、それぞれの地区に小中一貫の学校を設置する方向で進めていきたいと考えております。

○議長（村木 脩君） 6 番、西塚議員。

（6 番 西塚孝男君登壇）

○6 番（西塚孝男君） 教育長の話は前から聞いていてよく分かるんですけども、教育委員だよりの 1 号に載っていますように、平成元年のときの生徒数が載っています。大川小学校 96 人、熱川小学校 430 人、稲取小学校 796 人、熱川中学校 352 人、稲取中学校 462 人、令和 2 年度、大川小学校と熱川小学校と統合により、熱川小学校 157 名、稲取小学校 221 名、熱川中学校 85 名、稲取中学校 112 名のようになっています。このように、もう本当に少なくなっていて、自分がこの大川小学校の合併のときに、まだ議員になって最初のときに統合といったときに、教育長は、大川には大川のよさがあってどうしても残したいと、という中で合併してきて、いわゆるそのときも子供たちの声というのは、やっぱり少数ではなくて、大勢の中で学びたいという声が多かったと、子供たちの声が多かったと。今回もこの教育だよりを見ても、いわゆる子供たちの声というのがどこにも載ってこない。前から言っているように、アンケートとかどうなっているのかとか聞いたんですけども、それも載っていないですね。

じゃ、今ちょっと聞きたいのは、今年の稲取幼稚園と熱川幼稚園の人数と、いわゆる統合になるときの 1 学年から 9 学年になるんですね。その人数がどのくらいになるか教えてください。

○議長（村木 脩君） 教育長。

○教育長（黒田種樹君） 失礼しました。

大川のときのこともお話いただきましたが、子供たちが少なくなっている状況の中で、大川小学校、熱川小学校の統合ということにつながったのは御承知のとおりであります。

今、教育委員会だよりで各学校等の児童生徒数の変遷も少し御紹介しましたが、今御質問なのは、幼稚園の状況のことだと思いますが、稲取幼稚園につきましては——来年度の見込みでよろしいですか。年少の入園ですね——来年度入園する子供の数は、稲取幼稚園は 1 名です。それから、熱川幼稚園は 13 名。ですから、町内の公立幼稚園の年少は 14 名入園となります。

全体の幼稚園の子供の数で言いますと、その来年度の状況で、幼稚園の子供の数は、稲取幼稚園が年少、年中、年長合わせて 17 名、熱川幼稚園は合わせて 34 名、町内で 54 名の幼稚園の子供の数であります。それ以外にも保育園等に通われている子どもさんもいらっしゃいます。

以上です。

○議長（村木 脩君） 6 番、西塚議員。

（6 番 西塚孝男君登壇）

○6 番（西塚孝男君） 教育長、教育長が目指している一貫校ができるときのおよその人数を

教えてもらいたんですけれども。

○議長（村木 脩君） 教育長。

○教育長（黒田種樹君） これまで5年を目標に小中一貫校をつくっていきたいというお話はしておりますので、うまく5年で進んだとすると、令和7年までに開校できれば令和7年、令和7年まで準備をしているということになりますと令和8年になりますが、令和7年のときの子供の数を、現在の状況から推計をしますと、これは昨年5月1日の調べの人数を基にしていますが、令和7年の学校の子供の数ですが、熱川地区については、小学校が137名、稲取地区は、135名。中学生については、熱川地区が75名、稲取地区は103名となります。

以上です。

○議長（村木 脩君） 6番、西塚議員。

（6番 西塚孝男君登壇）

○6番（西塚孝男君） 今聞いたとおり、いわゆる本当に生徒数が少なくなっているという中で、先ほど14番議員が言っていましたように、その一貫校をつくるために、町のいわゆる町長がさっき2億円とか言っていましたけれども、50%の補助金、2億円最大限という中で50%と言っている中でこの状況を見ていくと、令和7年に統合して、この数字を追っかけていったら、いわゆる5年後とかになったらとんでもないことになって、また東伊豆小学校中学校一貫校を創るような事態になったときに、補助金でやったお金というのはどうなるんですか。そこを聞きたいんですけれども。

○議長（村木 脩君） 事務局長。

○教育委員会事務局長（梅原 巧君） 補助の関係で国から頂いた場合に、すぐ学校をもう一回建てなきゃならない、そこを使わなくなるというような御質問でよろしいかなと思うんですけれども、基本的には国の補助につきましては10年間は制限がございまして、その間にはほかの用途に転用してはならない。もし学校として使用しなければならないような状況ですと、返還しなければならないという形になりますけれども、一貫校をもし熱川・稲取に設けて、そこが人数が少なくなり過ぎてほかにもう一校建てなきゃならないとなった場合には、もちろん用途が変わりますので、その点については、学校でなくなった場合には返還の義務が生じる可能性がございしますが、ただほかの用途に転用する場合にでも、基金の積立をしたりした場合には返還する必要がないということもございしますので、その点だけで言えば、返還しない方向で考えることはできると思っております。一貫校の整備に幾らかかるかにつきましては今後のということですので、またその辺は御相談させていただきな

らという形になると思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 6番、西塚議員。

（6番 西塚孝男君登壇）

○6番（西塚孝男君） それで、部活、子供たちの夢という中で、議会だよりの3号とあって、学ぶことの楽しさ、進んで学習や運動に取り組む子供とか載っている中で、目標を持ち、それに向かって努力を続けられる子とか、東伊豆町のよさと言っているように、この中で、いわゆる地域の差という中で、東伊豆という言葉が教育長はよく挙げているんですけども、何でこれだけ少なくなっていくのに、熱川地区、稲取地区という問題を取っているのかというのが、私にはちょっと分からないんですよ。子供も絶対少なくなっている、稲取幼稚園が1名、熱川は13名とかいう中で、今のこれをどう考えても10年間続けられるとは思わない。

それで、部活動とかもあるんですけども、本当にこれはナンバー7に、教育長が委員会を出したやつの中で、「下級生にとっては上級生がお手本になり、憧れの先輩になるので、行事や部活動、生徒会での活躍する姿を見て、いつかあんなことができるようになるんだなと憧れる」とか書いてある。というのは、やっぱり子供というのは、それは勉強ができる子、スポーツができる子いろいろあるわけですよ。いろんな子が。その中で、一つの部活というもののの中で、やはり自分の伸ばしたい部活が人数が少なくてできないというのが、今はもう少なくてできないのに、わざわざそれをまだ続けていくのかというのが、私にはちょっと分からない。

それと、8号に、これからの時代を生きる子供たちのためにと。子供たちのためにと、ここで教育長言っているのに、子供たちの声が全然聞かれていないというのは、私はいつも思うんですけども、本当にそれでいいのかと。大人だけの考え方で本当に子供たちの将来のことを考えているのかと。本当に心配なんですよ。教育長の地域というのは、東伊豆町ではなくて、熱川と稲取に特化している考えはどこから来ているんですか。

○議長（村木 脩君） 教育長。

○教育長（黒田種樹君） 幾つか課題というかお話がありましたが、まず、10年後、学校、これで別々に熱川、稲取、つくることが、教育を続けていくことは難しいというような御意見ではないかと思いますが、子供の数からしたらということですが。

子供の数の推移の予測を、前にも議会でちょっとお答えしたことがあるんですが、これからの子供たちの人口、生まれる子供の数を基に子供たちの数を小中一貫教育研究会でもお示

しをして、子供たちの数は検討しております。それで、今、西塚議員、10年後の御心配をされていましたが、確かに5年後に学校をつくった後、また5年たてば児童生徒数は減っていく。これは、もう間違いなく現在の状況から減っていきます。

これは推計を基にしています。推計の基は、国立社会保障・人口問題研究所の国の推計であります。2018年に推計が出ておりまして、令和27年までの5年ごとの、5年間の平均で生まれる子供の数を推計しておりまして、東伊豆町の推計も出ております。それを基にして考えておりますが、先ほどお話しした令和7年はその推計が入っていますが、町内の小中学生、先ほども申しました数です。ちょっと熱川、稲取一緒ですが、町内の小中学生合計で10年後は318名です。318名ですから現在より200名ちょっと減っております。ただ、これが両方の学校に分かれるとなると、学校で150名ぐらいの学校が2つできるということです。

10年後の維持がどうかということですが、学年が1学年20人ぐらいの学年になりますので、まだ学校としては1学年20名、これ、小学校に入った頃の数ですから、小学生の1年生で約30名の予測ですので15名ぐらいの予測になっています。そういう推計で25年後まで推計を一応考えております。

前にもお話ししたと思いますが、25年後には大体11名の町の子供が生まれる数でありまして、そうすると2つの学校に分かれると5名か6名ぐらいの学年となると。それが中学3年生までということで、25年後の推計では町内146名の小中学生です。2つの学校に分かれると73名ぐらいの学校ということで、これはこれまで東伊豆の教育委員会の中で大川小学校を運営しておりますので、学年が5名とか6名の教育というのは、十分に特色を持った学校づくりをしてきております。そういう点からも25年後の学校というものは、教育というものは、充実した教育はまだできるというふうに考えておりまして、少なくとも学校をつくってから20年後を想定して検討してまいりました。

それで、長期スパン、長期の見通しを持った学校づくりは当然必要であります。これについては、先日、静岡大学大学院の武井教授に、長期のスパンの考え方、長期のビジョンをどう持つかということをお話を伺っております。それについては、武井先生は、少なくとも20年後をしっかりと見据えて学校づくりをするべきだと。それに見合う投資、例えば校舎を建てるというようなこと、校舎の改築等に必要のことを考えると、やはり20年後はしっかりと見通していかなければいけないということで、私も子供たちの推計、小中一貫教育研究会の中でもそういう推計をしながら、今から25年後、学校を建ててから20年後の姿を一応想定して考えて、この計画を考えてきたつもりです。

一度、ではここで切らせていただきます。

○議長（村木 脩君） 6 番、西塚議員。

（6 番 西塚孝男君登壇）

○6 番（西塚孝男君） 教育長は、大川小学校で人数の少ない教育をやってきたと言いますけれども、本当にそれで教育、いいよ、勉強とか。だけれども、先ほど言ったように、部活とかそういうところで子供のやっぱりいろんな能力というのがあるわけですよ。同級生という中の一つの。だって、稲取保育園で熱川地区と稲取地区と一緒にやっていて、勉強やっている。昔みたいに稲取っ子だ、熱川っ子がなくて、稲取保育園だとちゃんとみんな仲よくやって、それで何で分かれるんだと子供たちも言っている。

そして、少ないので部活ができない。今の6年生なんかは、サッカーもない、何もない、柔道もない。稲取だとレスリングとかいろいろ民間でやっていますよ。そういうところにみんな行っているんですよ。新体操とか。やっぱり子供たちの能力というのは、勉強も大事ですよ。だけれどもそういういろんな能力を持った子がいるということを特化してやらなきゃいけないというのも一つの教育の在り方だと思うんです。少なくともできるではなくて、やっぱり、今、やれるところはまとめてやってやるのが、俺は教育長の考えだと思っているんです。

20年過ぎを見て学校をつくると、先生、言いましたけれども、20年過ぎにこんなしかないのに、それを本当に見据えてやるのか。本当に子供たちの声を1回聞いてみてくださいよ。お願いします。そこから始まると思いますよ。

それで、もう一つ聞きたいのは、部活動ができないから、先ほど言ったように、柔道、レスリング、サッカー、剣道とか、新体操とか、みんな民間の人たちのやっているところに行っているわけですよ。そうすると、伊東地区なんかは、それは部活動として認めてくれたりして、親の負担を減らしてくれたりしているんですよ。できることをさせてやりたいというのは親の願いだと思うんです。だけれども、今の東伊豆町だと、絶対に部活動入りなさいと、やりなさいというとなると、中学校の部活動に入っている、サッカーとかいろんな試合があると、そっちはよしていかなきゃならないという不合理性が出てくる。そういうことは教育長はどう思っていますか。

○議長（村木 脩君） 教育長。

○教育長（黒田種樹君） すみません。先ほどお答えしていない部分もあるんですが、今のお話からまず、部活の伊東のお話も紹介いただきましたけれども、東伊豆町の中学校は、基本

的には部活に全員が入って学校生活を送るということを基本としておりますが、そのやり方については、伊東のようなところもありまして、地域のスポーツに参加したいということで、例えばテニス部に在籍はしているんだけど、日頃のスポーツ活動は地域のスポーツの活動に参加しているというような子供はいらっしゃいます。その辺を別に認めていないわけではありまして、学校の運用の仕方ということというふうに考えておりますので、部活の問題は非常に大きな課題で、子供たちにとって大事なものなのですが、それを改善していくための方策は、なかなか今、明確ではないんですけれども、国のほうも2025年をめどに、文科省スポーツ庁が、学校土日の部活動を地域へと移行するというような方向で、来年度も予算化をしながら実践をするところを試行しているというような段階です。

町だけではなかなか地域へと全部移行することは、現段階では難しいんですけれども、教育委員会の考えとしては、将来の学校は、やはり部活動は地域で子供たちを支えていくべきだと。そういう面では、西塚議員おっしゃるように、ばらばらに、中学校だけでやっているとする部活動は厳しいと、難しいと思います。ですから、やり方を、スポーツとか、ほかに文化活動とか、その子の能力を生かすということについては、学校だけではなくて、地域という幅広い考え方で受皿をつくっていくべきだと思っていますので、学校で部活動ができにくくなるということで、子供たちの能力とか将来性を閉じていくというような、そこだけで考えていくのはなかなか難しいのではないかなと、まず、部活動については思います。

それから、熱川、稲取についての学校の、2つという問題ですけれども、そこについては先ほどお答えしていませんでしたが、小中一貫教育研究会の中に外部のアドバイザーとして、千葉大学特任教授の天笠 茂教授にアドバイザーとして来ていただきました。天笠先生は、国のいろんな教育委員会の委員もされております。それから、全国の統合等、小中一貫教育等の学校の相談にも関わっておられる先生ですが、この町のことについてもいろいろ御説明をして、この町の形状、熱川地区と稲取地区が、真ん中に山があって分かれている形状というのも御説明をして、その中で地域と学校が一体になるような教育環境をつくるとしたら、ど真ん中に一つ大きな学校があれば、1校にすることは可能であるのではないかなというお話ですが、こういう地理的な、これまでの歴史、経過も踏まえて、熱川と稲取というこのすばらしい地区があるという町を考えると、それぞれに学校づくり、それから地域と一体となった教育環境をつくっていくのが望ましいだろうというような、そういうアドバイスをいただきまして、それも小中一貫教育研究会のまとめにつながっております。

ですから私も、人数的には、10年後を考えると1校にするという考え方はあるのかなと思

いますけれども、この東伊豆の様々な特性を考えると、1校にするという、それを実現することはなかなか難しいのではないかなというような問題も、この研究まとめの中に盛り込んで答えていただいております。

以上です。

○議長（村木 脩君） 6番、西塚議員。

（6番 西塚孝男君登壇）

○6番（西塚孝男君） ちょっと今、部活動のことで、民間のところへ行くというのは、学校は入りなさいと言っているけれども、暗黙に認めはしているということよろしいでしょうか。

それと、今、地域と、熱川地区、稲取地区とあるんですけれども、自分の子供の頃は、その隔たりとかというのはあったんですけれども、今思えば、稲取地区というのは、漁師さんとか大工さんとか多くて、お金というのは漁師さんなんかは、魚が捕れば1か月、漁に出なくても、1日で回収できたりとかいう中のそういう地域性があったりして。だけれども、熱川地区というのは、こつこつと農家やったり、そういう中での1年間の収入が限られているという中で育ってきた環境というのを、それをやっぱり一緒にさせて、その考え方、いろいろな考え方を学んでいくというのも一つの、今、この東伊豆町という町になってしていくのがいいんじゃないかと。

それで、いろいろな文化と、いろいろな地域のよさというのが、熱川の子も稲取のいろんなこと、昔の話とかいろんなこと、文化とか、稲取の子も熱川のほうのことを覚えたりする、それにはやっぱり一つにして、そして東伊豆町というものをちゃんとみんなで理解して、それで大人になってどこに行っても、東伊豆町といたら、熱川のことも稲取のこともしゃべれたりという子供を育てるのも一つの教育じゃないかなと自分は思うんですけれども、どうですか。

○議長（村木 脩君） 教育長。

○教育長（黒田種樹君） 今の話は、非常に大事な教育というか、町として子供を育てる考え方だと思っております。もちろん熱川の子たちが、稲取のものと歴史あるいろいろなよさを学んでいただくとか、学んで成長するとかということ、逆もちろんですが、町全体のよさは子供たちに知ってもらいたいし、町全体の力で子供たちを育てたいということは、これは全く私も同じように考えております。

ただ、現実には、これから5年くらいで学校をつくとなると、先ほど申しましたように、

真ん中に一つの大きな学校をつくることは、ちょっと東伊豆のこの状況からは難しいと考えています。やっぱりこれが現実ではないかなと。

そうすると、稲取か熱川かどちらかに、例えば1校の学校にするとすると、どちらかに学校を置くとなると、今言ったような、例えば熱川に学校を置くとなると、稲取の子たちは熱川に通い、稲取の住民の方は学校にすぐに駆けつけられるような状況にない。そういう中で、地域と共にある、こういう学校づくりをしていくことは、当面、やっぱりちょっと難しいんではないかなと。

ですから、しばらく20年後ぐらいを見据えて、それぞれの地域ごとに小中一貫の教育をしながら、まず、そこの中で地域とつながる教育の在り方をつくり、その後、どうしてもやっぱり1校にする必要が、20年後、あるとすれば、20年後かそのちょっと前になるか分かりませんが、先ほどの説明のように10年間は補助金をもらうという考え方から、10年間はやっぱり学校の形態は変えられないと思っていますが、20年後に、さらに町で一つの学校にしようではないかという機運が盛り上がってくるのであれば、私は1校にする、そういうときがあると思います。

ただ、現在は、この5年を考えて学校づくりを進める段階では、東伊豆町内では、熱川と稲取にまずは別々に地域とつながった学校づくりをして、その経験を十分に踏まえた上で、最終的に町内1校化というのは考えられることだと思いますし、西塚議員のおっしゃることは、本当にそのとおりだというふうに思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 6番、西塚議員。

（6番 西塚孝男君登壇）

○6番（西塚孝男君） ずっと話しても尽きないですけども、伊東市とか河津町とかが、みんなまとまって、伊東市も3校まとめるとか、そこにもいろんな地域があってもまとめている。なぜ、東伊豆町が、熱川に1つの中学校をつくって、皆が反対するのか分からない。そういうことも取っていないし、分からないし。まだ取っていないこと、それで子供にも聞いていないことでそうやって進めている。まだやり直せるかもしれないのに、もうそこに行かなきゃならないとか、大本営みたいなことばかりしか言っていない。

そうではなくて、もっといろんな尺度で、あと5年、考える期間があるんだったら、もっと考えてやってもらいたいと思っています。もういいです、これで。

○議長（村木 脩君） 教育長。

○教育長（黒田種樹君） 私は、これまでの検討の経過を踏まえて、教育委員会の考えを申し上げます。

それで、今のようなお話ですけれども、これから保護者の方、地域の方、それから子供の声を聞いていないということもありますが、子供たちにも学校づくりのいろいろな在り方については声を聞きたいと思っていますが、そのような説明会、意見をいただく会はこれからですので、保護者、地域の皆様、子供の声は、これから教育委員会としては伺った上で、さらにこの次を考えたいと思っております。

以上です。

○議長（村木 脩君） 以上で、西塚議員の第1問を終了いたします。

この際、午後1時まで休憩とします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

○議長（村木 脩君） 休憩を閉じ再開します。

午前に引き続き、6番、西塚議員の一般質問2問目を行います。

6番、西塚議員。

（6番 西塚孝男君登壇）

○6番（西塚孝男君） それでは、2問目を行います。

観光立町としての町の支援策は。

町の産業であるホテル・旅館が苦境に立たされる中で、G o T oトラベル事業の再開が期待されている。

そこで、以下の点について伺う。

1、宿泊施設の支援策として、水道料金の1、2か月程度の料金を減額してはいかがでしょうか。

○議長（村木 脩君） 2問目の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 西塚議員の第2問、観光立町としての町の支援策はについてお答えい

たします。

町では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしまして、継続化支援、休業事業者協力金、緊急誘客対策、感染症対策備品等購入費の4事業において、国の第3次補正までの事業費合計で約2億5,000万円の支援策を計画し、切れ目のない経済対策を実施しているところであります。

各種事業者をはじめ、観光関係に対しましては、このような支援策が有効であると判断いたし、実施しているところであり、水道料金の減免については、今のところ考えておりませんので御理解をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 6番、西塚議員。

（6番 西塚孝男君登壇）

○6番（西塚孝男君） 町長、水道料金の、自分が言ったのは、GoToトラベルが始まって、旅館は忙しくなるじゃないですか。そのときに支援をと思っているんですよ。

簡単にちょっと言うと、100万円使う旅館があると。そしたら2割カットで80万円になるんです。そうすると、そのときの100万円のときの経費と80万円のときの経費というのはどのくらい違うのか、ちょっとお聞きしたいんですけれども。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） そういった経費についてはちょっと事務的なものがありますもので、担当課から説明させます。

○議長（村木 脩君） 水道課長。

○水道課長（鈴木貞雄君） ただいまの西塚議員の経費について説明をさせていただきますが、例えば100万円を80万円にしたときのという計算は、ちょっとここではすぐできないんですけれども、今の水道事業の状況といいますかその辺の、例えば収益ですとか費用、この辺がどうなっているかという説明をさせていただきます。

過去に平成27年度に料金改定を行った後は、販売利益という形で、令和元年度まで利益が出るような形で水道事業は運営をしてきております。しかしながら、料金改定を行った後の28年度の1立方メートル、1トン当たりの販売利益というのが14円ほどありました。これが人口の減少ですとか、入湯客数の影響なんかもありますけれども、年々減少傾向にありまして、令和元年度には1トン当たり約4円という形に落ち込んでおります。

令和2年度は、決算、これからになりますので具体的な数字が出ないんですけれども、一応状況といたしますと、例えば当年度純利益、この辺も参考になると思いますけれども、

純利益というよりは、今年度については当年度純損失ということで、コロナ禍の影響もあり、また、令和元年度の災害復旧の経費などもありまして、水道事業自体が非常に厳しい状態に置かれているというところになります。

以上です。

○議長（村木 脩君） 6 番、西塚議員。

（6 番 西塚孝男君登壇）

○6 番（西塚孝男君） 今言われたのは、全般的なこと、全部の経費ですけれども、私、旅館も苦しいと。使わなくても使ってもパイは同じだと、水道に係る一つの基準は同じだと思うんですよ。G o T o のときにはお客さんがいっぱい入って水道の経費もかかるという中で、町は金を出すではなくて、80万円分の水の量と100万円の水の量がそんなに経費という、そのところであんまり大して、大してと言ったらおかしいかもしれないけれども、そんなには変わってこないんじゃないかなと思うんですけれども、そのところを町がお金出すではなくて、そういう中で減免をしてやるのが、観光産業を助けるということは、全てのそこに入り込んでいる人たち、商業者、みんなその人たちが、やっぱり旅館が元気になってもらわないと困る。そういう思いで、金をではなくて、そういう中の支援をお願いしたいという中でこの答弁になったんですけれども、町長、どうですか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 本当に西塚議員の気持ち分かります。しかし、町はまた水道料金の減免となりますと、やっぱり全町民にやってやりたいですよ。観光だけではなくて。西塚議員はその利益の中からと言ったんですけども、やっぱり水道料金の減免といいますと、結構、町民なんかも、多分、なぜまた観光だけがと言ってくるもので、水道を減免をするならば、町といたしましては、全町民に向けての水道減免やっていきたいと考えています。

そういう中で、西塚議員、観光、大変厳しくなってくると考えておりますもので、それに対しましてはまた議会の皆さんに相談しながら、観光がなるべく廃業にならないような方法で、また町は支援していきたいと考えています。また、西塚議員の言ったことは分かります。水道の減免となれば、町としては誤解のないように全町民に対しましてやってやりたいという気持ちでございますもので、その辺はまた御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 6 番、西塚議員。

（6 番 西塚孝男君登壇）

○6番（西塚孝男君） 今、町長言うように、全町民、本当はそれが一番いいだろうけれども、一つの旅館が使っている量というのは、一軒一軒の家にしたら何十軒、何百軒分の水道料なんですよね。そこのところをやっぱりちょっと考えて。町民も分かってくれると思うんですよ。そこがなかったら町自体が、経済がおかしくなるというのは、これは絶対目に見えているものであって、本当に今、いわゆるG o T oがこの前再開したときに、町がいのくという中で、ほかの店、それにつながった飲食業もみんな水道料というのは上がってくると思うんですよ。そこのところはもうしょうがないと。その中で一番主になるもののところを助けてやって、町をよくしようと思っているんです。

だから、町民全部という、その理論ではなくて、まず最初、もうけるところをもうけさせてやって、そしてみんなに、もうけたならみんなに、また税金とかで返ってくると。そういう考えの下で、そういう政策というものをやってもらえば、町民も分かるんじゃないかなと私も思うんですけれども。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 本当、西塚議員の言うように、町民ほとんどの方が、半数以上の方がそう思ってくればいいと思います。私は、多分、町民の方、やっぱりある程度皆さんも逼迫しているもので、なぜ観光だけやるんだよ、我々にもやってほしいよという要望は結構来ると感じておりますもので、また違った意味でまた観光のほうは支援していきたいと考えております。

また、これも提案されたもので、いろんな中でまた検討した中で、また町民にもこういう案があったがどんなもんかなとまたいろいろ聞きながら、町民の方々にやっぱり理解してもらわなければならないと考えておりますもので、その辺は御理解していただきたい。何しろ検討した中でまたやっていきたい。そう考えているもので御理解を願いたいと思います。

○議長（村木 脩君） 6番、西塚議員。

（6番 西塚孝男君登壇）

○6番（西塚孝男君） 本当に、町長、旅館というのは、この町の本当に主になるものですから、そこを何とかみんな考えて助けていく。もう一回盛り上げてもらいたいと。そういう中でひとつお願いいたします。これで私の質問を終わります。

○議長（村木 脩君） 答弁は。

○6番（西塚孝男君） いいです。

○議長（村木 脩君） 以上で、6番、西塚議員の一般質問を終結します。

この際、マイク等消毒のため、1時20分まで休憩します。

休憩 午後 1時10分

再開 午後 1時20分

○議長（村木 脩君） 休憩を閉じ再開します。

◇ 藤 井 廣 明 君

○議長（村木 脩君） 11番、藤井議員より一般質問で資料配付の申出がありましたので、これを許可します。

11番、藤井議員。

（11番 藤井廣明君登壇）

○11番（藤井廣明君） それでは、通告しておきました質問についてお尋ねいたします。

今般、私は、町営風車撤去の諸問題についてをお尋ねいたします。

現在の風車を民間事業者へ継承することに当たっては、新たな風車を建設することが条件となっています。そこには環境問題をはじめ、幾つかの懸念すべき疑問がある。

そこで、以下を伺います。

- 1、住民説明会はいつ行うのか。
- 2、事業者の事業見込みはまだ示されていませんが、どう伺っているか。
- 3、土地を使用させる賃貸ではなく、地上権設定に問題はないか。
- 4、万一に事業者が撤退する場合、風力発電が残されるおそれはないか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 藤井議員の第1問、町営風車撤去の諸問題については、4点からの質問になっておりますので、順次お答えいたします。

まず、1点目についてですが、風車が立地する予定の白田区については、現在の区長さん以下役員の皆様には概要をお伝えしてありますが、新型コロナウイルス感染症の影響で事業計画の策定が遅れたため、詳しい内容を説明するには至っておりません。白田区につきましては、4月に区長の改選があるとお聞きしていますので、総会が終わり、新役員が決定した時点で、改めて住民説明会の必要性について御相談させていただく予定です。

次に、2点目についてですが、現在、GPS社において事業収支の詳細を検討中であると聞いており、事業収支の見込みについては提示を受けておりません。

次に、3点目についてですが、地上権設定につきましては、期限を区切ったものであり、特に問題があるとは考えておりません。

次に、4点目についてですが、先日の議会全員協議会でGPS社から説明があったとおり、事業終了後の風車設備の撤去費用も見込んだ上で事業計画を検討しており、費用につきましては積立てを行います。また、風車の建設予定地では、既に町が17年間風力発電事業を行い、また事業者も1年以上にわたる風況調査を実施しており、国内でも有数の風況であることが確認されていることから、風力発電事業が破綻し、事業者が撤退する可能性は極めて小さいものであると認識をしております。

○議長（村木 脩君） 11番、藤井議員。

（11番 藤井廣明君登壇）

○11番（藤井廣明君） ただいまお答えいただいたんですが、ごく簡単な御説明で。

コロナ禍もあり、現在、説明等は遅れているようなことでございますが、これは、町長、一番初めに私どもに示されたのが2018年12月11日ですね。この全協で、たしか説明されているんですよ。2018年というと、今、2021年ですから、もう3年。2年何か月はもうたっているわけですよ。その間に、これだけの事業をやるということに関して、やはりいろいろ懸念される問題があるわけで、それに関して住民に説明なく進めるというのは、これはちょっとあり得ないと思うんですよ。

まず、住民の方に、例えば普通ですと、マンション1つ建てるのにも、近隣住民には、皆さん、許可やら説明して取る時代ですから、それが自分たちの生活している頭上に大きなものが建つというような計画に関して全然説明していないというのは、これは幾ら何でも、コロナ以前の問題ですよ。そういった意味では、やはり住民には説明する必要があると思いますけれども、今後の見通し等々はどうでしょうか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） すみません。この件に関しましては、取りあえず区長会に出ておりますので、まず区長さんたちの意見を伺いました。その中で稲取地区におきましては、もう既にもう建っているところですから、住民説明会はいいんではないかという回答いただいた中で、稲取地区はもう説明会やらないと。あと白田区さんとか、片瀬区さん、また奈良本区さんからも、一応、まず事業者が説明に行きました。そういう中で、また説明会を開いてほしいなら、それはやります。

特に、今度、白田区長さんのほうがまた替わりますもので、今、壇上で言ったように、白田区長さんが替わった状況の中で、また、白田区さんのほうが住民説明会を開催してほしいといえば、それは町としては開催します。

しかし、開催したとしても、これは人数制限ではないですから、せっかく住民説明会をやっても他地区の方が来て反対の方々も。やるとしても、その地区の住民しか入らない方向で町としてはやっていきたいと考えている。せっかく地区住民説明会を開催しても、やった中でも、他地区の、これに対するちょっと見直しを求める方が入った中で、結構、けんけんごうごうやって、もう地区住民説明会を開催してもしょうがないような雰囲気になりますもので、もし開催するとしても、その地区住民の方のみの方向で町はやっていきたい、そう考えておりますもので、その辺は御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 11番、藤井議員。

（11番 藤井廣明君登壇）

○11番（藤井廣明君） その前に自分たち自身にも説明はいただいたんですけれども、その中で、例えば地区住民というのではなくて、近隣の住民というふうな形で、近隣の住民の方にも説明はしたというふうな。例えば動物園の施設、そういうのとか保育園には説明に行ったというふうに伺っておりますけれども、その際、正確に、今回のものが、現在のものの高さは倍である、出力だと3倍であるというような形で、きちんとした説明をしているのかどうか。

例えば、先ほど申しました動物園との距離は、今度は245メートルですよ。それから、保育園では591メートルという近さになるわけです。そこに今までと同じような町営のイメージでは到底あり得ないわけで、なぜなら、今の町営のものは600キロワットでうんと小さい。今度はその5倍の3,000キロワットが建つと言っている。

さらに、もう既に5年前ぐらいから1基は止まって、現在の風車ですよ、町営の。この

600キロワットの小さい風車ですけれども。あるいは3年前にはもう1基止まって、この間ずっと、もう2年間は全部止まってきているわけですよ。2年近く。

こういう、ほとんど1基で回っていたような状況とか、回っていない状況とかが長い時期で、これは何も被害とかそんなことはあり得ないと思いますけれども、これが先ほど申したような大きなものが、がんと回るような状態を想定した場合、これはちょっと説明の仕方をきちんとしないとまずいんじゃないかと私は思いますよ。

その辺はしていращやるのかどうか、ちょっとお伺いしておきますけれども、どうでしょうか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） すみません。詳しくは担当課が説明いたしますけれども、私は当然、また稲取保育園、また、アニマルキングダムさん、現状、このようなものが建っていますよという中で説明していると思っております。ちょっと担当課のほうから説明いたさせます。

○議長（村木 脩君） 企画調整課長。

○総務課長（村木善幸君） 私、前任、企画調整課長だったもので、私のほうから説明をさせていただきます。

近隣に、関係する稲取保育園、アニマルキングダムの関係者の皆様に対しましては、当時予定されている数字での具体的な説明を行っておりますので、御理解のほうよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 11番、藤井議員。

（11番 藤井廣明君登壇）

○11番（藤井廣明君） それは、恐らく日本気象協会さんの持ってきてくださった資料で、これは大丈夫みたいなことありましたけれども、それなんかで説明したのかなというふうにちょっと考えるんですが。

それはともかく、今までとは様相が違うぞというふうに考えないと、そこに万が一、被害等々が発生した場合には、その施設そのものが撤退するなんてことになりかねないわけですよ。それにつながる。その場合には、また当然ながら、町には大きな観光的な打撃でしょうし、経済的にも損害賠償等なんかあった場合には大変な金額になるんじゃないかと思うんですよ。ですから、その辺もしっかり説明しないといかんと思うわけです。

例えば土地の取引なんかでは、何らかの形でそこに瑕疵がある、傷というふうにあります

が、それがあある場合は説明しなくちゃならないわけですよ。どんなに不利なことでも。その場合は、それを言わばオブラートに包んだ形といいますか、あっさりした形で言っておくと、これは逆に瑕疵担保責任、いわゆる瑕疵責任になりますので、大変な責任を負うことになると思いますよ。

ですから、これはできるだけ、最悪の場合も想定した形の状況で説明しない限り、245メートルの近さ、あるいは、591メートルのところに子供さんがいる。こういうことに関して、本当に説明を尽くしたのかどうかに関しては、非常に、ただいまの課長のお答えでも不安が生じております。

殊に、先ほど白田区の住民の方やら何やらにまだなんだけれども、区長さんとか区長会、そちらに説明したというふうに言っているんですが、この白田区に関しては、實際上、利害関係者になるんじゃないでしょうか。これはこの前の議会で質問したときも、大部分が白田区の土地だと、それでそこは権利能力がない、法人格を持たないから、町が預かっているような形で行うと思うんですが、事業用地5万5,780平米のうち、ほとんどのところが白田区で、あとは町が若干関わるというふうな話があったかと思いますので、そうであればあるほど、これは白田区の方には十分に説明しておかないと、後々、町の責任が問われることになるんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 当然、近隣の稲取保育園、アニマルキングダム、それは日本気象協会の中で説明するのはそれは当然だと考えております。そういう中で、イレギュラーが起きたらどうするかという中でございますけれども、それは先般の全協で会社の方が、それは真摯に受け止めてちゃんと対応しますよとはっきり言ったではないですか、あのときに。町も聞きました。そこでそういうことを言ったこのGPS、民間会社、それは真摯に受け止めて、真摯に丁寧に対応いたしますよということを言ったもので、その辺は自分は会社を信じた中でやっております。

白田区さんの関係でございます。これも全協である程度言った中で、5万平米あるけれども、その3分の1が白田区さんとおっしゃった。この辺、私もちょっと記憶が曖昧なもので、担当課長から説明いたさせますけれども、私はそういう認識がありますので、その辺ちょっと御理解願いたいと思います。

○議長（村木 脩君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） ただいまの今回の事業用地の関係でございますが、今、町長

が答弁したとおり、白田区の99か年と俗に言われている土地については、事業用地中の3割強を占める範囲となっております。

ただ、その3割強も、実際、この用地を過去に、例えば境界確定をしたらとか、例えばこの1筆の中に、その一部が白田区の99か年というところもあるものですから、今のところ概算で3割強ではないかというところで、風車が実際建つところが白田区の99か年用地の上だということが確定しているものではございません。

以上です。

○議長（村木 脩君） 11番、藤井議員。

（11番 藤井廣明君登壇）

○11番（藤井廣明君） 3分の1にしてもかなり広大な面積を要するわけで、それに関しては、やはり本当に膝を交えたきちとした説明しないと、そごが生じていく、利益を損なうことがあるんじゃないかというふうに私は思います。

それから、もし万が一、その大きさのものが建った場合には、夜間の航空障害灯というのがつきますね。そうしますと、夜は、遠くからでもぴかぴかっと光るような形が、もう四六時中見えるような状態になるわけですよ。

それから、もう一つ、昼間は、西日がその風車に当たりますと、その風下のところ、白田区の方、片瀬区の方、多いかなと思いますけれども、もう一つ、風車のぐるぐる回る影、回るわけですよ。そうすると、こういう窓のところが暗くなった、次の羽のときはまた暗くなった。明るくなった暗くなった、これはちょうど室内の照明をつけたり消したりするような状態、これがシャドーフリッカーと言われる現象なんです、こういうことが起こるんじゃないか。これはすごい気持ち悪い、気が狂いそうだと、その方たちは言っていますよ。こういったことも問題が一つあるんじゃないかと思うんで、その辺はどうでしょうか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） シャドーフリッカー、これは全協で宿題もらっていないですか。その宿題に答えるために会社がやっていますよ。それは、あくまでそういうことは考えられるという中で。実際やっている中で、そういうことの考えは分かる。その考えられるか分かりません。それで、もうこれが建つから、あたかもそれが全てだということではなくて、ある程度、さきの全協で宿題を与えられたやつを、今やっておりますもので、それを含めた中で、またこういうところでやってもらえればありがたいです。もうここでやると、シャドーフリッカーというのは、それがもう必ず起きるとは、また一般の町民が誤解いたしますもので、そ

の辺は一般質問も気をつけてやっていただきたいと思います。

あと、さっきの敷地面積にいたしましても、藤井議員、ほとんどと言いましたよ。ほとんどと言えば、もうその辺り全てです。言ったのは3割近くですよ。ほとんどと3割って全然違うではないですか。やっぱりその辺の言葉の使い方もちょっと注意してもらわなければ、この一般質問を見ている町民は、結構誤解することもありますもので、それは十分注意した中で質問していただきたいなとは私は考えておりますもので、その辺はよろしく願いいたしたいと思います。

以上です。

(「夜間照明については」の声あり)

○議長(村木 脩君) 企画調整課長。

○企画調整課長(森田七徳君) これについては、高さがかなりのものになるので、航空障害灯のほうはつくようになるというふうに認識をしております。

ただ、以前、細野高原のときも藤井議員がいろいろ反対される中で、航空障害灯のお話もされていましたが、実際、今、細野高原に風車が建って、星空を見に来る人がいなくなったので星空を見にくる方もたくさんいれば、写真を撮りに来る方もたくさんいるということです。なので、航空障害灯が一般の生活に支障が及ぶようなまぶしいものではないということは、皆さん、御理解しているのではないかなというふうに思います。

以上です。

○議長(村木 脩君) 11番、藤井議員。

(11番 藤井廣明君登壇)

○11番(藤井廣明君) 夜間、伊東の方面から帰ってきて、白田の山上にぴかっぴかっ3基に常時つくということは、ちょっと落ち着かないなというふうに思うような人もいますし、これはいろいろかなと思います。

いずれにせよ、事業は進めるんだみたいな話なんです。この間、見てみると、私どもにこの前、2月15日に配った資料の中には、GPSさんのペースワンというのは載っていないんですよ。うちのまちの。私どもに配った資料は、2月15日に配られた資料です。私ども頂いた資料。

ところが、そのGPSさんのホームページ見ますと、もう既に、東伊豆町の、これは、ふるさと風力発電所(仮称)となっておりまして、1番目にトップバッターで出てきているわけですよ。私らに示されたのは、この2番目の長万部の地方創生太陽光の発電所、こうい

ったふうなもので。これは全世界的にも、ネットの世界ですから発信されているわけで、あたかもこれがもう一人歩きしているような感じになるわけですよ。それこそ、町長。

こういうふうなことが、事業が進んでいる。そうすると、先ほど、町長、事業の見込みはまだ示されていないみたいな御答弁でしたけれども、どんどんこうやって事業は進んでいるんですけれども、特に議会に承認を得たとか、この話進めるに当たってそういう採決したということはないわけで、そのまま2年何か月間にわたって話がどんどん進んで、事業者のほうはもう世界中にこうやって発信している。

これは、幾ら進捗状況の調査とか共同事業の検証というふうに言っても、やはり受け取る方は、それこそもう進んでいるんだと、確定みたいな話だと思うんですよ。2番目、3番目は、確定したとなっていますので。

そういうところからも、この事業者の、もっと話を進めるならば、町とそこの事業者の間の信頼関係もあるでしょう。それから、私どもにもいろいろ資料も頂きたいというふうに思いますよ。その場合に、この業者さんの、例えば会社登記とか、どういう会社であるか、会社の登記簿、それから役員の名簿、それから過去3年間くらいの、これは営業実績といえますか、そういったものが示されているのかどうか。町では受け取っていますか。いかがでしょうか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 事務的なことは担当課長から説明いたさせますけれども、私も今、初めてそのホームページのことを知りました。確かに仮称とは書いてありますもので、向こうはいいと思った。やっぱり誤解を生みますもので、それは、その会社には、一応こういう誤解を与えるようなことはやめてほしいということは、これは申入れます。

そういう中で、これは仮称という、何かそれでいいというものではありませんから、それは民間会社のほうには、ちょっとこれは誤解与えますよということをはっきり言わせていただきます。

あとのことは、担当課のほうで説明いたさせます。

○議長（村木 脩君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） 今、町長から答弁があったホームページの件ですが、ホームページの中には、はっきりと事業実現に向けて、東伊豆町と共同事業検証を行っていますということで明記してございますので、そこまで見ていただければ誤解される方も少ないのかなというふうには思います。

もう一点、会社概要のようなものは頂いていますし、口頭でも聞いておりますが、会社の登記簿謄本ですとか決算書のほうは頂いておりません。

以上です。

○議長（村木 脩君） 11番、藤井議員。

（11番 藤井廣明君登壇）

○11番（藤井廣明君） 会社を信用するしかないと言えぱそれまでですが、会社の登記簿謄本も取っていない、役員名簿、それから決算書等も取っていないというふうなことで、そういった会社から現在は出資を迫られているといいますか、判こをついてくださいというふうなことで交渉をしているということのわけですよ。これは私ども、やはり同じく町政を心配する者にとっては非常に不安でもありますので、これは、ぜひ、そういったものは取って、これはしっかりした会社だというような内容で、やっぱり進めていってもらいたなというふうに思いますので、一つその点は要望しておきます。

それから、この事業を進めるということなんですが、収支見込み、いわゆる事業計画書といいましょうか。この風車事業というのは、20年間はやるというふうにおっしゃっていますけれども、そうすると初め1年は幾らぐらい売る、2年はどのくらいの風が吹いて、大体どのくらいの金額になる。それが20年間でこれだけのあれになるというような事業計画というか、売上げというのは、これは当然示されなければ分からないですよ、これは。實際上。それも、何かきちんとしたものは示されていないように伺いましたけれども。

そういう意味では、相当、風はいいようだというんで、風がいいのはこれは分かっているわけですが、風はよく吹くよということは。ところが、ここで失敗した例があるわけでしょう。これは言わば、当町は失敗例ではないでしょうか。当町の風車事業に関して。そういうふうに思うか思わないかはともかく、客観的に、これはこんないい条件でできた事業はないんですよ。5億1,700万のうちの半分近くは国の補助金、あとは起債とかでした。それから人件費も別にかかるわけではない。町のものである。あるいはそこに行くまでの道路、それを造るのも町の予算でやっている。メンテナンスもそうだった。こういうようなところで好条件はなかなかない。しかも、固定価格買取制度にも、ちょうどまいこと引っかかりまして、これは28年ぐらいからでしょうか、価格もそれまでの13.5円から18.36円でしょう、かなり上がったしまして、ですから物すごいもうかる理屈なんですよ。

これだけのいい条件だったにもかかわらず、故障があった、落雷があった等々で、積立金も積むことができなかったという点では、これは私は、風がいいだけでは進まない事業では

ないかと思うんですけども、その辺はどうでしょうか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） これが例えば町でやるとなれば、当然、この反省点といたしまして、もう何回やっても机上ではちょっと厳しいなということは、もう何回も言っております。もう、私も当時言ったのもバラ色のような中で、やっぱり落雷とか思いがけないやつが起きた中でやったりして、町営でやるのはなかなか厳しいな。これが民間でやれば、また違った意味になっていくと考えております。

それで、今回はお互いに、民間会社、そして町とのある程度意見が一致したことなんですよ。その中で、今、この計画が進んでおります。

ちょっと反問権使わせてください。

○議長（村木 脩君） ただいま町長より反問権の行使について申出がありました。これを許可します。

○町長（太田長八君） 要するにこの事業を進めているのは、将来、町の財政に対して大変厳しくなるという中で、今、この民間会社をお願いしてやっております。そういう中で、お互いの中でこれをやっている中で、藤井議員は、町の財政、どのように考えておりますか。それをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（村木 脩君） 11番、藤井議員。

（11番 藤井廣明君登壇）

○11番（藤井廣明君） これは大変厳しいというふうに私も認識しておりますよ。こういう質問するのは、もうとにかく町がこれ以上財政負担にならないようにということで、もうなるべく軽減する、軽くするというか、そういう方向であることは、もうこれは待たないと思いますよ。それで、先ほどから先輩議員たちなんかも質問しています。どれぐらい厳しいとか、そのことも重々、私は認識しているつもりですよ。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） それだけ認識していれば、果たしてやるのがいいのか、今、言ったように、ある程度危険性があると。確かに危険性があると事業全然できませんよ。基本的に、細野高原だって、風車だって、いろいろあった中で中止しました。今、何にもないではないですか。その中で町といたしましては、やっぱり基本的には将来見込んだ中で、今、当初予算1億何千万やっています。これはもう起債ですよ。これを町民のサービスに使いたい。そういう中で、民間会社とある程度一致したもので、今の事業が進んでいるんですよ。そのこ

とを理解していただいた中で、やっぱり考えていただきたい。ただ、苦しいのは分かっているだけでは駄目ですよ。

この東伊豆町が今後、これから要するに風車もあります。エコ制度も出てきます。し尿処理も出てきます。そして、斎場も出てきます。もう、どんどん出て、町民サービスがどんどん減っていくんですよ。だから、できればそういうことが、できれば町といたしましては、町民サービスに使いたいために、やはりメリット、デメリットは出てきますよ、これは。そういう中でどう行こうが一番いいかということなんかも、また議員がやっていただければ大変ありがたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） 売電収入等の見込みの御質問がありましたので、その点について答弁させていただきます。

まず最初に、藤井議員のほうから町は非常に有利な条件、国から45%補助金をもらったんじゃないかと。今回のGPSについてには補助金がないので、町は大変有利な状況であってにもかかわらず、取り壊しまで含めると赤字が出てくるのではないかなというようにことだと思うのですが、町が国からいただいた補助金45%です。その後の売電価格というのは11円76銭で始まっておりまして、途中からおっしゃるとおりにフィットで20円になっております。このケースと最初から補助金をもらわずにフィットで20円もらっていた場合、どっちが得かというと、最初から20円もらって補助金はもらわずにやったほうが有利な条件ということになっているということがまず1点と、あとは売電収入がどれぐらいあるかぐらいもらっておかないのかというちょっとお話だったのですが、売電収入については20年間の買取価格20円が国によって保証されております。ですので、GPSにもらうまでもなく簡単に20年間の売電収入というのは想定ができることになっておりまして、設備従事25%で回ると20年間で65億ぐらい、設備従事30%で回れば78億円ぐらいということは簡単な計算式で出ますので、事業費と見比べてみても安全性が高い事業だなというような判断をしております。

以上です。

○議長（村木 脩君） 以上で町長の反問権を終了いたします。

11番、藤井議員。

（11番 藤井廣明君登壇）

○11番（藤井廣明君） これは、財政が厳しいということはこの何年間、町長がまた逆に口

を開けばこう言うような、この事業にかかわらずです、いろんなことに関して言っているわけで、それは重々承知しておるわけですが、その解決策として、だから、お金がないから、また新しい風車を建てるというような案を持ってきた会社をお願いするんだということは、これは私はちょっと筋が違う、安易ではないかと思うんですよ。幾ら金がないというふうなことがあっても、これは、解決はどんどん延ばせばもちろん維持費がかかっていく。これに関しては、既に早い段階で議会からも、議員の中からも撤去してはどうかという声も私以外からもあったと思うんです。それから、私自身も既に2010年の9月議会、これは同じように町営風車の諸問題についてということで伺っていますが、もう6年9か月たった段階でほとんど、ほとんどというともたあれですが、3,700万円の基金残高だったんです。その前の年は3,000万以上の故障をしました。そうすると、私が言ったら3,000万以上の故障代がかかったのだから、今基金残高が3,700万だったらもう一回そういうものがあつたら、もう、ゼロになるのではないですかと。これは、やがて風車の撤去を考えなければ、これはまずいので、何とか基金できちんと積み立てていかないとまずいのではないかとという提案もしていますよ。

にもかかわらず、さっき課長が言ったように11円76銭から20円かに上がったと。その場合でも別に基金には回さなかった、回さなかったというと語弊がありますけれども、その基金にそういう目的で、これは撤去費だという形で積立てはしなかった。大体、この設備利用率も初めは37%ぐらいの高い設備利用率を誇っていたのが、最後の頃にはもう、20%、10%、やがては7.6%、ゼロ%みたいになってきているわけです。ですから、風がいいとか何かといっても、やはりその点では同じだろうということが一つと、それから、設備の利用率は大体20%から21%でしょうか、この16年の平均を取ると。そうであれば、同じようにまたその会社も、そんなこちらが計算して、向こうの会社がいうのではなくて、こちらが計算して60億円ぐらいの収入はあるはずだ、75億円ぐらいの収入はあるはずだということを算定に任せていいのかどうかということですよ。これは、同じように、じゃ、今度の新しい風車は故障しないんですか。あるいはまた、落雷はないんですか。そんなことはないでしょう。機械ものですから故障もします。落雷もするでしょう。そういったことを前提に、やはり事業というのは普通考えるんじゃないでしょうか。それを、先ほどの捕らぬタヌキの皮算用みたいな何年で75億円入るはずだから、これは大丈夫だみたいな、そのことに町の撤去を委ねるといふのは、非常にこれは私は危険だというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） まず、この民間事業者をどのように選定したか。基本的には町がこちらのところの撤去費、本当は企業積立てをやっておけばよかったんです。落雷とかので経緯で積みなかった。それまで取り壊しに大変お金がかかるもので、それを継承する事業者はないかなという、ある、某銀行に頼みました。某銀行からの紹介でございます。やはり、そういう紹介、某銀行からの紹介です。私はこの会社に対しましてはある程度自信を持って対応してくれるのではないかと考えてはおります。

そういう中で、いろいろ議員が心配されるのはもちろんでございますけれども、運営に對しましてこの前の説明ではGPSSともう一社が一緒になって、町は一切その運営に関しましてやらなくて、そして故障が起きても、撤去が起きても町は一切お金は出さなくてもいいと、そういうことを言われました。やはり、リスクを回避した中でこれは事業を進めていきたいと考えておりますもので、いろんな方がリスクが言われたらば、それは真摯に、議会からこういうことのリスクはどうなっているんだろうと言われた中で、これはこれからいろいろな契約の中でそれはどんどん解消していけば、自分はいいののではないかと考えておりますもので、その辺はまた御理解願いたいと思います。

○議長（村木 脩君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） 私のほうから、質問の中で町の風力発電事業が藤井議員の評価ですと失敗だったと。それに対して、同じ風力発電、民間がやっても同じような結果になるのではないかというような御質問でしたが、町の風力発電が最終的に解体の経費まで生み出すことができなかった大きな理由というのが2点ほどございます。

1つは、町の風車の設備容量が僅か1,800キロワットで、風力発電ですとか太陽光発電、そんなに利幅の大きい事業ではないものですから、この設備容量というのがかなり利益には影響してきます。なおかつ、1,800キロワットの設備容量を立地の条件もあって、町の風車が3基に分けてしまったので、非常に設備容量に対するメンテナンス費用が割高になってしまっております。途中からメンテナンスに十分手を、費用をかけられなくなったことから、後半設備利用率が、故障が多くなって下がったというような経過がございます。

また、町の風車は20年以上前の設計ですので、風の乱れに対しての知見が不足をしておりました。当時航空法に抵触しないように、町の風車は60メートル以下にわざわざ低い風車を選定しておりまして、低い風車は地表面の影響を受けるため、風の乱れを受けやすくなると。風の乱れを受けやすくなったことによって風車の傷みが想定より激しくなったと、こういった問題点がございますが、今回の風力発電事業についてはこのような問題がないということ

と、あと、同じように故障、落雷があるのではないかということでしたが、故障、落雷については、風車の修理については町も同じようにやっておりましたが、保険に入っております。町のほうは風車が止まっている間の失電力についての保険というのはコストがかかるものですからかけていなかったんです。ただ、民間の風力発電事業の場合は故障だとか落雷で風車が止まっている間に発電できたであろう電力を保証するような保険にも入りますので、この辺も含めても町がやった事業と比べるとかなり安全性は高いのかなというふうに評価しております。

以上です。

○議長（村木 脩君） 11番、藤井議員。

（11番 藤井廣明君登壇）

○11番（藤井廣明君） 相当安全性は高いというふうなお墨つきを与えるそうですけれども、これが町長の言葉を借りれば、初めはバラ色だったと思った、これは今のうちの町の町営の風車に関してそういうふうに言ったんですよ。見学の方も1万六千何百人来ました。ですけれども、結果的にはそれほどうまくいかなかったというのは、これは事実ではないかと思うんです。今苦しんでいるのは撤去費用が積み立てていなかったものですから、それをどうするかということで苦しんでいるのではないかと思うのですが、それも含めて今、課長の答弁だと高さが低かったからだとか小さかったからだとかというふうな説明ですけれども、これはちょっと私は納得できかねることですね。だから、大きくすればいいというふうな問題ではないですよ。

今、皆さんにもお示ししましたがけれども、全国で風車の撤去、これはもう、くさつ夢風車、これも9,600万かけて撤去しましたね。それから、静岡市の風車、これは1,500キロワットの風車です、風電君、これも撤去をしましたね。このインターネットを開けば、風車がもう、撤去をしているなんていうのは、その例はごろごろですよ、写真つきで、本当に。

これは、何もうちの町だけではありません。ですから、それはどうあれ、私はこの事業がうちの町でやるということに関しては、やはり町の知見というものもあると思うんです。この間、この前の議会で示しました。風車が止まったときに計った血圧を、血圧計を出しましたが、町長、反問権でこれは何人の血圧上がったんだというふうにおっしゃいましたよ。その後、私はちゃんとそれに関して数字を出してお示ししました。奈良本の方が風車の害を受けて、かなり苦しい思いをした、その結果あのような何人、何日間、何人、16日間332人でしょいか、そのうちの20%から80%くらいの人の血圧が上がったんだというようなことも、ち

よっとあそこでは、表からだけでは見えるのですが、一応その全くそれは根拠のないことではなくて、町も一緒に計っているわけです。いわば、町もといえますか、あそこは町の保健福祉センターで計ったものですから、そういうことに対して自分で計った数字に疑義を挟むというのはいかなものかと思えますけれども、いずれにしてもそれは私が示したので、納得して下さったのではないかと思ったのですけれども、いずれにせよ、うちの町ではそういった事例があります。

奈良本で現在風車の害が割と少なくなったというのは、これはその町が間に入って自治会と業者が3者会談、話し合いをずっとやってきたわけです。三十何回でしょうか、今。その結果、夜間3基を止める、それから運転も40%の減速運転、うんと風の強い日は、皆さん見れば分かりますけれども、止まっていますよ。その結果、被害が低減した。あるいはもっともっとその前に体の悪い方はもう、亡くなってしまったりよそに行ったりしている事実があるわけで、こういうことは我が町の知見として、きちんと認識しないといかんことだと思いますよ。その、まだ被害の、風が吹くとやはり痛い、気持ちが悪い、頭が痛くなるよという方もいるわけですから、その方たちは自分たちのような思いを一人でももう、減らしたい、これから出たくないという気持ちでいるわけです。それをここに、その目の前に今までの3倍の大きさのものを建てて、平然とするような行政というのは、私はちょっと許されないのではないかと思います、その辺はどうでしょうか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 基本的には熱川と、やはり町営、立地条件を考えてくださいよ。たしか熱川は分譲地が近くてありました。たしか、その中で町が入りました。それで、町のほうとしても住民に対して保健師、保健福祉センターを使った中で血圧は見ましたよ。今回の町営風車のときにそのような状況を許可、細野高原だって同じじゃないですか。結構心配した中で何も起きていないじゃないですか、はっきり言って。そういうことを考えた中で、こういうことがあるからもうやって、そうすると前回の全協でもそういうことが起きたらば、仮に、事業者は真摯に受け止めた中でそれを解決していきますよと言ったじゃないですか。そういうことがあるから、もう事業を進められないと言ったら、町は全然何もできないことは御理解願いたいと思います。

やはり、今後のことを考えて何回もこのメリット、デメリットというのは言い方おかしか分かりませんが、これによってよくなること、これによって悪くなること、これは両てんびんで量った中で今後の町のことを考えて、また、皆さん方もこの判断していったら

大変ありがたいと思います。私といたしましてはこの民間事業者というのはある程度、某銀行から紹介されたもので、それはある程度信頼しております。これははっきり言っておきます。

その中でもう、本当にこの1億2,000万、よく民間で6,000万と言っていますけれども、これを町がやった段階で、果たしてこれだけの数をやって、本当、将来の住民サービス、これは絶対負担が来ますよ。これは私、はっきり言っておきます。逆に僕に言わせればこれは反問権じゃないですけども、じゃ、そのとき皆さん、どうやって責任取りますかと言いますよ。これをやめたことによって1億2,000万のお金を出したと。将来的な町がこの財政危機になったときに、じゃ、皆さん方は住民サービスを責任持つてできますかということを私は言いたい。これは反問権がないので言いませんけれども、そういういろんなメリットを考えた中でやっていただければ、大変私はありがたいと思います。ただ、こういうことが考えるからこれはやめましようとか、それじゃ議員じゃないでしょ、はっきり言って。ある程度やった中で責任は私が最後は取ります、ある程度そういうことだったらもう、会社に対してもちゃんと責任持つて面倒見なさいということは言いますよ。町はそれだけ、将来の財政を考えた中で、そういう中で私は町が進んでいるということだけは理解していただきたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 11番、藤井議員。

（11番 藤井廣明君登壇）

○11番（藤井廣明君） お金がないから、現在町に負担をかけられないと。こういったふうなことを言うのは分かるんですけども、しかし、ちょっと待ってくださいよ。お金ない、お金ないというふうに言っているのは、これは結局、風車で途中でがーんと価格も上がった、それから順調に回っていた、そのときにこれはきちんと積まなかったということも一つ原因だと思うんですよ。故障が多かったとかなんか、それは機械ものだから壊れるのは当たり前だし、それも想定して本来は事業を組むはずなのにやらなかった。

風車見学会なんていうふうなものをずっとやってきて、これは悪いことではないですよ。エコの宣伝だというふうに言っているんですけども、ただ、その場合に模型なんか配っていましたよね。風車の模型、小さいの。これ、私質問したことがあります。1個幾らですかと言ったら、それは1個600円だということですよ。たしか、私記憶ではそういうふうに聞いた覚えがあります。こういったもの、物なんか配りながらこれはすばらしいことだというふ

うに説明して、1万6,000人の方に説明したと言っているんですけども、それがお金がなくなる一つの原因の一つではないでしょうか。別に600円だけとは言いませんけれども、きちんと積立もしなかった、途中で撤去してはどうかという他の議員なんかの意見もあったにもかかわらず、このままずっときた、ずるずるときた、つまりこれは失政ではないですか。私は、これは見解の相違とかなんかじゃなくて、今、これから撤去するには1億何千万かかるというふうに言っているわけですが、これは一般会計、町税から撤去するような形になるわけですから、もし、撤去をするとすれば。それはしかし、町の皆さんに対して私は一言、やはりこういった状態に関して責任があるのではないかなというふうに私は思いますけれども、お金がない、お金がないといって、そういう使い方をして、基金にも残さないできたという辺りは、やはり町民に対して一言あっていいんじゃないかと思いますが、どうですか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） この基金に関しては、また、何回も言ったように最初はもう、本当にバラ色のことだとはっきり言ったじゃないですか。そういう中で、落雷の中で机上の計算どおりにいかなかったから、これは実体がいかなかったかなと思います。現在進めております。そういう中で、この風車見学にその模型をやったことはいかがかと言われます。それならそれで見解の相違です。いろいろとまた、子供たちもそういうエコの勉強もさせております。そして、太陽光の設置も、ここから補助金を出しているんですよ。そういうこともお金を使って、そういう中から基金積立の中で、一回の落雷でも3,000万円、やっちゃったものでも基金がなくなっちゃって、それでもう、それを見た中で自分はもう、大変厳しい、本当に机上のようにいかないなというところは反省点でやっております。

それでも、私は別に失政とは考えておりません。基本的にはそういうふうに何回も言ったようにこの1億2,000万のこの一般財源から使うのはなかなか厳しいもので、そういう中でいろんなところに手を回して、信用できるところに何とか町も大変だからこの事業を継承するところはありませんかという中で、やった中でやっと今の方が手を挙げて、今現状やっているというところでございますもので、それを理解していただいた中で、町はもうこれはその方向で進めていきたいというのはこういう言った中で、また議会の皆さんがどのように判断するか、それはまた別の話ですから、そういうことで御理解願いたいと思います。

○議長（村木 脩君） 11番、藤井議員。

（11番 藤井廣明君登壇）

○11番（藤井廣明君） 私は町民に対して、今までもうかっている、もうかっているというふうな幻想をずっとまいてきて、それはみんながもうかっているんじゃないかと思っていたわけです。これに関しては、私途中で課長なんかに行ったことはありますけれども、案内してよその方が来ても、その年収5,000万の利益があるんだというふうに言っていた。これは、しかし経費、そういったものを言わないで5,000万の収益があるという誤解が生じるんじゃないか。これは自治体としては言うべきことではない、きちんと経費やらそういうものを差し引いてのトータルなものを言ったほうがいいというふうに申し上げたことがあると思うんです。

それはともかく、町長はすごく楽観性があるのかなと思いますけれども、あのときはばら色に見えた。ところが、今現在もまた、第2回ばら色ですよ。今の指名されているGPSさんから示されている計画も、やはりばら色に見えている。しかし、ちょっと待ってください。この会社が倒産するということはないでしょうか。その際に、これを山の上に置かれるということはないでしょうか。その20年後の処分に関してはどのように伺っていますか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 処分に関してはまた、担当課が説明いたしますけれども、今回に関しては何回も言っているように、町はその工事、風車の経営、これはいたしません。はっきり言って。それで、私は一切その合同会社のほうには出資いたしますけれども、その風車自体の工事、これに関しては町は一切関わりませんもので、それに対しまして故障に幾ら出しておか、そういうことはもう、ですから全然ないんです、はっきり言ってそれに対して。それで、ある程度ばら色と言ったのはそういうリスクもないし、さらにはある程度その財政負担も軽減できる。そこがするとすると、いろいろ機械も心配することもありますよ。町としてはそういうのを含めた中で、これは推進したほうがいいよなんかというあたりの現実も現在通知を受けてございますもので、それは御理解願いたいと思います。また、撤去のほうはまた担当課から説明いたさせます。

○議長（村木 脩君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） 撤去の件でございますが、これは議会全員協議会のほうでも事業者のほうから説明をさせていただいておりますが、撤去については事業者のほうで撤去費用についても事業費に含めて積み立てると。積み立てるに当たっては、勝手に取り崩してほかのことに使ったりできないように金融機関に対してちゃんと積立てを行うという説明をしております。国のほうもこういった今指導をしております、事業費の5%以上くらい積

み立てなさいよというようなガイドラインも出ておりますので、それに従って積み立てていただきます。

もう一つは倒産の関係なんですが、これは今、GPS S社のほうがドイツの大手の再生可能エネルギー会社と出資をして、特別目的会社のほうを設立して、風車は特別目的会社の資産となります。町で心配しているのは、風力発電事業がうまくいかなくなって潰れるということは、先ほどから説明をしておりますが、今あまり実は心配はしておりません。心配される事態とすると、GPS Sが東伊豆町以外のほかの事業で失敗をして、GPS S社が潰れたらどうなるのかという心配は当初は持っておりました。ただ、それについても新しく創る特定目的会社は完全に切り離された会社なものですから、GPS Sが潰れても、この特定目的会社に累が及ぶことはなく、親会社であるGPS Sが潰れたとしても、風力発電事業はそのまま事業実施がしていけるというのが今回の事業の枠組みですので、そのところを正確に御理解いただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 11番、藤井議員。

（11番 藤井廣明君登壇）

○11番（藤井廣明君） 例えば、その会社が調子が悪くても他に転売すれば、風力事業の継続ということはあるかも知れません。しかし、私が先ほど来ちょっと心配しているのは、地上権設定の契約を今、しようとしているわけですが、この地上権の設定に関しては、賃貸契約と全然違う。非常に借りるほうといいますか、事業者のほうに有利というふうなのが、これは事実なんです。地上権は銀行さんのほうから勧められたとはっきり業者さんおっしゃいましたね。それは損をしないように、やはり損をしないように融資するほうも、それから投資やら運用するほうも考えるわけです。

事業が、風車が駄目だというよりも、その途中で他の会社に転売することだってあり得るし、その会社が、だけど先まで約束していないわけですし、私は20年後の計画が大丈夫だと言われたから大丈夫というのではなくて、その地上権の権利関係から言いますと、非常に事業者にも有利、強い権限になる。地元のその地権者に関しては、譲渡されたり転売されたりしても、それは文句を言えないというような条項ですので、これは今までの賃貸よりももっともっと地主、いわば町あるいは白田区の方たちに不利に働く、不利なんです。それがそのまま継続すると、あそこは使えなくなるかもしれない、あるいは他に転売されるかもしれない。その何年間その契約、20年過ぎてもそういったことも考えられるので、これは実

実際は町の財産を失うことで、そのまままた風車を残されるというようなことがあるとすれば、これは今の金額の比ではない大きな金額がかかる事業になるので、それを町長、やはり業者さんの言葉だけを信用して大丈夫だというふうなことは、何も文面でなくていいんですかということですよ。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 詳しいことは担当課に説明いたさせますけれども、基本的には町とかそういうふうな不利になるような契約は一切いたしません。はっきり言って、それは。受益が出るものか、ちょっと担当課から説明いたさせますけれども、その中で地域の皆さん、心配するでしょう、我々も心配しますと。そういう中で、そういう条件の中でも融資とかいろんな面で、これはもらいたいという中で、それに対するリスクは極力少ない、なるべくないような、そういう方向で町としては対応していきたいと考えておる。それにつきましては、担当課のほうからまた説明いたさせます。

○議長（村木 脩君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） ただいまの地上権についての御質問というか、御心配なんです、これについても地上権は勝手にGPSが設定できるものではなくて、町が設定するものです。それで、この地上権の期間についても町とGPSの間で任意の期間を取って設定することができます。ですので、今風車の建設、運用、撤去まで入れると22年から25年ぐらいの期間設定になるのかなと思います。

他に転売されるというようなお話があったのですが、地上権は期間設定と同時にこの土地を何に使うかという目的設定のほうも地上権として設定することができます。これについては途中で第三者に仮に転売が行われたとしても、この地上権の内容については有効なものとなっておりますので、目的外の使用をする場合には、この地上権は町のほうで抹消することができますので、今御質問にあったような心配がちょっとどこから出てきたのか分らないですが、そういったことになっております。銀行のほうも転売とかそういうことを心配しているわけではなくて、地主から事業の途中でこの土地を返してくれみたいなことがあったら困るので、それではお金は貸せないよということで、至極当然の話なのかなというふうに思っております。

それとあと、失敗した風力発電所を買おうというところが出てくるかということ、ちょっとそれはあり得ない話だなと。転売というのは失敗した風車を転売して、あの山の上のほかに利用価値がそんなにない土地を手に入れようとする人がいるのかなというのは非常に疑問で

すし、今言ったような地上権のほうも何でもかんでも権利が向こうへ行っちゃって、町がどうにもできなくなっちゃうよというものでは全くありませんので、そのところも御理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 11番、藤井議員。

（11番 藤井廣明君登壇）

○11番（藤井廣明君） 必ずしも、失敗したから転売するというのではなくて、うちの町の風車を見ても初めの年、5、6年は調子がよかったわけですよ。機械ものですから新しいうちは。その段階で転売を考えるということも重々あるわけで、必ずしも失敗したから転売するんだというふうには私は言うておりません。失敗した場合には撤退することもあるかもしれません。転売も他の会社を買うということもあり得る。そうすると、責任が分からなくなっていくということです、どんどん。そういった意味で申しております。それから、白田区に貸すこの地上権の代金は幾らというふうになっていますか。それだけはちょっと伺っておきます。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） これはまだ、白田区さんとはちゃんと正式に言うておりませんもので、それは全協ではたしか、3分の1だかその辺と言った記憶はありますけれども、これはまだ仮定の話でございますもので、それがどのように、また独り歩きすると困りますもので、あくまでも案という中で聞いていただければありがたいと思います。

○議長（村木 脩君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） 今、町に事業者から示されている金額につきましては、今、あの周り、ゴルフ場ですとかアニマルキングダムとかに貸している金額を基に算定をしているようにございます。その金額については事業面積全てで2,000万強というふうに聞いておりますので、単純に面積割でいくとその3分の1ぐらいが白田区の権利かなというふうに考えております。

○11番（藤井廣明君） ありがとうございます。

○議長（村木 脩君） 以上で、藤井議員の一般質問を終結します。

この際、14時40分まで休憩とします。

休憩 午後 2時23分

再開 午後 2時40分

○議長（村木 脩君） 休憩を閉じ再開します。

◎日程第2 発議第1号 東伊豆町議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（村木 脩君） 日程第2 発議第1号 東伊豆町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

10番、内山議員。

（10番 内山慎一君登壇）

○10番（内山慎一君） それでは、発議第1号について朗読をもって説明させていただきます。

発議第1号 東伊豆町議会委員会条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第3項の規定により提出します。

令和3年3月4日提出。

東伊豆町議会議長、村木 脩様。

提出者、議会運営委員会委員長、内山慎一。

賛成者、議会運営委員会副委員長、山田直志。

提案の理由ですが、組織機構の再編及び押印の廃止に伴い、条文の整備を図るため改正するものです。

それでは、3枚目の新旧対照表により説明いたします。

まず、第2条についてですが、令和3年4月1日からの組織機構再編に伴い、「農林水産課、観光商工課、建設課」を「観光産業課、建設整備課」に改めるものであります。

次に、第28条ですが、会議録署名の際の押印を廃止するものです。

附則として、この条例は、令和3年4月1日から施行します。

以上、説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより発議第1号 東伊豆町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（村木 脩君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 発議第2号 東伊豆町議会会議規則の一部を改正する規則について

○議長（村木 脩君） 日程第3 発議第2号 東伊豆町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

10番、内山議員。

（10番 内山慎一君登壇）

○10番（内山慎一君） それでは、発議第2号について朗読をもって説明とさせていただきます。

発議第2号 東伊豆町議会会議規則の一部を改正する規則について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第3項の規定により提出します。

令和3年3月4日提出。

提出者、議会運営委員会委員長、内山慎一。

賛成者、議会運営委員会副委員長、山田直志。

提案の理由ですが、議会運営の見直しに伴い、条文の整備を図るため改正するものです。

それでは、3枚目の新旧対照表により説明いたします。

まず、第2条第1項ですが、議会への欠席理由に育児、介護等の事由を明文化することで、男女の議員が活動しやすい環境を整備するものです。

第2条第2項ですが、出産に関わる母性保護の観点から産前産後の欠席期間を規定するものです。

第89条については、請願書を提出する際、請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直し、署名または記名押印に改めるものです。

第127条の「協議又は調整を行うための場」については既存の全員協議会に新たに常任委員会協議会を加えるものです。これまで任意に活動していた常任委員会協議会を法定化するもので、位置づけを明確にし、委員会活動の充実を図ることを目的とします。

附則として、この規則は、公布の日から施行します。

以上、説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより発議第2号 東伊豆町議会会議規則の一部を改正する規則についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村木 脩君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第4号 東伊豆町財政調整基金設置条例の一部を改正する条例について

○議長（村木 脩君） 日程第4 議案第4号 東伊豆町財政調整基金設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 太田長八君登壇)

○町長（太田長八君） ただいま上程されました議案第４号 東伊豆町財政調整基金設置条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本議案は、令和２年度決算より決算剰余金を繰越金に計上することに伴い、基金として積み立てる額を明確にするため改正するものであります。

詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますのでよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 総務課長。

○総務課長（村木善幸君） ただいま提案されました議案第４号 東伊豆町財政調整基金設置条例の一部を改正する条例につきまして、お手元の資料により概要説明をさせていただきます。

初めに、題名について。東伊豆町財政調整基金条例といたします。

次に、第１条において「目的」を「設置」に改めます。第２条では、積み立てる額について細かく規定されておりましたが、予算の定めるところによとし、予算の積立金として御審議いただくことといたします。第７条では委任として、この条例に定めのない事項について町長が別に定める旨を追加いたしました。その他表現や細部の字句の修正も行っております。

最後に、本条例改正案の施行日につきましては、令和３年４月１日から施行することといたします。

以上、簡単ではございますが、議案の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより議案第４号 東伊豆町財政調整基金設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

失礼しました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 提案理由では、基金として積み立てる額を明確にするためというふうに提案されておりますが、今年度、来年度、いかなる金額を積み立てるという御計画がありますか。

○議長（村木 脩君） 総務課長。

○総務課長（村木善幸君） ただいまの山田議員の質問に対してお答えいたします。

予算に定めるということは、予算に計上し、御審議をいただくということで、金額につきましてはそのときの財政状況によると思います。収支の状況によりまして積み立てる額を予算に計上いたし、御審議をいただくようなことで考えておりますが、ただ、地方財政法7条によりまして、2分の1を下らない額につきましては、翌々年度までに積立てをしなければならないというふうになっておりますので、その額につきましては積み立てることで今、予定しております。

以上でございます。

○議長（村木 脩君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） そうしますと、地方財政法の規定があるにしても、非常に次年度予算等々での積立てというものが幾らになるのかとかという点は、非常に財政状況にもよるなどという答弁をお聞きすると、非常に不確定なものなのかなという感じが一つします。

その上で伺いたいのですが、今まで基金積立てしているものを繰入れにしていくわけですね。そうすると、例えば次年度の予算なんかでいくと、多分2億円ぐらいが繰入れとして出ているわけなのだけれども、この2億円ということを見ると、私からすると2つ不安なんです。というのは、1つは約50億円の予算の中で義務的経費等が約20億円があります。そうすると、30億円ぐらいがいろんな、補助金も含めていろんな形で投資的経費とかあるわけなんだけれども、そうすると、じゃ、町の予算というのはその50億円なんだけれども、確実に、もう予算の段階で2億円ぐらいが剰余金として余るというような見積りで立てられているのかなという一つの疑問が感じますよね。別に2つ目に、別の角度から考えると予算ですからそれを認めたわけですから、当然これが事業執行がスムーズに行われた場合は当然逆に言うと2億円というものが残らないと、剰余金が残らないという事態も発生しますよね。こういう問題についてはどうお考えですか。

○議長（村木 脩君） 総務課長。

○総務課長（村木善幸君） その積立金が不確定という御指摘がございましたが、まずこの剰余金に対する積立てにつきましては、決算剰余金を生じたとき、すなわち剰余金が幾らかによって積み立てる額が決まってくるので、その時点での金額が確定してくると一応見込んでおります。それから一応、すみません、剰余金2億円です。これ、毎年経常的に2億円ぐらい生じているのですが、なかなかいろいろ歳出を見込んだときに安全率を見たり、歳入に

つきましても、今度は収入より多いということで毎年このぐらい発生しているのかなと思うのですが、近隣の1市5町の決算状況を見ましても、少ないところで2億円弱、多いところにつきましては6億円、平均3億円ぐらいの繰越金が生じている状況となっております。

以上でございます。

○議長（村木 脩君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 私はかえってむしろ今、毎年その先ほども一般質問等の中で町長も言われたけれども、一つの最低の基準として10億円ぐらいのものをやはり担保していかないと、今後のやはり災害発生等々で、やはり大変な事態、回らなくなるような事態というもの、やはり懸念するわけです。

だから、本来であればこの、私は積立てに対して基金をどう積み上げていくのかということとは、もう、単年度の予算編成の中でも最重要課題に位置づけて積立てもしていかないとならない、今、町の状況なんじゃないのかなと思うんですよ。ただ、今回のこの条例改正によって、やはり楽になるのは単年度編成は楽になるわけです。今まで財源が中になんかいないってものが、ある程度に今までのやり方から変わって2億円ぐらいが当初から財源として確保できるということになれば、単年度の予算編成は楽になる。でも、町長が施政方針でも言っていたように、この町が今後もやはり維持していくためのその予算の編成として、それは本当に資するのかと。そういう観点で見ると、このやり方で本当にいいのかなという疑問が私は生じるんですよ。どうですか。

○議長（村木 脩君） 総務課長。

○総務課長（村木善幸君） これは地方自治法の第233条で認められている剰余金の処分の仕方ですので、繰り返しになるんですが、1市5町で今まで東伊豆町のやっていたような処分の仕方をやっている市町はございません。その辺も踏まえまして、あと、山田議員がこれまでも実質単年度収支のお話が出ていますが、今までのやり方ですと、財政調整基金の積立てが収支の計算に入っていないというのもございまして、それでその辺を検討した状況となっております。

それから、地方公共団体は、必要な町民サービスを必要なときに確実に提供していくという基本的な重要な役割がある中で、10億という目標を定めて着実に積み立てることも必要なんです、住民福祉の増進について支障なく財政運営を図っていかねばなりませんので、必ずしも額を定めて積み立てることがちょっと困難な状況であるということは御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） ほかに質疑ありませんか。

3 番、稲葉議員。

○3 番（稲葉義仁君） すみません、ちょっと事務的というか、文言のところで教えてください。

まず、第2条のこの「予算の定めるところによる」という文言の予算というのがちょっと何かぼんやりしているなという気がするんですけども、これはどういう意味合いなのかというところと、あと、旧のほうの条例（3）「本条例に基づく基金より生ずる収入」というのがあって、これ削除されていますけれども、これは何を意味していて、今回どういうことで削除ということになったのかというところ。あと、第4条、これは単純に、一般会計歳入歳出予算の「歳入歳出」が取れて、「繰り入れる」が「編入する」となっているのは、何か意味合いの変更があったのでしょうか。ちょっとその辺、教えてください。

○議長（村木 脩君） 総務課長。

○総務課長（村木善幸君） 稲葉議員の御質問、3点について順次お答えのほうをさせていただきます。

まず、第2条、予算、これにつきましては、東伊豆町の一般会計予算になりますので、予算に計上して、皆さんに御審議いただいた中で、承認を得て積み立てるという意味でございます。

続きまして、旧のほうの第2条の3号になります「本条例に基づく基金により生ずる収入」、これにつきましては、今まで定期預金等に預け入れをして、そこから出た利子について積み立てるような形になっていたんですが、今実質定期には積立てをしておらず、一般預金のほうで管理をしている状況です。その点も踏まえまして、少し利子が生じた場合につきましても、予算に計上して積み立てるということにさせていただきます。

最後に、「編入」「繰入れ」これ、言葉の意味合いですので、特にちょっと深い意味はございませんので、御理解のほうお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 私は、議案第4号について反対をしたいと思います。

今、総務課長の答弁でも出てきた地方自治法の第233条第2項の問題があるんだけど、やっぱりこの問題も、例えば賀茂郡で見れば、河津にしる、南伊豆にしる、ほかのところはもううちの町のような財政基金状況ではないですよ。河津なんかだって15億ぐらいで財調持っていたり、かなり部分があるわけで、私は今うちの町が財調を含めて、やっぱり基金をしっかりためていくという事態が十分ではない状況の中で、そのこのところのルールを取り払うということについて言えば、極めて心配な問題だし、それに対してしっかりとした基金をやっぱり積み立てていくというような方向性も今後の行革やいろんなことによって、積み立てるお金が出る可能性もあるけれども、ここも極めて不確定だということを考えると、本当にこのやり方に今切り替えていくことが適切なのかという点で考えると、私は必ずしも今適切だという判断を実はし得ません。もう少し私は町ともこの財政、また特に基金のこれからの積立てをどうするのか、またこれからの町長言われるように持続可能でまちづくりをしていくというそのプロセスの中で本当にこのやり方に切り替えて今いいのかということについて、確かなる確信を持てませんので、この条例改正については反対いたします。

○議長（村木 脩君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

賛成者の方。

12番、鈴木 勉議員。

○12番（鈴木 勉君） 私は、一つのこういう予算化の中の取扱いについては、やはり時代の流れというのがありまして、行政側もどうしたらやはりこの余剰金というんですか、一般会計で言うと、私たちが言うと、予算が余ったときに、どこへどうやって積み立てるのか。そういう形の中で、積立てをしていくというものしっかりと私はしていくのではないかなと。そういった一つの使い方の中で、やはり一つのステップとしてその段階を取り外していくというそういうものだと思って理解して賛成をさせていただきたいと思います。

○議長（村木 脩君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これで討論を終結します。

これより議案第4号 東伊豆町財政調整基金設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（村木 脩君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第5号 東伊豆町お試し移住体験施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（村木 脩君） 日程第5 議案第5号 東伊豆町お試し移住体験施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（太田長八君） ただいま上程されました議案第5号 東伊豆町お試し移住体験施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

現在運用をしているお試し移住体験施設に加え、新たに長期滞在が可能な移住体験施設を開設するために必要な条文の整備を図るものであります。

詳細につきましては、企画調整課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） ただいま提案されました議案第5号 東伊豆町お試し移住体験施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について概要説明をさせていただきます。

現在町で運営しているお試し移住体験施設の滞在可能期間は1か月ですが、新たに新年度より1か月以上6か月未満滞在可能なお試し施設を開設するために条例を改正するものです。

長期型移住体験施設については、利用者が当町を気に入り移住を希望する場合には、引き続き賃借したり購入することが可能な形態を目指しています。

それでは、朗読をもって説明とさせていただきます。

1枚おめくりください。

東伊豆町条例第 号。

令和 年 月 日。

東伊豆町お試し移住体験施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

東伊豆町お試し移住体験施設の設置及び管理に関する条例（平成28年東伊豆町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「一環」を「一つ」に改める。

第3条の見出しを「（種類、名称及び位置）」に改め、同条の表以外の部分を次のように改める。

施設の種類は短期型、長期型の2種類とし、名称及び位置は、次のとおりとする。なお、施設（短期型）は町有財産を使用し、施設（長期型）は民間の空き家を町が借り上げて使用する。

第3条の表を次のように改める。

名称、東伊豆町お試し移住体験施設（短期型）。

位置、東伊豆町稲取365番地。

東伊豆町お試し移住体験施設（長期型）。

第7条中「施設」を「施設（短期型）」に改め、同条に次の1項を加える。

2、施設（長期型）の使用期間は、月単位で最短使用期間を1か月とし、最長6か月とする。

第8条第2項を同条第3項とし、同条第1項中「使用料」を「施設（短期型）の使用料」に改め、同行の次に次の1項を加える。

2、施設（長期型）の使用料は、1か月あたり町が借り上げた施設（長期型）の賃借料に10,000円を加えた額とし、1か月分毎使用開始までに前納しなければならない。

附則。この条例は、令和3年4月1日から施行する。

説明については以上です。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） すみません、第3条の表のところなんですけれども、お試しの長期型のところの横のところは棒線になっている、これは考え方はこの間議案説明で聞いているんですけども、これは今後もこのところは書き込みはない。変わったりするたびにこのところへ書き込むという考え方なのか、ここはいろいろ使うけれども、書き込むところではありませんという考え方でこういう棒線なのか、ちょっとその考え方だけ教えてください。

○議長（村木 脩君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） この点につきましては、これから貸していただける住民の方を探しますが、探してお試しを利用した方が、そのままそこを買い取りたいとか、借りたという場合には、できれば2つ目、3つ目というふうに事業を進めていきたいものですから、そうなった場合にそのたびにここに明示してありますと、条例改正しなければいけないものですから、そういった意味でここはハイフンという形にさせていただいてあります。

以上です。

○14番（山田直志君） 了解です。

○議長（村木 脩君） ほかに質疑ありませんか。

12番、鈴木議員。

○12番（鈴木 勉君） ちょっと教えていただきたいんですけども、この長期型の施設、これはこれから探すのではないのかなという気持ちがするんですけども。それと、この借りた施設に対してのリフォームというのは、もし行われるとしたら、持ち主がするんですか、町がするんですか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（村木 脩君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） この施設については、審議をいただいて、予算のほうも可決された以降に具体的には探していきたいというふうに考えております。

2点目のリフォームについてですが、これについてもできるだけお金がかからないように、リフォームなしで使えるようなところを探せばなと考えておりますが、個人の財産ですので、リフォームをする場合には、その後利用があって、家賃が取れるということで大家さんがリフォームしたいということをしていただければ、もちろん大家さんにリフォームしていただきます。町のほうがお金を出してリフォームするということについては、今の時点では考えておりません。

以上です。

○議長（村木 脩君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第5号 東伊豆町お試し移住体験施設の設置及び管理に関する条例の一部を

改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は御起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長（村木 脩君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第6号 東伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（村木 脩君） 日程第6 議案第6号 東伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（太田長八君） ただいま上程されました議案第6号 東伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

地方税法施行令等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、国民健康保険税の軽減判定基準額の見直し及び条文の整備を図るため、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、健康づくり課参事より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 健康づくり課参事。

○健康づくり課参事（齋藤和也君） ただいま提案されました議案第6号 東伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

改正内容につきましては、資料により説明させていただきます。

最後のページ、個人所得課税の見直しを踏まえた国民健康保険税の見直しについてを御覧ください。

地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年9月4日に公布され、令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しにおいて、給与所得控除や公的年金控除から基礎控除へ10万円の振替え等を行うことにより、国民健康保険税の負担水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないよう、被保険者に係る所得等について所要の見直しを行うこととなったため、東

伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

具体的には、低所得者に対する国民健康保険税の軽減判定所得の見直しになります。国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、軽減判定所得の算定における基礎控除額を33万円から43万円に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数が2人以上いる場合において、人数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えるに改正されます。詳細は表のとおりとなります。

附則ですが、この条例は、公布の日から施行します。

適用区分といたしまして、改正後の東伊豆町国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によります。

新旧対照表のほうも添付いたしておりますので、御参考にしていただきたいと思います。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 確認というか、しっかり当局から言ってほしいんですけども、これはあれですね。介護保険料については、基本の点では、保険料は見直さないということではないか。

（「国保です」の声あり）

○14番（山田直志君） 国保ね、ごめん。限度額ぐらいですね。保険料の個別改定はないわけだね。

○議長（村木 脩君） はい。

○健康づくり課参事（齋藤和也君） 保険料についての個別改定はいたしません。

○議長（村木 脩君） ほかによろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第6号 東伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決

します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（村木 脩君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第7号 東伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（村木 脩君） 日程第7 議案第7号 東伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（太田長八君） ただいま上程されました議案第7号 東伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、令和3年度から令和5年度までの第8期介護保険事業計画の期間における介護保険料率を定めるものであります。

詳細につきましては、健康づくり課参事より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 健康づくり課参事。

○健康づくり課参事（齋藤和也君） ただいま提案されました議案第7号 東伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

この条例は、令和3年度から令和5年度のまでの保険料率について改正するものです。

保険料の算定につきましては、高齢者人口、要介護認定者数、給付実績、サービス料の推計等を勘案し、算出したものです。

サービス料につきましては、3年間で平均2.7%の伸びを見込んでおります。

なお、給付費の伸びによる介護保険料の増加分につきましては、介護給付費準備基金を取り崩すことより、基準月額4,840円を据え置くことといたしました。

それでは、新旧対照表にて説明させていただきます。

3枚目の新旧対照表を御覧ください。

保険料は第2条で定められており、そのうち第1項中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」と改めます。

次に、第2項から第4項までにつきましては、第1段階から第3段階までの軽減後の保険料について定めた条文ですが、令和2年度に改正があったため、今回の改正は「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改めます。

そのほか第5条と第17条において文言の整備を図ります。

附則といたしまして、1項、この条例は、令和3年4月1日から施行します。

2項、改正後の東伊豆町介護保険条例第2条の規定は、令和3年度以降の年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によります。

なお、お手元に保険料設定に係る資料を添付いたしました。最終ページには、所得段階に応じた年間保険料額の一覧を示してございます。御参照ください。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第7号 東伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村木 脩君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第8号 東伊豆町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（村木 脩君） 日程第8 議案第8号 東伊豆町家庭的保育事業等の設備及び運営に

関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（太田長八君） ただいま上程されました議案第8号 東伊豆町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

東伊豆町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する国の基準の改正に伴い、条文の整備を図るため、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、住民福祉課参事より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 住民福祉課参事。

○住民福祉課参事（木田尚宏君） ただいま提案されました議案第8号 東伊豆町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、お手元の資料により説明させていただきます。

議案第8号の2枚目の資料を御覧ください。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の改正に伴い、当町の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を改正いたします。

主な改正内容は4点あります。

まず、1つ目として、連携施設の確保義務の緩和が挙げられます。

町長が卒園後の受入に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、定員20人以上である次の施設を卒園後の受入に係る連携施設とすることができます。

①企業主導型保育事業実施施設として政府の助成を受けている施設。

②地方公共団体からの助成を受けている認可外保育施設となります。

2つ目に、保育所型事業所内保育事業の連携施設の確保免除があります。

3歳以上児を受け入れている保育所型事業所内保育事業所（定員20人以上）については、卒園後の受入れを行う連携施設の確保を不要とします。

3つ目に、食事提供の経過措置期間延長があります。

食事提供の経過措置が適用されている事業者のうち、居宅以外で保育を提供している家庭的保育事業については、自園調理への移行に向けた努力義務を課しつつ、自園調理の原則の適用を猶予する経過措置期間を「5年」から「10年」とします。

4つ目として、連携施設の確保に関する経過措置期間延長についてですが、連携施設を確保しないことができる「5年」の経過措置期限をさらに5年延長し、「10年」とします。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行します。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第8号 東伊豆町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村木 脩君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第9号 東伊豆町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（村木 脩君） 日程第9 議案第9号 東伊豆町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（太田長八君） ただいま上程されました議案第9号 東伊豆町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

東伊豆町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について関係法令及び国の基準の改正に伴い、条文の整備を図るため、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、住民福祉課参事より説明いたさせていただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 住民福祉課参事。

○住民福祉課参事（木田尚宏君） ただいま提案されました議案第9号 東伊豆町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、お手元の資料により説明させていただきます。

議案第9号の2枚目の資料を御覧ください。

令和元年10月1日からの幼児教育・保育の無償化実施に当たり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を行います。

主な改正内容は3点あります。

まず、1つ目として、用語の整理が挙げられます。

国の基準改正により、「子どものための教育・保育給付」の対象施設である認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業が無償化の対象となり、無償化に係る給付等についても規定され、当該給付に係る同様の規定となったことに伴い、新たに規定されることとなった「子育てのための施設等利用給付」に係る用語との区別をするため、「支給認定」「支給認定保護者」などの用語を「教育・保育給付認定」「教育・保育給付認定保護者」などに整理しております。

2つ目に、食事の提供を要する費用の取扱いの変更点が2つあります。

①として、幼稚園や認定こども園、保育所等を利用する子供の保護者から支払いを受けることができる食事の提供に要する費用について、3歳以上の保育所や認定こども園の保育所部分を利用する子供は、これまで試食の提供に要する費用のみを支払う必要がありましたが、このたびの法改正で、副食の提供に要する費用も支払うこととなりました。

②として、一定所得未満の世帯で幼稚園、認定こども園、保育所等を利用する子供や小学校3年生までの子供が3人以上いる世帯で、第3子以降の幼稚園、認定こども園、保育所等を利用する子供に対する副食の提供に要する費用は対象外となっております。

資料裏面を御覧ください。

3つ目に、町長が認めた場合における連携施設の確保義務の緩和があります。

代替保育の提供及び特定地域型保育の卒園後における経営について連携施設の確保が著しく困難な場合などは、小規模保育事業者等の国の基準に定める事業者を連携協力を行う施設として追加することで、連携施設の確保に代えることができるとした緩和措置が講じられることとなりました。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は、令和元年10月1日から適用します。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第9号 東伊豆町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村木 脩君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第10号 東伊豆町営海浜プールの設置及び管理に関する条例 の一部を改正する条例について

○議長（村木 脩君） 日程第10 議案第10号 東伊豆町営海浜プールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（太田長八君） ただいま上程されました議案第10号 東伊豆町営海浜プールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

東伊豆町営海浜プールの設置及び管理に関し、一部プールの廃止及び料金を改定するため、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、観光商工課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 観光商工課長。

○観光商工課長（山田義則君） ただいま提案されました議案第10号 東伊豆町営海浜プールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、概要を説明させていただきます。

今回の改正は、町営海浜プールの現状に合わせ、一部プールの廃止を行うとともに、町営稲取海浜プールの指定管理者である稲取温泉観光協会からの要望事項を反映させるべく、プール利用料金を改定する内容であります。

恐れ入りますが、資料の3枚目、新旧対照表を御覧ください。

まず、第2条の設置についてですが、9表3行目、東伊豆町営片瀬海浜プール、4行目、東伊豆町営白田海浜プール及び6行目、東伊豆町営稲取東海岸プールの3つのプールを除外し、新表の掲載を東伊豆町営大川海浜プール、東伊豆町営熱川海浜プール、東伊豆町営稲取海浜プールのみとします。

次に、第10条の損害賠償の義務の文章中の「き損」の文字について字句の訂正をいたします。

最後に、別表、町営海浜プール利用料金についてですが、表中の大人について条例中に具体的な規定が示されておりませんので、表中の大人の次に「（中学生以上）」を付け加えます。

施設ごとの料金については、大川海浜プール及び熱川海浜プールの料金はそのままとし、稲取海浜プールの料金は、町内者はそのままに、その他の者の大人については200円を400円に、小人については100円を200円に改めます。

片瀬海浜プール、白田海浜プール、稲取東海岸プールについては、第2条の設置からの除外に合わせ、表から除外することといたします。

以上が改定の内容となります。

次に、1ページ前の資料の2枚目、改正文の附則を御覧ください。

この条例は、令和３年４月１日から施行といたします。

以上、簡単ではありますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 実態に合わせて片瀬と白田のプールの部分を除外するという事で、これはよく分かる、当然だろうなと思うんですけども、反面、今度この表から外すという事で、いわゆる行政財産から普通財産の部分になっちゃったりする部分と、あと、あの地域自体が本来海岸空地の部分ではないかなと思うんですよね。その辺で、県からあれを撤去しろとかそういう無体な要望や要求があったりすると、やっぱりこれは問題があるんだけれども、この辺、県との話なんかはどのように済んでいるのでしょうか。

○議長（村木 脩君） 観光商工課長。

○観光商工課長（山田義則君） この除外するプールにつきましては、漁港管理区域となっておりまして、県のほうの専用の許可がこれは要らないところになりますので、そこら辺は別に問題ないということで承知しております。

以上です。

○議長（村木 脩君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第10号 東伊豆町営海浜プールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村木 脩君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 1 議案第 1 1 号 東伊豆町都市計画審議会条例の一部を改正する条例
について

○議長（村木 脩君） 日程第11 議案第11号 東伊豆町都市計画審議会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（太田長八君） ただいま上程されました議案第11号 東伊豆町都市計画審議会条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

昨年12月議会におきまして可決されました東伊豆町課設置条例の一部を改正する条例の施行前に組織機構の見直しに伴う関係条例の条文整備を図るものでございます。

詳細につきましては、建設課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 建設課長。

○建設課長（齋藤 匠君） ただいま提案されました議案第11号 東伊豆町都市計画審議会条例の一部を改正する条例について、御説明させていただきます。

今回の改正は、機構改革により設けられます建設整備課において東伊豆町都市計画審議会の庶務を行うため、条文整備を図るものでございます。

それでは、新旧対照表により説明させていただきますので、お手元資料3枚目の新旧対照表を御覧ください。

第7条中「建設課」を「建設整備課」に改め、また、第8条中「手続き」の送り仮名を省略する字句の訂正を行うものでございます。

1枚お戻りいただき、改正文を御覧ください。

附則といたしまして、この条例は、令和3年4月1日から施行するということで、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第11号 東伊豆町都市計画審議会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（村木 脩君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第12号 東伊豆町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（村木 脩君） 日程第12 議案第12号 東伊豆町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（太田長八君） ただいま上程されました議案第12号 東伊豆町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本条例の改正につきましては、東伊豆町消防団再編計画に基づき、消防団の組織、消防力強化、また組織改革を進めるための条例の見直しを図るものであります。

詳細につきましては、防災課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 防災課長。

○防災課長（竹内 茂君） それでは、ただいま提案されました議案第12号 東伊豆町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、添付してございます資料により御説明させていただきます。

議案書の1ページを1枚おめくりください。

まず、背景ですが、「東伊豆町消防団再編計画」の策定に伴い、消防団の組織、体制の見直し、消防団員の確保対策のため、東伊豆町消防団の団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正するものであります。

内容の変更の理由につきましては、3点ございます。

まず、1点目、団員の任用要件でございます。

当町出身の方が、結婚や仕事の都合で町内居住、または町内の事業所に勤務することが困難となった場合、現行の条例では消防団員の身分がなくなることから、団員より、引き続き当町の消防団員として活動したいとの強い要望があったため、町外に居住、勤務しても、当町の消防団に入団を希望する方を団員として確保することができることを明記いたしました。

2点目、本部体制の再構築。

本年度以降の操法大会への出場を見送ったことにより、支部指導員の選出をやめることに伴い、操法大会の指導を主としていた本部長（訓練指導）について、役職の位置づけを見直すこととなったため、報酬に係る別表第1を改正する。

なお、役職等の見直しの記載については、東伊豆町消防団の組織、消防団員の服務、階級等に関する規則に明記しております。

3点目、休職条項の追加。

現在の消防団員の活動については、年額報酬の支給の公平性を保つため、年2回以上の活動に従事することが本部、分団長会議で決められており、活動が基準に満たない場合は理由に関係なく、退団扱いとしておりましたが、仕事等の都合で活動に参加できない期間が生じた場合、団員本人に在籍、活動の意思があることが確認できたときは、休職届をもって団員の身分を継続させることができることといたしました。ただし、在職年数には加算しないものといたします。

議案書の4枚目をお開きください。

附則。

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

以上、簡単ではございますが、説明と代えさせていただきます。よろしく御審議をお願いします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 第4条の適用の関係なんだけれども、町外に住所がある者ということの解釈なんだけれども、当然消防活動に参加できるというようなことから考えると、近隣に限られるのではないかなと。当然休職扱い、当然今の時代なので、どこか仕事で赴任するというような場合もあるので、それはそういう状況で休職扱いなんだと思うんですけれども、基本点で考えると、これは例えば隣接する河津や伊東ということが、消防活動に参加すると

いうことを考えても、現実的かなと思うんだけど、そういう解釈で考えてよろしいんでしょうか。どの辺の解釈ですか。

○議長（村木 脩君） 防災課長。

○防災課長（竹内 茂君） これにつきましては、今14番議員の山田議員からもありましたように、この近隣の市町が主な内容と考えております。

以上です。

○議長（村木 脩君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第12号 東伊豆町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村木 脩君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第13号 東伊豆町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例について

○議長（村木 脩君） 日程第13 議案第13号 東伊豆町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（太田長八君） ただいま上程されました議案第13号 東伊豆町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

東伊豆町議会議員が東伊豆町の青少年問題協議会の委員として兼職することを廃止するた

め、同協議会の設置条例の改正が必要となり、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、教育委員会事務局長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（梅原 巧君） それでは、ただいま提案されました議案第13号 東伊豆町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

令和2年12月11日付、東伊議第255号において、町の附属機関の委員兼職の廃止について御依頼をいただいたところであります。

町議会議員の皆様が各種委員へ就任をしていただいている現状は適当ではないとの国の見解が示されていることを受けまして、兼職についての見直しを行うこととなりました。

その中で、東伊豆町青少年問題協議会につきましては、設置条例中に「委員は町議会の議員」という一文がありましたので、そちらを削除させていただく内容でございます。

条文につきましては、お手元の資料の新旧対照表のとおりでございます。

なお、この条例は、令和3年4月1日から施行します。

以上、簡単ではございますが、説明に代えさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第13号 東伊豆町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村木 脩君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 4 議案第 1 4 号 公の施設の指定管理者の指定について（北川地区防災センター）

○議長（村木 脩君） 日程第14 議案第14号 公の施設の指定管理者の指定について（北川地区防災センター）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（太田長八君） ただいま上程されました議案第14号 公の施設の指定管理者の指定について（北川地区防災センター）について、提案理由を申し上げます。

北川地区防災センターの指定管理者に北川区を指定するものであります。

なお、指定管理者の選定は、東伊豆町公の施設の指定管理者選考委員会の審議結果により決定したものでございます。

詳細につきましては、防災課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 防災課長。

○防災課長（竹内 茂君） それでは、ただいま提案されました議案第14号 公の施設の指定管理者の指定について（北川地区防災センター）について議案書の朗読をもちまして、説明に代えさせていただきます。

議案第14号 公の施設の指定管理者の指定について（北川地区防災センター）。

東伊豆町防災センターの設置及び管理等に関する条例（平成18年東伊豆町条例第19号）第4条第1項の規定により、北川地区防災センターの指定管理者を次のとおり指定する。

施設の名称、北川地区防災センター。

指定管理者、所在地、名称、東伊豆町奈良本1011番地、北川区。

指定の期間、令和3年4月1日から令和10年3月31日までの7か年間とさせていただきます。

以上、簡単ではありますが、説明と代えさせていただきます。よろしく御審議をお願いします。

○議長（村木 脩君） はい。

○12番（鈴木 勉君） 今のこの文面の中で、これ、令和と平成と両方明記してあるんだけど、これはどういう意味ですか。

○議長（村木 脩君） どうぞ、防災課長。

○防災課長（竹内 茂君） 申し訳ございません。令和10年でございます。訂正させていただきます。申し訳ありません。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第14号 公の施設の指定管理者の指定について（北川地区防災センター）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村木 脩君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第15号 令和2年度東伊豆町一般会計補正予算（第12号）

○議長（村木 脩君） 日程第15 議案第15号 令和2年度東伊豆町一般会計補正予算（第12号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（太田長八君） ただいま上程されました議案第15号 令和2年度東伊豆町一般会計補正予算（第12号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から5,904万1,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を69億2,154万2,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、緊急的な案件が発生しない限り、令和2年度の最終補正となりますので、全般的に事業の精算及び執行残額の最終調整を行ったところであります。

歳入の主な内容ですが、徴収予測に基づいて、固定資産税や入湯税を減額しております。

国庫支出金におきましては、特別定額給付金事業が確定しましたので、精算により補助金を減額いたしております。

また、一般寄附金では、1件の御浄財をお寄せいただきましたので、御意向に沿って有効に活用にさせていただきます。

次に、歳出の主な内容ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施できなかった事業や、また契約差金の減額が主な内容であります。必要な財源配分を行った後に余剰財源を財政調整基金へ繰り戻しております。

詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 総務課長。

○総務課長（村木善幸君） ただいま提案されました議案第15号 令和2年度東伊豆町一般会計補正予算（第12号）について概要を御説明いたします。

令和2年度東伊豆町の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,904万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億2,154万2,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

（繰越明許費）。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」によります。

債務負担行為の補正。

第3条、債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」によります。

地方債の補正。

第4条、地方債の追加及び変更は、「第4表地方債補正」によります。

恐れ入りますが、10ページ、11ページをお開きください。

2、歳入について御説明いたします。

1 款町税、1 項町民税、2 目法人、補正前の金額から358万4,000円を減額し、7,006万8,000円といたします。

1 節、細節1 現年課税分358万4,000円の減は、感染症の影響による減額措置であります。

2 項 1 目固定資産税、補正前の金額から3,655万3,000円を減額し、10億2,293万円といたします。

1 節、細節 1 現年課税分5,000万円の減は、遅延見込み額の増加によるものです。

2 節、細節 1 滞納繰越分1,344万7,000円の増は、収入増額に伴う増額措置であります。

5 項 1 目入湯税、補正前の金額から310万3,000円を減額し、5,989万8,000円といたします。

1 節、細節 1 現年課税分550万円の減は、入湯客数の減少に伴う減であり、新型コロナウイルスによる影響を反映させ、本年度の見込みを約38万3,000人としております。

2 項地方譲与税、1 項 1 目自動車重量譲与税、補正前の金額から350万円を減額し、3,550万円といたします。

1 節、細節 1 自動車重量譲与税350万円の減は、県の試算に基づく減額であります。

12ページ、13ページをお開きください。

5 款株式等譲渡所得割交付金、1 項 1 目株式等譲渡所得割交付金、補正前の金額に300万円を追加し、600万円といたします。

1 節、細節 1 株式等譲渡所得割交付金300万円の増は、県の試算に基づく増額であります。

7 款地方消費税交付金、1 項 1 目地方消費税交付金、補正前の金額に1,100万円を追加し、2 億7,600万円といたします。

1 節、細節 1 地方消費税交付金2,510万円の減及び細節に地方消費税交付金（社会保障財源分）3,610万円の増は、県の試算に基づく増額と本来増税分を社会保障財源分のみ計上すべきものを均等に計上したため、修正するものであります。

8 款ゴルフ場利用税交付金、1 項 1 目ゴルフ場利用税交付金、補正前の金額から608万4,000円を減額し、91万6,000円といたします。

1 節、細節 1 ゴルフ場利用税交付金608万4,000円の減は、猶予制度によるものであり、来年度増額予定となる内容であります。

16ページ、17ページを御覧願います。

15款国庫支出金、2 項国庫補助金、7 目総務費国庫補助金、補正前の金額から1,019万4,000円を減額し、15億2,184万4,000円といたします。

1 節総務費補助金、18ページ、19ページを御覧願います。

細節 4 特別定額給付金給付事業費補助金440万円の減及び細節 5 特別定額給付金給付事務費補助金716万1,000円の減は、事業費確定に基づく減額であります。

20ページ、21ページを御覧願います。

18款 1 項寄附金、1 目ふるさと納税寄附金、補正前の金額に2,000万円を追加し、1 億7,000万円といたします。

1 節、細節 1、ふるさと納税寄附金2,000万円の増は、ふるさと納税寄附金増額によるものであります。

22ページ、23ページを御覧願います。

19款繰入金、3 項基金繰入金、1 目育英奨学基金繰入金、補正前の金額から302万円を減額し、72万円といたします。

1 節、細節 1 育英奨学基金繰入金302万円の減は、新規貸付け者がなかったため減額といたします。

2 目財政調整基金繰入金、補正前の金額から4,591万8,000円を減額し、1 億2,913万6,000円といたします。

1 節、細節 1 財政調整基金繰入金4,591万8,000円の減は、今回の補正予算における歳入歳出調整後の余剰財源を基金へ繰り戻しするため、減額するものであります。

なお、補正後の財政調整基金残高の見込みは、約 7 億4,100万円でございます。

3 目ふるさと納税基金繰入金、補正前の金額から1,042万7,000円を減額し、1 億866万3,000円といたします。

1 節、細節 1 ふるさと納税基金繰入金1,042万7,000円の減は、充当を予定していた歳出項目を減額したため、繰入金を調整するものであります。

24ページ、25ページを御覧願います。

22款 1 項町債、2 目土木費、補正前の金額に600万円を追加し、9,320万円といたします。

1 節土木費、細節 6 湯ヶ岡赤川線改築事業600万円の増は、湯ヶ岡赤川線附帯工事において、財政的に有利な自然災害防止債を活用できることが判明したため、増額としております。

8 目災害復旧費、補正前の金額に1,210万円を追加し、1,210万円といたします。

2 節公共土木施設災害復旧債、細節 1 公共土木施設一般単独災害復旧事業1,210万円の増は、令和元年度の台風15号による道路倒木の災害処分費に対して、災害復旧債を活用するため増額措置いたしております。

9 目総務債、補正前の金額に1,845万5,000円を追加し、7,945万5,000円といたします。

1 節総務債、細節 2 減収補填債1,845万5,000円の増は、収入減による実質的な普通交付税減額分を補填する減収補填債を増額するものであります。

26ページ、27ページを御覧願います。

次に、3、歳出について御説明いたします。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正前の金額に17万1,000円を追加し、4 億8,365万7,000円といたします。

事業コード14総務課一般事務管理事業、4 節共済費、細節 8 社会保険料310万円の減につきましては、予算ベースで会計年度任用職員 4 名減によるものであります。

事業コード15ふるさと納税寄附推進事業、7 節報償費、細節 1 ふるさと納税寄附謝礼600万円の増につきましては、寄附金額に伴う返礼品を増額するものであります。

30ページ、31ページを御覧願います。

15目ふるさと納税基金費、補正前の金額に1,649万7,000円を追加し、1 億435万9,000円といたします。

事業コード 1 ふるさと納税基金管理事業、24節積立金、細節 1 基金積立金1,649万7,000円の増につきましては、ふるさと納税寄附金の増により、基金積立金を増額するものであります。

17目特別定額給付金事業費、補正前の金額から1,155万6,000円を減額し、12億758万4,000円といたします。

事業コード 1 特別定額給付金事業、18節負担金補助及び交付金、細節 1 特別定額給付金440万円の減につきましては、事業完了による不用額の減額であります。

34ページ、35ページを御覧願います。

3 款民生費、1 項社会福祉費、2 目障害者福祉費、補正前の金額から437万3,000円を減額し、3 億4,874万3,000円といたします。

事業コード 4 自立支援医療事業、19節扶助費、細節 1 身体障害者更生医療費407万4,000円の減につきましては、制度利用者減に伴う減額措置であります。

44ページ、45ページを御覧願います。

5 款農林水産業費、3 項水産業費、4 目漁港建設費、補正前の金額から1,000万円を減額し、4,892万3,000円といたします。

事業コード 1 漁港整備事業、18節負担金補助及び交付金、細節 1 稲取漁港整備事業地元負担金1,000万円の減につきましては、県事業中止により減額するものであります。

46ページ、47ページを御覧願います。

7 款土木費、2 項道路橋りょう費、3 目道路新設改良費、補正前の金額から300万円を減額し、2 億4,176万1,000円といたします。

事業コード1 道路新設改良事業、14節工事請負費、細節1 湯ノ沢草崎線法面对策工事300万円の減につきましては、工事内容の見込みにより減額するものであります。

52ページ、53ページを御覧願います。

9款教育費、7項2目育成奨学費、補正前の金額から302万円を減額し、75万6,000円といたします。

事業コード1 育英奨学金貸付事業、20節貸付金、細節1 育英奨学金貸付金302万円の減につきましては、新規貸付者がいなかったため減額します。

恐れ入りますが、4ページへお戻りください。

第2表繰越明許費であります、伊豆急行線鉄道施設老朽化対策事業に対する補助金、白田漁港津波対策整備工事、臨時交付金事業としての新型コロナウイルス感染症対策事業の（商工費）と（教育費）、湯ヶ岡赤川線改良工事、白田8号線に係る災害復旧工事を繰越す内容であります。

5ページを御覧ください。

第3表債務負担行為補正であります、資源ごみ・可燃ごみ等収集業務委託料を追加するものであります。

6ページを御覧ください。

第4表地方債補正であります、湯ヶ岡赤川線改築事業や公共土木施設一般単独災害復旧事業、減収補填債の追加及び7ページを御覧ください。

実績に基づいた借入れ額とするため、湯ノ沢草崎線法面对策事業と入谷天城1号線整備事業の変更を掲載しておりますので御確認をお願いします。

8ページ、9ページを御覧願います。

歳入歳出補正予算事項別明細書で、ただいま御説明いたしました内容を総括してあります。

まず、歳入ですが、補正前の額69億8,058万3,000円から5,904万1,000円を減額いたしまして、69億2,154万2,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額69億8,058万3,000円から5,904万1,000円を減額しまして、69億2,154万2,000円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、特定財源は国・県支出金が1,961万5,000円の減、地方債が1,810万円の増、その他財源は94万4,000円の増、一般財源を5,847万円の減といたします。

以上、簡単ではありますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 番、楠山議員。

○1 番（楠山節雄君） すみません。ページで言いますと12ページの関係です。

ゴルフ場利用税の関係、700万が608万4,000円の減額になっているんですけれども、これ当初予算のときには1,200万円ですよ、補正で多分減額になって700万で、さらに今回、最終調整みたいな形の中から608万円で、91万6,000円が交付税として歳入されるということなんですけれども。

私、コロナの関係でゴルフ場の利用者が減って、こういう状態になったのかなというふうに思っていたんです。そうすると、例えばゴルフ場に貸してある貸付料など、そういうところにも影響が及ぶのではないかなと心配をしていたんですけれども、今、総務課長の話の中では、猶予制度の活用で、来年度、この辺のものがまた歳入として予算措置がされるという話なんですけれども、ではこの減った分については来年度、全ての金額が補填されるという、そういう内容でよろしいんですか。

○議長（村木 脩君） 総務課長。

○総務課長（村木善幸君） ただいま楠山議員から質問のありましたゴルフ場利用税の猶予分、徴収猶予分につきましては、猶予された金額につきましては全額、令和3年度予算に歳入されるものと理解しております。よろしくお願いします。

○議長（村木 脩君） 1 番、楠山議員。

○1 番（楠山節雄君） ちょっとまた教えていただきたいですけれども、猶予されたというのはゴルフ場の利用者が利用税を納めなくてもいいとかという内容になるんですか。その猶予の関係の意味合いをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（村木 脩君） 総務課長。

○総務課長（村木善幸君） ゴルフ場利用税につきましては県税になりますが、ゴルフ場のほうには利用者は支払います。ただそれをゴルフ場の経営者が県のほうに支払うのを猶予されているという、そういう意味合いでございます。よろしいでしょうか。

○議長（村木 脩君） ほかに。

14番、山田議員。

○14 番（山田直志君） 2つありまして、1つ目は今の関係なんですけれども、出てこないんでないのかなというふうに思うんですけれども、ゴルフ場利用税がこれだけ落ちるということで考えると、貸してある加森観光さん等の経営的にも相当な影響が出ているんじゃない

かと思うんですけども、町ではそれらの問題については対応するというようなことにはなっていないのかなと、その点をまず1点お伺いしたい。

2点目ですけども、23ページの朝市の使用料の40万円の減額というのはどういうことによる減額であるのか御説明をいただきたいと思います。

○議長（村木 脩君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） 御質問の、まず1点目でございますが、加森関係の関係、これ2か月分、既に加森観光への土地の貸付料についても減免をしております。その際にも、アニマルキングダムについては施設の休止があったので、その部分が厳しいというような御要望でしたが、ゴルフ場については施設は閉鎖はしていないということと、近隣の方のゴルフ場の利用者はそんなに物すごく大きく落ち込んだわけではないということでございます。それと、人事異動で常務さんが異動されましたが、その際、御挨拶に来たときにも、これ以上の土地の減免の話というのは、その場でも出なかったものですから、現状については大丈夫だというように認識をしております。

もう一点、2点目の御質問、朝市の使用料の減免についてでございます。これについてはコロナ禍で来場者が減少したにもかかわらず、組合の性質上、国の家賃補助が受けられないことですか、最初の非常事態宣言の最後の14日間休業したことですか、これ、当然、持続化支援金の対象にもならないということですか、あとは感染症対策の経費の負担になっているということから、町のほうに陳情書が提出されました。これについて内容を精査しまして、今言ったアニマルキングダムの減免ですか、稲取旅館組合の減免と比較しても減免することはやむを得ないのではないかなというようなことを町長のほうが判断しまして、今回、半額の減免ということになりました。

以上です。

○議長（村木 脩君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） では、加森観光のほうは一応それで分かりました。

ただ、今の朝市の使用料の関係ですけども、考え方は。ただ、実際は個々のお店が出店をしているわけですから、当然、確定申告等もして、事業をしている場合は町の、個別の10万円の事業継続化支援等々受けられているわけです。朝市として受けられていないかもしれないけれども、個々の入っている商人の皆さんは、出店者はそこで支援を受けているわけです。暮らしができて、大変、相乗効果でお客さんも繁盛しているだろうと思うんです。G o T oのときなんか大変繁盛していた。そういうこと考えると、この朝市に対しては通常の

事業の継続化の支援金に加えて、ここでまた使用料を減額するというのは論理的に矛盾がありませんか。ほかの人よりも非常に、手厚い保護をしているという状況になりませんか。そういうやっぱり見方ができると思いますけれども。ほかの人は家賃補助なんか受けていたりしている人たちいないわけですよ、町から。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） この港の朝市につきましては、今もう結構、町のメインの観光資源になっております。その中で今回、要望書を持ってきました。そういう中で、12か月のうちのどんだけがでたと。それとあと感染症対策でこんだけ使っていると、理論的に自分が納得できるものがあったもので、一応半額の減額にした、そういう状況でございます。

（「もらっているんだよ」「個別の商店としては」の声あり）

○町長（太田長八君） 個別の商店としてはもらっていますので、その全体の朝市の中で考えますと、やっぱり町といたしましてもその辺はメインになっておりますもので、それはまた継続していただきたいという中で、一応、要望書の中で、要望というのか、ある程度理解できたものでそういうふうにした状況でございますもので、その辺は御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） それは、でも町内の個人の事業者の方でも幾つか事業をしている。だから朝市へ出すとか、個人で店舗を借りて営業するとか、いろいろ何店舗も経営する方、いろいろいらっしゃるわけじゃないですか。今回のこの朝市の問題でいえば、言われるように個々のお店としては持続化の支援金もいただきながら、ここでまた家賃補助みたいな形のものを受けるということ自体が、ちょっと何か町長は付度しているのかなというふうに思いたくなるわけですよ。

だから、そうでなければいいんだけど、やっぱりそこはちょっとほかの、本当に苦しいという事業者の人たちだって、家賃補助なんて町からもらえないわけです。ここは家賃補助を町がしているということですよね。幾ら町の施設だって、私はずっとこの使用料自身だって安過ぎるんじゃないかと、ずっと。電気や、水道を使っている中で、本当にこれでいいのかということもずっと言ってきたんだけど、今回みたいな形で、朝市だけ見れば、町長言われるのもそうです。ただ、個別にちゃんと支援金も受けられている上に、これでまた減額しろというのは、ちょっと虫のいい話じゃないのかなというふうに、私は思うんですけ

れども、こんなことは続かないですよ。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 確かに付度と受けられても仕方がないと思いますが、付度はしておりません。これは明言いたしたいと思います。

そうでなくてもいろいろ家賃もあります、個人の家賃、そっちは町の家賃でございます。それで、町といたしましても、要望書の中で、精査した中で、これは致し方がないかなと考えましたもので。あくまで町が協力できるものだけです。

しかしながら、個人のやつというのは、また別の問題ですから、これは町の問題でございますから、そういう中で今回この減免を認めたような状況でございます。当然、これはまた、これが続くか、また新年度、このコロナの状況がどうなっていくか、これもまた、今はっきりこの段階でもうやりませんとか、ちょっと明言ができません。また、令和3年度になってどのような社会状況になっているか、またそういう中でやっていきたいと考えております。

しかし、これはその減免ありきではありませんから、その辺は御理解願いたいと思います。以上です。

○議長（村木 脩君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第15号 令和2年度東伊豆町一般会計補正予算（第12号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村木 脩君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎会議時間の延長について

○議長（村木 脩君） ここで皆さんにお諮りします。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村木 脩君) 異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は延長することに決しました。

会議時間を延長します。

◎日程第16 議案第16号 令和2年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算
(第4号)

○議長(村木 脩君) 日程第16 議案第16号 令和2年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 太田長八君登壇)

○町長(太田長八君) ただいま上程されました議案第16号 令和2年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ104万9,000円を減額して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億7,687万4,000円とするものであります。

主な内容を申し上げますと、歳入では、収納見込みによる保険税の減額、交付決定による国・県の支出金の増額及び一般会計繰入金等の繰入金の減額であります。

歳出につきましては、高額療養費等の保険給付費の増額、特定健診等の保険事業費の減額、財源調整のための基金積立金の減額が主な内容であります。

詳細につきましては、健康づくり課参事より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(村木 脩君) 健康づくり課参事。

○健康づくり課参事(齋藤和也君) ただいま提案されました議案第16号 令和2年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について、概要を説明させていただきます。

令和2年度東伊豆町の国民健康保険特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところに

よります。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ104万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億7,687万4,000円といたします。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正の後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

恐れ入りますが、5ページ、6ページをお開きください。

歳入の主な内容について説明させていただきます。

1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、補正前の額から1,129万8,000円を減額し、3億2,884万4,000円といたします。

1節現年課税分、細節1医療給付費分特別徴収現年課税分479万3,000円の減、細節2医療給付費分普通徴収現年課税分158万6,000円の減、細節3介護納付金分現年課税分180万9,000円の減、細節4後期高齢者支援分特別徴収現年課税分195万8,000円の減、細節5後期高齢者支援分普通徴収現年課税分115万2,000円の減は1月末の調定に基づき試算し、それぞれ減額をいたしました。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目災害臨時特例補助金、補正前の額に430万6,000円を追加し、430万6,000円といたします。

1節、細節1災害臨時特例補助金430万6,000円の増は、コロナ減免に係る国からの財政支援で、全体の6割相当分です。

4款県支出金、1項県補助金、3目保険給付費等交付金、補正前の額に2,367万5,000円を追加し、12億9,094万5,000円といたします。

1節、細節1普通交付金1,301万4,000円の増は、歳出において保険給付費の高額療養費を増額補正するため、その分の交付金を増額するものです。

2節特別交付金、細節1保険者努力支援分438万2,000円の増、細節2特別調整交付金468万6,000円の増、細節3都道府県繰入れ分222万1,000円の増は、特定検診未受診者対策などの保健事業や、コロナ減免に係る国からの財政支援4割相当分などの事業に対する交付金の決定による増額補正です。

7ページ、8ページをお開きください。

6款繰入金、1項1目一般会計繰入金、補正前の額から224万7,000円を減額し、1億1,967万6,000円といたします。

3 節助産費等繰入金、細節 1 助産費等補助金繰入金252万円の減は、出産育児一時金の給付見込みの額の減によるものです。

5 節、細節 1 財政安定化支援事業繰入金109万3,000円の増は、負担金の確定による増額補正です。

2 項基金繰入金、1 目国民健康保険事業基金繰入金、補正前の額から1,297万9,000円を減額し、ゼロ円といたします。

1 節、細節 1 国民健康保険事業基金繰入金1,297万9,000円の減は、収入支出の見込みによる財源調整のための基金からの取崩しが必要なくなったため減額するものです。

8 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料、1 目一般被保険者延滞金、補正前の額から285万3,000円を減額し、114万7,000円といたします。

1 節、細節 1 一般被保険者延滞金285万3,000円の減は、納付実績に基づき減額するものです。

9 ページ、10ページをお開きください。

次に、歳出の主な内容について説明させていただきます。

2 款保険給付費、2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費、補正前の額に1,301万4,000円を増額し、1 億6,993万3,000円といたします。

18節負担金補助及び交付金、細節 1 一般被保険者高額療養費保険者負担金1,301万4,000円の増は、高額療養費の給付見込みによる増額です。

4 項出産育児諸費、1 目出産育児一時金、補正前の額から378万円を減額し、210万3,000円といたします。

18節負担金補助及び交付金、細節 1 出産育児一時金378万円の減は、給付実績により減額するものです。

6 款保険事業費、2 項 1 目特定健康診査等事業費、補正前の額から481万8,000円を減額し、1,820万2,000円といたします。

12節委託料、細節 1 特定健診委託料344万円の減及び細節 4 特定保健指導委託料137万8,000円の減は、受診実績、指導委託実績の減に伴い減額とするものです。

11ページ、12ページをお開きください。

7 款 1 項基金積立金、1 目国民健康保険事業基金積立金、補正前の額から472万3,000円を減額し、1,409万2,000円といたします。

24節積立金、細節 1 国民健康保険事業基金積立金472万3,000円の減は、今回の補正におけ

る財源調整のため、積立金を減額するものです。

恐れ入りますが、3ページ、4ページへお戻りください。

ただいま御説明いたしました内容を歳入歳出補正予算事項別明細書に総括してあります。

まず、歳入ですが、合計で申し上げます。補正前の額17億7,792万3,000円から104万9,000円を減額いたしまして、17億7,687万4,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額17億7,792万3,000円から104万9,000円を減額いたしまして、17億7,687万4,000円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、特定財源は国・県支出金が2,798万1,000円の増、その他財源が1,522万6,000円の減、一般財源が1,380万4,000円の減といたします。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第16号 令和2年度東伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村木 脩君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○10番（内山慎一君） 議長、トイレ休憩お願いします。

○議長（村木 脩君） それでは、4時35分までトイレ休憩いたします。

休憩 午後 4時26分

再開 午後 4時35分

○議長（村木 脩君） 休憩を閉じ再開いたします。

◎日程第 17 議案第 17 号 令和 2 年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（村木 脩君） 日程第 17 議案第 17 号 令和 2 年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま上程されました議案第 17 号 令和 2 年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から 62 万 8,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 9,959 万 1,000 円とするものであります。

主な内容を申し上げますと、歳入では収納見込みによる保険税の減額と、保険基盤安定負担金の交付決定による繰入金の増額補正をするものでございます。

歳出では歳入で減額補正をしたことによる広域連合への納付金の減額補正をするものであります。

詳細につきましては、健康づくり課参事より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 健康づくり課参事。

○健康づくり課参事（齋藤和也君） ただいま提案されました議案第 17 号 令和 2 年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について、概要を説明させていただきます。

令和 2 年度東伊豆町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算の補正）。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 62 万 8,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 9,959 万 1,000 円といたします。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳

出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によります。

恐れ入りますが、5 ページ、6 ページをお開きください。

歳入の主な内容について説明いたします。

1 款 1 項 1 目後期高齢者医療保険料、補正前の額から150万円を減額し、1 億5,270万2,000円といたします。

1 節現年度分、細節 1 特別徴収保険料450万円の増、細節 2 普通徴収保険料600万円の減は、収入見込みによる増減でございます。

3 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金、補正前の額に87万2,000円を増額し、4,548万3,000円といたします。

1 節、細節 1 保険基盤安定繰入金87万2,000円の増は、交付決定により繰入金が増えたことによるものです。

7 ページ、8 ページをお開きください。

次に、歳出の主な内容について説明いたします。

1 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金、補正前の額から62万8,000円を減額し、1 億9,896万2,000円といたします。

18節負担金補助及び交付金、細節 1 後期高齢者医療広域連合納付金62万8,000円の減は、収入において減額補正した金額について、後期高齢者医療広域連合への納付金を減額補正するものです。

3 ページ、4 ページへお戻りください。

ただいま説明しました内容を歳入歳出補正予算事項別明細書に総括してあります。

まず、歳入ですが、合計で申し上げます。補正前の額 2 億21万9,000円から62万8,000円を減額いたしまして、1 億9,959万1,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額 2 億21万9,000円から62万8,000円を減額いたしまして、1 億9,959万1,000円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、特定財源のその他が87万2,000円の増、一般財源が150万円の減といたします。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第17号 令和2年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村木 脩君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第18号 令和2年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（村木 脩君） 日程第18 議案第18号 令和2年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま上程されました議案第18号 令和2年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から4,401万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億773万円とするものであります。

主な内容を申し上げますと、歳入では、収納見込みによる保険料の減額と、概算交付決定による国・県支払基金からの給付費負担金の減額であります。

歳出では、保険給付費を実績等により減額するとともに、国・県等の概算交付決定による不足分について財源調整のため、基金積立金の減額措置をさせていただきました。

詳細につきましては、健康づくり課参事より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 健康づくり課参事。

○健康づくり課参事（齋藤和也君） ただいま提案されました議案第18号 令和2年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、概要説明させていただきます。

令和2年度東伊豆町の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,401万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億773万円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

恐れ入りますが、5ページ、6ページをお開きください。

歳入の主な内容について説明をいたします。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、補正前の額から131万8,000円を減額し、2億8,028万7,000円といたします。

1節現年度分保険料、細節1特別徴収保険料389万円の増、細節2普通徴収保険料579万5,000円の減は、収入見込みによる増減でございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、補正前の額から2,086万円を減額し、2億90万5,000円といたします。

1節現年度分負担金、細節1現年度分介護給付費負担金2,086万円の減は、概算交付決定によるものです。

2項国庫補助金、1目調整交付金、補正前の額から199万6,000円を減額し、6,296万9,000円といたします。

1節現年度分調整交付金、細節1普通調整交付金251万4,000円の減は、交付見込みによるものです。

2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、補正前の額から139万5,000円を減額し、558万円といたします。

1節現年度分交付金、細節1地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）139万5,000円の減は、交付決定によるものです。

4款1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、補正前の額から1,406万1,000円を減額し、3億1,450万5,000円といたします。

1 節現年度分交付金、細節 1 第 2 号被保険者介護給付費交付金1,406万1,000円の減は、変更交付決定によるものです。

7 ページ、8 ページをお開きください。

5 款県支出金、1 項県負担金、1 目介護給付費負担金、補正前の額から479万2,000円を減額し、1 億6,893万8,000円といたします。

1 節現年度分負担金、細節 1 介護給付費県負担金479万2,000円の減は、変更交付決定によるものです。

9 ページ、10ページをお開きください。

次に、歳出の主な内容について説明いたします。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス給付費、補正前の額に193万8,000円を増額し、5 億3,607万2,000円といたします。

18節負担金補助及び交付金、細節 1 居宅介護サービス給付費保険者負担金193万8,000円の増は、訪問介護、通所介護サービス等の利用見込みによるものです。

3 目地域密着型介護サービス給付費、補正前の額から1,932万6,000円を減額し、2 億1,055万8,000円といたします。

18節負担金補助及び交付金、細節 1 地域密着型介護サービス給付費保険者負担金1,932万6,000円の減は、地域密着型通所介護等の利用見込みによるものです。

5 目施設介護サービス給付費、補正前の額に1,317万4,000円を増額し、3 億640万円といたします。

18節負担金補助及び交付金、細節 1 施設介護サービス給付費保険者負担金1,317万4,000円の増は、特養や介護老人保健施設等の利用見込みによるものです。

9 目居宅介護サービス計画給付費、補正前の額から146万9,000円を減額し、5,700万円といたします。

18節負担金補助及び交付金、細節 1 居宅介護サービス計画給付費保険者負担金146万9,000円の減は、要介護認定者へのケアプラン作成料の見込みによるものです。

13ページ、14ページをお開きください。

4 款 1 項基金積立金、1 目介護給付費準備基金積立金、補正前の額から3,983万4,000円を減額し、429万6,000円といたします。

24節積立金、細節 1 介護保険給付費準備基金積立金3,983万4,000円の減は、国・県支払基金等の給付費負担金の不足分について財源調整のため、積立金を減額するものです。

恐れ入りますが、3 ページ、4 ページへお戻りください。

ただいま御説明いたしました内容を歳入歳出補正予算事項別明細書に総括してございます。

まず、歳入ですが、合計で申し上げます。補正前の額13億5,174万7,000円から4,401万7,000円を減額いたしまして、13億773万円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額13億5,174万7,000円から4,401万7,000円を減額いたしまして、13億773万円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、特定財源は国・県支出金が2,823万6,000円の減、その他が1,417万2,000円の減、一般財源が160万9,000円の減といたします。

以上、簡単ではありますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第18号 令和2年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村木 脩君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第19号 令和2年度東伊豆町稲取財産区特別会計補正予算
（第1号）

○議長（村木 脩君） 日程第19 議案第19号 令和2年度東伊豆町稲取財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 太田長八君登壇)

○町長(太田長八君) 議案第19号 令和2年度東伊豆町稲取財産区特別会計補正予算(第1号)について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を71万4,000円とするものであります。

財産収入と繰越金の確定により、一般会計の繰出金を調整させていただいたものであります。

詳細につきましては、企画調整課長より説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(村木 脩君) 企画調整課長。

○企画調整課長(森田七徳君) ただいま提案されました議案第19号 令和2年度東伊豆町稲取財産区特別会計補正予算(第1号)について説明いたします。

令和2年度東伊豆町稲取財産区特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

5ページ、6ページをお開きください。

歳入ですが、1款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、補正前の金額に1万円を追加し、66万円とします。

1節その他普通財産貸付収入、細節2配分金1万円の増は、天草事業の精算によるものです。

2款1項1目繰越金、補正前の金額に5万2,000円を追加し、5万3,000円とします。

1節、細節1前年度繰越金5万2,000円の増は、決算の確定によるものです。

7ページ、8ページをお開きください。

次に、歳出ですが、2款諸支出金、1項繰出金、1目一般会計繰出金、補正前の金額に6万2,000円を追加し、14万5,000円とします。

28節繰出金、細節1一般会計繰出金6万2,000円の増は、配分金及び前年度繰越金の増に

伴う繰り出し措置です。

3 ページ、4 ページにお戻りください。

歳入歳出補正予算事項別明細書で補正内容を総括してあります。

補正前の歳入歳出予算の総額65万2,000円に歳入歳出それぞれ6万2,000円を追加し、補正後の歳入及び歳出の予算総額を71万4,000円とします。

なお、補正予算財源は、全て一般財源となっています。

以上、簡単ですが、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第19号 令和2年度東伊豆町稲取財産区特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村木 脩君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第20号 令和2年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第5号）

○議長（村木 脩君） 日程第20 議案第20号 令和2年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第5号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま上程されました議案第20号 令和2年度東伊豆町水道事業会

計補正予算（第5号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、水道事業収益の既決予定額から156万9,000円を減額し、総額を4億2,258万4,000円とし、水道事業費用の既決予定額から1,257万2,000円を減額し、総額を4億3,665万5,000円とするものであります。

主な補正内容といたしましては、水道料金の実績に基づく調整や、浄水場の災害復旧工事の事業費確定に伴い、県からの収入科目である特別利益と支出科目である特別損失の減額などを計上しております。

詳細につきましては、水道課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 水道課長。

○水道課長（鈴木貞雄君） ただいま提案されました議案第20号 令和2年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第5号）について、概要を説明させていただきます。

総則。

第1条、令和2年度東伊豆町水道事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによります。

業務の予定量の補正。

第2条、令和2年度東伊豆町水道事業会計予算（以下「予算」という）第2条第1項第2号中「220万6,000立方メートル」を「221万立方メートル」に、第3号中「6,043立方メートル」を「6,055立方メートル」に改めます。

収益的収入及び支出の補正。

第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正いたします。

収入、第1款水道事業収益、既決予定額4億2,415万3,000円から、156万9,000円を減額し、4億2,258万4,000円といたします。

第1項営業収益、既決予定額3億9,273万5,000円に197万3,000円を追加し、3億9,470万8,000円といたします。

第2項営業外収益、既決予定額1,874万7,000円から24万2,000円を減額し、1,850万5,000円といたします。

第3項特別利益、既決予定額1,267万1,000円から330万円を減額し、937万1,000円といたします。

次に、支出、第1款水道事業費用、既決予定額4億4,922万7,000円から1,257万2,000円を

減額し、4億3,665万5,000円といたします。

第1項営業費用、既決予定額4億61万2,000円から1,019万3,000円を減額し、3億9,041万9,000円といたします。

第3項特別損失、既決予定額1,249万7,000円から237万9,000円を減額し、1,011万8,000円といたします。

恐れ入りますが、8ページをお開きください。

参考資料により主な補正内容を説明させていただきます。

初めに、収益的収入についてですが、1款水道事業収益、1項営業収益、2目簡易水道収益、1節水道料金を200万円増額いたします。使用水量が増加したため、実績に基づいて計上しております。

3項特別利益、3目1節その他特別利益を330万円減額いたします。県の災害復旧工事に伴う白田上水場導水管仮移設工事の県負担金確定による減額であります。

9ページを御覧ください。

次に、収益的支出についてですが、1款水道事業費用、1項営業費用、2目配水及び給水費、26節動力費1,000万円の減は、本年度8月以降、高圧電力を使用する施設の電力会社を変更したことにより、電気料金が減少しておりますので、不用見込み額を減額する内容であります。

3項特別損失、1目75節その他特別損失237万9,000円の減は、収入の特別利益と関連がございます。白田浄水場導水管仮移設工事の事業費確定による不用額の減額であります。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 営業収益の関係で、ここのところ増加をしているということの内容的な部分で見ると、簡易水道等のところもあるので、これはやっぱりコロナ疎開等で別荘やマンションでの水需要があったというふうに考えたりしたほうがいいんでしょうか。どのように担当課のほうは見ておりますか。

○議長（村木 脩君） 水道課長。

○水道課長（鈴木貞雄君） ただいまの質問についてですが、場所はこの簡易水道ということで、大川地区になります。大川の別荘地がこの対象になっておりますけれども、状況を聞いて

たところ、まずは鳥獣害、イノシシの被害による漏水があったということをまず一つ聞いております。

あとは、夏の暑い時期に水温の管理のために捨て水を行っていたということで、相手方はもう自覚をしているということで、既に料金のほうも納めていただいておりますので、御理解をお願いします。

○議長（村木 脩君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。

これより議案第20号 令和2年度東伊豆町水道事業会計補正予算（第5号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村木 脩君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（村木 脩君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

長時間御苦勞さまでした。

散会 午後 5時00分

令和3年第1回東伊豆町議会定例会会議録

議 事 日 程（第3号）

令和3年3月8日（月）午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第21号 令和3年度東伊豆町一般会計予算
日程第 2 議案第22号 令和3年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算
日程第 3 議案第23号 令和3年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 4 議案第24号 令和3年度東伊豆町介護保険特別会計予算
日程第 5 議案第25号 令和3年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算
日程第 6 議案第26号 令和3年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算
日程第 7 議案第27号 令和3年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西
伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算
日程第 8 議案第28号 令和3年度東伊豆町水道事業会計予算
-

出席議員（12名）

- | | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 楠 山 節 雄 君 | 2番 | 笠 井 政 明 君 |
| 3番 | 稲 葉 義 仁 君 | 5番 | 栗 原 京 子 君 |
| 6番 | 西 塚 孝 男 君 | 7番 | 須 佐 衛 君 |
| 8番 | 村 木 脩 君 | 10番 | 内 山 愼 一 君 |
| 11番 | 藤 井 廣 明 君 | 12番 | 鈴 木 勉 君 |
| 13番 | 定 居 利 子 君 | 14番 | 山 田 直 志 君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|--------------|-----------|--------------|-----------|
| 町 長 | 太 田 長 八 君 | 副 町 長 | 鈴 木 利 昌 君 |
| 教 育 長 | 黒 田 種 樹 君 | 総 務 課 長 | 村 木 善 幸 君 |
| 企画調整課長 | 森 田 七 徳 君 | 健康づくり
健康課 | 鈴 木 嘉 久 君 |
| 健康づくり課
参事 | 齋 藤 和 也 君 | 教育委員
教育局長 | 梅 原 巧 君 |

水 道 課 長 鈴 木 貞 雄 君 水 道 課 参 事 前 田 浩 之 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 国 持 健 一 君 書 記 吉 田 瑞 樹 君

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○議長（村木 脩君） 皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、令和3年東伊豆町議会第1回定例会第3日目は成立いたしましたので、開会します。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

それでは、議案に入る前に、5日の、11番、藤井議員の一般質問第1問、町営風車撤去の諸問題についての当局の答弁について、町長より一部訂正をしたいとの申出があります。これを許可します。

町長。

○町長（太田長八君） おはようございます。

金曜日、藤井議員に対して、大変御迷惑をかけました。おわび申し上げたいと思います。と申しますのは、私、12月の定例会で、藤井議員の質問の中で、土地に関しましては、ほとんど白田財産区のものと考えておりますと、そういう答弁をしております。そういう中で、それを引用した中で、藤井議員が、今回の定例会でほとんど使ったということを言いましたもんで、おわび申し上げたいと思います。

しかし、実際問題、30%ので、大体そういうようなことだという中で、そのほとんど引用したということで、おわび申し上げたいと。どうも申し訳ございませんでした。

◎議事日程の報告

○議長（村木 脩君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

議事日程に従い、議事を進めます。

◎日程第1 議案第21号 令和3年度東伊豆町一般会計予算

◎日程第2 議案第22号 令和3年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算

◎日程第3 議案第23号 令和3年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算

◎日程第4 議案第24号 令和3年度東伊豆町介護保険特別会計予算

◎日程第5 議案第25号 令和3年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算

◎日程第6 議案第26号 令和3年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算

◎日程第7 議案第27号 令和3年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算

◎日程第8 議案第28号 令和3年度東伊豆町水道事業会計予算

○議長（村木 脩君） 日程第1 議案第21号 令和3年度東伊豆町一般会計予算、日程第2 議案第22号 令和3年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算、日程第3 議案第23号 令和3年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算、日程第4 議案第24号 令和3年度東伊豆町介護保険特別会計予算、日程第5 議案第25号 令和3年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算、日程第6 議案第26号 令和3年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算、日程第7 議案第27号 令和3年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算、日程第8 議案第28号 令和3年度東伊豆町水道事業会計予算を一括議題とします。

町長より順次提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま上程されました、議案第21号 令和3年度東伊豆町一般会計補正予算について概要と提案理由を申し上げます。

既に施政方針でも御説明させていただいておりますが、当初予算の規模は51億7,500万円となり、令和2年度当初予算に比べまして7,500万の減額となっております。

まず、歳入予算の内容であります。自主財源は前年対比11.6%減の22億8,101万7,000円で、構成比は44.1%となります。このうち構成比31.0%を占める町税におきましては、感染症の影響により、町税や町民税や入湯税の減収を見込んでおります。

また、税の減免制度により固定資産税が大幅に減少したため、町税全体では16億173万3,000円、前年対比2億6,080万3,000円の減額となっております。

次に、依存財源は前年対比8.4%増の28億9,398万3,000円で、構成比は55.9%となります。このうち地方特例交付金につきましては、先ほどの固定資産税において減免制度による減額を国が全額補填するため、前年対比2億5,853万5,000円の増となっております。

続いて、地方交付税についてですが、地方財政計画では5.1%の増とされておりますが、当町の交付実績を勘案した中で、普通交付税を前年対比1,000万円の増及び特別交付税を前年同額といたしました。

町債につきましては、適債事業に対する発行並びに臨時財政対策債との合計で4億2,960万円といたしました。同報無線の子局の更新事業や町立体育センター改修事業の皆減によりまして、前年対比9,390万円の減となっております。

次に、歳出であります。構成比41.9%を占める義務的経費のうち、人件費につきましては、当初予算ベースで職員数3名減により10億7,779万8,000円で、前年対比2,054万2,000円、1.9%の減となります。

扶助費につきましては、自立支援給付費などの増によりまして4億6,390万7,000円で、前年対比2,269万6,000円、5.1%の増となります。

公債費につきましては、令和2年度に借りました徴収猶予特例債6,100万円が新年度一括償還となっておりますので6億2,890万9,000円、前年対比8,018万9,000円、14.6%の増となります。

物件費につきましては、各種計画等策定委託料の皆減によりまして6億3,176万円で、前年対比2,602万1,000円、4.0%の減となります。

維持補修費につきましては、大規模な修繕を抑制したため3,055万8,000円で、前年対比で670万8,000円、18.0%の減となります。

補助費等につきましては、感染症の経済対策としての利子補給補助金や東河環境センター分担の増により12億9,055万3,000円で、前年対比5,306万2,000円、4.3%増となります。

次に、投資的経費についてですが5億3,102万1,000円となり、前年対比1億8,477万8,000円、25.8%の減であります。

補助事業では、橋梁関係で、新年度は工事よりも調査の多い年であるため5,145万1,000円、16.3%の減となっております。

単独事業で、同報無線の子局更新工事や町立体育センター補修工事などの皆減により1億3,229万5,000円、32.9%の減となります。

以上、令和3年度一般会計補正予算の概要説明及び提案理由とさせていただきますが、新

型コロナウイルス感染症の対策につきましては、見通しが厳しいものとなっております。そのため、感染症対策は、この当初予算に加え、国の臨時交付金や、また繰越事業、補正予算により、柔軟かつ切れ目のない支援を行い町民の生命、雇用、事業と生活を守っていききたいと考えております。

詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

次に、議案第22号 令和3年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算につきまして概要を申し上げ、提案理由といたします。

令和3年度の国民健康保険特別会計歳入歳出予算の総額は17億2,298万3,000円で、前年度当初予算に比べ3,407万9,000円、1.9%の減となっております。

まず、歳入につきましては、主な内容を申し上げますと、国民健康保険税が3億223万6,000円で、前年度当初予算に比べて11.2%の減で、歳入総額の17.5%となっております。県の支出金が12億5,999万4,000円で、歳入総額の73.1%となっております。繰入金は1億4,759万1,000円で、前年度当初予算に比べ9.6%の増で、歳入総額の8.6%を占めております。諸収入は1,296万円で、前年度当初予算に比べまして13.1%の減で、歳入総額の0.8%を占めております。

次に、歳出の主な内容につきましては、保険給付費が12億2,700万1,000円で、前年度当初予算に比べまして1.7%の減で、歳出総額の71.2%となっております。国民健康保険事業費納付金は4億4,558万8,000円で、前年度当初予算に比べ2.4%の減で、歳出総額の26.0%となっております。保健事業費は2,793万7,000円で、前年度当初予算に比べまして4.0%の減で、歳出総額の1.6%となっております。諸支出金は1,234万2,000円で、前年度当初予算に比べ2.0%の増で、歳出総額の0.6%となっております。

詳細につきましては、健康づくり課参事より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

次に、議案第23号 令和3年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算につきまして概要を申し上げ、提案理由といたします。

令和3年度の後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算の総額は1億9,839万7,000円で、前年度当初予算に比べ83万9,000円、0.4%の減となっております。

まず、歳入の主な内容を申し上げますと、後期高齢者医療保険料が1億5,239万7,000円で、前年度当初予算に比べ1.2%の減で、歳入総額の76.8%となっております。繰入金は4,542万

7,000円で、前年度当初予算に比べ1.8%の増で、歳入総額の22.9%となります。

歳出の主な内容につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金が1億9,782万6,000円で、前年度当初予算に比べまして0.5%の減で、歳出総額の99.7%となる内容でございます。

詳細につきましては、健康づくり課参事より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

次に、議案第24号 令和3年度東伊豆町介護保険特別会計予算につきまして概要を申し上げ、提案理由といたします。

令和3年度の介護保険特別会計歳入歳出予算の総額は13億4,095万7,000円で、前年度当初予算に比べまして4,003万3,000円、3.1%の増となっております。

まず、歳入の主な内容を申し上げますと、介護保険料が2億8,020万9,000円で、前年度当初予算に比べ0.5%の減で、歳入総額の20.9%となっております。国庫支出金は3億2,587万5,000円で24.3%、支払基金交付金が3億4,553万8,000円で25.8%、県の支出金が1億8,888万8,000円で14.1%、繰入金が1億9,825万6,000円で14.8%となります。

次に、歳出の主な内容につきましては、総務費が1,310万8,000円で、前年度当初予算に比べ23.6%の増で、歳出総額の1.0%となっております。保険給付費は12億5,132万3,000円で、前年度当初予算に比べ3.6%の増で、歳出総額の93.3%、地域支援事業費は5,909万2,000円で、前年度当初予算に比べ2.4%の増で、歳出総額の4.4%となる内容でございます。

詳細につきましては、健康づくり課参事より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

次に、議案第25号 令和3年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算について概要を申し上げ、提案理由といたします。

令和3年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算の総額は55万4,000円で、前年度に比べて9万8,000円の減となりました。稲取旅館組合の土地貸付料が契約による減額になることが、主な理由であります。

詳細につきましては、企画調整課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

次に、議案第26号 令和3年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算について概要を申し上げ、提案理由といたします。

令和3年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算の総額は1億2,483万9,000円で、前年度に比べ1億483万6,000円の増となりました。民間企業への風力発電施設の譲渡が成立しなかつ

た場合に、その風車の撤去費用を計上したことが、増額の大きな理由となっております。

詳細につきましては、企画調整課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

次に、議案第27号 令和3年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算につきまして、提案理由を申し上げます。

令和元年度より、賀茂地域1市5町において実施しております、幼児教育アドバイザー共同設置事業の特別会計予算を計上するものであります。

特別会計歳入歳出予算の総額は212万1,000円となっております。

詳細につきましては、教育委員会事務局長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

次に、議案第28号 令和3年度東伊豆町水道事業会計予算につきまして概要を申し上げ、提案理由といたします。

水道事業収益は4億3,090万円で、前年度に比べ58万2,000円、0.1%の微減といたしました。前年度実績を参考に積算しております。

水道事業費用は4億3万9,000円で、前年度に比べ2,715万2,000円、6.4%の減といたしました。動力費の減額など見込んでおります。

資本的支出は4億4,251万2,000円で、前年度に比べ2億4,584万7,000円、125%の大幅な増といたしました。

主な事業といたしましては、稲取地区の新規の井戸活用に向けた整備工事や、新白田浄水場建設に向けた基本設計業務委託などを予定しております。

詳細につきましては、水道課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 総務課長。

○総務課長（村木善幸君） ただいま提案されました議案第21号 令和3年度東伊豆町一般会計予算の主な内容を御説明させていただきます。

1 ページをお開きください。

令和3年度東伊豆町の一般会計の予算は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算）

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ51億7,500万円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」

によります。

(債務負担行為)

第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」によります。

(地方債)

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」によります。

(一時借入金)

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は7億円と定めます。

(歳出予算の流用)

第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めます。

第1号、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

次に、款項の区分で概要説明をさせていただきますが、この予算で、「本年度」と申し上げますのは「令和3年度」であり、「前年度」とは「令和2年度」といたします。また、比較につきましては、令和3年度当初予算と令和2年度当初予算での比較で申し述べますので御理解をお願いいたします。

それでは、2ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算の歳入について御説明いたします。

1款町税につきましては16億173万3,000円、前年対比2億6,080万3,000円、14.0%の減で、構成比は31.0%であります。

まず、1項町民税につきましては、個人町民税と法人町民税で4億5,467万2,000円となり、前年対比3,311万1,000円、6.8%の減であります。この減額要因は、新型コロナウイルス感染症の影響を見込んだところであります。

2項固定資産税につきましては、減免制度により9億2,244万2,000円で、前年対比2億344万8,000円、18.1%の減となります。

3項軽自動車税につきましては4,052万4,000円で、前年対比9.3%の増を見込んでおります。

4 項町たばこ税につきましては、たばこ離れ等の影響もありますが、増税の影響も加味し9,409万4,000円で、前年対比0.7%の減となっております。

5 項入湯税につきましては9,000万1,000円で、前年対比2,700万円、23.1%の減となります。課税対象者を60万人と推計しております。

次に、2 款地方譲与税につきましては4,790万円で、前年対比12.8%の減となっております。

1 項自動車重量譲与税につきましては3,400万円で、前年対比12.8%の減となっております。

2 項地方揮発油譲与税につきましては1,000万円で、前年対比200万円の減となっております。

3 項森林環境譲与税につきましては390万円で、前年同額となっております。

3 款利子割交付金につきましては90万円で、前年同額となっております。

4 款配当割交付金につきましては450万円で、前年対比20万円の増であります。

5 款株式等譲渡所得割交付金につきましては600万円で、前年対比300万円の増であります。

6 款法人事業税交付金につきましては500万円で、前年対比499万9,000円の増であります。

7 款地方消費税交付金につきましては2 億7,500万円で、前年対比1,000万円、3.8%の増となっております。なお、構成比は5.3%であります。

8 款ゴルフ場利用税交付金につきましては2,000万円で、前年対比800万円の増で、前年の猶予分を見込んでおります。

9 款環境性能割交付金につきましては600万円で、前年対比200万円の増であります。

10 款地方特例交付金につきましては2 億6,431万円で、前年対比2 億5,853万5,000円の増であります。中小企業に対する固定資産税の減免制度による減額を国が全額補填するため、大幅な増となっております。

ただいまの2 款から10 款の地方譲与税並びに各種交付金につきましては、国の地方財政計画や県の試算した伸び率、また現下の経済情勢等に基づき、それぞれ予算計上しております。

次に、11 款地方交付税につきましては10 億1,500万円で、前年対比1,000万円の増であります。構成比は19.6%となっております。普通交付税では各種留意事項を踏まえた上で推計をし、実績も考慮し、前年対比1,000万円増の9 億4,000万円を計上いたしました。特別交付税につきましては7,500万円と前年同額としております。

12 款交通安全対策特別交付金につきましては80万円で、前年同額を計上しております。

13款分担金及び負担金につきましては1,446万3,000円で、前年対比67万8,000円、4.9%の増で、前年ほぼ同額となっております。

3 ページを御覧ください。

14款使用料及び手数料につきましては4,360万2,000円、前年対比207万4,000円、4.5%の減となっております。

1 項使用料につきましては3,761万6,000円で、町営住宅使用料などの減により、前年対比4.3%の減となっております。

2 項手数料につきましては598万6,000円で、前年対比6.0%の減となっております。

次に、15款国庫支出金につきましては4億6,481万円、前年対比692万1,000円、1.5%の増で、構成比は9.0%となっております。

1 項国庫負担金につきましては3億152万7,000円で、前年対比8.3%の増で、障害者自立支援給付費負担金等の増によるものです。

2 項国庫補助金につきましては1億4,924万2,000円、前年対比2,774万1,000円、15.7%の減で、橋梁のメンテナンスに対する社会資本整備総合交付金の減が主な要因であります。

3 項委託金につきましては1,404万1,000円で、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査委託金の皆増により、前年対比1,165万2,000円の増となっております。

16款県支出金につきましては3億5,416万3,000円、前年対比2,140万3,000円、6.4%の増で、構成比は6.8%となっております。

1 項県負担金につきましては2億1,086万6,000円、前年対比761万7,000円、3.7%の増となっております。

2 項県補助金につきましては1億567万4,000円、前年対比1,127万円、11.9%の増で、地震津波対策等減災交付金の増が主な増額要因であります。

3 項委託金につきましては3,762万3,000円、前年対比251万6,000円、7.2%の増であり、静岡県知事選挙費委託金の皆増が主な要因となっております。

17款財産収入につきましては6,362万7,000円、前年対比139万1,000円、2.2%の増で、構成比は1.2%となっております。

1 項財産運用収入につきましては6,180万9,000円、前年対比143万9,000円、2.4%の増で、契約更新による土地貸付収入増が主な要因でございます。

2 項財産売却収入につきましては181万8,000円、前年対比4万8,000円の減で、温水売却収入を計上しております。

18款寄附金につきましては1億5,000万円で、ふるさと納税寄附金を見込額として、前年同額を計上したところであります。

19款繰入金につきましては1億1,045万5,000円、前年対比2億2,349万3,000円、66.9%の減で、構成比は2.1%となっております。

1項財産区繰入金につきましては6万8,000円で、稲取財産区特別会計からの繰入金であります。

2項特別会計繰入金につきましては31万2,000円で、後期高齢者医療特別会計等からの繰入金であります。

3項基金繰入金につきましては1億1,007万5,000円、前年対比2億2,370万円の減で、財政調整基金繰入金2億3,600万円の皆減が大きな減額要因となっております。ふるさと納税基金から8,969万5,000円、利子補給金基金から1,700万円、育英奨学基金から338万円をそれぞれ基金条例の目的に沿って繰入れいたしております。

20款繰越金につきましては、前年度予算執行状況などから実質収支額2億2,000万円を見込みました。令和2年度決算より決算剰余金を全額この繰越金へ計上するため、大幅な増額となりました。予算全体に占める割合は4.3%となっております。

21款諸収入につきましては7,713万7,000円、前年対比485万7,000円、5.9%の減で、構成比は1.5%となっております。

1項延滞金、加算金及び過料につきましては320万円で、町税の延滞金であります。

2項町預金利子につきましては1,000円で、前年同額を計上いたしました。

次の、3項貸付金元利収入につきましては68万4,000円で、育英奨学金の返還金であります。

4項雑入につきましては7,325万2,000円で、前年対比530万1,000円、6.7%の減で、町立体育センター改修事業に対するスポーツ振興くじ助成金の皆減などが要因であります。

最後に、22款町債につきましては4億2,960万円、前年対比9,390万円、17.9%の減となり、構成比は8.3%となっております。農林水産業債、土木債、総務債、消防債及び臨時財政対策債を計上しております。

お手数ですが、7ページを御覧ください。

本予算の第3条で定めました第3表地方債の内容でございますが、限度額4億2,960万円で、起債の方法につきましては、証書借入といたします。利率については、年5.0%以内とし、償還方法を定めたものでございます。なお、地方債の現在高の見込みに関する調書につ

きましては、予算書213ページに記載しておりますので、御覧の上、御確認をお願いいたします。

恐れ入りますが、4ページにお戻りください。

歳出につきましても、款項の区分で御説明申し上げます。

まず、1款議会費につきましては6,304万4,000円、前年対比102万円、1.6%の減で、構成比は1.2%となっております。内容につきましては、議員報酬、各常任委員会活動費及び事務局職員人件費などが主なものとなっております。

2款総務費につきましては10億8,498万2,000円、前年対比1億967万8,000円、11.2%の増で、構成比は21.0%となっております。

1項総務管理費につきましては8億9,067万1,000円、前年対比8,985万3,000円の増であります。全般的な需用費や庁舎維持管理費、自治振興費、地球温暖化対策費、電算費などを計上しております。また新規事業といたしまして、ワーケーション推進事業委託金やカーシェアリング事業、お試し居住事業（長期）などにより、移住定住の促進、また、地域の活性化対策に取り組んでまいります。

2項徴税費につきましては9,538万2,000円、前年対比1.6%の減であります。税務担当職員人件費、賦課徴収事務費等を計上しております。

3項戸籍住民基本台帳費につきましては5,772万7,000円、前年対比1.1%の減で、戸籍事務関係経費、マイナンバーや証明書、コンビニ交付関連の事務的経費のほか、窓口業務包括委託事業や戸籍電算システムのクラウド化経費を計上しております。

4項選挙費につきましては3,377万9,000円、前年対比2,753万5,000円の増で、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費、静岡県知事選挙費及び東伊豆町長選挙費の皆増が主な要因です。

5項統計調査費につきましては638万9,000円、前年対比46.5%であります。国勢調査経費の皆減が主な要因です。

6項監査委員費につきましては103万4,000円で、監査事務諸費を計上しております。

次に、3款民生費につきましては13億7,422万4,000円、前年対比3,340万6,000円、2.5%の増で、構成比は26.6%となっております。

1項社会福祉費につきましては10億6,108万6,000円、前年対比2.8%の増であります。後期高齢者医療等の老人福祉費、国民健康保険費、また介護保険費等を計上しております。

2項児童福祉費につきましては3億773万3,000円、前年対比1.0%の増であります。保育

所入所委託料や小規模保育、保育ママ、放課後児童クラブ運営事業などを計上したほか、子ども医療費助成事業や子宝祝金、子育て用具購入費補助金などを継続して予算化し、子育て支援の充実を図ります。

3 項国民年金事務取扱費につきましては530万5,000円、前年対比22.9%の増で、国民年金事務の取扱いに係る経費を計上しております。

4 項災害救助費につきましては10万円で、前年度と同額を計上いたしました。

次に、4 款衛生費につきましては5 億5,932万6,000円、前年対比1,191万9,000円、2.2%の増で、構成比は10.8%となっております。

1 項保健衛生費につきましては2 億1,745万8,000円、前年対比1.3%の減で、保健福祉センター維持管理事業費や各種保健対策事業費、環境衛生費、美化推進費及び担当職員人件費等を計上しており、新規事業としては保健福祉センターの非常用発電機改修工事を計上しております。

2 項清掃費につきましては3 億4,186万8,000円、前年対比4.5%の増となっております。ごみ収集委託料や東河環境センター分担金、最終処分場包括的運転管理委託料が主な内容であります。

5 款農林水産業費につきましては1 億6,952万7,000円、前年対比13万2,000円、0.1%の減で、構成比は3.3%となっております。

1 項農業費につきましては7,945万5,000円、8.4%の増であります。農業委員会費をはじめ、農業振興費補助金、有害鳥獣対策費、中山間地域総合整備事業負担金等を計上しております。

2 項林業費につきましては1,923万5,000円、前年対比5.5%の減となっております。優良景観樹木保全事業や公園緑地維持管理事業費等を計上いたしました。

3 項水産業費につきましては7,083万7,000円、前年対比6.8%の減となっております。白田漁港津波対策工事のほか、漁業振興費補助金や稲取漁港整備事業地元負担金等を計上しております。

次に、6 款商工費につきましては1 億5,997万2,000円、前年対比369万7,000円、2.3%の減で、構成比は3.1%となっております。観光協会補助金や商工会補助金をはじめ、町内景気対策や観光振興対策に対する経費を計上しております。

次に、7 款土木費につきましては3 億4,398万7,000円、前年対比3,904万6,000円、10.2%の減で、構成比は6.6%となっております。

1 項土木管理費につきましては2,248万5,000円、前年対比30.8%の減で、地籍調査業務や境界確定のための事務委託料、その他担当職員人件費などが主な内容となっております。

2 項道路橋りょう費につきましては2億6,500万1,000円、前年対比12.5%の減で、道路橋りょう費では町道全般維持補修工事を計上し、また道路新設改良費では橋梁長寿命化のための定期点検業務委託料や工事請負費のほか、継続事業の湯ノ沢草崎線法面对策工事ほか、3路線の改良工事費を計上いたしました。

3 項河川費につきましては1,821万6,000円、前年対比26.6%の増で、湯ヶ岡山田水路や湯ヶ岡赤川線改築事業付帯工事を計上しております。

4 項都市計画費につきましては3,660万4,000円、前年対比14.8%の増で、都市公園並びに唐沢污水处理場の維持管理費及び担当職員人件費を計上いたしました。

5 項住宅費につきましては168万1,000円、前年対比26.3%の増で、町営住宅の維持管理事業経費を計上しております。

次に、8 款消防費につきましては4億225万5,000円、前年対比1億1,331万2,000円、22.0%の減で、構成比は7.8%となっております。同報無線子局更新工事の皆減が主な減額要因です。

次に、9 款教育費につきましては3億7,726万1,000円、前年対比1億4,995万3,000円、28.4%の減で、構成比は7.3%となっております。

1 項教育総務費につきましては1億1,616万1,000円、前年対比11.0%の増となっております。教育委員会並びに教育委員会事務局運営費や国際教育推進事業、またICT教育推進事業を新規事業として計上しております。

5 ページを御覧ください。

2 項小学校費につきましては4,244万円、前年対比14.8%の減で、学校施設の維持管理事業や教育振興費を計上しております。

3 項中学校費につきましては4,246万1,000円、前年対比2.1%の増となっております。中学校費におきましても、学校施設の維持管理事業や教育振興費を計上しております。

4 項幼稚園費につきましては7,661万6,000円、前年対比34.5%の減となっており、稲取幼稚園屋上防水工事の皆減が主な減額要因であります。

5 項社会教育費につきましては2,936万6,000円、前年対比26.1%の減であります。図書館高圧受電設備更新工事の皆減が減額の要因であります。

6 項保健体育費につきましては6,611万7,000円、前年対比61.2%の減であります。町立体

育センター改修工事の皆減が主な減額要因であります。

7 項育英奨学費につきましては410万円で、育英奨学金の貸付金及び育英奨学基金への積立金を計上しております。

次に、10款災害復旧費につきましては148万8,000円、前年対比303万2,000円、67.1%の減で、構成比は0.0%であります。

次に、11款公債費につきましては6億2,893万4,000円、前年対比8,018万9,000円、14.6%の増で、構成比は12.2%となっております。内容につきましては、元金償還金5億9,481万2,000円、公債利子3,359万7,000円、一時借入金利子50万円を見込んだほか、諸費として2万5,000円を計上したものであります。臨時財政対策債の償還額増加に加え、徴収猶予特例債の一括償還により元金償還金が増額となっております。

最後に、12款予備費につきましては1,000万円で、予算総額の0.2%を計上いたしました。

6 ページをお開きください。

第2表につきまして、債務負担行為として令和3年度設定分をお示ししております。事項、期間、限度額等を御覧の上、御確認をお願いいたします。なお、債務負担行為が翌年度以降にわたるものにつきましては、210ページ以降に調書を掲載してございますので、後ほど御確認ください。

8 ページをお開きください。

先ほど御説明いたしました各款の歳入概要につきまして、この事項別明細書総括表で前年度比較も含めお示ししておりますので、御確認をお願いいたします。

9 ページを御覧ください。

同様に、歳出の前年度比較及び財源内訳を総括表としてとなっております。

歳出予算総額の特定財源内訳につきましては、国県支出金が8億1,897万3,000円、地方債が2億660万円、その他財源が4億4,140万7,000円となります。一般財源につきましては37億802万円となっております。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 健康づくり課参事。

○健康づくり課参事（齋藤和也君） 続きまして、議案第22号 令和3年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算について、概要を説明させていただきます。

恐れ入りますが、214ページをお開きください。

令和３年度東伊豆町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算）

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17億2,298万3,000円と定めます。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表歳入歳出予算」によります。

（一時借入金）

第２条、地方自治法第235条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は１億円と定めます。

（歳出予算の流用）

第３条、地方自治法第220条第２項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めます。

第１号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

215ページをお開きください。

第１表歳入歳出予算の歳入について、款項の区分で概要を説明させていただきます。

１款１項国民健康保険税は３億223万6,000円で、前年度対比3,817万5,000円、11.2%の減で、予算全体の17.5%を占めております。減額の主な要因は、被保険者数の減とコロナの影響による課税標準額の減を見込んだものです。

２款使用料及び手数料、１項手数料は20万円で、督促手数料でございます。

３款国庫支出金、１項国庫補助金は科目存置です。

４款県支出金、１項県補助金は12億5,999万4,000円、前年度対比677万6,000円の減で、予算全体の73.1%を占めております。保険給付に要する額が県から交付されます。

６款繰入金は１億4,759万1,000円で、前年度対比1,293万1,000円、9.6%の増で、予算全体の8.6%を占めております。

１項一般会計繰入金は１億1,915万8,000円で、一般会計からの法定繰入金です。

２項基金繰入金は2,843万3,000円で、歳入歳出予算調整のため、国民健康保険事業基金積立金から繰り入れるものです。

７款繰越金は科目存置です。

８款諸収入は1,296万円で、前年度対比196万円、13.1%の減で、予算全体の0.8%を占めております。

1 項延滞金、加算金及び過料は201万円で、一般及び退職被保険者の延滞金でございます。

3 項雑入は1,095万円で、前年度の3月支払い分の保険給付費に関する精算、返還分や第三者行為の納付金等であります。

216ページを御覧ください。

次に、歳出につきましても、款項の区分で申し上げます。

1 款総務費は911万5,000円で、前年度対比59万1,000円、6.1%の減であります。主な内容として、1 項総務管理費は667万3,000円で、全般的な需用費、役務費、委託料を、2 項徴税費は185万3,000円で印刷製本費や郵送料等を計上させていただきました。

2 款保険給付費は12億2,700万1,000円で、前年度対比2,155万8,000円、1.7%の減で、予算全体の71.2%を占めております。

1 項療養諸費は10億6,352万2,000円で、前年度対比2,000万5,000円、1.9%の減となっております。令和2年度の医療費実績により推計し、計上させていただきました。

2 項高額療養費は1億5,744万6,000円で、前年度対比14万7,000円、0.1%の増となっております。

4 項出産育児諸費は420万3,000円で、10人分を計上させていただきました。

5 項葬祭諸費は175万円で、前年同額となっております。

3 款国民健康保険事業費納付金は4億4,558万8,000円で、前年度対比1,099万6,000円、2.4%の減で、予算全体の26.0%を占めております。

1 項医療給付費分は2億9,959万8,000円、2 項後期高齢者支援金等分は1億572万4,000円、3 項介護納付金分は4,026万6,000円で、国の仮係数に基づき県から示された納付金額を計上いたしました。

6 款保健事業費は2,793万7,000円で、前年度対比117万6,000円、4.0%の減です。

1 項保健事業費は602万1,000円で、人間ドック補助金などを計上しております。

2 項特定健康診査等事業費は2,191万6,000円で、前年度対比105万円の減となっております。

9 款諸支出金は1,234万2,000円で、前年度対比24万2,000円、2.0%の増です。

1 項償還金及び還付加算金は1,210万円で、前年度と同額を計上いたしました。保険税の還付金及び前年度の3月支払い分の保険給付費に関し精算の処理が必要となるため、県への返還金を予算計上しております。

10 款予備費は100万円とさせていただきました。

次のページ、217ページ、218ページをお開きください。

ただいま説明いたしました各款の歳入歳出の内容につきましては、この歳入歳出予算事項別明細書で前年度比較を加え総括してありますので、御覧の上、御理解をお願いしたいと思います。

次に、218ページの財源内訳ですが、合計で申し上げます。

国県支出金が12億5,999万5,000円、その他財源は1億4,759万1,000円、一般財源は3億1,539万7,000円という内訳となっております。

以上、簡単ですが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

続きまして、議案第23号 令和3年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算について、概要を説明させていただきます。

恐れ入りますが、242ページをお開きください。

令和3年度東伊豆町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによります。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,839万7,000円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によります。

次のページ、243ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算の歳入について、款項の区分で概要を説明させていただきます。

1款1項後期高齢者医療保険料は1億5,239万7,000円、前年度対比180万5,000円、1.2%の減で、予算全体の76.8%を占めております。令和3年度の保険料率は、均等割額4万2,100円、所得割8.07%、賦課限度額64万円となります。

2款使用料及び手数料、1項手数料は7万円で、前年度と同額、督促手数料となります。

3款繰入金、1項一般会計繰入金は4,542万7,000円、前年度対比81万6,000円、1.8%の増で、予算全体の22.9%を占めております。保険料軽減分に係る一般会計からの法定繰入金です。

4款諸収入、1項延滞金加算金及び過料は50万2,000円で、保険料還付に係る後期高齢者医療広域連合からの納付金になります。

5款繰越金につきましては、科目存置です。

244ページを御覧ください。

次に、歳出につきましても、款項の区分で申し上げます。

1 款 1 項後期高齢者医療広域連合納付金は 1 億9,782万6,000円、前年度対比98万9,000円、0.5%の減で、予算全体の99.7%を占めております。徴収した保険料等を後期高齢者医療広域連合へ納付金として納付するものです。

2 款諸支出金は57万1,000円で、内訳は 1 項償還金及び還付加算金で50万1,000円、2 項繰出金が 7 万円となっております。

245ページ、246ページをお開きください。

ただいま説明いたしました各款の歳入歳出の内容につきましては、この歳入歳出予算事項別明細書で前年度比較を加え総括してありますので、御覧の上、御理解をお願いしたいと思います。

次に、246ページの財源内訳ですが、合計で申し上げます。

特定財源のその他で4,599万8,000円、一般財源で 1 億5,239万9,000円となっております。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） この際、換気のため10時45分まで休憩とします。

休憩 午前 1 0 時 2 7 分

再開 午前 1 0 時 4 5 分

○議長（村木 脩君） 休憩を閉じ再開します。

健康づくり課参事。

○健康づくり課参事（齋藤和也君） 続きまして、議案第24号 令和 3 年度東伊豆町介護保険特別会計予算について、概要を説明させていただきます。

恐れ入りますが、251ページをお開きください。

令和 3 年度東伊豆町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算）

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億4,095万7,000円と定めます。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」によります。

（歳出予算の流用）

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めます。

第1号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

252ページをお開きください。

次に、第1表歳入歳出予算の歳入について款項の区分で概要説明をさせていただきます。

1款保険料、1項介護保険料は2億8,020万9,000円で、前年度対比139万6,000円、0.5%の減で、予算全体に占める割合は20.9%でございます。65歳以上の方の特別徴収保険料と普通徴収保険料で基準月額が4,840円でございます。

2款使用料及び手数料、1項手数料は10万円を計上させていただきました。督促手数料となります。

3款国庫支出金は3億2,587万5,000円で、前年度対比1,909万8,000円、6.2%の増で、予算全体に占める割合は24.3%でございます。

1項国庫負担金は、介護給付費負担金で2億2,707万2,000円、前年度対比583万1,000円、2.6%の増で、負担率は保険給付費の施設分15%、その他分20%でございます。実績に伴う給付費の増によるものです。

2項国庫補助金は、調整交付金、地域支援事業交付金等の交付金で9,880万3,000円、15.5%の増で、法定負担率や事業の実施により評価された点数により算出された交付金が交付されるものです。

4款1項支払基金交付金は3億4,553万8,000円で、前年度対比1,014万6,000円、3.0%の増で、予算全体に占める割合は25.8%になります。第2号被保険者の保険料でございます。

5款県支出金は1億8,888万8,000円で、前年度対比644万3,000円、3.5%の増で、予算全体に占める割合は14.1%になります。

1項県負担金は、現年度分の介護給付費県負担金で1億7,960万6,000円、前年度対比3.6%の増で、負担率は保険給付費の施設分17.5%、その他分12.5%でございます。

2項県補助金は、地域支援事業交付金で928万円、前年度対比2.7%の増で、負担率は介護予防・日常生活支援事業12.5%、包括的支援事業19.25%でございます。

6款財産収入、1項財産運用収入は、科目存置です。

7款繰入金は1億9,825万6,000円で、前年度対比578万1,000円、3.0%の増で、予算全体に占める割合は14.8%になります。

1 項一般会計繰入金は、介護給付費繰入金、地域支援事業繰入金及び事務費繰入金等で1億9,825万5,000円、前年度対比3.0%の増で、負担率は保険給付費及び地域支援事業の介護予防・日常生活支援事業が12.5%、包括的支援事業・任意事業は19.25%でございます。

8 款 1 項繰越金は、前年度と同額の200万円を計上いたしました。

9 款諸収入は9万円で、主に雑入でございます。

253ページを御覧ください。

歳出につきましても、款項の区分で申し上げます。

1 款総務費は1,310万8,000円で、前年度対比250万1,000円、23.6%の増で、予算全体に占める割合は1.0%でございます。

1 項総務管理費は399万6,000円、前年度対比264.3%の増であります。全般的な需用費、役務費、システム改修委託料などを計上してあります。

2 項徴収費は166万4,000円、前年度対比7.1%の増で、納入通知書等の印刷製本費と郵便料が主なものでございます。

3 項介護認定審査会費は744万8,000円、前年度対比6.4%の減で、主に賀茂郡介護認定審査会負担金、認定調査費などを計上してございます。

2 款保険給付費は12億5,132万3,000円で、前年度対比3,702万7,000円、3.1%の増で、予算全体に占める割合は93.3%でございます。介護給付費等の実績により計上いたしました。

1 項介護サービス等諸費は11億4,867万1,000円、前年度対比2.6%の増で、要介護認定者の居宅介護サービス給付費等になります。

2 項介護予防サービス等諸費は3,506万5,000円、前年度対比12.4%の増で、要支援認定者の介護予防サービス給付費等になります。

4 項高額介護サービス等費は2,711万円で、前年度対比21.6%の増で、負担限度額を超える介護給付の自己負担に対して補填するもので、実績により算出してございます。

5 項高額医療合算介護サービス等費は328万円で、前年度と同額です。

6 項特定入所者介護サービス等費は3,627万6,000円で、前年度対比1.4%の減、低所得者の施設入所時における食費、居住費の補足給付になります。

3 款 1 項財政安定化基金拠出金は、科目存置です。

4 款 1 項基金積立金は1,598万2,000円で、介護保険給付費準備基金への積立金です。

5 款地域支援事業費は5,909万2,000円で、前年度対比141万1,000円、2.5%の増で、予算全体に占める割合は4.4%になります。

1 項介護予防・生活支援サービス事業費は2,618万円で、前年度対比3.6%の増、介護予防・生活支援サービス費、介護予防ケアマネジメント費等でございます。

2 項一般介護予防事業費は229万3,000円で、前年度対比13.8%の減で、介護予防事業費等でございます。

3 項包括的支援事業等費は3,053万6,000円で、前年度対比2.9%の増で、包括支援センターの人件費や在宅医療介護連携推進事業費等でございます。

6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金は45万1,000円で、保険料過誤納還付金でございます。

7 款 1 項予備費は100万円で、前年度と同額を計上させていただきました。

254ページ、255ページをお開きください。

ただいま説明いたしました各款の歳入歳出の内容につきましては、この歳入歳出予算事項別明細書で前年度比較を加え総括してありますので、御覧の上、御理解をお願いしたいと思います。

次に、255ページの財源内訳ですが、合計で申し上げます。

国県支出金が5億1,476万3,000円、その他の財源が3億4,572万5,000円、一般財源は4億8,046万9,000円という内容となっております。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） 議案第25号 令和3年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算について、御説明させていただきます。

295ページをお開きください。

令和3年度東伊豆町の稲取財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ55万4,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

次に、款項の区分で概要説明をさせていただきます。

296ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算の歳入について御説明します。

1 款財産収入、1 項財産運用収入は55万2,000円で、前年度比 9 万8,000円の減となります。土地貸付料23万円は前年度同額ですが、むかい庵の稲取温泉旅館組合への土地貸付料が31万7,000円と前年度比 8 万3,000円の減となります。また、天草事業配分金については、前年比 1 万5,000円減の5,000円を見込んでおります。

次に、297ページの歳出についてですが、1 款管理会費、1 項管理会委員会費は43万6,000円で、前年度比 8 万3,000円の減額となります。7 名の委員報酬は同額ですが、天草用地使用保証料については、旅館組合への土地貸付料が減額となることに伴い 8 万3,000円の減となります。

2 款諸支出金、1 項繰出金は、一般会計への繰出金 6 万3,000円で、前年度比 1 万5,000円の減となります。要因は天草事業配分金の減額を見込んだことによるものです。

3 款 1 項予備費は 5 万円で、前年同額です。

次に、298ページ、299ページを御覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書で、予算内容を総括しております。

歳入歳出の予算の合計は、歳入歳出それぞれ55万4,000円で、前年度比 9 万8,000円の減となっております。本年度予算の財源内訳は全て一般財源となっております。

続きまして、議案第26号 令和 3 年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算について御説明させていただきます。

304ページをお開きください。

令和 3 年度東伊豆町の風力発電事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億2,483万9,000円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条、地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

(歳出予算の流用)

第 3 条、地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第 1 号、電気事業費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内での

これらの経費の各項の間の流用。

次に、款項の区分で概要説明させていただきます。

305ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算の歳入について、御説明します。

1款繰入金、1項一般会計繰入金の予算額383万8,000円は、風車の管理費用を一般会計から繰り入れるものです。

2款1項繰越金の1,000円は科目存置としました。

3款1項町債の1億2,100万円は、風車解体を町で行う場合の予算を借り入れるものです。

次に、306ページの歳出ですが、1款電気事業費は1億2,433万9,000円で、前年度比1億483万円の増となります。

1項電気事業管理費は2万円で、前年度同額となります。

2項風力発電事業費は1億2,431万9,000円で、前年度比1億483万6,000円の増となります。町営風力発電所の民間移譲が成立しなかった場合には、町が風車を解体撤去することになるため、その費用を計上したものです。

2款1項予備費は、前年度同額の50万円を計上いたします。

次に、307ページを御覧ください。

第2表地方債については、起債の目的は風力発電施設解体事業、起債の限度額は1億2,100万円となっております。

308ページ、309ページを御覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書で内容を総括してあります。

本年度の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億2,483万9,000円で、前年度比1億480万6,000円の増となります。なお、財源内訳は地方債で1億2,100万円、一般財源383万9,000円となります。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（梅原 巧君） それでは、議案第27号 令和3年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算について、概要を御説明させていただきます。

恐れ入りますが、317ページをお開きください。

令和3年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイ

ザー共同設置事業特別会計予算は、次に定めるところによります。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ212万1,000円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によります。

次のページ、318ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算の歳入について、款項の区分で概要を御説明いたします。

1款分担金及び負担金、1項負担金は198万5,000円、前年度対比27万5,000円、12.2%の減となっております。これは賀茂地域1市5町の負担金となります。

2款繰越金、1項繰越金は13万6,000円、前年度対比13万5,000円の増となっておりますが、こちらは令和2年度からの繰越分となります。

319ページを御覧ください。

次に、歳出についても、款項の区分で申し上げます。

1款総務費、1項総務管理費のみとなっておりますして212万1,000円、前年度対比14万円、6.2%の減。主な支出は幼児教育アドバイザーの報酬187万6,000円となります。

320ページ、321ページをお開きください。

ただいま御説明いたしました各款の歳入歳出の内容につきましては、この歳入歳出予算事項別明細書で前年度比較を加え総括してありますので、御覧の上、御理解をお願いしたいと思います。

次に、321ページの財源内訳ですが、財源につきましては、特定財源その他が198万5,000円、一般財源が13万6,000円となります。

以上、簡単でございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 水道課長。

○水道課長（鈴木貞雄君） 議案第28号 令和3年度東伊豆町水道事業会計予算について、概要を説明させていただきます。

1ページを御覧ください。

(総則)

第1条、令和3年度東伊豆町水道事業会計の予算は、次に定めるところによります。

(業務の予定量)

第2条、業務の予定量は、次のとおりといたします。

第1号、給水件数、5,810件。

第2号、年間総給水量、230万5,000立方メートル。

第3号、一日平均給水量、6,315立方メートル。

第4号、主な事業、新規井戸（4号・5号）整備工事、新白田浄水場基本設計業務委託、東伊豆町水道用水供給事業認可申請等業務委託などを予定しております。

（収益的収入及び支出）

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。

（収入）

第1款水道事業収益4億3,090万円。

第1項営業収益4億1,379万9,000円。

第2項営業外収益1,710万1,000円といたします。

（支出）

第1款水道事業費用4億3万9,000円。

第1項営業費用3億8,435万3,000円。

第2項営業外費用1,468万6,000円。

第4項予備費100万円といたします。

2ページを御覧ください。

（資本的収入及び支出）

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4億4,251万2,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,394万6,000円、過年度分損益勘定留保資金107万7,000円、当年度分損益勘定留保資金1億7,333万1,000円及び建設改良積立金2億3,415万8,000円で補填するものといたします。

（支出）

第1款資本的支出4億4,251万2,000円。

第1項建設改良費3億4,380万4,000円。

第2項企業債償還金9,870万8,000円といたします。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第5条、予定支出の各項の経費を流用することができる場合は、次のとおりと定めます。

第1号、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用と営業外費用の間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、または、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

第1号、職員給与費8,723万円といたします。

(たな卸資産購入限度額)

第7条、たな卸資産の購入限度額は378万6,000円と定めます。

恐れ入りますが、20ページ、21ページをお開きください。

予算参考書で概要を御説明いたします。

まず、収益的収入ですが、1款水道事業収益は4億3,090万円で、前年対比58万2,000円、0.1%の減といたします。

1項営業収益は4億1,379万9,000円で、前年対比106万4,000円、0.3%の増といたします。消火栓設置修繕に係る一般会計負担金が増加しております。

2項営業外収益は1,710万1,000円で、前年対比164万6,000円、8.8%の減といたします。主な内容は、長期前受金戻入などとなっております。

22ページ、23ページを御覧ください。

次に、収益的支出ですが、1款水道事業費用は4億3万9,000円で、前年対比2,715万2,000円、6.4%の減といたします。

1項営業費用は3億8,435万3,000円で、前年対比671万9,000円、1.7%の減といたします。電力会社変更により動力費の減を見込みました。

28ページ、29ページをお開きください。

2項営業外費用は1,468万6,000円で、前年対比2,043万2,000円、58.2%の減といたします。企業債利息と消費税及び地方消費税が減少しております。

3項特別損失は、廃項といたします。

4項予備費は、前年同額の100万円といたします。

30ページ、31ページを御覧ください。

資本的収入及び支出についてですが、資本的収入の当初予算措置はございません。

資本的支出ですが、1款資本的支出4億4,251万2,000円で、前年対比2億4,584万7,000円、

125%の増といたします。

1 項建設改良費は 3 億4,380万4,000円で、前年対比 2 億4,404万7,000円、244.6%の増といたします。新年度の主要事業であります新規井戸整備工事をはじめとする10件の工事請負費や、新白田浄水場建設に係る基本設計及び新規井戸活用に向けた東伊豆町水道事業変更認可申請業務のための委託料などを計上しております。

2 項企業債償還金は9,870万8,000円です。

なお、6 ページには予定キャッシュフロー計算書、12ページには予定貸借対照表などを添付してございますので、御参照ください。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 以上で、提案されました令和3年度の各会計の当初予算の概要説明を終了します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第21号 令和3年度東伊豆町一般会計予算から議案第28号 令和3年度東伊豆町水道事業会計予算までの8件については、12人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いをます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。よって、議案第21号から議案第28号までは、12人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定によって、お手元にお配りしてあります名簿のとおり指名したいと思いをます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。したがって、予算審査特別委員会の委員は、お手元にお配りしてあります名簿のとおり選任することに決定しました。

ただいま予算審査特別委員会に付託しました議案第21号から議案第28号までについては、会議規則第46条第1項の規定により、来る3月22日までに審査を終え、報告できるよう期限をつけたいと思いをます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。よって、予算審査特別委員会において、3月22日までに審査を終え、報告できるよう期限をつけることに決しました。

なお、委員会室として、決算審査特別委員会は大会議室を充ててあります。

お諮りします。特別委員会審査のため、3月9日から21日までの13日間を休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。したがって、3月9日から21日までの13日間を休会とすることに決定しました。

当局より発言に対する訂正の申出がありましたので、これを許可します。

町長。

○町長（太田長八君） すみません。発言の訂正をお願いいたします。

議案第21号の「令和3年度東伊豆町一般会計予算」のところを、「令和3年度東伊豆町一般会計補正予算」と述べてしまいました。「補正」の削除をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） ただいまから、予算審査特別委員会を開き、付託案件の審査をお願いします。

来る3月22日は午前9時30分から本会議を開き、委員長の報告を求め、討論並びに採決を行います。

◎散会の宣告

○議長（村木 脩君） 本日はこれにて散会します。

御苦労さまでした。

予算審査特別委員会は、11時30分からの開催をお願いします。

散会 午前11時13分

令和3年第1回東伊豆町議会定例会会議録

議 事 日 程（第4号）

令和3年3月22日（月）午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第21号 令和3年度東伊豆町一般会計予算
- 日程第 2 議案第22号 令和3年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 3 議案第23号 令和3年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 4 議案第24号 令和3年度東伊豆町介護保険特別会計予算
- 日程第 5 議案第25号 令和3年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算
- 日程第 6 議案第26号 令和3年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第27号 令和3年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算
- 日程第 8 議案第28号 令和3年度東伊豆町水道事業会計予算
- 追加日程第1 発議第3号 議案第21号 令和3年度東伊豆町一般会計予算に対する附帯決議について
- 日程第 9 議案第29号 令和3年度東伊豆町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第30号 指定金融機関の指定について
- 日程第11 同意案第 1号 東伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第12 同意案第 2号 東伊豆町教育委員会教育長の任命について
- 日程第13 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

出席議員（12名）

- | | | | |
|------|-----------|------|-----------|
| 1 番 | 楠 山 節 雄 君 | 2 番 | 笠 井 政 明 君 |
| 3 番 | 稲 葉 義 仁 君 | 5 番 | 栗 原 京 子 君 |
| 6 番 | 西 塚 孝 男 君 | 7 番 | 須 佐 衛 君 |
| 8 番 | 村 木 脩 君 | 10 番 | 内 山 慎 一 君 |
| 11 番 | 藤 井 廣 明 君 | 12 番 | 鈴 木 勉 君 |
| 13 番 | 定 居 利 子 君 | 14 番 | 山 田 直 志 君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	太 田 長 八 君	副 町 長	鈴 木 利 昌 君
教 育 長	黒 田 種 樹 君	総 務 課 長	村 木 善 幸 君
企画調整課長	森 田 七 徳 君	税 務 課 長	福 岡 俊 裕 君
健康づくり課長	鈴 木 嘉 久 君	健康づくり課参事	齋 藤 和 也 君
観光商工課長	山 田 義 則 君	教育委員会事務局 教務局長	梅 原 巧 君
水 道 課 長	鈴 木 貞 雄 君	水 道 課 参 事	前 田 浩 之 君
会 計 課 長	正 木 三 郎 君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	国 持 健 一 君	書 記	吉 田 瑞 樹 君
--------	-----------	-----	-----------

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○議長（村木 脩君） 皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、令和3年東伊豆町議会第1回定例会第19日目は成立いたしましたので、開会いたします。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（村木 脩君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付いたしたとおりであります。

議事日程に従い、議事を進めます。

◎日程第1 議案第21号 令和3年度東伊豆町一般会計予算

◎日程第2 議案第22号 令和3年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算

◎日程第3 議案第23号 令和3年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算

◎日程第4 議案第24号 令和3年度東伊豆町介護保険特別会計予算

◎日程第5 議案第25号 令和3年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算

◎日程第6 議案第26号 令和3年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算

◎日程第7 議案第27号 令和3年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算

◎日程第8 議案第28号 令和3年度東伊豆町水道事業会計予算

○議長（村木 脩君） 日程第1 議案第21号 令和3年度東伊豆町一般会計予算から日程第

8 議案第28号 令和3年度東伊豆町水道事業会計予算まで、以上8件を一括議題とします。
予算審査特別委員長の報告を求めます。

3番、稲葉議員。

(3番 稲葉義仁君登壇)

○3番(稲葉義仁君) それでは、朗読をもちまして説明とさせていただきます。

資料を御覧ください。

令和3年3月22日。

東伊豆町議会議長 村木 脩様。

予算審査特別委員会委員長 稲葉義仁。

予算審査特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された次の案件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

1、付託案件。

事件の番号、件名の順でお読みいたします。

議案第21号 令和3年度東伊豆町一般会計予算。議案第22号 令和3年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算。議案第23号 令和3年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算。議案第24号 令和3年度東伊豆町介護保険特別会計予算。議案第25号 令和3年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算。議案第26号 令和3年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算。議案第27号 令和3年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算。議案第28号 令和3年度東伊豆町水道事業会計予算。

2、審査の経過及び結果。

本委員会は、令和3年3月8日、9日、10日、18日に委員会を開催し、付託された各議案について、関係職員から詳細な説明を受けるなど慎重に審議を行った。

その結果、令和3年度各会計予算は、議案第21号は賛成多数で、議案第22号から議案第28号までの7議案については全員一致で、次に述べる意見を付して原案を可決すべきものと決定した。

1枚おめくりください。

3、審査意見。

(1) 介護保険特別会計

当町においては、高齢化が進んでおり、今後さらに75歳以上の後期高齢者の増加が見込まれていることから、介護予防事業及び地域包括支援センターの充実を図られたい。

（２）風力発電事業特別会計

風力発電施設撤去工事の実施に当たっては、事業費をできる限り抑えるため撤去方法や業者選定等について精査されるよう努められたい。

４、主な質疑の内容。

（１）一般会計

総務課。

問：通常の財政運営を行っていく中で、令和３年度以降、財政調整基金を積立て、増やしていくことができるか。

答：行政改革を推進し住民サービスを行いながら歳入を確保し、基金を積み立てていく。

問：ふるさと納税の業務委託の内容は。

答：問合せ対応、パンフレット送付、寄附受付、発注、ホームページの更新、パンフレット1,000部作製等事務的な内容のほぼ全てを委託することにより、事務の効率化を図りたい。

問：行政改革について住民に公開し、一緒に進めていくことが重要だと思うがどうか。

答：町では、６つの方針を確実に進めていく時期である。町民への公開は、今後、広く知らせることができるように検討していく。

企画調整課。

問：旧介護予防拠点施設解体工事設計業務委託料について、解体した跡地の活用は。

答：決まっていないが、起債の関係で令和３年度予算に計上し、解体したい。

問：ワーケーション推進事業の委託先と内容は。

答：委託先はローカルデザインネットワークで、東京在住のメンバーが中心となって実施する。事業内容は、専門サイトの開設やリーフレットの作成、モニターツアー、コロナウイルス感染症の状況にもよるが、東京都内で町のワーケーション事業の商品企画イベント等を開催し、ニーズ調査を実施したい。

問：無人航空機操縦士等受講負担金があるが、購入後のドローンの運用は。

答：ドローン１機とバッテリー等附属品一式を購入し、職員が橋や崖の点検、災害時に崩落した道路の裏側等、人が入れない場所等の撮影に使用するため、防災課職員１名と建設や農林水産担当職員１名が初任者研修を受講する予定。

問：生活路線バス運行委託について変更はあるか。

答：便数、運行ダイヤ、料金等、今年度と変更なし。乗客数が年々減少しており、運行事業者への赤字補填のため委託料を増額している。

税務課。

問：入湯税について、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和２年度は大幅な減額補正を行っている。令和３年度も影響が残ると思われるが、今後の見通しは。

答：令和３年度については、厳しい状況下で始まることになるが、G o T oキャンペーンの延長やワクチン接種の拡大等により、前年度対比23％程度の減に踏みとどまると見込んでいる。

問：コンビニ収納の状況は。

答：件数では、令和元年度の町県民税分が4,535件で全体の38％程度であり、令和２年度についても伸びている。

住民福祉課。

問：個人番号カード等交付事業が前年より増額となっているが内容は。

答：個人番号カード関連事務に係る国からの交付金である。人口と国の予算額により補助の上限が示され、予算計上した。

問：敬老会実施事業が計上されているが、開催の見込みは。

答：新型コロナワクチンの摂取状況等を勘案し、７月から８月の状況で判断したい。なお、祝い金は開催の有無にかかわらず支給する。

１ページおめくりください。

農林水産課。

問：日帰り型市民農園使用料の内容は。

答：50平米が24区画中10区画、40平米が26区画中８区画分となっている。

問：市民農園の全体の収支は。

答：全体の収支は、令和元年度決算で303万円弱の黒字となっているが、起債の償還が令和８年度まで毎年336万円あるため、30万円程度償還額が上回っている。

問：有害鳥獣捕獲報奨金の対象期間と捕獲数は。

答：令和３年度から捕獲期間を４月から10月までに拡大した。捕獲頭数は、ニホンジカ105頭、イノシシ154頭分を計上している。

問：郡内の有害鳥獣の捕獲頭数は、河津町883頭、下田市685頭、南伊豆町971頭となっており、当町の実績は少ない。報奨金のみではなく、わなで捕獲するための講習や止めさし、

解体の講習はできないか。

答：農林事務所の会議で広域での講習会ができないか方策を考えたい。

建設課。

問：道路維持について安全対策が必要と思われるが、現状をどの程度把握しているか。

答：各区の要望、道路パトロール等である程度把握している。安全対策については、部分的に対応するか、路線ごとに対応するか課内で検討したい。

問：橋梁補修工事の進捗状況は。

答：令和3年度は、交付金事業で6橋を行う。これにより、早期に措置を講ずる必要がある21橋中19橋の補修が完了する。

教育委員会。

問：東京オリンピック・パラリンピック児童観戦事業について、開催が未確定だが、今後の見通しは。

答：未確定だが、予算編成時には、県から行けることになりそうだという連絡があったため計画している。

問：町の体育施設について、工事等で費用はかかっているが、使用料が少ない。

1枚おめくりください。

今まで安く貸しているが、せめて電気料金を賄うぐらいの金額に使用料を改定できないか。

答：本来なら賄えるようにするのが望ましいが、少しの値上げでも利用者には不満となるため難しい。近隣市町と比較しても当町が格段に安いわけではない。

問：選手派遣費補助金の内容は。

答：近隣での交流試合、県大会、全国大会に出場する場合に補助をしている。予算に不足が生じた場合は、補正予算で対応している。

健康づくり課。

問：今開催している健康増進教室参加者の実人数は。

答：143名が参加している。稲取の教室は、参加者が定員に満たないが、他の教室は、ほぼ定員に達している。

問：若年がん患者等支援事業助成費の内容は。

答：若年がん患者への医療用ウィッグや居宅での補助具等に対する費用である。

観光商工課。

問：イベントや誘客宣伝等、令和2年度に計画されたものが実施できなかったと思うが、

令和3年度予算にどのように反映されているのか。

答：団体等にヒアリングを行ったが、コロナ禍でイベントや誘客できない団体がほとんどであった。このため、事業内容を整理し、観光宣伝事業は縮小し、観光対策事業費を増額する等、配分の見直しを行った。

問：町観光宣伝委託料を下げた夏季対策、石曳き道灌祭りを増額した要因は。

答：コロナ禍において、各地区の観光協会が実施する砂浜の継続活用等の夏季対策や石曳き道祭りに要する事業費の捻出が難しいため。

防災課。

問：消防ポンプ自動車購入費について、第3分団以外に近々更新しなければならない車両はあるか。また、各分団の地域性に応じた装備をつけることはできるか。

答：消防団の車両のうち、配備後20年以上経過している車両が半分以上あるので、順次更新をしていきたい。また、車両の装備については、それぞれの地域に合ったものに変更していく。

1枚おめくりください。

（2）国民健康保険特別会計

問：国民健康保険税3,796万6,000円の減額の要因は。

答：被保険者数の減とコロナ禍による所得の減少を見込み、課税標準から5%少なく見積り、計上したため減額となった。

問：基金繰入金の増額の要因は。

答：税収の不足分を基金から繰り入れるため、基金繰入金が増額となった。

（3）後期高齢者医療特別会計

問：被保険者数の見込みは。

答：令和3年度を2,767人と見込み、前年度比で13人の減少となる。

問：令和3年度以降、団塊の世代が後期高齢者に移行し、被保険者数が毎年増えていくが、今後の保険料と給付費の見込みは。

答：保険料も給付費も増加し、さらに県全体でも増えていくため、静岡県後期高齢者医療広域連合への負担金は人数に応じて増となっていくと思われる。

（4）介護保険特別会計

問：介護認定者数の推移と令和3年度の見込みは。

答：介護認定者数については、令和2年度は740人で前年度比44人の減となっている。令

和3年度は、774人を推計している。

問：今後、後期高齢者が増えていく現状を考えると、介護予防事業をどのように実施していくお考えか。

答：介護予防事業については例年どおりだが、教室の卒業生を自主的活動グループとして活動を促しているため、介護予防に取り組む方を増やしている。また、新規事業について、ライフプランセミナーを実施し、75歳を迎える後期高齢者に対し、フレイル予防のセミナーを実施していく予定である。

（5）風力発電事業特別会計

問：風力発電施設の解体費用の算定に当たって、見積りは1社のみか。

答：風力発電所を設置した業者1社からの見積りを基に算定した。

問：現在、風車が稼働していない中、修繕料を計上した理由は。

次のページをおめくりください。

答：修繕料は、風車を安全に止めている状態を保つための費用。修繕内容としては、油圧の機械のオイル漏れの対応などがある。

問：風力発電事業の事業継承に関する結論を出す時期と、風力発電施設解体の時期についてどう考えているか。

答：事業継承については、6月定例会の時期をめどに結論を出していただきたいと担当課では考えている。事業継承が可能な場合は、可能な限り早期に施設を譲渡し、継承先が解体、不可能な場合でも、9月頃の工事発注を考えている。

（6）水道事業会計

問：コロナ禍で給水水量の減が見込まれる中、給水収益を前年度と同額で計上した理由は。

答：令和2年度の給水水量の実績においては、G o T oキャンペーンの影響による収益増や緊急事態宣言の影響による収益減があった。ただ、令和3年度においては、これら特殊要因は考慮しないで計上した。

問：建設改良工事費の内容は。

答：新規井戸（4号・5号）整備工事、新規井戸導水管敷設工事、配水管工事及び電気工事等、合計で8本予定している。

問：建設改良費の調査費の内容は。

答：新白田浄水場基本設計業務委託、水道事業変更認可申請業務委託、また債務負担行為の水道用水供給事業認可申請業務委託、水道用水供給事業構築業務委託など5本を予定して

いる。

以上となります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより、議案第21号 令和3年度東伊豆町一般会計予算の討論に入ります。討論ありませんか。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 私は、議案第21号 令和3年度一般会計予算について反対の討論を行います。

私は、今年度の予算について、2つの点から評価、検討してみました。1つは、町長の施政方針とそれを裏づける予算という視点、もう一つは、太田町長の4期16年目の予算であるという視点であります。

まず、予算の第一の問題点は、町民要望には、お金がない、財政が厳しいと言いながら、財政再建をし、庁舎を建て直すという点では、前年同様、言葉の決意があっても、裏づけになる行動は大変乏しいというふうに感じられました。今年度、令和3年度の予算で基金の取扱いを見直しいたしました。このままでは、令和4年度の予算では、財政調整基金を積み立てることを行うならば、来年度予算は、骨格予算がそのまま本予算となる大変厳しい状況を迎えるものと感じました。

また、もう一つは、65歳以上の高齢者が5,460人、高齢化率46.29%、75%以上の後期高齢者が2,906人、後期高齢者の比率は24.65%と急速な高齢化が進んでいます。町の高齢化は、国の予想よりも4年早く、国の言う超々高齢化社会に至っています。しかし、町の対応は、増え続けている買物や移動に苦慮する町民、高齢者のみの世帯で、健康の衰えや必要な医療サービスを様々な困難を生じながらも暮らしている町民に寄り添うものにはなっていないと思います。

介護通報システムも、これまで返納された機械の活用だけであり、新たなもの、充実したものはありません。高齢者の健康づくりの取組は、高齢者への配食サービスの取組も少ない予算で増え続けている高齢者の2%、3%を対象としているものに過ぎません。

令和3年度予算をはじめ、太田町政の4期16年による町政運営は、少子高齢化の急速な進展に対する財政と高齢者への生活への対応に遅れを生み出したと言わざるを得ないものとなっています。それには2つの要因があると私は考えます。

1つは、財政でも、高齢者福祉の問題でも、明確なビジョンや構想がなかったことであります。特に対応が遅れた高齢者の支援は、戦略的な位置づけや構想がありませんでした。こ

のことから、今後、介護保険特別会計や後期高齢者医療特別会計に町の大きな負担が生じ、財政を一層悪化させかねないことを指摘したいと思います。

もう一つの要因は、町長が掲げる笑顔あふれるまちづくりのスローガンによる自縛があると思います。喜ばれることには熱心になりつつも、逆に喜ばれないこと、行政サービスの見直しなどには積極的に動くことが少なかったと思います。いずれにせよ、財政の深刻な行き詰まりと高齢者福祉の遅れは、今年だけの問題でなく、今後の町政に長く引き継ぐ負の遺産となっていくことが懸念されるわけであります。

最後に、今年度の町政運営に当たって、行政改革や風車問題、ごみの有料化など、町民生活に関わる多くの問題があります。どの問題でも町民の皆さんに情報や計画を知らせる努力を行い、町民の皆さんの理解と合意を得る取組を軽視せず進めることを強く求めたいと思います。

また、今年度取り組まれる総合計画の作成では、大変厳しい状況ではありますが、町民の皆さんの中に希望や期待が持てる施策を1つでも多く採用されることを強く求めたいと思います。

こうした取組がなければ、地方自治、東伊豆町町政が瓦解しかねないということを強く指摘をして、討論を終わります。

以上です。

○議長（村木 脩君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

2番、笠井議員。

○2番（笠井政明君） 私は、この議案に対して賛成の意見を述べさせていただきたいと思います。

今、14番議員がおっしゃるとおり、かなり厳しい財政というのは、今回の審議で全議員、分かっていると思います。その中で、来年度を見据えた予算編成、私どもも審議の中で意見を述べさせていただきました。14番がおっしゃるとおり、いろんなことをやっていくことは非常に素晴らしいことだと思いますが、限られた財政の中で、今年度審議をした結果、私は賛成をさせていただきたいと思いますので、討論とさせていただきます。

○議長（村木 脩君） ほかに討論ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これで討論を終結します。

これより、議案第21号 令和3年度東伊豆町一般会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の御起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(村木 脩君) 御着席ください。本案は原案のとおり決することに決しました。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号 令和3年度東伊豆町国民健康保険特別会計予算の討論に入ります。討論ありませんか。

(発言する人なし)

○議長(村木 脩君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第22号 令和3年度東伊豆町国民健康保険特別会計を採決します。

この採決は起立によって行います。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものです。この予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(村木 脩君) 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号 令和3年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算の討論に入ります。討論ありませんか。

(発言する人なし)

○議長(村木 脩君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第23号 令和3年度東伊豆町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものです。この予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(村木 脩君) 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号 令和3年度東伊豆町介護保険特別会計予算の討論に入ります。討論ありませんか。

(発言する人なし)

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第24号 令和3年度東伊豆町介護保険特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものです。この予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（村木 脩君） 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号 令和3年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算の討論に入ります。討論ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第25号 令和3年度東伊豆町稲取財産区特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものです。この予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（村木 脩君） 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第26号 令和3年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算の討論に入ります。討論ありませんか。

11番、藤井議員。

○11番（藤井廣明君） 私は、この風力発電特別会計の予算には反対させていただきます。

これ撤去費の算定並びに修繕料の算定等が初め、議員、議会などに示されていたものと大分乖離があります。それから、1社のみの見積りであるということにおいては、これは自治体の行うべき数字の提案ではないと、このように考えますので、反対させていただきます。

○議長（村木 脩君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

2番、笠井議員。

○2番（笠井政明君） 私は、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

今、藤井議員がおっしゃったことですが、まだ風車の解体については予算計上の段階で、

譲渡なのか、当町でやるのかということはまだ決まっておりません。予算を取っていないということは、どちらもできないということになりかねませんので、私は、来年度予算に対しては、賛成の立場で意見を述べさせていただきました。

○議長（村木 脩君） ほかに討論ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これで討論を終結します。

これより、議案第26号 令和3年度東伊豆町風力発電事業特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものです。この予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村木 脩君） 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号 令和3年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算の討論に入ります。討論ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第27号 令和3年度下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置事業特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものです。この予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村木 脩君） 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号 令和3年度東伊豆町水道事業会計予算の討論に入ります。討論ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第28号 令和3年度東伊豆町水道事業会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

この予算に対する委員長の報告は可決とするものです。この予算は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村木 脩君) 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。
それでは、委員長は自席に戻ります。

◎動議の提出について

○議長(村木 脩君) 3番、稲葉議員。

○3番(稲葉義仁君) ただいま可決されました議案第21号 令和3年度東伊豆町一般会計予算について附帯決議をつけさせていただきたいと思います。

○議長(村木 脩君) お諮りします。ただいま3番、稲葉議員から、発議第3号 議案第21号 令和3年度東伊豆町一般会計予算に対する附帯決議についてが提出されました。
この動議は、1人以上の賛成者がありますので、成立しました。

◎日程の追加について

○議長(村木 脩君) これを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村木 脩君) 異議なしと認めます。したがって、発議第3号 議案第21号 令和3年度東伊豆町一般会計予算に対する附帯決議についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

資料配付のため暫時休憩します。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時09分

○議長（村木 脩君） 休憩を閉じ、再開します。

◎追加日程第1 発議第3号 議案第21号 令和3年度東伊豆町一般会計予算に
対する附帯決議について

○議長（村木 脩君） これより、追加日程第1 発議第3号 議案第21号 令和3年度東伊豆町一般会計予算に対する附帯決議についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

3番、稲葉議員。

（3番 稲葉義仁君登壇）

○3番（稲葉義仁君） それでは、朗読をもちまして説明に代えさせていただきます。

発議第3号 議案第21号 令和3年度東伊豆町一般会計予算に対する附帯決議。

地方自治法第112条及び会議規則第14条第3項の規定により、議案第21号 令和3年度東伊豆町一般会計予算に対する附帯決議を別紙のとおり提出する。

令和3年3月22日提出。

東伊豆町議会議長 村木 脩様。

提出者 予算審査特別委員会委員長 稲葉義仁。

賛成者 予算審査特別委員会副委員長 山田直志。

1枚おめくりください。

議案第21号 令和3年度東伊豆町一般会計予算に対する附帯決議。

現在、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、町内経済は非常に厳しい状況下に置かれています。また、事態の収束がいまだに見通せない中、この先、町内経済がさらに疲弊し、町税をはじめとする歳入が大幅に落ち込むなど、町財政への影響が懸念されているところで

す。

このような状況の中、令和3年度の予算執行に当たっては、以下を留意し、危機感を持って業務に取り組んでいただくよう強く求めるものであります。

記

1、歳入を確保し、行財政改革をさらに進めるとともに、歳出抑制に努め、令和2年度剰余金の2分の1以上を速やかに積み立てる等、財政調整基金の増勢を図り、併せて基金の取崩しに頼らない財政運営をすること。また、補正予算については、事前に十分な期間を設け、議会に相談すること。

2、令和3年2月末現在の0歳児は18人と少子化に歯止めがかからない中、子育て世帯のニーズに応じた保育及び教育環境の整備について方針を示し、執行されたい。

以上、決議する。

令和3年3月22日。

東伊豆町議会。

以上になります。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、発議第3号 議案第21号 令和3年度東伊豆町一般会計予算に対する附帯決議についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村木 脩君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第29号 令和3年度東伊豆町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（村木 脩君） 日程第9 議案第29号 令和3年度東伊豆町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 太田長八君登壇)

○町長(太田長八君) ただいま上程されました議案第29号 令和3年度東伊豆町一般会計補正予算(第1号)について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に2億7,344万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出の予算の総額を54億4,844万3,000円とするものであります。

歳入の主な内容ですが、新型コロナウイルスワクチン接種事業や感染症対応地方創生臨時交付金における国庫及び県支出金の増額、また保健センター改修事業を見込んだ衛生債やふるさと納税基金からの繰入金を増額措置しております。

次に、歳出の主な内容ですが、新型コロナウイルスワクチン接種事業や感染症対応地方創生臨時交付金事業を増額した内容であります。必要な財源配分を行った後に財政調整基金からの繰入金措置をさせていただきましたので、御理解をお願いいたします。

詳細につきましては、総務課長より説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(村木 脩君) 総務課長。

○総務課長(村木善幸君) ただいま提案されました議案第29号 令和3年度東伊豆町一般会計補正予算(第1号)について、概要を御説明いたします。

令和3年度東伊豆町の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによります。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,344万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億4,844万3,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

(債務負担行為の補正)

第2条、債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」によります。

(地方債の補正)

第3条、地方債の追加は、「第3表地方債補正」によります。

恐れ入りますが、7ページ、8ページをお開きください。

2、歳入について御説明いたします。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金、補正前の金額に3,848万1,000

円を追加し、3,860万6,000円といたします。

1 節保健衛生費負担金、細節 2 新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金3,848万1,000円の増は、ワクチン接種における直接的経費分の国庫負担金であり、接種 1 回当たり2,277円の基準単価で計算したものであります。

2 項国庫補助金、2 目衛生費国庫補助金、補正前の金額に3,461万1,000円を追加し、3,639万7,000円といたします。

1 節保健衛生費補助金、細節 4 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金3,461万1,000円の増は、ワクチン接種体制に必要な経費に対する国庫補助であり、当町に示された基準額から令和 2 年度分を差し引いた金額を計上しております。

5 目教育費国庫補助金、補正前の金額に50万円を追加し、63万円といたします。

1 節教育費補助金、細節 5 教育支援体制整備事業交付金50万円の増は、各幼稚園での感染症対策費用として交付されるものであります。

7 目総務費国庫補助金、補正前の金額に 1 億1,026万3,000円を追加し、1 億1,827万3,000円といたします。

1 節総務費補助金、細節 7 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 1 億1,026万3,000円の増は、令和 2 年度国の第 3 次補正分としての交付限度額であります。

16 款県支出金、2 項県補助金、1 目総務費県補助金、補正前の金額に3,968万7,000円を追加し、5,193万円といたします。

1 節企画費補助金、細節 5 新型コロナウイルス感染症対策地域振興臨時交付金3,968万7,000円の増は、国の臨時交付金の配分を基に、地域経済支援事業に対して県より交付されるものであります。

19 款繰入金、3 項基金繰入金、2 目財政調整基金繰入金、補正前の金額に1,020万1,000円を追加し、1,020万1,000円といたします。

1 節細節 1 財政調整基金繰入金1,020万1,000円の増は、今回の補正における歳入及び歳出予算調整のため、不足額を補填措置した内容でございます。

3 目ふるさと納税基金繰入金、補正前の金額に1,000万円を追加し、9,969万5,000円といたします。

1 節細節 1 ふるさと納税基金繰入金1,000万円の増は、庁舎衛生環境整備等の感染症対策事業に対して、ふるさと納税基金繰入金を繰り入れるものであります。

9 ページ、10 ページを御覧願います。

22款 1 項町債、10目衛生費、補正前の金額に2,970万円を追加し、3,780万円といたします。

1 節衛生債、細節 2 保健センター空調機更新事業及び細節 3 保健センター無線 LAN 設置事業、計2,970万円の増は、保健センターにおいて感染症や災害時の拠点施設として必要な整備を行うため、地方債を増額措置いたします。

11ページ、12ページを御覧願います。

次に、3、歳出について御説明いたします。

2 款総務費、1 項総務管理費、9 目企画費、補正前の金額に3,110万円を追加し、8,078万7,000円といたします。

事業コード9 新型コロナウイルス感染症対策事業（企画費）、12節委託料、細節 1 庁舎内ネット環境整備委託料1,040万円の増及び細節 2 テレワーク対応可能システム構築委託料500万円の増につきましては、感染症対策としてウェブ会議やテレワークに対応できるよう整備を行うものであります。

細節 3 庁舎衛生環境整備工事設計監理委託料100万円及び14節工事請負費、細節 1 庁舎衛生環境整備工事の増は、庁舎 1 階への洋式トイレ設置及び洗面所の自動水栓交換に要する経費を計上しております。

12節委託料、細節 4 情報発信充実化システム構築委託料630万円の増は、従来の情報発信メールから電子申請や資料添付も可能となる L I N E を活用したシステムに移行するための費用であります。

17節備品購入費、細節 1 ウェブ会議環境整備用備品300万円の増は、モニターや町で開催される式典等をウェブ配信するための備品等を購入するものであります。

細節 2 感染症対策用備品140万円の増は、会議室等に配置する空気除菌機を購入するものであります。

2 項徴税費、2 目賦課徴収費、補正前の金額に259万2,000円を追加し、2,587万9,000円といたします。

事業コード1 賦課事業、12節委託料、細節 9 公図電子化業務委託料259万2,000円の増は、公図の発行を電子化するための経費を計上しております。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、補正前の金額に150万円を追加し、1 億3,539万5,000円といたします。

事業コード1 社会福祉事業、18節負担金補助及び交付金、細節 1 介護事業所等支援金150万円の増は、介護支援サービス事業所等に対する感染症予防対策支援金として、1 事業者10

万円を支給するものであります。

13ページ、14ページを御覧願います。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、2 目予防費、補正前の金額に7,321万3,000円を追加し、9,147万8,000円といたします。

事業コード4 新型コロナウイルスワクチン接種事業7,321万3,000円の増は、令和3年度分のワクチン接種や予約管理に必要な経費として、会計年度任用職員報酬や医師、看護師謝礼、コールセンター委託料、個別接種委託料、医療機関協力金などを計上しております。

15ページ、16ページを御覧願います。

7 目保健・福祉センター費、補正前の金額に2,975万4,000円を追加し、6,477万円といたします。

事業コード1 保健福祉センター維持管理事業、14節工事請負費、細節3 空調機更新工事（感染症対策）及び細節4 無線LAN設置工事、計2,975万4,000円の増は、感染症や災害時の拠点施設としての保健福祉センターにおいて多くの部屋を有効に活用するため、空調やインターネット環境を整備する内容であります。

6 款1 項商工費、2 目商工振興費、補正前の金額に1 億2,500万円を追加し、1 億6,436万円といたします。

事業コード4 新型コロナウイルス感染症対策事業（商工費）、18節負担金補助及び交付金、細節2 継続化支援商工会補助金8,200万円の増につきましては、本年度においても減収事業者への継続支援を目的に、宿泊、飲食業や大型観光施設に対し20万円、その他業種に対し10万円を給付するための8,000万円と事務経費を商工会へ補助するものであります。

細節5 プレミアム商品券事業商工会補助金3,000万円の増は、1 冊3,000円の購入で額面4,500円となるプレミアム率50%の商品券事業を実施するため、商工会へ補助する内容であります。

細節6 感染症対策備品等購入費補助金1,000万円の増は、前年度より引き続いて町内事業者が購入する感染症対策の備品に対し補助を行い、支援するものであります。

細節7 新規事業参入者支援補助金300万円の増につきましては、コロナ禍で必要以上に経費がかかる新規企業に対して補助するものであります。

8 款1 項消防費、4 目防災対策費、補正前の金額に88万7,000円を追加し、3,365万8,000円といたします。

事業コード14 感染症対策事業、10節需用費、細節7 医薬材料費88万7,000円の増は、感染

症対策として消毒液や防護服を購入する内容であります。

17ページ、18ページを御覧願います。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、補正前の金額に839万7,000円を追加し、1億2,300万9,000円といたします。

事業コード12新型コロナウイルス感染症対策事業（教育費）、10節需用費、細節1消耗品費30万円及び17節備品購入費、細節1学校用備品670万円、細節2図書館用備品139万7,000円、計839万7,000円の増は、GIGAスクール事業における学習支援ソフトの導入や図書館への本消毒器購入に要する経費が主な内容となっております。

4項1目幼稚園費、補正前の金額に100万円を追加し、7,761万6,000円といたします。

事業コード2幼稚園運営事業、10節需用費、細節1消耗品費100万円の増は、国の教育支援体制整備事業交付金を活用し、幼稚園の感染症対策用消耗品の購入を行うものです。

恐れ入りますが、3ページ、4ページへお戻りください。

第2表債務負担行為補正であります。指定金融機関事務手数料を追加するものであります。

第3表地方債補正であります。保健センター空調機更新事業及び無線LAN設置事業を追加計上しておりますので、御確認願います。

5ページ、6ページを御覧願います。

歳入歳出補正予算事項別明細書で、ただいま説明いたしました内容を総括してあります。

まず、歳入ですが、補正前の額51億7,500万円に2億7,344万3,000円を追加し、54億4,844万3,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額51億7,500万円に2億7,344万3,000円を追加し、54億4,844万3,000円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、特定財源は、国県支出金が2億2,354万2,000円の増、地方債が2,970万円の増、その他が1,000万円の増、一般財源を1,020万1,000円の増といたします。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

1番、楠山議員。

○1番（楠山節雄君） すみません、何点かちょっとお伺いをしたいと思います。

まず、12ページの税務課関係の公図電子化の事業ですけれども、これを行うことによって、メリットみたいなものというのはどんなことが考えられるのかと、あと、一応電子化にして、その後の維持経費というのが毎年発生をするのかどうか、その辺をちょっとお伺いをしたいのと、あと、16ページの観光商工のほうで、コロナの感染症対策の事業が幾つか盛り込まれていますけれども、その中で事業継続化の関係です。

前回も、これ実施をしていただきました。一律10万円ということだったですけれども、この中で多くではないですけれども、事業者の中から、こういう事業があったのということで知らなかった事業者もいるみたいなものですから、この辺、広報だとかPR、どのようにやっぱり考えているのか。

それから、支給額、区分けがされています。国では、一般的には法人と個人、2分の1、前は200万の100万、今回60万の30万という、そういうシンプルな区分けになっているんですけれども、この辺、飲食だとかも含めて、法人、個人の区分けの仕方じゃない方法をとったという、実は、やっぱり旅館の納入業者等が大分ひどい状況だということを考えた中で、やっぱり法人というのは、組織も大きいでしょうし、影響が大きいなというふうに思っている中で、なぜ法人をこの20万の中に入れなかったのかなということで、その辺の御答弁と、申請時期、4月からになると思うんですけれども、いつまでが締切りの期間になるのか、その辺をちょっと教えていただきたいなと思います。

○議長（村木 脩君） 税務課長。

○税務課長（福岡俊裕君） ただいまの楠山議員の質問に対してお答えいたします。

まず、公図電子化業務委託のメリットでございますが、こちらにつきましては、現在、公図は、ポリエステルフィルムに描写された公図写しによって管理を行っておりますが、こちらのほうからコンピューターで扱うラスター画像というものを作成しまして、電子化した公図で管理することによりまして、煩雑な事務の効率化につながりまして、住民への素早い公図の提供ができること、あと、窓口での接客時間の縮小につながりますので、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図れるといったメリットがあるものと考えております。

経費の関係でございますが、従来型のポリエステルフィルムに描写された原図で管理した場合、毎年、公図に分合筆の線を入れる整備委託及び3年に一回、印刷製本としまして、3年間で115万円ほどの経費がかかっております。コンピューターで管理される画像の整備につきましては、やはり分合筆の線を入れることは毎年行わなければならないんですが、3年間で経費のほうに95万円ということで、若干経費については安くなるものと考えております。

また、災害等によりまして、ポリエステルフィルムに描写された公図写しですと、棄損、紛失といったおそれがありますが、電子画像でしたら管理のほうもしやすいということで、メリットがあるものと考えております。

○議長（村木 脩君） 観光商工課長。

○観光商工課長（山田義則君） それでは、事業継続化の補助金の関係の御質問を3点ほどいただいておりますので、順次お答えしたいと思います。

まず、広報の関係なんですけれども、基本的に備品等購入費みたいな形で、回覧で、あと新聞広告、情報配信メール等、そういう媒体をいろいろ使いまして広報したいと。前回においては、商工会のほうでやったんですけれども、確かにそのような声は若干聞かれたことは承知しております。ですから、行政のほうも、その広報に関しましては積極的に関与した中で、いろいろ考えていきたいと思っております。

続きまして、法人、個人ではなく、業種でうちのほう、今回20万、10万円という形の区分けの制度設計にはなっておるんですけれども、確かに国のほうは、個人、法人ということで区分けがなされております。でも、報道等で行われていることなんですけれども、業者というか、すみません、コロナの影響によって収益が落ち込んでいるのが特に宿泊業と、あと飲食業ということで、そこら辺を重点的に支援したいということで、一応こういう形の20万円、そちらに関しては20万円ということで支給をしたいと考えております。

あと、納入業者等の関係なんですけれども、観光関連産業というのは非常に裾野が広いわけですし、そこら辺をちょっと網羅して入れると、ちょっと事業規模が非常に多くなってしまって、財源がちっと足りなくなるということで、今回、中核となる宿泊業についてのみ20万円、その他については10万円ということで支給を考えております。

あと、締切りはいつになるかという御質問ですけれども、一応4月から6月までを想定しております。一応6月ということで期限は考えておるんですけれども、必要があれば延長というのでも考えてもよろしいかと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 1番、楠山議員。

○1番（楠山節雄君） 小規模の飲食業が影響が少ないかということじゃないんだけれども、それよりもっとやっぱり旅館さん、宿泊施設へ納入されている業者、もっとやっぱり深刻な状況だというふうに思っているんですよ。個人事業者になっているから、やっぱり法人というのは、組織自体もやっぱり大きいでしょうし、影響は本当にそちらのほうがあるのかなと

思いますので、支給額の20万のほうにやっぱり法人組織というのは入れられないのかなというふうな、そういうふうな疑問があります。

税務課のほうは了解をしました。

それから、課長のほうからは、弾力的な、今、対応したいという発言がありましたが、6月末までを一応予定しているんだけど、状況によっては延長するということで、知らなかったという、その部分でまた駆け込みみたいになんてちょっと遅れての申請があった場合には、ぜひ弾力的に対応していただきたいなと思います。

それから、全体的になんてちょっと町長にお伺いしたいんですけども、今回様々な感染症対策で事業費計上しているじゃないですか。そこが、予算ですので、多分多めに見ていると思うんですけども、それらから発生した余剰金というんですか、予算執行残というものがもし出た場合、前回、今回の対策以上の支援を町長、してくれたじゃないですか。例えば大学生等、専門学校なんかの支援、これも本当にテレビで見ていると、厳しい状況でアルバイトもできなくて、学校、退学をしなければならないというふうな生徒が何人もいるというのが、そういうニュースも見ていますので、そういうことだとか、あとは学校給食も前回支援をしていただきましたけれども、そういう予算残が出た場合に、そうした中から今言ったような支援ができないかどうか、町長の考え方をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 当然余分な予算残が出たとき、どんな使い方をするか、その辺は今、楠山議員から、それも考えていきたいと思います。また、今回議会のほうで介護事業者に對しまして支援してほしいということを言われた中で、今回10万円ということをやります。しかし、まだ議員の方からも介護事業者、また大変厳しいですよ、もっとできればやってほしいよとかも要望されております。そういうことをいろいろ勘案した中で、もし余ったならば、その都度使い道をやった中で、また議会の方たちと相談してその使い道をやっていきたい、そう考えておりますので、御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 楠山議員、補正と関係のないほうへ行かないように、よろしくお願いします。

1 番、楠山議員。

○1 番（楠山節雄君） すみません。2 番議員から2 回までだというふうに言われていますので、申し訳ありません、最後にさせていただきたいなと思います。

町の財政が本当に厳しい状況で、一方で14番議員をはじめとして、議員皆さんがやっぱり財政調整基金を増やしていくべきだというふうな考え方がある中で、なかなか、じゃ、余ったものを全部使うという、そういう考え方もいいのかどうかなのかなという、その議論があると思うんですけども、今回は困っている人たちに行き届くような支援をぜひお願いをしたい、要望して終わります。ありがとうございました。

○議長（村木 脩君） 答弁は要りませんね。

ほかに質疑ありませんか。

3番、稲葉議員。

○3番（稲葉義仁君） すみません、12ページの新型コロナウイルス感染症対策事業（企画費）で情報発信充実化システム構築委託料、L I N Eを使ったシステム構築だと思うんですけども、タイミングというか何というか、今、情報漏えい云々ですとか、国のほうで非常に、ちょっと問題が出てきているかと思います。ちょっと私も報道で見た限りなので、どういう障害とか、どういう課題が出てくるかというのは定かではないんですが、あのあたりのことが私どものこの東伊豆町で計画している今回の案に何らかの影響を与えるようなことはあったりするのでしょうか。一応その辺の捉え方についてお伺いしたいと思います。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 本当にマスコミの中でまだ、L I N Eに対しても韓国を経由した中で一応情報が流れている、そういうことを聞いています。当然その辺も吟味した中で、これはもうL I N Eを使わなきゃいけないと考えています。情報によれば、L I N E、国のほうはやはりやらないと聞いております。その辺はL I N E以外なんてこともいろいろありますけれども、何しろ情報漏えいが一番怖いですから、その辺は、やるときは十分吟味した中で、情報漏えいが疑われるような行為はやりません。申し訳ないです。もしそうやる都度原課のほうがいろいろ調査した中でこれはやっていきたいと考えておりますもので、その辺は御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） 今回のL I N Eをめぐる問題点の指摘については、国、地方自治体、それぞれちょっと今、対応が分かれている状況でございまして、国のほうは、省庁ごとにしばらくの間、運用を停止するというようなところもあるようですが、千葉市等の大きい市でも、特に問題がないことが確認されて、今回情報流出自体はしていないので、今ま

でどおりLINEは運用しますよというところもあって、ちょっと対応は分かれております。ただ、総務省のほうでも、26日までに自治体、今、既に動いているLINE、こういうものが動いているのかというような調査を総務省のほうがするというようなことも聞いておりますので、そういったことも勘案して事業のほうを進められたらと思っています。

ただ、今回こういった問題が逆に起きたことで、いろいろセキュリティー等が改善されるのではないかなということも思いますので、今後の推移を見守ってしっかり対応していきたいというように考えております。

以上です。

○議長（村木 脩君） ほかに質疑ありませんか。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 14ページと16ページに絡むんですけれども、医療機関への協力金と救急体制協力金というふうにありますけれども、これはちょっと具体的にはどういう内容か、内容的に、それをつけるということについて、私、それはそれで本当に必要なことだというふうに考えています。内容をちょっと詳しく理解をしたいと思います。

もう一つ、これ総務課長のほうでいいと思うんですけれども、財源構成上、今回も基金の繰入れ、ふるさと納税を使っているんですけれども、当然これは国の臨時交付金対象事業のところに残金等が出たら、当然予算の組替え、財源組替えというのはあるんだと思うんですけれども、今回のつけている事業については、そういう対応をちゃんとできると、事業项目的に対応ができるんだろうというふうに思っているんですけれども、そのように考えてよろしいでしょうか。

○議長（村木 脩君） 健康づくり課長。

○健康づくり課長（鈴木嘉久君） ただいまの14番議員の御質問で、医療機関協力金、それから救急体制の協力金の内容ということでの御質問です。

医療機関協力金につきましては、これから新型コロナウイルスワクチン接種が当町でも始まります。約、およそ半年ぐらいをかけて接種をしていくような状況にあらうかと今、計画をしているところでありますけれども、その間、町内の医療機関には、6機関ございますけれども、ワクチン接種について協力をいただくということで、まず高齢者の接種につきましては、集団接種という形で保健センター、それから役場において集団を行う。その後、病院の個別も含めた中で、一般の町民の方への対応という形で行っていくと。

1万1,000人ぐらいの町民の方が、現在、ファイザーの場合ですと2回接種ということで、

この2回接種を行う期間、診療等がストップするようなこともあるということで、各医療機関については、自分のところでワクチン接種を行うようになると、おおよそそのための時間ということで、診療の時間等を割いた中でやっていかなければならないというような状況が生まれるのではないかとということも考えられます。

もちろん医療機関では、当然そこにかかりつけでかかっている方もいるわけですから、診療をとめるわけにはいきませんが、ワクチン接種も同時にやっていただくと。そういうものへの一律の協力金という形の中で、接種をしていただける病院に一律100万円ずつの協力金という形でさせていただきたいというふうに考えております。

それから、救急体制の協力金ですけれども、これにつきましては、集団接種を実施している間、保健センターと役場で実施をすることになりますけれども、この集団接種のときに、救急を要する事案が発生した場合に、ワクチン接種の最中に救急で搬送する病院を2病院指定という形で、保健センターで接種をする場合には熱川温泉病院、それから稲取の役場で接種する場合には東部病院ということで、接種の間、集団接種をやっている間、そこで何か事案が発生して救急体制をとらなければならないときには病院への搬送ということで、待ち受けをしていただくという2病院に対して、こちらも協力金で一律100万円ずつということで設定をさせていただいております。

以上です。

○議長（村木 脩君） 総務課長。

○総務課長（村木善幸君） 山田議員の2点目になりますが、基金のこれからの活用というか、見込みなんです。今回臨時交付金事業ということで事業費を計上させていただいておりますが、今回の事業費の中で、工事請負費であったり、町民や事業者の皆様から申請いただく事業も計上しております。そういった中で、今後、その辺で事業費が予算額より下回ることが予想されておりますので、予算ベースでは、この基金を活用して予算を計上しておりますが、そういった関係で事業費が縮小される場合につきましては、当然町の単独で見ているこの基金の繰入金については、減額していくものであるのかなというふうには考えており、財政の健全な運営を図っていきたいと考えておりますので、御理解のほうをよろしくお願いします。

以上です。

○議長（村木 脩君） ほかに質疑ありませんか。

12番、鈴木議員。

○12番（鈴木 勉君） 16ページのことについてちょっとお伺いをしたいと思います。ここに持続化支援金の予算が計上されておるわけなんですけれども、これの支給条件、これは令和2年度の対比の中で支給条件を考えておるのか、令和元年の、去年、おととしのまだこの……ごめんなさいね、コロナがこれほどひどくならないときの営業の成績に対して支給条件を含めていくのか、そこら辺を聞いていきたいなと思いますし、それから、今話題になっている業種ではなくして、農業とか漁業とかという、この人たちも一般事業者として含まれていくのではないのかなと思うんですけれども、コロナで販売金額が落ちて減額になってくる、収入の減額になってくるというのは分かるんですけれども、漁業というのは、そういう生産事業じゃなくて、自然の条件の中での漁獲高というのが出てくるわけなんですけれども、そういう点では、この支給条件に対してはどのような配慮がなされているかをお聞きしたいなと思います。

○議長（村木 脩君） 観光商工課長。

○観光商工課長（山田義則君） それでは、事業の継続化の支援金、これについてお答えしたいと思います。

比較対象ですが、これはあくまでも前年となります。12月から令和2年、前年です。ですから、令和元年の12月から令和2年の3月ということで、前年との対比となります。

続きまして、農業者、漁業者の扱いなんですけれども、これは個人事業主として対象いたします。漁業の関係なんですけれども、多分これ白色申告者が多数いると。青色申告の場合は、前年対比が容易にできますけれども、白の場合はできないということで、そこら辺の意見は承っております。ですから、そこら辺は商工会が、やはり前年対比ということ、これは重要になってくるんですけれども、そこら辺をうまく酌み取れるように、比較対象を白であってもやれるようなことで対応するというので承っておりますので、御理解のほうをよろしくお願いいたします。

○12番（鈴木 勉君） はい、ありがとう。

○議長（村木 脩君） ほかにありませんか。

（発言する人なし）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、議案第29号 令和3年度東伊豆町一般会計補正予算（第1号）を採決します。
この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村木 脩君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、11時10分まで休憩とします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

○議長（村木 脩君） 休憩を閉じ、再開いたします。

◎日程第10 議案第30号 指定金融機関の指定について

○議長（村木 脩君） 日程第10 議案第30号 指定金融機関の指定についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま上程されました議案第30号 指定金融機関の指定について、提案理由を申し上げます。

地方自治法第235条第2項及び同法施行令第168条第2項の規定によりまして、下記のとおり金融機関を指定し、東伊豆町の公金の収納及び支払い事務を取り扱わせるものとする。

記

指定する金融機関名、静岡県三島市芝本町12番3号、三島信用金庫。

指定期間、令和3年6月1日から令和5年6月30日まで。

現在、東伊豆町指定金融機関である伊豆太陽農業協同組合の指定期間が令和3年5月31日をもって満了となるため、新たに当町の指定金融機関として三島信用金庫を指定するものがあります。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより、議案第30号 指定金融機関の指定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（村木 脩君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 1 同意案第 1 号 東伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（村木 脩君） 日程第11 同意案第 1 号 東伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任についての同意を求める件を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 同意案第 1 号 東伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

下記の者を東伊豆町固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方税法第423条第 3 項の規定により議会の同意を求めるものであります。

住所、賀茂郡東伊豆町稲取。

氏名、廣沢一久。

提案理由を申し上げます。

現任の廣沢委員が令和 3 年 3 月31日をもって任期満了となるため、再任をお願いするものでございます。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております同意案第1号 東伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村木 脩君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

◎日程第12 同意案第2号 東伊豆町教育委員会教育長の任命について

○議長（村木 脩君） 日程第12 同意案第2号 東伊豆町教育委員会教育長の任命についての同意を求める件を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま上程されました同意案第2号 東伊豆町教育委員会教育長の任命について。

東伊豆町教育委員会教育長に下記の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

記

住所、賀茂郡東伊豆町白田。

氏名、横山尋司。

提案理由を申し上げます。

現教育長が令和３年３月31日をもって任期満了となるため、新たに教育長の選任をお願いするものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております同意案第２号 東伊豆町教育委員会教育長の任命についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村木 脩君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

◎日程第１３ 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（村木 脩君） 日程第13 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（村木 脩君） これで本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和３年第１回東伊豆町議会定例会を閉会します。

長い間御苦労さまでした。

閉会 午前１１時１６分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 _____

署 名 議 員 _____

署 名 議 員 _____